

Advance Life Planning 調査研究委員会

2024 年度 研究報告書

2025 年 2 月

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

目次

はじめに	p.2
概要	p.3
第1章 調査研究の背景	p.6
第2章 調査研究の目的	p.10
第3章 調査研究の方法	p.19
第4章 実態調査結果	p.24
第5章 ALP に関連する法・制度等の調査結果	p.49
第6章 調査研究のまとめ	p.74

付録

・付録1. 定性調査インタビューガイド、定性調査結果	p.106
・付録2. 定量調査票、定量調査結果	p.167
・付録3. 高齢者ジャーニーマップ（初版）	p.195

はじめに

東京大学高齢社会総合研究機構は、超高齢社会のわが国が直面するさまざまな課題に対し、学際的かつ産学連携による研究と教育を行ってきた。「金融と法」をテーマとする部門では、高齢者の資産をめぐる問題や住まいをめぐる問題への対処がまだまだ不十分であるとの認識の下に、従来とは異なる新たな考え方と仕組みが必要ではないかとの着想を得た。それがアドバンス・ライフ・プランニング（ALP: Advance Life Planning）を行う仕組み作りである。実際、2018 年には、厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に関する検討会が、医療・介護の場面でのアドバンス・ケア・プランニングの重要性を強調するガイドラインの改訂をした。だが、「事前の備え」が必要なのは医療・介護の場面に限られない。

ところが、私自身も含めて多くの人は面倒なことは後回し（先送り）にしがちである。その結果がよければそれでよいのだが、そうではないようである。たとえば、単身高齢者の増加や、基本法が制定された認知症の課題、増加する一方の空き家、高齢者をターゲットとする詐欺や強盗事件の多発など、すでに多岐にわたる問題が顕在化している。かつてよりはるかに長くなった高齢期の生活を充実したものにする（Quality of Life を維持し、よりよいものにする）ためには、それに対応するプランニングとそれを実現する新たな仕組みが必要である。

そこで本報告書の第 3 章に述べるようなさまざまな組織・団体の人々が結集し、まずあらためて現状の再認識のための調査から始めることにした。そして、そこで抽出された「困りごと」を、そもそも予防するためにどのような支援の仕組みを作るか、作ることができるかが検討されてきた。本報告書はその中間報告書であり、その実現のために課題は多い。だが、ここで議論されている課題とその対処法は、超高齢社会のわが国においてこれまで検討されてこなかったものであり、わが国のみならず、これから高齢化に進む他の諸国にとってもその意義は大きい。

最後に、このような研究を実施するうえで力を合わせてくれた諸団体や関係者に感謝するとともに、委託研究という形で支援をいただいた公益財団法人 トラスト未来フォーラム 及び一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会にも深く御礼申し上げる。

2025 年 2 月 15 日

樋口範雄（東京大学（名誉教授））

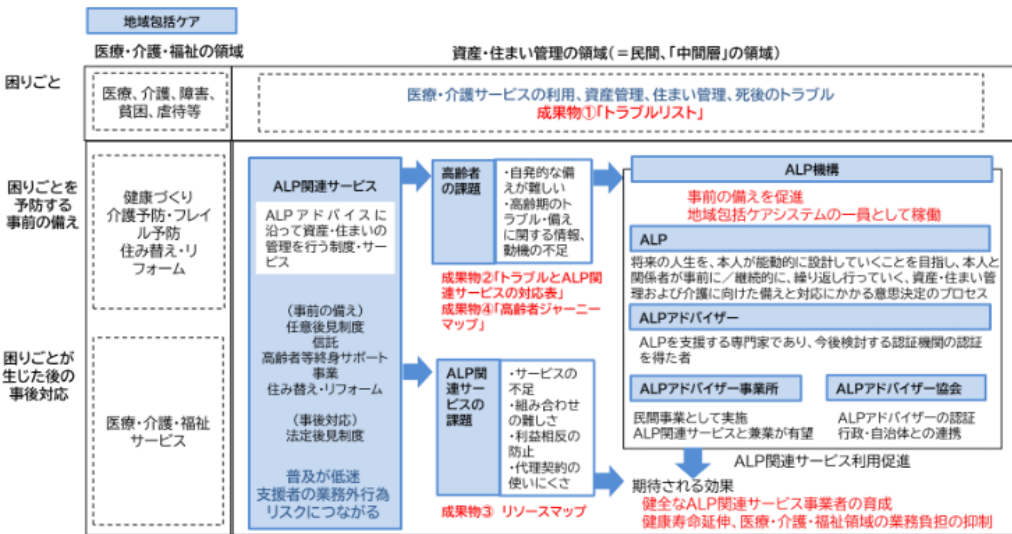
概要

Advance Life Planning調査研究報告書【概要版】

1. 背景	高齢化の進展 ・認知症、身寄りなし高齢者の増加 ・成年後見制度の普及が不十分	課題の広がり ・資産・住まいの管理 ・認知症高齢者本人の意思の尊重	実現可能かつ継続可能な社会介入の仕組みの構築が必要																				
2. 目的	・認知症高齢者や身寄りのない高齢者の資産・住まいの管理に関する実現可能かつ継続可能な社会介入の仕組みの方向性を示す。 ・政策および東京大学高齢社会総合研究機構(東大IOG)等による実践的取り組みの基盤を提示する。																						
3. 方法	・学識経験者による調査研究委員会の議論を基に、資産・住まいの管理に関する高齢者自身の備え行動を促す本人の意思決定を支援するプロセスである「Advance Life Planning」(ALP)およびそれを促す「ALPアドバイザー」の必要性を仮定した。 ・定性・定量調査および調査研究委員会における検討により、ALPアドバイザーによる社会介入の方向性を検証、修正した。																						
4. 結果	<table><tr><td>高齢者のトラブル</td><td>・事前に備えないことによって生じる14のトラブルを特定 ・「毎日の生活費に関するトラブル」が生じやすい</td></tr><tr><td>事前の備え</td><td>・トラブル発生後では対応が不十分となることや、支援者の負担や業務外対応が生じやすいことから、事前の備えを肯定する意見が多数 ・高齢者自身による自発的な備えは難しい ・成年後見制度、信託、社協・土業・高齢者等終身サポート事業者による代理契約、家族によるサポートなどの備えがあり、利用者に応じた備えの選択や組み合わせが必要 ・富裕層向けサービスや福祉制度の対象とならない「中間層」向けの民間による備えの拡充が必要</td></tr><tr><td>ALPの必要性</td><td>・ALP、ALPアドバイザーの必要性を支持する意見が多い ・本人の認知機能低下前の意思の尊重、親族トラブル防止</td></tr><tr><td>ALPアドバイザーの要件</td><td>・ALPアドバイザーの質確保(アドバイザーの教育、ADPの中立性、顧客情報管理体制)が必要。解決策としてALPアドバイザー資格や事業者を管理・監督する組織の設置が提案された ・集客の難しさ、収益化の難しさが課題であり、地域包括ケアとの連携、金融・不動産・介護等の高齢者を顧客とする事業との兼業形態での運営が提案された</td></tr></table>			高齢者のトラブル	・事前に備えないことによって生じる14のトラブルを特定 ・「毎日の生活費に関するトラブル」が生じやすい	事前の備え	・トラブル発生後では対応が不十分となることや、支援者の負担や業務外対応が生じやすいことから、事前の備えを肯定する意見が多数 ・高齢者自身による自発的な備えは難しい ・成年後見制度、信託、社協・土業・高齢者等終身サポート事業者による代理契約、家族によるサポートなどの備えがあり、利用者に応じた備えの選択や組み合わせが必要 ・富裕層向けサービスや福祉制度の対象とならない「中間層」向けの民間による備えの拡充が必要	ALPの必要性	・ALP、ALPアドバイザーの必要性を支持する意見が多い ・本人の認知機能低下前の意思の尊重、親族トラブル防止	ALPアドバイザーの要件	・ALPアドバイザーの質確保(アドバイザーの教育、ADPの中立性、顧客情報管理体制)が必要。解決策としてALPアドバイザー資格や事業者を管理・監督する組織の設置が提案された ・集客の難しさ、収益化の難しさが課題であり、地域包括ケアとの連携、金融・不動産・介護等の高齢者を顧客とする事業との兼業形態での運営が提案された												
高齢者のトラブル	・事前に備えないことによって生じる14のトラブルを特定 ・「毎日の生活費に関するトラブル」が生じやすい																						
事前の備え	・トラブル発生後では対応が不十分となることや、支援者の負担や業務外対応が生じやすいことから、事前の備えを肯定する意見が多数 ・高齢者自身による自発的な備えは難しい ・成年後見制度、信託、社協・土業・高齢者等終身サポート事業者による代理契約、家族によるサポートなどの備えがあり、利用者に応じた備えの選択や組み合わせが必要 ・富裕層向けサービスや福祉制度の対象とならない「中間層」向けの民間による備えの拡充が必要																						
ALPの必要性	・ALP、ALPアドバイザーの必要性を支持する意見が多い ・本人の認知機能低下前の意思の尊重、親族トラブル防止																						
ALPアドバイザーの要件	・ALPアドバイザーの質確保(アドバイザーの教育、ADPの中立性、顧客情報管理体制)が必要。解決策としてALPアドバイザー資格や事業者を管理・監督する組織の設置が提案された ・集客の難しさ、収益化の難しさが課題であり、地域包括ケアとの連携、金融・不動産・介護等の高齢者を顧客とする事業との兼業形態での運営が提案された																						
5. 提言	<table><tr><td>ALPの定義</td><td>将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。 ALPのプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む。</td></tr><tr><td>提言①</td><td colspan="2">ALPアドバイザーによる高齢期の事前の備えが全ての人に必要であることの周知</td></tr><tr><td>提言②</td><td colspan="2">ALPアドバイザーによる事前の備えを支援するツールの提案</td></tr><tr><td>提言③</td><td colspan="2">高齢者本人の意思の尊重、家族間トラブルの抑制</td></tr><tr><td>提言④</td><td colspan="2">ALPアドバイザーの質確保とそれを担う協会組織の設置</td></tr><tr><td>提言⑤</td><td colspan="2">「中間層」向けの支援を担う民間のALPアドバイザー事業の育成</td></tr><tr><td>提言⑥</td><td colspan="2">健全なALP関連サービス事業者の育成</td></tr></table>			ALPの定義	将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。 ALPのプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む。	提言①	ALPアドバイザーによる高齢期の事前の備えが全ての人に必要であることの周知		提言②	ALPアドバイザーによる事前の備えを支援するツールの提案		提言③	高齢者本人の意思の尊重、家族間トラブルの抑制		提言④	ALPアドバイザーの質確保とそれを担う協会組織の設置		提言⑤	「中間層」向けの支援を担う民間のALPアドバイザー事業の育成		提言⑥	健全なALP関連サービス事業者の育成	
ALPの定義	将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。 ALPのプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む。																						
提言①	ALPアドバイザーによる高齢期の事前の備えが全ての人に必要であることの周知																						
提言②	ALPアドバイザーによる事前の備えを支援するツールの提案																						
提言③	高齢者本人の意思の尊重、家族間トラブルの抑制																						
提言④	ALPアドバイザーの質確保とそれを担う協会組織の設置																						
提言⑤	「中間層」向けの支援を担う民間のALPアドバイザー事業の育成																						
提言⑥	健全なALP関連サービス事業者の育成																						

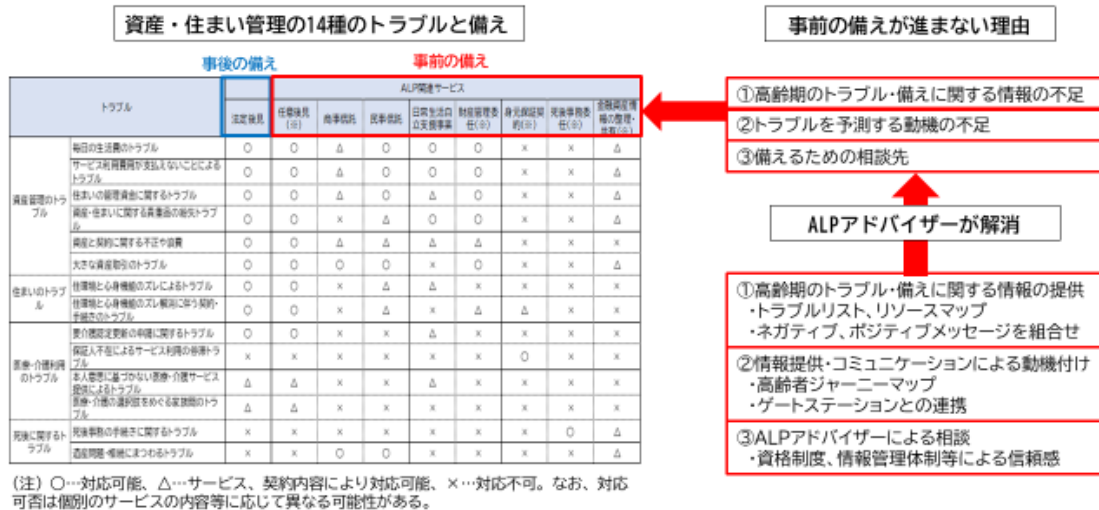
ALP機構による持続可能かつ継続可能な社会介入の仕組み

- ◆認知機能が低下した独居・身寄りのない高齢者が増加している中で、従来の医療・介護・福祉サービスの領域ではなく、民間の領域、特に「中間層」の領域で資産・住まい管理に関するトラブルが生じている。
- ◆高齢者の資産・住まいの管理を担うALP関連サービスの利用が不足する背景に、高齢者が自発的に備える難しさや、ALP関連サービスを組み合わせる難しさがある。その課題に対する社会介入の仕組みとしALP機構を提案する。



ALPアドバイザーの必要性

- ◆認知機能低下前に事前に備えることで法定後見制度以外のALP関連サービスも利用できる。それらを活用することで、資産管理、住まい、医療介護利用、死後に関するトラブルを防止しつつ、本人の意思に沿った生活を構築できる。
- ◆一方、①高齢期のトラブル・備えに関する情報の不足、②トラブルを予測する動機の不足、③備えるための相談先の不足が高齢者の事前の備えを阻害している。この課題を解消する役割がALPアドバイザーに期待される。



ALPアドバイザー事業の取り組みにより期待される効果

- ◆民間企業がALPアドバイザー事業に取り組むことで、業種共通の効果とともに業種固有の効果も期待できる。
- ◆複数の業種にまたがる事業者が連携してALPアドバイザー事業に取り組むことで、業種ごとの強みを発揮しつつ課題を克服できる可能性がある。

ALPアドバイザー事業の形態	業種共通の効果	業種固有の効果	課題
専業	・地域包括ケア、認知症バリアフリー社会への貢献 ・高齢顧客への対応品質の向上、契約手続きの適正化 ・自社従業員を介した親世代のALP促進による自社従業員の介護離職防止、人的資本経営の促進	なし	集客、収益化、質確保
兼業 銀行		中年層の資産形成の促進、高齢層との取引継続	地域包括ケア、適切なALP関連サービスとの連携
信託銀行		信託商品の販促	
保険		死亡保障、介護補償の販促 ALPアドバイザー・事業者向け補償 保険金請求漏れの防止	
証券		資産形成の促進、取引継続	健常時の顧客との接点
介護事業		利用者金銭管理等の業務外対応の抑制 利用者の不動産・金融資産の凍結防止 施設、サ高住等への誘客	
不動産		シニア住宅・サ高住、リフォーム事業への誘客 賃貸入居者への居住支援サービスの提供	
通信		高齢顧客へのサービスラインナップ強化 金融事業への誘客	
物流(宅配)		高齢層との取引継続、地方創生	地域包括ケア、適切なALP関連サービスとの連携

用語の定義

本報告書の頻出用語を以下の通り定義する。

ALP(最終定義)	将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。ALP のプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む。
ALP アドバイス(最終定義)	適切な ALP が実施されるよう支援すること。 主に下記 3 つの支援である。 ①意思表出支援:本人の課題を整理し意思を聞き出すこと。 ②意思決定支援:本人の意思を定める過程を支援すること。 ③意思実現支援:意思実現に向けた備えを支援すること。
ALP アドバイザー(最終定義)	ALP アドバイスを行う専門家であり、今後検討する認証機関の認証を得た者。
ALP 関連サービス(最終定義)	ALP アドバイスに沿って資産・住まいの管理を行う制度・サービス。ALP アドバイザーとの兼業も想定される。 なお、ALP アドバイスは身寄りのある方や認知機能が維持されている方への事前のアドバイスも含み、ALP 関連サービスよりも幅広い事業者が取り組むものと位置づけられる。
後見人等	成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人。
高齢者等終身サポート事業者	高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者。
成年後見制度	法定後見制度および任意後見制度。なお法定後見制度には、後見類型、保佐類型、補助類型が存在する。

第1章 調査研究の背景

1. 背景

1) 日本人口の高齢化と認知症の動向

2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果を概観する¹。総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2020年国勢調査による1億2,615万人が2070年には8,700万人に減少する(2020年時点の69.0%に減少)と推計されている。総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は、2020年の28.6%から2070年には38.7%へと上昇し続ける一方で、65歳以上人口(高齢者数)のピークは2043年の3,953万人でその後は減少していくと推計されている。

日本人口の高齢化が進む中、高齢者に好発する疾病の患者も増加する(図表I-1)。中でも罹患率の高い認知症に関して、認知症や軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)を持つ人の数は2025年に1,035.9万人、2050年には1,217.8万人となると推計されている²。認知症を持つ高齢者(以後、認知症高齢者)の急増が予測される中、彼らにとって生きやすい社会を作ることは、早急に対応すべき課題である。

図表I-1. 認知症およびMCIの患者数と有病率の将来推計

年	認知症		MCI	
	患者数の推計値 (95%CI)(万人)	有病率 (95%CI)(%)	患者数の推計値 (95%CI)(万人)	有病率 (95%CI)(%)
2022	443.2 (418.0-468.4)	12.3 (11.6-13.0)	558.5 (382.0-735.1)	15.5 (10.6-20.4)
2025	471.6 (443.3-500.0)	12.9 (12.1-13.7)	564.3 (487.0-641.5)	15.4 (13.3-17.6)
2030	523.1 (492.7-553.6)	14.2 (13.3-15.0)	593.1 (516.3-669.9)	16.0 (14.0-18.1)
2035	565.5 (533.5-597.5)	15.0 (14.1-15.8)	607.7 (530.6-684.7)	16.1 (14.1-18.1)
2040	584.2 (551.0-617.3)	14.9 (14.0-15.7)	612.8 (533.4-692.2)	15.6 (13.6-17.6)
2045	579.9 (546.7-613.2)	14.7 (13.9-15.5)	617.0 (536.2-697.9)	15.6 (13.6-17.7)
2050	586.6 (552.8-620.5)	15.1 (14.2-16.0)	631.2 (547.9-714.4)	16.2 (14.1-18.4)
2055	616.0 (580.9-651.0)	16.3 (15.4-17.2)	639.7 (558.0-721.4)	16.9 (14.8-19.1)
2060	645.1 (608.7-681.4)	17.7 (16.7-18.7)	632.2 (551.4-713.0)	17.4 (15.1-19.6)

CI: 信頼区間

- 2022年の4地域(久山町、中島町、中山町、海士町)から得られた認知症およびMCI者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。
- 2025年以降の性年齢階級別人口分布の出典:国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口:性年齢階級別人口分布・出生中位(死亡中位)推計(https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)

(出典) 二宮利治(代表)．令和5年老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)．認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究．2024．

¹ 国立社会保障・人口問題研究所．日本の将来推計人口，出生中位・死亡中位推計結果．2023．

² 二宮利治(代表)．令和5年老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)．認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究．2024．

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法³」は、2023 年 6 月 16 日に公布され、2024 年 1 月 1 日から施行された。その基本理念（第三条）の中には「一、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」、「三、認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること」と記載されている。

基本理念からは、地域に暮らし関わるあらゆるステークホルダーが認知症高齢者の意向を正しく理解し、意思決定を支援し、権利を保護する仕組みを作ることの必要性が伺える。国・地方自治体のみならず、一人一人の国民や民間事業者も、共生社会の一員として、こうした仕組みづくりに貢献していくことが求められる。

2) 認知症高齢者の資産・住まいに関する問題

認知症高齢者が直面する多様な課題の中でも、本調査研究では彼らの資産・住まいの管理に関する問題に着目する。認知症高齢者が保有する資産は 2040 年には金融資産で 241 兆円、不動産は 107.7 兆円にのぼると予想され、これは家計資産総額の 12%を超える見込みである⁴。認知症等で意志能力が低下すると、自宅の管理や資産運用、預貯金の引き出し等を本人一人で継続することが困難になり、本人や家族をはじめとした支援者に手続き上の負担が生じる他、特殊詐欺等の被害にもつながりやすい。また、認知症高齢者が行った意思決定に関しては、法的に無効とされるケースもある。

認知症高齢者本人の意思能力が低下した場合、資産・住まいの管理に関する諸手続きの多くを家族が代理していると想定される。高齢者本人に代わって家族が手続きを担うことで、これまでこの問題が着目を集めてこなかった経緯がある。しかしながら、今後、日本では身寄りのない高齢者の急増が見込まれており、子・配偶者ともいない高齢者は 371 万人(10.3%)から 834 万人(21.4%)に、三親等内の親族がいない高齢者は 286 万人(7.9%)から 448 万人(11.0%)に、それぞれ増加すると推計されている（図表 I-2）。

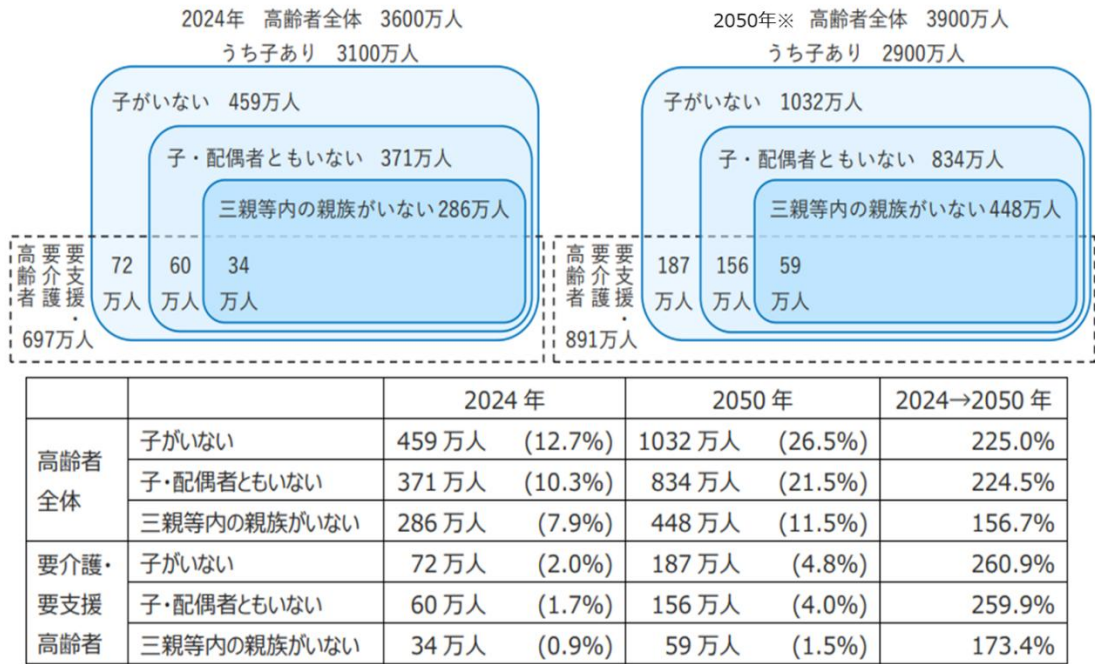
身寄りのない高齢者が適切に手続きを行えるよう補助する制度として成年後見制度があるが、普及が十分でないことや、申請・利用の困難が課題である。成年後見制度を利用していない場合に、身寄りのない高齢者の意思能力低下時の代理行為の多くは行政機関や、主に介護事業所等のケア支援者が対応している現状が想定される。この場合、特にケア支援者では業務外行為に該当する可能性も高い。また、資産・住まいの管理に関しては行政機関やケ

³ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法。 <https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC10000000065>. (2024 年 12 月 24 日アクセス)

⁴ 三井住友信託銀行株式会社。調査月報（2022 年 5 月号）。膨らむ認知症高齢者の保有資産。

ア支援者の専門性を活かしく、課題が見過ごされてしまうケースもあると考えられる。高齢者本人と支援者の双方にとって、権利擁護と業務負担の観点からみて、安全な状況とは言い難い。身寄りのない高齢者の増加予測を踏まえ、家族に頼らない代理の仕組みや、それを活用するための改善策を今のうちに設計し、社会実装・普及しておくことが望ましい。

図表 I-2. 身寄りのない高齢者数の将来推計



(資料) 日本総合研究所作成

(出典) 増加する「身寄り」のない高齢者― 頼れる親族がいないうち子ありの高齢者に関する試算 ―. 日本総研 Research Focus. 2024 年 7 月 23 日. 岡元真希子. (※部分は元の図で「2024 年」と表記されていたが、本文内容と照合し 2050 年に修正した)

3) 認知症高齢者の資産・住まい管理支援の推進・拡充策の開発と実装の必要性

認知症高齢者の人数は今後更に増加が見込まれている。彼らの資産・住まいの管理に関連した問題を未然に防止し、適切に解決することが重要である。加えて、認知症高齢者本人の意思が尊重されていなければならない。また、身寄りのない高齢者への配慮も求められる。

これらの課題に対処する実現可能かつ継続可能な社会介入を構築していく必要がある。そのためには、認知症高齢者の資産・住まい管理に関する課題の現状の把握を行ったうえで、医療・介護・金融・法務等の幅広い視点から課題を整理し、金融・法務を担う民間事業者等の意見を組み入れた社会介入方法を検討する必要がある。

2. 経緯

1) 研究立ち上げの経緯

2020年に東京大学高齢社会総合研究機構（東京大学 IOG）ジェロントロジー産学連携プロジェクトが開始され、高齢者が最後まで自分らしい人生を送るためのサービスを地域のインフラとして提供できる地域包括ケアシステムを展望する「金融関連及び法」が研究領域に設定された。同プロジェクト参加企業である三井住友信託銀行（株）および SOMPO インスティテュート・プラス（株）が、「認知機能が低下した高齢者の財産管理に関する備えの促進」に関する問題意識を共有したところ、研究者らから研究として取り組む意義について賛同を得た。その結果、東京大学 IOG、三井住友信託銀行（株）、および SOMPO インスティテュート・プラス（株）の3者が中心となり、「高齢者の金融関連及び法領域の備えの促進に関する共同研究」の立ち上げについて検討することとなった。

2) 研究の着眼点

調査研究委員会の立ち上げと研究計画立案に際して、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念を基盤に、次に示す3つの課題への対応を主たる着眼点とした。

1つ目は、身寄りのない高齢者数の増加に対する支援策の不足である。現状では、資産・住まいの管理に関する諸手続きの多くを家族が代理している現状が想定される。家族の代理を期待できない高齢者が増加する今後に向けて、支援・対応策の設計・普及が急務である。

2つ目は、成年後見制度の普及の不十分さに基づく新たな支援策の必要性である。成年後見制度は、前述の通り、身寄りのない高齢者が適切に手続きを行えるよう補助する制度であるが、その利用率は非常に低い。手続きの煩雑さや利便性、人材不足等の問題が指摘され工夫や改正の議論が行われているなか、それとは別の支援策が急ぎ必要であると考えた。

3つ目は、中間所得層の高齢者が自身の資産・住まい管理に関して安心して相談できる中立的な窓口の不足である。高齢期に起こる様々な疾病・障害リスクをも踏まえた資産・住まい管理を相談するには、既存のケア関連相談窓口や金融資産運用に関する相談窓口、高齢者等終身サポート事業者等だけでは、量・質の観点からみて、十分対応し得ないと考えた。

3) 東京大学 IOG との協働

2023年に、東京大学 IOG と三井住友信託銀行（株）および SOMPO インスティテュート・プラス（株）の間で、2025年度に共同研究を開始する方針が合意され、2024年度は共同研究を開始するための共同研究準備会を発足し、高齢者の金融関連及び法領域の備えの実態や備えの促進方法に関する調査事業（本調査研究）を実施することとなった。

本調査研究は、調査事業への賛同を得た（公財）トラスト未来フォーラムの委託研究として（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会が実施するものであり、その成果を広く世間に公開するとともに、2025年度以降の東京大学 IOG における共同研究に活用することを目的とする。

第2章 調査研究の目的

1. 調査研究の目的

本調査研究は、認知症高齢者の資産・住まい管理に関する課題の現状の把握を行ったうえで、医療・介護・金融・法務等の幅広い視点から課題を整理し、金融・法務を担う民間事業者等の意見を組み入れた社会介入方法を検討することにより、実現可能かつ継続可能な社会介入の仕組みを構築するための方向性を示すことを目指す。それにより、今後の政策および東京大学 IOG 等による実践的取り組みの基盤を提示することを目指している。

本調査研究では、新たな対策の方向性を示す主概念として Advance Life Planning（以下、ALP）という概念を考案し、その意義に着目した。ALP は、高齢者の将来の生活設計に関する意思決定を支援する包括的なプロセスを指し、認知症の進行を含む生活変化に備えた計画的な取り組みを促進するものである。

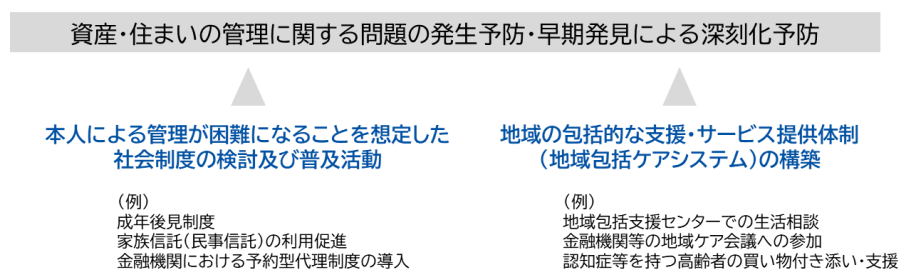
第3章以降では、ALP の必要性、ALP が包含する支援内容、更には ALP を実現するための専門家（ALP アドバイザー）の役割や、これを支える事業体制の要件を明らかにするために実施した各種調査の結果を報告する。これらの調査は、ALP の概念的枠組みを実装可能な内容やタスクとして可視化する上での具体的な方向性を見出すことを目的としており、それぞれの調査目的と方法については第3章に記載する。

本章では、認知症高齢者の資産および住まいの管理支援に関する現状を俯瞰した上で、ALP の定義とその考案背景を明確にし、政策的および実務的な意義を示していく。

2. 認知症高齢者の資産・住まい管理支援の現状

認知症高齢者の資産・住まいの管理に関する問題に対して、共生社会実現の観点に沿って、これまで大きく2つのアプローチが検討されてきている（図表Ⅱ-1）。

図表Ⅱ-1. 資産・住まいの管理に関する問題に対する2つのアプローチ



1) 本人による管理が困難になることを想定した社会制度の検討及び普及活動

第一は、本人による管理が困難になることを想定した社会制度の検討及び普及活動であり、例えば成年後見制度や民事信託の利用促進、また金融機関における予約型代理制度の導入である。

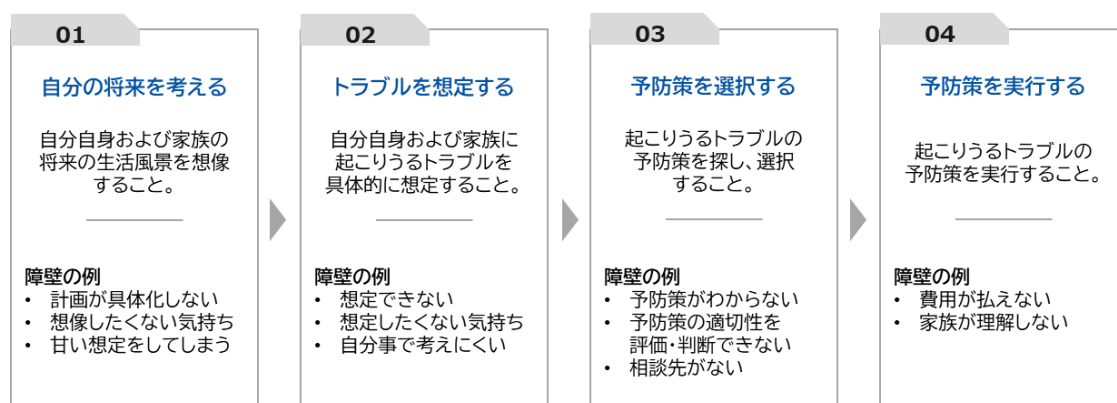
このアプローチを実現するためには、高齢者本人が自身の将来にわたる健康状態や生活

環境を予測し、備えの必要性を認識した上で、自身の状況に適した備え方を選択できることが重要である。しかしながら、図表Ⅱ-2 に示すように、この過程の各段階において多くの阻害要因が存在しており、これらが高齢者の備え行動を妨げていると考えられる。その結果として、このアプローチは現状では十分に普及していない状況にある。

例えば、現行の成年後見制度については、必要性が高いにもかかわらず導入件数が非常に限られているという課題がある。更に、制度の認知度不足や手続きの煩雑さ、利用のコスト負担等が阻害要因として指摘されており、これらの対策が不可欠である（成年後見制度に関する詳細は第5章に記載）。また、備え行動の重要性に関する情報提供の不足や、個別の状況に対応した選択肢が十分に提示されていない点も課題として挙げられる。

このような現状を踏まえ、図表Ⅱ-2 に示された阻害要因に対応する具体的な対策を講じるとともに、予防策を拡充していく必要がある。これにより、高齢者が自身の備え行動を促進できる環境を整備し、結果として高齢者の生活の質の向上や安心した生活環境の確保につながることを期待される。

図表Ⅱ-2. 将来起こりうるトラブルの予防策を自分で備えるまでのステップ



2) 地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築

第二は、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供された地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築である。そのためには、本人による資産・住まいの管理が困難になることを想定した社会制度の検討及び普及活動、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築、の2つのアプローチが進まない現状について課題を整理した上で、具体的で実装可能な解決策を構築していく必要がある。

地域包括ケアシステムの構築主体は地域包括支援センターであり、そこには日常生活相談・権利擁護に関する相談窓口機能もある。しかしながら、地域包括支援センターでは人手不足が大きな課題となっており、本来の業務である保健介護・福祉サービスに加えて、資産・住まいに関する相談を受けなければならないことが、大きな負担となっているという実態

もある⁵。2022年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業による「地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者の生活支援・介護予防に関する産業界との協働推進に関する調査研究成果報告書」では、地域包括ケアシステムの相談支援における予防的な対応として必要なものとして、「家族信託等の財産管理の情報提供や取り扱い機関の紹介（43.9%）」や「民間金融機関との勉強会や交流（43.2%）」といった資産・住まいに関わる対応の必要性が示されている。また、金融機関等の「連携先があることで中長期的なセンターの負担が軽減される（あてはまる・ややあてはまるが58.8%）」との声がある一方で、「どの事業者と連携すればよいかわからない（同 33.3%）」といった意見もみられる。地域包括ケアシステムの中で、認知症高齢者の住まい・資産に関するトラブルを予測・発見したり、受けた相談に基づき予防・解決に導いたりする存在と、その方法論および支援体制のいずれもが、現状では不足している。解決策の開発が望まれる。

3. 予測に基づく備え

1) 予測に基づく備えへの着目

本調査研究では、前述した2つのアプローチの課題への対策として、「資産・住まい管理に関する事前の備え行動を促すことの重要性」に以下の理由から着目することとした。

高齢期に備えるためには、予測が重要である。その理由は、予期しない変化が起きた際に取り返しのつかない事態に陥ることを防ぐためである。例として、認知機能が低下する前に資産の管理方法や医療・介護の選択を決めていなかった場合、後から家族や関係者が適切な判断を下すのが難しくなる場面がある。別の例では、事前に住まいや資産の管理に関する計画を立てていなければ、高齢者本人が望まない環境や選択を強いられてしまう場面がある。こうしたリスクを回避するためには、変動の可能性を十分に予測し、早期から具体的な備えを進めておかなければならない。

予測を行うためには、個人の努力だけでなく、他者との対話を通じた学びが欠かせない。具体的には、医療や福祉、金融、不動産といった多様な分野の知識を学び、どのような選択肢があるのかを知ることから始めなければならない。また、家族や専門家と対話を重ねることで、自分自身の価値観や希望を明確にし、それを現実落とし込む方法を見つけ出す必要もある。こうしたプロセスを経ることは、予測の精度を高めるとともに、必要な備えをより具体的に実行に移すことにつながると考える。

2) 高齢者自身が将来に備えにくい背景

(1) 高齢者個人の予測・備え不足

⁵ 「三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング. 令和4年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）. 地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究. 2023」より、地域包括支援センターの最も負担になっている業務として「総合相談支援業務（32.9%）」や「権利擁護業務（16.9%）」が挙げられており、その中で資産・住まい等の相談も受けている。

高齢期における人生の変動は、予測が難しい多様性を持っている。高齢期には、心身機能の低下にとどまらない様々の変化が起き、それに伴い生活様式も変動する（高齢期に起こる5つの変化とそれに伴う生活変動の例を図表Ⅱ-3に示した）。

高齢期の生活変動を予測することは困難なことである。その理由として、図表Ⅱ-3に示したような個々の変化が起こるきっかけやプロセスには、高齢者個人だけでなく周囲の人間関係や地域・社会の環境が影響しうる点がある。更に、個々の変化が併発、もしくは連続して発生しうる点も、予測を更に困難にしている。例として、「傷病発生に伴い要介護状態となり、外出機会が減ったことで他者との交流が減少したが、同時期に近居の子供世帯が仕事の都合で遠方に転居することとなった事例」を考える。高齢者本人が、自身に生じる傷病発生、子供世帯の転居先や時期を予測しておくことは難しいだろう。

こうした予測の難しさは、準備が不十分なまま変化を迎えることにつながる。その結果、高齢者本人や家族は、予測していなかった変化に対し、急な対処を求められてしまう。

図表Ⅱ-3. 高齢期に起こる5つの変化とそれに伴う生活の変動

心身機能	身体的・認知的な機能が徐々に低下する。体力や筋力、視力や聴力の低下により日常生活の自由度が制限される場合や、認知機能の低下に伴って意思決定や記憶の保持が難しくなる場合がある。
傷病発生	慢性疾患や新たな病気が発生しやすいため、それに関連した苦痛、治療、後遺障害によって日常生活が変動する。例えば、脳卒中や骨折といった急性疾患は、一時的または長期的にリハビリや介護が必要となる場合がある。
社会的立場	退職や役割の喪失に伴う社会的立場の変化が生じる。職場や地域社会における役割を失ったり、社会的な交流の機会が減少したりすることで、孤立感を抱える高齢者が増える。一方で、地域活動やボランティア活動を通じて新たな役割を得るケースもある。
家族構成	配偶者との離別や子どもの独立、更には配偶者や同世代の親族の死別等、家族構成が変化する。これに伴い、家庭内での役割や経済的な負担が変化する。例えば、独居となる場合には生活全般のサポートを再構築する必要が生じたり、逆に子ども世帯との同居が始まることで新たな家庭環境に適応する必要が生じたりする。
経済的状況	定年退職による収入の減少や医療費・介護費の増加等、経済的な状況が変化する。これにより、住まいや日常生活のスタイルを変えざるを得ないケースも発生しうる。

(2)社会制度の未普及・不足、地域包括ケアの不足

“2. 認知症高齢者の資産・住まい管理支援の現状”で記載した通り、現行の社会制度および地域包括ケアシステムの状況下では、高齢者自身の備えを促す機能が不足している。

3) 予測だけでは備えにつながらない可能性

予測を行っただけでは不十分であり、実際に備えを行動に移すことが求められる。例とし

て、住まいのリフォームを計画する、信頼できる代理人を選任しておく、遺言書を作成する、といった具体的な行動である。加えて、これらの備えは時間が経つにつれて見直しが必要になることもある。予測した後、備えを行うだけでなく、定期的に自身の状況を振り返り、必要に応じて備えを評価・更新していく必要もある。

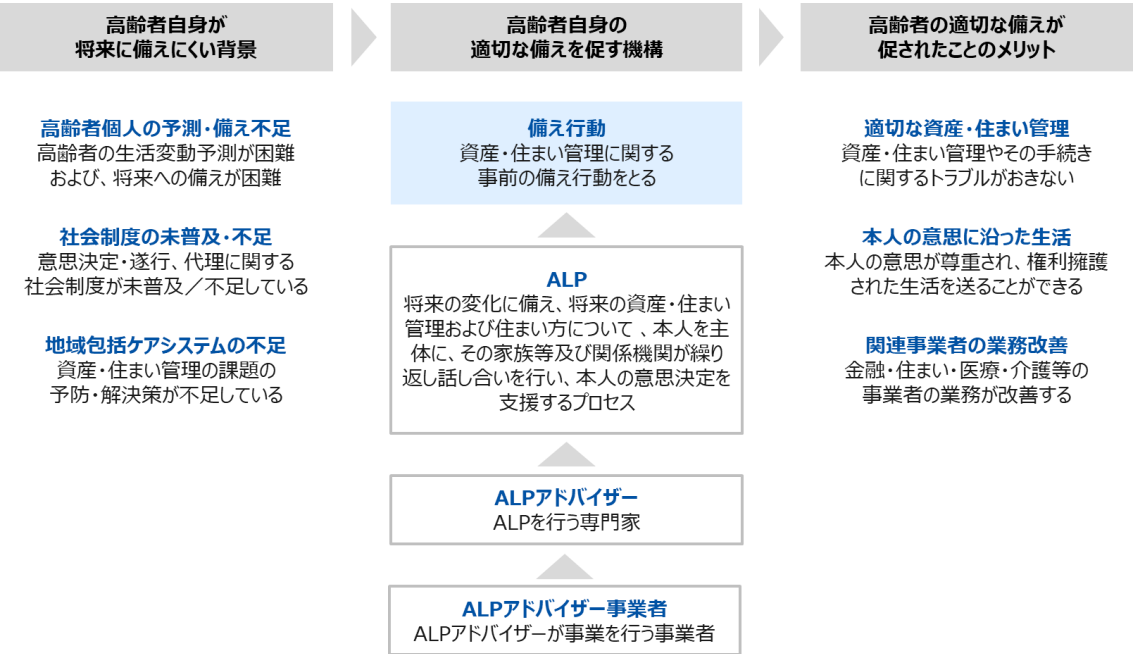
4. ALP の定義と研究全体の枠組み

1) 概要

本調査研究では、前述した2つのアプローチの課題への対策として「資産・住まい管理に関する事前の備え行動」を促すことが重要であると考えた。更に、高齢者自身では取り組みにくい備えを促し、また備えの適切性を確保するための支援手段として、ALP という概念を考案した。

本調査研究の開始時点では、高齢者の備えを促す機構としての ALP とその必要性・帰結の関係性を図表Ⅱ-4 の通り想定した。高齢者自身が将来に備えにくい背景があり、その中でも高齢者自身の適切な備えを促す機構として ALP および ALP アドバイザーがあると考えた。備えを促すことで引き起こしたい良い変化としては、高齢者自身が過ごしやすい社会を創出することだけでなく、金融・住まい・医療・介護等の関連事業者の業務改善および収益への貢献も想定することとした。

図表Ⅱ-4. 高齢者の備えを促すための ALP とその必要性・帰結の関係性



2) 高齢者自身の適切な備えを促す機構

(1)ALP の定義

第1回 IOG 共同研究準備会での議論に基づき、ALP を次の通り定義した。ALP とは、「将来の変化に備え、将来の資産・住まい管理および住まい方について、本人を主体に、その家族等及び関係機関が繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセス」のことである。

類似した用語に Advance Directive (AD：事前の指示) と Advance care planning (ACP：人生ケア会議) がある。AD とは、事前に物事の取り扱い方や進め方について定めておくこと⁶であり、継続的に本人と関係者間で交わされるプロセスそのものを示す ALP とは行為そのものが異なる。ACP は、「将来の変化に備え、将来の医療・ケアについて、本人を主体に、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセス⁷」である。ALP の定義で参照された概念であり、プロセスを扱う点も共通しているが、取り扱い範囲が医療・ケアを中心としているため、資産・住まいを扱う ALP とは異なる概念である。

図表Ⅱ-5. ALP（第1回 IOG 共同研究準備会時点の仮定義）と類似用語の定義

ALP(仮)	将来の変化に備え、 <u>将来の資産・住まい管理および住まい方</u> について、本人を主体に、その家族等及び関係機関が繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセス
AD	ある患者あるいは健常人が、 <u>将来自らが判断能力を失った際に自分に行われる医療行為</u> に対する意向を <u>前もって意思表示すること</u>
ACP	将来の変化に備え、 <u>将来の医療・ケア</u> について、本人を主体に、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセス

ALP は、①意思表出、②意思決定、③意思実現、の3ステップで進んでいくと想定した。ALP の過程の中では、本人の将来について、①場、②時期、③選択、④状態、⑤人、の5側面からとらえて決定していく（2024年5月9日第1回 IOG 共同研究準備会資料より）。

また「状態」に関連して、想定する状態像の低調さに応じて、ALP には、①一般的 ALP（健康、もしくは持病があっても意思決定能力は安定している状況を想定した場合）、②病気や病状に応じた ALP（意思決定能力があるが、低下してきている、もしくは病状により急な意思決定能力の急落が予測される状況を想定した場合）、③死後を見据えた ALP（臨終期および死後を想定した場合）、の3型が存在するとした。

(2)ALP アドバイザーおよび ALP 関連サービスの定義

⁶ 植村 和正. アドバンス・ディレクティブとリビング・ウィル（総論）. 日本老年医学会雑誌 52 巻 3 号. 2015.

⁷ (公財) 日本医師会. 終末期医療 アドバンス・ケア・プランニング (ACP) から考える. 2018.

第 1 回 IOG 共同研究準備会での議論に基づき、高齢者の ALP を支援する専門家として「ALP アドバイザー」を設置することを想定した。まず、ALP アドバイスを「適切な ALP が実施されるよう支援すること」と置き、その内容には、意思表出支援、意思決定支援、意思実現支援の 3 段階があると考えた。

また、ALP アドバイスを通じた高齢者の支援を実現するためには、「ALP アドバイスに沿って資産・住まいの管理を行う制度・サービス」の存在が欠かせない。本調査研究では、この制度・サービスを「ALP 関連サービス」と呼称することとした。本調査研究開始時点での、ALP、ALP アドバイス、ALP アドバイザーおよび ALP 関連サービスの整理を図表Ⅱ-6 に示す。

ALP アドバイザーの支援の適切性を担保し、また ALP アドバイザーの支援が地域社会の中で適切に機能し実効性を持つためには、アドバイザーの技術・知識だけでなく、彼らが所属・就労する環境が十分整っている必要がある。そうしたアドバイザー・環境要件を定性調査で明らかにした。聞き取りの結果は第 4 章に、他調査との統合に基づく研究会の統合見解は第 6 章に、それぞれ記載した。

図表Ⅱ-6. ALP、ALP アドバイス、ALP アドバイザーおよび ALP 関連サービスの整理（第 1 回 IOG 共同研究準備会時点の仮定義）

ALP(仮)	定義	将来の変化に備え、将来の資産・住まい管理および住まい方について、本人を主体に、その家族等及び関係機関が繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセス
	定める領域	①場、②時期、③選択、④状態、⑤人
	段階	①一般的 ALP、②病気や病状に応じた ALP、障害時期、③死後を見据えた ALP
ALP アドバイス(仮)	定義	適切な ALP が実施されるよう支援すること
	段階	①意思表出支援：本人の課題を整理し意思を聞き出すこと 主に ALP アドバイザーの役割 ②意思決定支援：本人の意思を定める過程を支援すること 主に ALP アドバイザーの役割 ③意思実現支援：意思実現に向けた備えを支援すること※ ※備えに応じ、対応する役は、ALP 関連サービス(下記参照)を提供する事業者(介護事業者、土業、金融機関等)であると想定している。
ALP アドバイザー(仮)	定義	ALP アドバイスを実施する者(専門家)
ALP 関連サービス(仮)	定義	ALP アドバイスに沿って資産・住まいの管理を行う制度・サービスのこと

本調査研究では、ALP 定義と ALP アドバイザーの稼働要件を確認することに加えて、高齢者の将来予後と備えの意義を可視化した「高齢者ジャーニーマップ」の試作版を作成することを目的に含めた（作成したマップの一例を図表Ⅱ-7 に示す）。

図表Ⅱ-7. 高齢者ジャーニーマップの一例



3) 高齢者の適切な備えが促されたことのメリット

本調査研究では、高齢者の適切な備えが促されたことのメリットを、高齢者自身（もしくは家族も含む）と ALP 関連サービス事業者の 2 者の視点で整理した。高齢者自身のメリットは、適切な資産・住まい管理がなされることにより、意思能力が低下した後の管理や手続きに関するトラブルが生じないことと、本人の意思が尊重され、権利擁護された生活を送ることができることの 2 つを想定した。これらは、第 1 章で記述した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念に沿うものである。

ALP 関連サービス事業者の視点では、金融・住まい・医療・介護等の事業者にとって、彼らの業務改善および収益貢献がなされることを想定した。ALP 関連サービス事業者にとってメリットがあることは、ALP の普及を後押しする上で重要な要素である。彼らに採択されやすい ALP 機構を設計することを目的に、各関係事業者が ALP に期待することを、定性調査で聞き取った。聞き取りの結果は第 4 章に、他調査との統合に基づく研究会の統合見解は第 6 章に、それぞれ記載した。

5. 本調査研究が想定する ALP

第 1 回 IOG 共同研究準備会での議論に基づき、ALP の社会実装戦略を積み上げていく過程の初期段階として、ALP・ALP 機構の主たるターゲット層を「中間層⁸」に、ALP アドバイザー事業の実施主体を「民間事業者」として想定することとした。

ターゲット層を「中間層」としたことは、言い換えると「生活保護の被保護者世帯、および、富裕層上位者世帯（目安として、個人の保有資産管理等を目的として、弁護士・税理士等と個別契約を結んでいる者がいる世帯）を除く」という意味である。生活保護被保護者世帯の資産・住まい管理はすでに行政機関が監督しており、富裕層上位者世帯では、すでに専門的アドバイザーが監督している可能性が高いため、本年度のターゲットからは除外することとした。

ALP アドバイザー事業を「民間事業者」とした理由は、高齢期の生活設計を促すにあたり、高齢期の困りごとの対処や予防策を行政に依存しがちな現風土から脱却するべきと考え、その可能性に関する議論を試みるためである。民間事業者のノウハウを活かすことで、高齢者自身が、自身の高齢期を自律的にデザインし、適切に資金を使い、幸せな毎日を送ることができる社会を描きたいと考えた。

定性調査では、ターゲット層を中間層とし、更にアドバイザー事業を民間事業者とした場合に、ALP 普及や ALP アドバイザーの事業展開・運営にどのような課題やメリットが想定されるかも尋ねた。聞き取りの結果は第 4 章に、他調査との統合に基づくビジネスモデルの統合見解は第 6 章に、それぞれ記載した。

⁸ 本調査研究では「中間層」を、富裕層とまではいえないが、貧困状態でもなく、自ら働いて生活を支えることができる層のことと捉えた。（参照：「中間層」について考える，研究員の眼，2024 年 03 月 14 日，ニッセイ基礎研究所）

第3章 調査研究の方法

1. 調査研究委員会における検討

調査研究委員会の構成員は図表Ⅲ-1 の通りである。毎月、委員が集まって調査研究委員会を実施し、すべての調査計画はそこで決定した。加えて、調査の進捗と成果物に基づき討議を重ねた。全調査研究委員会の日程と各回のトピックを図表Ⅲ-2 に示す。

図表Ⅲ-1. 研究委員

座長	樋口範雄	東京大学
委員	辻哲夫	東京大学 IOG、 医療経済研究・社会保険福祉協会
	飯島勝矢	東京大学 IOG
	大月敏雄	
	菅原育子	武蔵野大学
	萬澤陽子	筑波大学
	小足一寿	三井住友信託銀行
会議事務局	田中康夫	東京大学 IOG
	神谷哲朗	
	蒔野充照	
	清水浩一	医療経済研究・社会保険福祉協会
	岩崎孝宏	
	松本綾子	
	吉岡加奈子	
	蓑田由紀子	
	山田澄恵	三井住友信託銀行
	谷口佳充	
	久保貴史	
	中林亜希子	
オブザーバー	茶めぐみ	トラスト未来フォーラム
調査事務局	中村岳	SOMPO インスティテュート・プラス
	成瀬昂	
	岡島正泰	
	北山智子	

図表Ⅲ-2. 調査研究委員会日程

2024年5月9日	(第1回 IOG 共同研究準備会)	研究計画案
2024年6月14日	(第2回 IOG 共同研究準備会)	研究スケジュール、予算
2024年7月30日	第1回	定性調査計画（対象・方法・内容等）
2024年8月20日	第2回	定性調査経過報告
2024年9月19日	第3回	定性調査報告、定量調査計画（対象・方法・内容等）
2024年10月4日	第4回	代理機能の現状、定量調査案
2024年11月14日	第5回	定量調査速報値の報告
2024年12月12日	第6回	定量調査結果報告、後見と信託による代理機能
2025年1月10日	第7回	報告書（案）と調査報告のまとめ
2025年2月14日	第8回	報告書（案）の確認

2. ALPに関連する法・制度等の調査（デスクトップ調査、外部有識者招致）

1) 概要

ALP に関連する法および制度の現状と課題について、最新の知見と政策動向・課題を把握することを目的に情報収集を行った。情報収集は主に2つの方法で実施した。1つ目は文献調査、2つ目は有識者による講話である。

2) 文献調査

書籍、学術論文、省庁・団体等が発行した書類・オンライン資料から情報を抽出した。

3) 有識者による講話

有識者からの聞き取り調査を行った。調査研究委員会の場合に有識者を招致し講話を依頼した。講話・質疑応答の内容をメモに残し、加えて可能な範囲で譲渡された資料も情報源として、そこから関連情報を抽出した。抽出した情報を統合し、現状と課題を整理した。

招致した有識者と時期・タイトルを図表Ⅲ-3に示す。

図表Ⅲ-3. 有識者による講話

2024年7月30日	黒澤史津乃氏(株式会社 OAG ウェルビーR) ・「家族ありき」を前提としない老後とその先の迎え方
2024年12月12日	根本雄司弁護士(港大さん橋法律事務所) ・高齢者財産管理実務の現状～後見法改正を踏まえて～ ・成年後見制度改正の行方と預金取引の在り方の見直し

3. 定性調査

1) 調査目的

ALP に関連する領域の実務者および代表者に対して定性調査を行う。これにより、①事前の備えがないことによって生じうるトラブル、②事前の備えの現状および促進／阻害要因、③ALP アドバイザーの必要性、の3点に関する意見を抽出・整理すること、④ALP アドバイザーの要件仮説を生成すること、を目的とした。

定性調査で得た情報は随時、「調査研究委員会における検討」の討議資料として活用された。

2) 調査対象者

対象者の選定にあたり、まず ALP に関連するキーワードを列挙した。それらのキーワードを6つのテーマ（医療、介護、生活支援、金融、住まい、法律）に分類した（図表Ⅲ-4）。

設定したテーマ・キーワードに関連した実務経験がある者を「実務者」、各テーマに含まれるキーワード全体の動向について詳しく知る者をテーマごとの「代表者」とし、定性調査の対象とした。

図表Ⅲ-4. 定性調査

テーマ	キーワード
医療	ACP、意思決定支援、退院支援
介護	ケアマネジメント、範囲外業務、地域連携、施設介護、介護離職防止
生活支援	見守り、行政手続代行等、日常金銭管理
金融	銀行口座管理の代理、無権代理、商事信託、保険、金融資産運用、金融教育
住まい	高齢者向け賃貸住宅、居住支援、住み替え、リフォーム
法律	成年後見制度、任意後見制度、民事信託、財産管理委任、身元保証、死後事務委任

3) 調査時期

2024 年 7 月 31 日～11 月 30 日

4) 調査方法および内容

(1) リクルート・調査依頼方法

本調査研究の構成員の機縁に基づいて調査協力を依頼した。研究会事務局から調査概要を口頭もしくはメールで説明し、協力が得られた場合は調査日程の調整に進んだ。調査当日、まず調査説明資料に基づき調査の内容、匿名調査であること、同意撤回が可能であること、および調査謝金(クオカード 3,000 円分)について口頭で説明した。同意を確認できた場合、調査に進んだ。

(2) 調査手順

インタビューガイド(付録 1-1)に基づく半構造化面接を行った。対象者の都合に応じて、対面／オンライン調査のいずれか、および個別面接／グループ面接のいずれかの手法とした。面接時間は 60 分程度(最長 120 分)とした。調査者は 2 名以上で、進行役と記録役に分かれた。語られた内容は全て音声データとして保管したのち、個人情報を除いたテキストデータ化した。テキストデータは面接ごとに要約ノートに抽出した。その後、要約ノートの内容を項目ごとに統合した。

面接調査は次の手順で行った。まず、冒頭で調査時点での見解として、①ALP の定義、②ALP によって解決しうると考えられる高齢期のトラブル、③ALP アドバイザーの要件、④ALP アドバイザーが稼働するための仕組み(以後、ALP 機構)、の 4 つについて調査者が資料を使って説明した。その後、インタビューガイドに沿って調査者が質問し、対象者から回答を得た。

5) プレ調査

調査に先立ち、2024 年 5～7 月にプレ調査を行った。プレ調査は、医療・介護・高齢者等終身サポート事業の 3 領域の実務者および代表者 6 名を対象とした。インタビューへの回答、ならびにインタビューガイドの適切性についてフィードバックを得た。フィードバックに基づきインタビューガイドを修正し、本調査へ活用した。

4. 定量調査

1) 調査目的

要支援・要介護高齢者の備え、およびトラブル発生の現状を把握するための定量調査を行った。これにより、今後の ALP の概念定義、要件定義、実現・普及方法について検討する基礎資料とした。

2) 調査対象者

全国の 20～75 歳の有職者・男女のうち、調査時点で下記 2 つの対象像のいずれかに該当する者。①居宅介護支援事業所に所属し、要支援（地域包括支援センターからの委託）もしくは要介護高齢者のケアマネジメントに従事している者、②地域包括支援センターに所属し、要支援高齢者のケアマネジメントに従事している者。

3) 調査時期

2024 年 11 月 11 日～11 月 18 日

4) 調査方法

(1) 調査経路

インターネットリサーチである。調査機関は株式会社マクロミルに依頼した。まずマクロミル社が管理するマクロミルモニタのうち、全国の 20～75 歳の有職者・男女に対しスクリーニング調査が発信された。スクリーニング調査に回答した者のうち、調査対象に含まれる者のみ、調査への回答を求めるページに続けてガイドされた。スクリーニング調査／本調査ともに、回答完了者にはマクロミル社の規定に従う任意の換金可能ポイントが付与された。

(2) 調査項目

調査項目は、基本属性、代理の実態、トラブル評価、の 3 領域で構成された。領域のそれぞれで、回答者と所属機関、回答者がケアマネジメントを担当する事例、の 2 構造で回答を求めた（図表Ⅲ-5）。

図表Ⅲ-5. 定量調査の調査項目

	回答者／所属機関	担当事例
基本属性	回答者の基本属性 所属機関の基本属性	(要介護度別の)人数 (要介護度別の)身寄りの有無 (要介護度別の)住まい方
代理の実態	成年後見制度に対する評価	(要介護度別の)代理行為の発生頻度 (要介護度別の)代理者の分布

トラブル評価	トラブルの重要性	(要介護度別の)トラブルの発生頻度
--------	----------	-------------------

5) プレ調査

調査票を作成するにあたり、2024 年 11 月上旬に現役の居宅介護支援事業所に勤めるケアマネジャー2 名、地域包括支援センター職員 3 名にプレ調査を行った。質問文章の理解しやすさ、項目の回答しやすさについて尋ね、得たフィードバックに応じて調査票を修正した。

6) 集計方法

現状把握を目的として、各項目の記述統計および度数分布を確認した。更に、ALP で特に優先して着目すべきトラブルを特定するために、トラブルの重要性および発生頻度に関連する 3 項目を用いたバブルチャートを描写した。

第4章 実態調査結果

1. 実態調査（定性調査・定量調査）の概要

1) 目的

(1) 定性調査

ALP に関連する領域の実務者および代表者に対して定性調査を行った。これにより、①事前の備えがないことによって生じるトラブル、②事前の備えの現状および促進／阻害要因、③ALP アドバイザーの必要性、の3点に関する意見を抽出・整理すること、④ALP アドバイザーの要件仮説を生成すること、を目的とした。

(2) 定量調査

要支援・要介護高齢者の備え、およびトラブル発生の現状を把握するための定量調査を行った。これにより、今後のALPの概念定義、要件定義、実現・普及方法について検討する基礎資料とした。（記述統計データの詳細は付録とした。）

2) 結果の統合

(1) 事前の備えがないことによって生じるトラブルについて

定性調査の結果、事前の備えがないことによって生じるトラブルは、生前に起こるもの（計12種：資産管理のトラブル6種、住まいのトラブル2種、医療・介護利用のトラブル4種）と、本人の死後に起こるもの（2種）に整理できた（図表IV-1）。更に定量調査の結果、生前に発生しうるトラブル（12種）のうち、要支援・要介護者事例の過去1年間の発生実績、および今後1年間の発生見込みは概ね4%未満であることと、中でも「毎日の生活費に関するトラブル」の発生実績・見込みが高い傾向にあることが分かった。

図表IV-1. 事前の備えがないことによって生じるトラブル

生前	資産管理の トラブル	毎日の生活費のトラブル
		サービス利用費用が払えないことによるトラブル
		住まいの管理資金に関するトラブル
		資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル
		資産と契約に関する不正や浪費
		大きな資産取引のトラブル
	住まいの トラブル	住環境と心身機能のズレによるトラブル
		住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル
	医療・介護 利用の トラブル	要介護認定更新の申請に関するトラブル
		保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル
		本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル
		医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル
死後	死後の トラブル	死後事務の手続きに関するトラブル
		遺産問題・相続に関するトラブル

(2)事前の備えの現状および促進／阻害要因

定性調査では、困りごとが生じてから相談機関や介護などの支援者が対応する機会がたびたび発生していること、および、対応に関連した2つの問題が語られた。1つは対応の遅れや不十分さ、もう1つは対応者の負担（業務外対応となる等）であった。そのため、早目の備えを進めておくことについて同意する意見が対象者の多くから聞かれた。

しかしながら、備えの必要性を理解したり、備えに必要な費用を早期段階から支払い続けたりすることに本人・家族が抵抗・障害を感じてしまうため、高齢者本人が自発的に備えことは難しいという意見があった。特に成年後見制度については、困りごと回避のための備え（もしくは対応）として期待できるものである一方で、制度の複雑さ、申請の煩雑さ、費用を理由に普及が進んでおらず、改善を求める声があった。

定量調査では、後見人等がいるものが要支援・介護者の3.6％／2.5％と少ないことが明らかになった。また、預貯金の引き出し等に代理者が必要な場合、そのほとんどが家族によるものであり、後見人等の代理行為は非常に少なかった。

(3) ALP・ALP アドバイザーの必要性定義

定性調査では、早目の備えを促す取り組みとしてALP・ALP アドバイザーの必要性を支持する意見が多く、ALP・ALP アドバイザーの必要性に対する否定的な意見はなかった。また、現状の課題解決策として必要なALP・ALP アドバイザーの定義は下記のようにまとめられた：ALPとは、「将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。ALPのプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む」。である。また、その取り組みを支援する専門家がALP アドバイザーである。

(4) ALP アドバイザーの要件仮説

定性調査では、ALP アドバイザーの必要性には賛同する一方で、民間企業が事業として取り組むことの難しさが3点語られた。1つ目は集客の難しさ（医療・資産等情報や人生計画を民間事業者に開示することに高齢者が抵抗を感じる）、2つ目は収益化の難しさ（ALP アドバイスに報酬を求めることは難しい）、3つ目はALP アドバイスの質確保体制のコスト（アドバイザー教育および情報管理体制の整備にコストがかかる）、である。

定性調査では更にこれらの解決策として、ALP アドバイザー資格、およびALP アドバイザー事業者を管理・監督する組織（仮：ALP アドバイザー協会）を設置すること、ALP アドバイザー事業は地域包括ケアの機構の一部として自治体、特に地域包括支援センターと連携体制をとること、ALP アドバイザー事業は他事業との兼業形態を主形態として想定すること、が提案された。

2. 定性調査結果

1)調査対象、実施日

調査対象と調査実施日を図表Ⅳ-2 に示す。テーマとキーワードに基づきリクルートを繰り返した結果、「社会福祉協議会（社協）」、「行政書士」、「地域包括支援センター（地域包括）」、「在宅／施設ケアマネジャー（ケアマネ）」、「高齢者等終身サポート事業関連」、「住まい、金融事業者」、の6つの事業領域で調査を行った。

図表Ⅳ-2. 調査対象と調査実施日

	事業領域	区分	実施日
1	在宅／施設ケアマネジャー	実務者	2024/7/11（木）
2	高齢者等終身サポート事業関連		2024/7/17（水）
3	高齢者等終身サポート事業関連		2024/7/18（木）
4	行政書士		2024/7/23（火）
5	社会福祉協議会		2024/7/31（水）
6	地域包括支援センター		2024/8/2（金）
7	在宅／施設ケアマネジャー		2024/8/5（月）
8	高齢者等終身サポート事業関連		2024/8/15（木）
9	社会福祉協議会		2024/8/19（月）
10	社会福祉協議会		2024/8/21（水）
11	高齢者等終身サポート事業関連		2024/8/27（火）
12	住まい、金融事業者		2024/9/2（月）
13	高齢者等終身サポート事業関連		2024/9/3（火）
14	在宅／施設ケアマネジャー		2024/9/9（月）
15	社会福祉協議会		2024/9/24（火）
16	社会福祉協議会		2024/9/25（水）
17	住まい、金融事業者		2024/9/30（月）
18	地域包括支援センター		2024/10/8（火）
19	住まい、金融事業者		2024/10/23（水）
20	住まい、金融事業者		2024/11/12（火）
21	地域包括支援センター	代表者	2024/8/15（木）
22	在宅／施設ケアマネジャー		2024/9/17（火）
23	住まい、金融事業者		2024/10/7（月）

2)インタビュー項目

インタビューの進め方と尋ねた内容を図表IV-3に示す。

図表IV-3. インタビューの進め方と尋ねた内容

説明	研究プロジェクト概要・調査手続きに関する説明
仮説の説明	調査時点の最新の仮説に基づくALPアドバイザー要件／機構について説明 ・備えの重要性、備えの阻害／促進要因としてこれまで語られたことの概要 ・ALP／ALPアドバイザーの定義 ・ALPアドバイザー要件、アドバイザー稼働機構の案（調査時最新）
問い①②	（事前配布した資料に基づき） 困りごと・備えリストをみた感想、過不足について確認
問③	（説明した仮説を参照しながら） 備え手続きを阻害／促進する要因について
問④	（問③、ならびに、説明した仮説を参照しながら具体的に） ALPアドバイザーの要件について
問⑤	（問③④と関連させながら） 現在の業務 ALPアドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方 ・共通…認知機能が低下した場合の資産・住まい管理の意思決定等で、 対応者として困った場面に紐づけて、ALPアドバイザーや機構に期待すること ・ケア・介護領域の場合…アドバイザーとの連携の意味、連携に伴う課題（障壁、不安等）

3)調査結果

インタビューで語られた主な内容を以下に記載する。

(1)全体を通して得られた主なコメント

主なコメントは以下の通りである。発言内容の後、発言者の属性を（ ）で記載した。

①ALP アドバイザーの必要性

- ・ALP は非常にニーズがある領域で重要な取り組み。特に現在、MCI の人の金銭管理を含めた日常生活をサポートする仕組みはない。認知機能低下への深い知識と権利侵害への対策は喉から手が出るほど必要とされているため、ALP アドバイザーに期待したい。（地域包括）
- ・高齢者等終身サポート事業ではALP アドバイザーの仕組みが必要。監督官庁が存在しない課題がクリアされたうえで、ALP アドバイザーが信頼感を得たり、適切なサービスにつながるなら、非常に良いことだと思う。（高齢者等終身サポート事業関連）
- ・将来的に社協は、複数の信頼できる連携先を開拓できると思う。行政が民間企業を紹介するのは難しいが、社協ならできるかもしれない。（社協）
- ・これまで家族が支えてきた部分を、家族以外の誰かがやらなければいけないことが間違いなく多くなる。ケアマネのシャドウワークなどをどう減らすかという視点でも、お金をかけてでも誰かにやってもらわないと成り立たなくなる。（社協）

②ALP アドバイザーの要件・在り方

- ・ALP アドバイザーは地域包括や社会福祉協議会などの公的機関に設置した方が良いと思うが、支援をする際には専門性を有して関わらないといけないので、基幹型の地域包括支援センターに設置するのが望ましい。(地域包括)
- ・相談内容が多岐に渡るため、チームで対応しないといけない。ケアマネが金融の話をするのは難しく、その逆も然り。チームに相談内容の仕分けをする人がいて、適切な専門家につなげることが重要。(社協)
- ・個人と個人が紐づくことにはリスクがあるので、チーム制であることは大事。主担当＋サブを置くと良い。個人では24時間バックアップはできない。(高齢者等終身サポート事業関連)
- ・本人の意思を尊重するためにも、本人との関係性を築くコミュニケーション技法が重要。本人の状態をうまく解きほぐしてあげながら、言語化した困りごとと解決策を具体的に紐づけて提示することが必要。(地域包括)
- ・保健師・看護師はもちろんだが、精神保健福祉士・社会福祉士などの資格があると良い。福祉制度の困りごとにタイムリーに助言できる立場であることが大きい。(地域包括)
- ・地域包括支援センターは財産管理の点が弱い。そこにALP アドバイザーが入ることで、利用者にとってはワンストップで相談できるという仮説が立つ。(地域包括)

③困りごと、備え・対応方法

- ・日常生活自立支援も法定後見も、大原則は亡くなった時点で契約が終了し親族に引き継ぐが、身寄りがいない、もしくは身寄りがいても関わりを拒否され、法律上はできないにも関わらず、やらざるを得ない死後事務が非常に多くある。(社協)
- ・トラブル予防のためにも、親子の関係性と会話が大事。本人と相続やお金の話をするのは、なかなか心理的に難しい。エンディングノートなどの対話のツールがあれば、備えに進むのではないか。(住まい、金融事業者)
- ・例えば支払が滞ると電気が止まり、エアコンが使えなくなり、夜暑くて倒れてしまう、などの具体例を示すと効果があるかもしれない。(社協)
- ・家族が本人の抱えている課題や備えの必要性に対して無理解であることが多い。家族がいると外からの介入が難しい。家族にも備えることの大切さ、メリットを理解してもらうことが大事。(ケアマネ)

④ALP 事業普及の状況、課題

- ・情報管理や利益相反などの社内内部の管理体制を整備するハードルが高い。(住まい、金融事業者)
- ・民間事業の場合、公平性や公共性に関して不安がある。介護事業には民間が参入できるので、競争原理が働いてたくさんサービスが出てきた反面、福祉よりも利益追求になっている

- たりする。自分の利益の囲い込みにならないかは心配な点。(社協)
- ・仮に会社の社員が ALP アドバイザーとして携わる場合、成果はどう評価するのかなど、監督的な仕組みはより強く求められる。(高齢者等終身サポート事業関連)

⑤事業モデルの妥当性

- ・ALP 事業はスタートダッシュが大事。良いものでもマネタイズとバランスの取れた費用負担でないと普及しない。利益相反の懸念はあるが、兼業型しか成り立たないだろう。(住まい、金融事業者)
- ・民間事業者がやるという想定であれば、単独型は無理だろう。(高齢者等終身サポート事業関連)
- ・各金融機関に ALP 担当の組織を設けてもらい、BtoB で協賛金を集めていく、という展開もあるのでは。素地のある人に更に ALP の情報が加味されより強くなる、という展開だと個人に頼らず機関で対応できる。大手だけではなく、信金など全国の金融機関に作れるといい。(住まい、金融事業者)

(2) 事業領域ごとに得られたコメント

6 つの領域ごとに実務者から得られた特徴的なコメントを以下に記載した。「社会福祉協議会」、「行政書士」、「地域包括支援センター」、「在宅／施設ケアマネジャー」、「高齢者等終身サポート事業関連」、「住まい、金融事業者」、の順で紹介する。(実務者インタビューの詳細は付録とした。)

①社会福祉協議会 (5 か所)

i. 困りごと、備えについて

- ・地域包括支援センター、病院、民生委員、親族から相談を受けるが、周りが困っていても本人は困ってないことが多い。
- ・権利擁護支援に関する相談では、書類や現金を紛失したり、家賃・借地代・公共料金・医療や介護サービス費用を滞納したり、というものが多い。
- ・定期訪問や個別サービスを月 2,000 円程度で提供しているが、負担だと言われる。小額の支出を嫌がるのに 100 万円以上の大きな支出には現実感がない人も多い。
- ・日常生活自立支援も法定後見も、大原則は亡くなった時点で契約が終了し親族に引き継ぐが、身寄りがいない、もしくは身寄りがいても関わりを拒否され、法律上はできないにも関わらず、やらざるを得ない死後事務が非常に多くある。

ii. 備え手続きを阻害／促進する要因について

- ・男性の高齢者は特に新しいことに踏み出す勇気がなく、現状を崩したくないと考えている。妻が先に亡くなることを想像せず、備えない。

- ・本人の意思決定を支援する流れに変わってきていると感じるが、浪費を是としている人たちの意思が自立と言えるのか、非常に難しい。
- ・例えば支払が滞ると電気が止まり、エアコンが使えなくなり、夜暑くて倒れてしまう、などの具体例を示すと効果があるかもしれない。
- ・終活相談窓口を設置しているが、将来自分が行く施設にはどういう選択肢があるのだろうか、とか、自分が使わなくなったら空き家になりそうだがどうしていくのがいいのか、など、先々の選択肢や考え方の相談が多い。

iii. ALP アドバイザーの要件について

- ・ケアマネに近いイメージ。公的・法的機関の相談窓口で ALP アドバイザーがつなぐこと自体は特に問題がなく、できる資質を備えた人がやれば良いと思う。
- ・相談内容が多岐に渡るため、チームで対応しないとイケない。ケアマネが金融の話するのは難しく、その逆も然り。チームに相談内容の仕分けをする人がいて、適切な専門家につなげることが重要。
- ・つなぎ役なのであれば、市民後見人のように国や都道府県の養成過程を経ればいいのか。あらゆる知識は必要ない。
- ・連携先を選ぶ基準がバラバラだと、相談者が不安に感じたり、事業者ごとにサービスの差が生じたりする。質の担保は必要。

iv. ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

- ・現状、特定の身元引受事業者は紹介していないが、将来的には、社協は複数の信頼できる連携先を開拓できると思う。行政が民間企業を紹介するのは難しいが、社協ならできるかもしれない。
- ・社協に来れば、ALP アドバイザーが対応できる体制が整えば理想的だと思う。
- ・ある市役所にはハローワークの相談窓口が外向しており、そこで生活困窮の相談ができるように、既存の相談窓口の一角のような形で ALP アドバイザーの部門があるのは、あり得る話だと思う。
- ・東京都では助成金を活用して、各自治体で終活相談窓口を作る動きがある。行政とタッグを組む選択肢もあるのではないかな。
- ・書類での手続きはできないけれど金銭管理は出来る場合もあるので、ゆるく本人とつながりながら、地域包括支援センターにもつなげていくことが必要。
- ・民間事業の場合、公平性や公共性に関して不安がある。介護事業には民間が参入できるので、競争原理が働いてたくさんサービスが出てきた反面、福祉よりも利益追求になっていたりする。自分の利益の囲い込みにならないかは心配な点。
- ・これまで家族が支えてきた部分を、家族以外の誰かがやらなければいけないことが間違いなく多くなる。ケアマネのシャドウワークなどをどう減らすかという視点でも、お金をか

けてでも誰かにやってもらわないと成り立たなくなる。

- ・通帳や印鑑や生命保険などの書類の保管場所やネットバンキング等のアカウント・パスワードなどの情報の管理を、不正なく備えるための仕組みの検討が必要。

②行政書士（1 か所）

i. 困りごと、備えについて

- ・家族がいれば対応できることでも、おひとりさまは行政が見るしかない。行政がメニューを用意しても、申請しなければ利用できないものが多く、アウトリーチの対応ができていない。
- ・後見人が付けば解消する困りごとが殆ど。最も後見人を付ける必要があるのは財産管理。一方、後見人でも対応できないのは医療。入院手続きは後見人が行えるが、現在の法律では医療同意ができない。
- ・任意後見にもいろいろなやり方がある。移行型で財産管理をしながら後見人が必要になったら後見に移行する。見守り型の場合、財産管理は後見が始まるまでは対応しない。本人はしっかりしているつもりでも、うまく自分の財産が管理できずに詐欺に合う事例がある。

ii. 備え手続きを阻害／促進する要因について

- ・現行の成年後見制度の仕組みは圧倒的に使いにくい。一度後見人が付くと、不動産売却後も解除することはできない。
- ・資産がある人からは、後見人が付くと相続税対策などができなくなるので、意思決定能力があるうちに何とかしたい、という相談を受けることがある。

iii. ALP アドバイザーの要件について

- ・財産管理と身上保護は別の人間がやった方がいい。家庭裁判所の指導で弁護士と社会福祉士両方の後見人が付くことが推奨されており、お互いの苦手な部分を補い合っている。
- ・行政書士は地域包括と密接に関わっている。地域包括は財産管理の知識はなく、成年後見制度そのものも分からないことが多い。本人とはもちろん、他の関係者とコミュニケーションを取ることが重要。

iv. ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

- ・きちんとした制度の中で回っているというのが大事。制度がなければ支援者も動きにくい。

③地域包括支援センター（2 か所）

i. 困りごと、備えについて

- ・不要な保険に加入している高齢者がいる。高額な保険料が生活に支障をきたしていて解約

すべきだが、見栄やプライドのために解約しようとしない。

- ・施設に入るほどのお金はないが生活保護でもない、介護保険でサービスを組み立てようと思うと生活費のやりくりが難しい、そういう狭間の人たちほどトラブルに巻き込まれやすい印象がある。
- ・日常生活自立支援事業では権限が限られており、深いところまで入り込むのが難しい。社会福祉協議会が緊急事務管理を行い、成年後見制度の申し立てをすることもある。
- ・金銭的に余裕のある人は三点セット（財産管理契約、死後事務委任契約、任意後見制度）で対応し、金銭的に余裕のない人は日常生活自立支援から始める。

ii. 備え手続きを阻害／促進する要因について

- ・地域包括支援センターやケアマネは当座の金銭状況の把握はしているが、専門性が必要な不動産等の資産情報までは立ち入れないことが多い。
- ・意思決定支援はできるだけ早い時期が良い。病気になってからでは保険に入れない。一時金が出るような保険に入っていたら、いろんな選択肢から選ぶことができる。早期から備えることによって選択肢が広がると思う。
- ・老人会や地域の人たちに、エンディングノートの普及や ACP について働きかけたところ、「余計なお世話だ」「死ぬようなことを今から地域包括支援センターにやってもらわない」といった反発やお叱りを受けたこともあった。

iii. ALP アドバイザーの要件について

- ・本人の意思を尊重するためにも、本人との関係性を築くコミュニケーション技法が重要。本人の状態をうまく解きほぐしてあげながら、言語化した困りごとと解決策を具体的に紐づけて提示することが必要。
- ・保健師・看護師はもちろんだが、精神保健福祉士・社会福祉士などの資格があると良い。福祉制度の困りごととタイムリーに助言できる立場であることが大きい。

iv. ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

- ・アドバイザーに相談していたある程度の資産を持つ人の認知機能が低下した場合、それまでの話し合いをもとに、地域包括支援センターと連携する事になると思う。個人情報共有するための整理が必要。
- ・ALP アドバイザーは地域包括や社会福祉協議会などの公的機関に設置した方が良いと思うが、支援をする際には専門性を有して関わらないといけないので、基幹型の地域包括支援センターに設置するのが望ましい。
- ・地域包括の財政は厳しい状況。お金払ってまで ALP アドバイザーを使わない可能性がある。ALP アドバイザーの仕組みが介護予防につながり、自治体の介護にかかる財政の負担が軽減できることがしっかり数値で見えれば、補助金が出ることは十分あり得ると思う。

④在宅／施設ケアマネジャー（3 か所）

i. 困りごと、備えについて

- ・要支援 1～2 でも困りごとは頻繁に起こっている。認知症の症状が強い／要介護度が重い、という像を前提にすると現場とズレが生じる。
- ・通所介護事業で関わる人の 70%以上が何らかのこうした困りごとを抱えている印象。
- ・いわゆるグレーゾーン（業務範囲外、本当は相談員の仕事ではないこと）で困りごとの対応をすることは多い。
- ・不当な契約に対する備えは後見人を用意しておくこと一択で、他の選択肢がないことが課題。

ii. 備え手続きを阻害／促進する要因について

- ・家族が本人の抱えている課題や備えの必要性に対して無理解であることが多い。家族がいると外からの介入が難しい。家族にも備えることの大切さ、メリットを理解してもらうことが大事。
- ・パンフレットを見せて「相談に行ってみたら？」などと勧めるにしても、信頼関係がないと提案しにくく、相手も信じて動いてくれない。
- ・自分だけではどうしようもない、助けてくれとなってから、地域福祉権利擁護事業や介護保険サービスを使い始める。

iii. ALP アドバイザーの要件について

- ・アドバイザーは本人・家族から十分に信頼されることが必須。アドバイザーの所属組織も信頼を得る必要がある。介護事業所にとっても信頼できる存在であることも重要。
- ・法律や資産管理に詳しい人の方が対応しやすいのではないかな。
- ・司法書士・行政書士でも不正をすることはあるので、ALP アドバイザーであっても信用することは難しい。利用者が ALP アドバイザーに依存しないためにも、チーム制で相互監査を行うべき。
- ・相談者は ALP アドバイザーに専門性を求めてくる。例えば家の売買には高い専門性、信頼、そして深い知識が求められる。専門外の相談の場合、専門家に連携できることが ALP アドバイザーの要件の一つ。

iv. ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

- ・介護現場では法律の専門家に相談するのはハードルが高く困っている。ALP アドバイザー機関がこういう相談機能をもつことで、介護現場などに周知され、介護事業所の信頼を獲得していく戦略をとってみても良いのでは。現場としてはとても助かる。
- ・本人の財産管理（生活費用のインアウト、口座の管理方法など）への対応によるケアマネ

のシャドウワークがある。ケアマネはお金を扱いたくないので、本人が元気なうちに、ALP アドバイザーがアシストしてくれれば助かる。

- ・ケアマネ業界ではよく「社会資源」と言うが、社会資源の一環として ALP アドバイザーがいるといい。
- ・法的根拠がなくても、文書化や言語化されることで（エンディングノートのように）本人の考えを表出する、家族と話し合う機会になるので、間違いなく良いと思う。

⑤高齢者等終身サポート事業関連（5 か所）

i. 困りごと、備えについて

- ・入院中の小口現金の管理・ATM での支払いをしてくれる人が居ない。
- ・事前に備えていても、介護保険制度の変更等の外的要因によって、備えが機能しないこともある。
- ・在宅が難しくなった人への入所先施設の検討・助言・手続きは日常的な代理行為。
- ・成年後見制度はもともと資産が多い人が利用する制度だったが最近は資産が少ない人の利用が多く、報酬が見込めないケースが増えている。
- ・法定後見は、判断能力が無い段階で審判をもらうので、死後事務や遺言執行には直接的に関与できない。

ii. 備え手続きを阻害／促進する要因について

- ・任意後見、公正証書はハードルが高い。土業への報酬も高すぎる。
- ・問題が起きたら何とかすればいい、と当事者意識がない人がほとんど。周りが心配して制度につなげることが多いが、本人にとっては、ありがた迷惑かもしれない。
- ・本人が「将来こうしたい」と言っても、先立つものがないとプランの立てようがない。
- ・法的な効力はないが「エンディングノート」を使う人は少しずつ増えてきている印象。若干の備えの後押しにはなっているのではないか。
- ・資産がある人はその処分で悩んで任意後見を検討する。資産がない人は認知機能が衰えた後のことをどうにかしよう、という発想にすらならない。

iii. ALP アドバイザーの要件について

- ・相談されるためには、個人としてと、組織としての両方で信頼を得ることが必要。
- ・個人と個人が紐づくことにはリスクがあるので、チーム制であることは大事。主担当＋サブを置くと良い。個人では 24 時間バックアップはできない。
- ・あらゆる分野の関係者がチームで、全てのこと（特に医療や介護、行政サービスの仕組み）に精通して、適材適所で支援することがポイント。
- ・仮に会社の社員が ALP アドバイザーとして携わる場合、成果はどう評価するのかなど、監督的な仕組みはより強く求められる。

- ・社会福祉士、介護福祉士やケアマネ、宅建士、FP、行政書士など、資格はあるに越したことはない。市民後見人の養成講座などを受講した、総合的に広く浅く知識を持っている人が良いのではないか。
- ・民間事業者がやるという想定であれば、単独型は無理だろう。
- ・専門領域や知識の部分だけに偏らず、「この人の言うことだったらそうかも」「より詳しいことは、この人が紹介してくれる人の話を聞けばいいんだ」と思わせてくれるような、コミュニケーション能力が非常に高い人や、お喋り好きな人が適していると思う。
- ・後見人も単独ではできない。地域包括支援センターや、ケアマネ、ヘルパー、病院の院長、看護師など、そこを調整する能力で頑張っている。ALP アドバイザーも連携のとれる調整能力が必要。

iv. ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

- ・公平性は本人意思の尊重で確保されるべき。
- ・備えない危険性をあおるだけではなく備え方を伝える発信・報道が重要。危険性だけが強調されて、受け皿となるサービスがないのが現状。
- ・高齢者等終身サポート事業では ALP アドバイザーの仕組みが必要。監督官庁が存在しない課題がクリアされたうえで、ALP アドバイザーが信頼感を得たり、適切なサービスにつながるなら、非常に良いことだと思う。
- ・事前相談よりも、むしろ問題が起こった時に包括と連携しながら解決する動きがメインになるイメージ。ケアマネがやむを得ず対応するケースなどで利用は広がるのでは。

⑥住まい・金融関連事業者（4 か所）

i. 困りごと、備えについて

- ・相談で多いのは相続関係。手続き中・手続き後の揉めごとなど。年々件数が増えてきており、大きなトラブルに至らなくても手続きに時間がかかってしまうことがある。
- ・自社が提供している終活サービスでは、家族の相続に関する相談が多い。相談のきっかけは備えではなく、家族の死による目の前の相続問題。そこから自分ごととして将来への備えの相談につながることもある。
- ・認知機能が低下して預貯金を引き出せない等の相談について、現オペレーションでは対応できていない。
- ・（売却時に）本人の認知機能に問題がないかは司法書士に面談し確認してもらう。トラブル防止のために司法書士を挟むのが一般的。

ii. 備え手続きを阻害／促進する要因について

- ・自分の希望を（住み続けたいのか、無理な時は住み替えを容認するのか、地域、予算などの条件を）整理してイメージをしておけば、いざという時に決断できると思う。

- ・（事業者側に）備えを促進できるだけのマンパワー、収益化の問題がある。
- ・トラブル予防のためにも、親子の関係性と会話が大事。本人と相続やお金の話をするのは、なかなか心理的に難しい。エンディングノートなどの対話のツールがあれば、備えに進むのではないかと思う。

iii. ALP アドバイザーの要件について

- ・社会的信用とその裏付け（弁護士や公的機関等の信用の高い組織の後ろ盾）、個人の幅広い知識が求められそう。いろんな相談に応じないといけない。
- ・独立型はビジネスとして成立する見込みが非常に難しいと感じた。
- ・ALP 事業はスタートダッシュが大事。良いものでもマネタイズとバランスの取れた費用負担でないと普及しない。利益相反の懸念はあるが、兼業型しか成り立たないだろう。
- ・利用者に負担してもらう発想もあるのではないか。費用感は葬儀互助会の月 2～3 千円がメルクマール。土業の月 5 万前後は高すぎる。
- ・情報管理や利益相反などの社内内部の管理体制を整備するハードルが高い。

iv. ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

- ・介護分野の健常者接点としては地域支援事業がある。それを活用しないとアドバイザーの成り手が足りなくなるのではないか。
- ・相続に関しては、資産や資金の継承がスムーズになるメリットがある。
- ・収益が出ないことが大きな課題なので、「お金にならなくてもメリットがある」方向を探る必要がある。
- ・専門は不動産売買なので、ALP アドバイザーから売買情報が共有されるなら嬉しい話し。それに対してフィーを出すのも可能性としては十分あると思う。

(3) 代表者調査で得られたコメント

各領域代表者へのインタビューで得たコメントを以下に記載する。「地域包括支援センター」、「在宅／居宅ケアマネジャー」、「住まい、金融事業者」の 3 領域・3 者のコメントをそれぞれ紹介する。

①地域包括支援センター

- ・ALP は非常にニーズがある領域で、重要な取り組み。特に現在、MCI の人の金銭管理を含めた日常生活をサポートする仕組みはない。認知機能低下への深い知識と権利侵害への対策は喉から手が出るほど必要とされているため、ALP アドバイザーに期待したい。
- ・成年後見制度は軽度の認知症には適さない。「孫にお年玉をやれない」ようなことが発生する。暴論かも知れないが 85 歳以上は誰もが日常的な金銭管理サポートが必要だと思う。
- ・日常生活自立支援事業に従事する生活支援員の確保が難しい現状でありながら、民間でそ

の役割を担うことができる人材をどう確保するのが課題。

- ・超高齢社会が進む中、一人暮らし高齢者や認知機能の低下について、医学的理解にとどまらない、社会生活への影響や権利侵害のリスクへの対応が重要。アドボケイトをしっかりと持つことが必要条件となるだろう。
- ・地域包括支援センターは財産管理の点が弱い。そこに ALP アドバイザーが入ることで、利用者にとってはワンストップで相談できるという仮説が立つ。集客やアプローチ方法を一から民間で立ち上げるよりは地域包括支援センターを利用したほうが良い。
- ・モデル事業として地域包括支援センターの隣に ALP アドバイザーを設置すれば、事業継続しながら色々なことが出てくると思う。
- ・ALP アドバイザーは認知機能が低下する前に相談を受け、相談者が MCI になったら代理人的に振る舞う要素を入れるべきかどうかは悩ましい。部分的な代理契約を視野に入れるか考えてはどうか。
- ・高齢者等終身サポート事業者が担うサービスは、本来なら国がやるべきこと。地域で認知症支援をしようという事についても、基本計画に記載するだけでは財源(税金・介護保険)の確保にうまく繋がらない。

②在宅／施設ケアマネジャー

- ・役所は「元気ではないが要介護でもない高齢者」の住まいの相談に対応しない。住宅部局は通り一遍の説明をするだけで、福祉部局とは連携していない。
- ・自治体でモデル事業として ALP アドバイザーを展開するのがいいのではないかな。フレイル事業に熱心な自治体など、関心の高い自治体が良い。例えば福岡県大牟田市。
- ・モデル事業で、ケアマネ事業所にアドバイザー料を助成するのはどうか。その場合、「元気ではないけど要介護でもない高齢者」が相談した実態と記録が助成の根拠になる。相談したことにより空き家の未然防止効果ができれば、国交省から助成される可能性がある。また、備えに関心のある人をケアマネが見つけてくるかもしれない。
- ・高齢者の住まいに関して、ハウスメーカーは協力しやすい。不動産会社の OB などを ALP アドバイザーとして使ってみるのもいいのではないかな。一方、本人の親族も含めた合意形成は金融・不動産出身者は苦手な可能性がある。実証事業での確認が必要だろう。
- ・アドバイスでは強力な営業活動はしないことが重要である。介護事業者も大手ほどサービスの囲い込みはそれほどしないという信頼感がある。
- ・利用者の家族構成によって、どうアドバイスをすればいいかが異なってくる。介護施設でも文句を言うてくるのは、普段は施設にこない家族。介護スタッフには人を見る目利きと、聞き出す力量が問われる。そのヒアリングで後のトラブルが回避できるかが決まる。ALP アドバイザーにも同様のことが言える。

③住まい、金融事業者

- ・ALP は資産と住まいにフォーカスしていることは理解しているが、中年層の将来に向けたライフデザインを網羅的にサポートするためには、アジェンダのレベル感がありつつも総論的に考える必要がある。
- ・ALP＝能動的な自己決定が必要、というのはまさにそう思っている。能動的な自己決定を進める際には大きなフレームワークから入りつつ、特に資産や住まいの課題に対応する、というアプローチの方が一般層には入りやすいのではないか。
- ・アプローチについては、ポジティブとネガティブの両方を盛り込むといいのではないか。守りだけではなく攻めのライフプランはあるようでない。守りのライフプランの中でも、認知能力低下に対応していけるというのも必要。
- ・ALP アドバイザーについて、FP やジェロントロジー検定との重なりが気になる。課題が同じであれば似通ってしまうのは仕方ないが、新規性・優位性に懸念がある。差別化が重要。または、FP とうまく連携する可能性もあるのでは。
- ・行政書士は「くらしのかかりつけ医」を標榜し、能動的な意思決定のアプローチとして予防法務の領域を広げようとしている、そこと連携する可能性もありうる。
- ・各金融機関に ALP の担当組織を設けてもらい、BtoB で協賛金を集めていく、という展開もあるのでは。素地のある人に更に ALP の情報が加味されより強くなる、という展開だと個人に頼らず機関で対応できる。信金など全国の金融機関に作れるといい。

3. 定量調査結果

1)回収数

回収数は合計 554 件であった。内訳は図表IV-4 の通りである。

図表IV-4. 回収数

居宅介護支援専門員(以後、居宅ケアマネ)	348 件
地域包括支援センター職員	206 件
合計	554 件

2)回答者の基本属性

(1) 回答者の資格と経験年数

回答者の就業上の主たる資格と経験年数を図表IV-5 に示す。経験年数 10 年以上の者が全体の 50.4%を占めた。

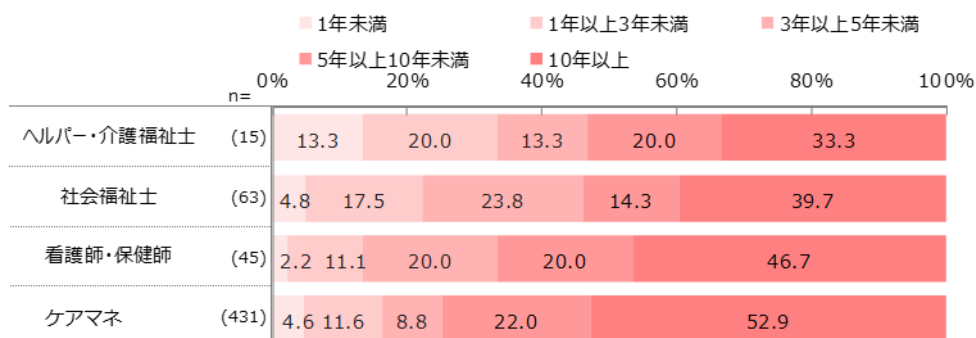
図表IV-5. 回答者の資格と経験年数

		n	(%)
経験年数	3 年未満	95	(17.1)
	3 年以上 5 年未満	64	(11.6)

	5 年以上 10 年未満	116	(20.9)
	10 年以上	279	(50.4)
職種	ケアマネ	431	(77.8)
	ヘルパー・介護福祉士	15	(2.7)
	社会福祉士	63	(11.4)
	看護師・保健師	45	(8.1)

主たる資格と経験年数の関係を図表IV-6 に示す。ケアマネが全体の 77.8%を占めており、他資格者に比べて経験年数が高いものが多い傾向にあった。

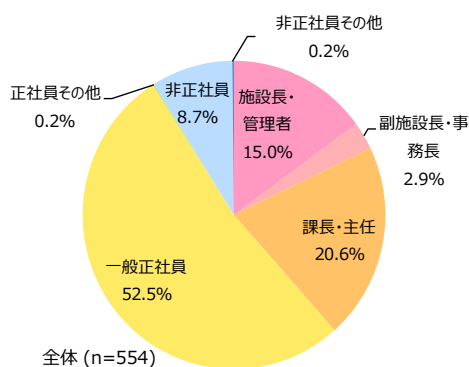
図表IV-6. 回答者の資格別の経験年数



(2) 回答者の雇用形態

回答者の雇用形態を図表IV-7 に示す。一般正社員が 52.5%を占めた。

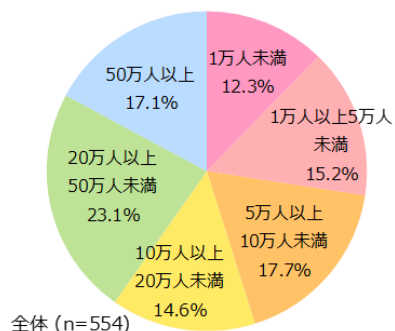
図表IV-7. 回答者の雇用形態



(3) 回答者の所属機関が所在する市町村の人口規模

回答者の所属機関が所在する市町村の人口規模を図表IV-8 に示す。人口 1 万人未満から 50 万人以上までである程度偏りなく分布している中で、最も多かったのは「20 万人以上 50 万人未満」で、全体の 23.1%を占めた。

図表IV-8. 回答者の所属機関が所在する市町村の人口規模



3)受け持ち事例の基本属性

(1) 受け持ち要支援・要介護者の事例件数

回答者が受け持つ要支援・要介護者の事例数は合計 16,198 件であった。内訳は図表IV-9 の通りである。

図表IV-9. 受け持ち要支援・要介護者の事例数

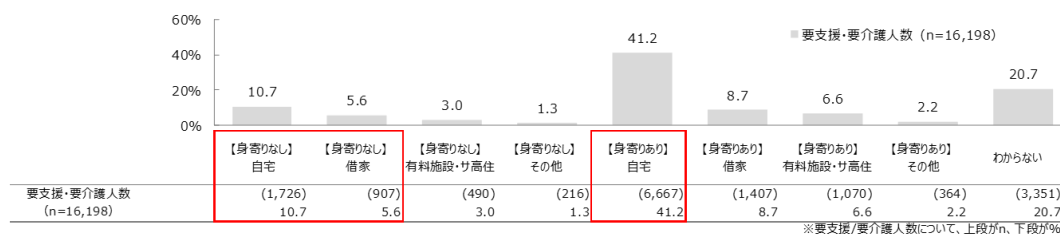
要支援 1・2	4,913 件
要介護 1・2	6,994 件
要介護 3～5	4,291 件
合計	16,198 件

(2) 要支援・要介護者の住まい方

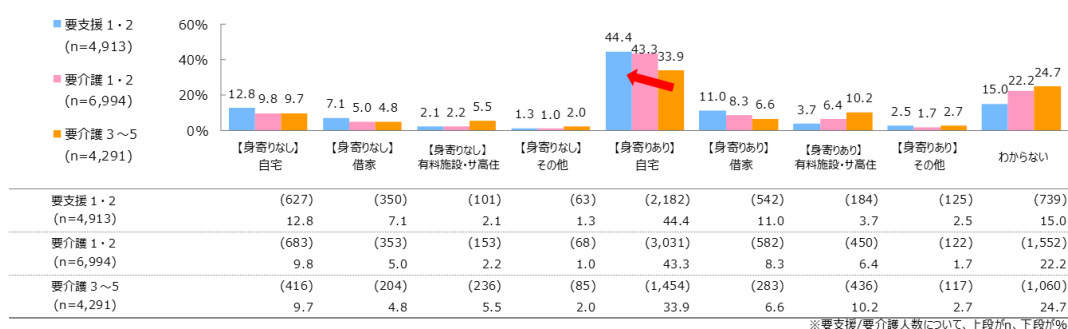
要支援・要介護者事例の住居・身寄り有無の分布を図表IV-10・図表IV-11 に示す。要支援・要介護者のうち、身寄りのない者は 3,339 件 (20.6%)、身寄りがある者は 9,508 件 (58.7%)、わからない者が 3,351 件 (20.7%) であった。身寄りがなく自宅または借家居住の者は 17%程 (2,633 人) であった。内訳は「【身寄りなし】自宅」が 10.7% (1,726 件)、「【身寄りなし】借家」が 5.6% (907 件) であった。

要支援・要介護者事例の住居・身寄り有無別について、全体では「【身寄りあり】自宅」が 41.2% (6,667 件) と最も多かった。介護度が低いほど自宅居住が多い傾向にあった。この傾向は身寄りあり/なしのいずれも同様であった。

図表Ⅳ-10. 要支援・要介護者事例の住居・身寄り有無の分布（全体）



図表Ⅳ-11. 要支援・要介護者事例の住居・身寄り有無の分布（要支援・要介護度別）

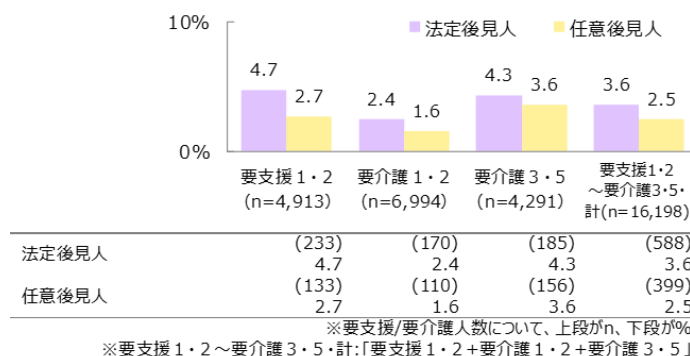


4) 代理行為の現状把握

(1) 要支援・要介護者事例の後見人等の有無

要支援・要介護者事例の後見人等の有無を図表Ⅳ-12 に示す。後見人等がいる人数について、「要支援～要介護・計」が、「法定後見人」では 3.6%（588 人）、「任意後見人」では 2.5%（399 件）であった。

図表Ⅳ-12. 要支援・要介護者事例の後見人等の有無



(2) 要支援・要介護者事例の代理行為の実態

要支援・要介護者事例の代理行為の有無の分布を図表Ⅳ-13・図表Ⅳ-14 に示す。個別の

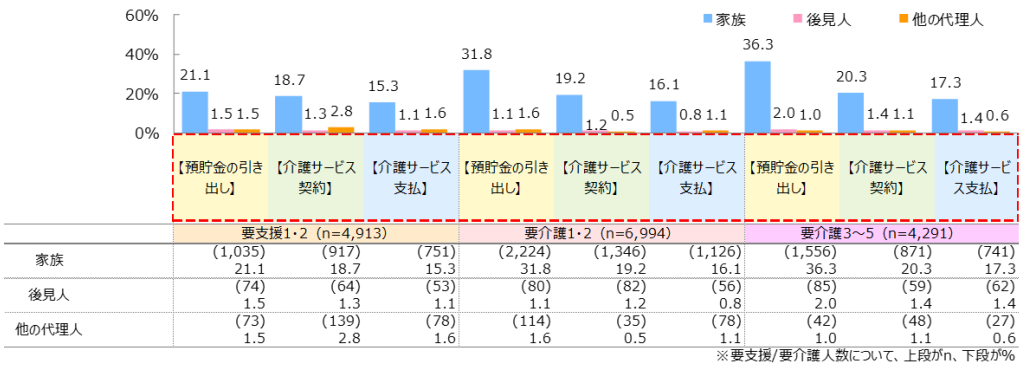
代理行為については、要支援・要介護度が上がるにつれて、「預貯金の引き出し」で代理が生じている事例の割合が高まった（「要支援 1・2」で 24.1%、「要介護 1・2」で 34.6%、「要介護 3～5」で 39.2%）。代理行為有無について、要支援・要介護いずれも「介護サービス契約」「介護サービス支払」の「代理あり」は 20%前後と概ね同程度であった。代理行為の実態について、要支援・要介護度を問わず、「家族」が対応する割合が高かった。

図表Ⅳ-13. 要支援・要介護者事例の代理行為（代理有無）

	要支援1・2 (n=4,913)		要介護1・2 (n=6,994)		要介護3～5 (n=4,291)	
	代理あり	代理なし	代理あり	代理なし	代理あり	代理なし
【預貯金の引き出し】	(1,182) 24.1	(3,731) 75.9	(2,418) 34.6	(4,576) 65.4	(1,683) 39.2	(2,608) 60.8
【介護サービス契約】	(1,120) 22.8	(3,793) 77.2	(1,463) 20.9	(5,531) 79.1	(978) 22.8	(3,313) 77.2
【介護サービス支払】	(882) 18.0	(4,031) 82.0	(1,260) 18.0	(5,734) 82.0	(830) 19.3	(3,461) 80.7

※要支援/要介護人数について、上段がn、下段が%

図表Ⅳ-14. 要支援・要介護者事例の代理行為（代理者内訳）

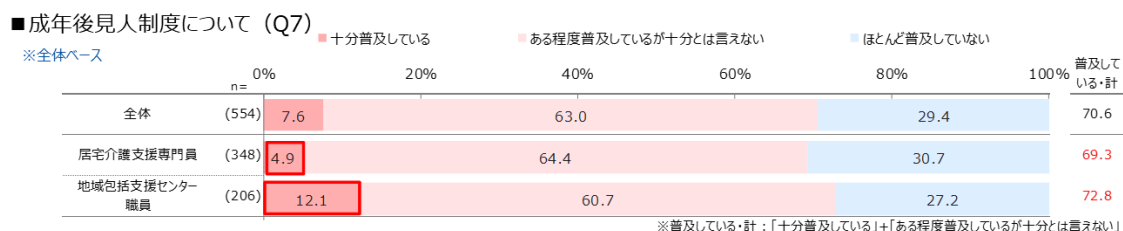


※要支援/要介護人数について、上段がn、下段が%

(3) 成年後見制度の評価

成年後見制度について、図表Ⅳ-15 に示す。「十分普及している」と回答したのは居宅ケアマネで 4.9%、地域包括支援センター職員で 12.1%にとどまった。成年後見制度について、十分・ある程度普及を合わせた「普及している・計」は、居宅ケアマネで 69.3%、地域包括支援センター職員で 72.8%がそこに含まれた。

図表IV-15. 成年後見制度の評価



成年後見制度の課題としてあがった自由記述意見を図表IV-16に示す。記述の内容に応じて10つのテーマに分類した：「制度の複雑さと手続きの煩雑さ」「時間のかかる手続きと対応の遅れ」「費用負担の高さ」「後見人の質や信頼性への不満」「周知不足と認知の低さ」「制度利用を妨げる本人や家族の抵抗」「ケアマネジャーや支援者の負担」「後見人の不足となり手の問題」「首長申し立ての機能不全」「社会的サポートと相談窓口の不足」。

図表IV-16. 成年後見制度の課題（自由記述より代表的なコメントのみそのまま抽出）

※ コメントの内容に応じて10テーマに分類した、類似のコメントは統合・省略した

1. 制度の複雑さと手続きの煩雑さ
 - ✓ 制度が複雑、申し立てが手間、本人の理解が得られない、認知機能低下状態では特にトラブルになりやすい。
 - ✓ 後見制度について、まず手続きが複雑すぎて個人では申請が難しく、弁護士や司法書士、行政書士などの力を借りる必要がある。費用的なこともあり、なかなか依頼しづらい部分がある。
 - ✓ 手続きが大変。金銭的な負担が大きい。時間がかかる。
2. 時間のかかる手続きと対応の遅れ
 - ✓ 後見人が選ばれるまでに時間がかかりすぎる。後見人への支払いが多額。
 - ✓ 後見人申請手続きの費用負担が大きい。選定までに時間がかかりすぎて、必要な支援が間に合わないケースが多い。
 - ✓ 首長申し立てが、とても時間がかかる。社協とのスピード感が合わない。
3. 費用負担の高さ
 - ✓ 後見人の報酬が高額で、低所得者層にはハードルが高い。必要な人ほど利用しにくい仕組みになっている。
 - ✓ 利用前の事務手続きにお金がかかりすぎる、本人が拠出することが難しい場合が多い。
 - ✓ 貧困な家庭は利用料がかかると嫌がる。本人や家族が費用負担に納得せず導入が進まないケースが多い。
4. 後見人の質や信頼性への不満
 - ✓ 任意後見人の財産管理が不透明。後見人の対応に不満を抱いている利用者が多い。
 - ✓ 後見人が許可なく一方的に責任を放棄してしまう場合が稀に見受けられる。
 - ✓ 後見人の質にバラツキがあり、本人のためというよりも形式的な活動に終始している印象を受ける。
5. 周知不足と認知の低さ
 - ✓ 制度が浸透しておらず、どこに誰に相談するのか等不明な事もあり、気軽に相談できる環境を希望す

る。

- ✓ 制度の主旨を被介護者本人や家族に正確に理解してもらえていないと感じる。
- ✓ 制度自体の認知度が低く、後見人がつくまでのプロセスがわかりづらいという声が多い。

6. 制度利用を妨げる本人や家族の抵抗

- ✓ 本人が必要性を感じていないことが多く、家族が費用や手続きの負担を理由に後見人をつけることを拒むケースがある。
- ✓ 被後見人本人や家族に制度の説明をしても、理解が得られないことが多く、制度利用が進まない。
- ✓ 本人に制度利用を進めるタイミングが遅れ、認知機能が進行してからでは手続きがより困難になる場合がある。

7. ケアマネジャーや支援者の負担

- ✓ ケアマネジャーが後見人業務をほとんど請け負う形になっており、負担が大きい。
- ✓ 介護職員が情報提供を行っても、お金目当てと思われて信頼関係が棄損される場合がある。
- ✓ 役所や社協が動かず、ケアマネジャーが窓口としての役割を担い、業務量が増えている。

8. 後見人の不足となり手の問題

- ✓ 成年後見人のなり手が不足しており、業務の多忙さが原因とされる。
- ✓ 後見人に対する報酬が低く、役割に対して割に合わないと感じる声が多い。
- ✓ 地域で市民後見人の養成が行われているが、需要に対して供給が追いついていない。

9. 首長申し立ての機能不全

- ✓ 首長申し立てに時間がかかりすぎるため、制度が十分に機能していない。
- ✓ 役場や行政が予算や人員不足を理由に対応を進めないことが多い。
- ✓ 身寄りのない高齢者に対する首長申し立てが消極的で、ケアマネジャーが対応を押し付けられることがある。

10. 社会的サポートと相談窓口の不足

- ✓ 相談できる窓口がわからないという声が多く、気軽に相談できる場の整備が求められる。
- ✓ 包括的に成年後見制度をサポートするセンターの設置を望む意見が多い。
- ✓ 制度利用に関して、役場や行政が責任を持って対応してくれる仕組みがほしいという声が多い。

5)トラブル評価

(1) 要支援・要介護者事例の生前トラブルの発生状況

生前に発生しうるトラブル（12種）の実態について、要支援・要介護者事例の過去1年間の発生実績、および今後1年間の発生見込を尋ねた。結果を図表IV-17に示す。発生実績・見込み共に、介護度を問わず概ね4%未満であった。要支援者の方が、トラブル全体の発生実績・発生見込共に、割合がわずかに高い（もしくは同程度）傾向があった。要介護者の方が発生率が高かったのは「医療・介護の選択をめぐる家族問題」の実績・見込みのみであった。

「毎日の生活費」に関するトラブルは、発生実績・発生見込みともに、他トラブルに比べ発生しやすい傾向にあった。

図表Ⅳ-17. 要支援・要介護者事例の生前トラブルの発生状況

n=(554)	過去1年の発生実績			将来1年の発生見込み		
	要支援1・2 (n=4,913)	要介護1・2 (n=6,994)	要介護3～5 (n=4,291)	要支援1・2 (n=4,913)	要介護1・2 (n=6,994)	要介護3～5 (n=4,291)
毎日の生活費	(194) 3.9	(165) 2.4	(108) 2.5	(193) 3.9	(183) 2.6	(140) 3.3
サービス利用費用が払えない	(106) 2.2	(92) 1.3	(68) 1.6	(101) 2.1	(75) 1.1	(64) 1.5
住まいの管理資金	(90) 1.8	(74) 1.1	(50) 1.2	(83) 1.7	(71) 1.0	(63) 1.5
貴重品の紛失トラブル	(129) 2.6	(99) 1.4	(55) 1.3	(90) 1.8	(90) 1.3	(64) 1.5
不正や浪費	(75) 1.5	(67) 1.0	(39) 0.9	(82) 1.7	(61) 0.9	(39) 0.9
大きな資産取引	(85) 1.7	(43) 0.6	(46) 1.1	(64) 1.3	(44) 0.6	(55) 1.3
住環境と心身機能のズレ	(95) 1.9	(87) 1.2	(80) 1.9	(88) 1.8	(86) 1.2	(88) 2.1
住環境と心身機能のズレ解消	(72) 1.5	(63) 0.9	(63) 1.5	(82) 1.7	(74) 1.1	(63) 1.5
認定更新の申請	(143) 2.9	(93) 1.3	(84) 2.0	(93) 1.9	(100) 1.4	(82) 1.9
保証人不在によるサービス停滞	(73) 1.5	(50) 0.7	(51) 1.2	(85) 1.7	(55) 0.8	(45) 1.0
本人意思に基づかない医療・介護	(70) 1.4	(66) 0.9	(57) 1.3	(68) 1.4	(63) 0.9	(61) 1.4
医療・介護の選択をめぐる家族問題	(79) 1.6	(95) 1.4	(88) 2.1	(91) 1.9	(102) 1.5	(88) 2.1

※要支援/要介護人数について、上段がn、下段が% ※縦方向に各上位5項目を赤色

(2) 生前トラブルの評価

生前に発生しうるトラブル（12 種）について、その予防・回避の重要性を回答者の主観に基づき 2 つの指標で尋ねた。まず、本人の生活への影響の大きさに基づくトラブル回避の重要度を尋ねた。次に、回答者が業務を遂行する上で、特に避けるべきトラブルを尋ねた。それぞれの結果を図表Ⅳ-18・図表Ⅳ-19 に示す。

トラブル回避の重要度は、次のように尋ねた：各トラブルについて、もしそれが頻繁に発生してしまうと、要支援・要介護高齢者本人が望む生活がどの程度送りにくくなると思いますか。あなたの経験と主観に基づき、本人の気持ちや立場を想像しながらお答えください（0～10：数字が大きいほど難しい）。[10=かなり難しくなる（絶対予防しなければならない）、1=全く変わらない（予防できるならした方がいい）]。特に重要と答えた回答者が多かった項目は、「住環境と心身機能のズレ（8 以上の高値回答者が 51.8%）」、「大きな資産取引（同 48.8%）」であった。

図表Ⅳ-18. 本人の生活への影響の大きさに基づくトラブル回避の重要度

n=(554)	重要度 (平均値)	高値回答 (10～8)
毎日の生活費	6.80	44.9%
サービス利用費用が払えない	6.83	46.2%
住まいの管理資金	6.59	40.4%
貴重品の紛失トラブル	6.43	38.3%
不正や浪費	6.64	43.0%
大きな資産取引	6.76	48.9%
住環境と心身機能のズレ	6.94	51.8%
住環境と心身機能のズレ解消	6.66	41.9%
認定更新の申請	6.38	39.5%
保証人不在によるサービス停滞	6.61	43.3%
本人意思に基づかない医療・介護	6.55	42.4%
医療・介護の選択をめぐる家族問題	6.56	42.4%

※上位5項目が赤色

業務を遂行する上で特に避けるべきトラブルは、次のように尋ねた：12 のトラブルのうち、あなたから見て、特に予防・回避するべきだと考えるものを最大5つまで、選択してください。避けるべきトラブルとして選択した回答者が多かったトラブルは「毎日の生活費（56.1%）」、「サービス利用費用が払えない（41.3%）」であった。

図表Ⅳ-19. 回答者が業務を遂行する上で特に避けるべきと考えるトラブル

n=(554)	特に予防・回避すべきトラブル	
	n	%
毎日の生活費	311	56.1%
サービス利用費用が払えない	229	41.3%
住まいの管理資金	130	23.5%
貴重品の紛失トラブル	88	15.9%
不正や浪費	85	15.3%
大きな資産取引	65	11.7%
住環境と心身機能のズレ	144	26.0%
住環境と心身機能のズレ解消	73	13.2%
認定更新の申請	86	15.5%
保証人不在によるサービス停滞	120	21.7%
本人意思に基づかない医療・介護	155	28.0%
医療・介護の選択をめぐる家族問題	187	33.8%

※上位5項目が赤色

(3) 死後のトラブルの評価

要支援・要介護者事例の死後トラブルの発生見込み（突然、ご本人が亡くなられた場合、相続及び死後事務の手続きに関するトラブル（相続手続きや葬儀の手配がスムーズに進まず、家族や周囲の関係者に余計な負担がかかってしまうこと）が生じる可能性が高い）を尋ねた。結果を図表IV-20に示す。要介護度を問わず、7～8%台の事例で死後トラブルが見込まれていた。

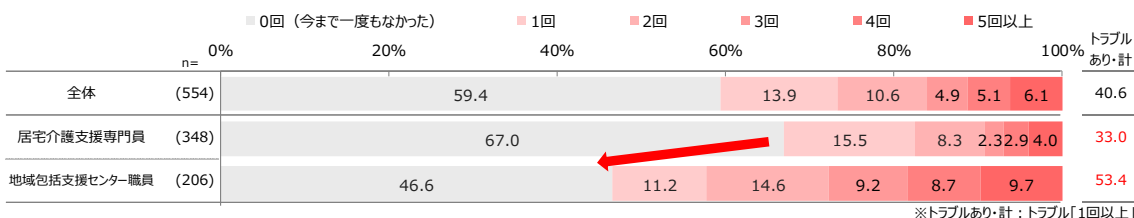
図表IV-20. 要支援・要介護者事例の死後トラブルの発生見込み

全体	全体 (16,198)	要支援1・2 (n=4,913)	要介護1・2 (n=6,994)	要介護3～5 (n=4,291)
相続トラブルが生じる可能性が高い人	(1,274) 7.9%	(405) 8.2%	(499) 7.1%	(370) 8.6%

※要支援/要介護人数について、上段がn、下段が%

回答者のこれまでの業務経験について、ケアマネジメントを担当した事例の死後の遺産にまつわる家族間トラブルに遭遇した頻度を尋ねた。トラブルに遭遇したことがない者が全体の59.4%おり、特に居宅ケアマネではその67.0%が未経験であった。地域包括支援センター職員はより遭遇しやすく、うち9.7%は遭遇頻度が5回以上であった。

図表IV-21. 担当事例の遺産にまつわる家族間トラブルに遭遇した頻度



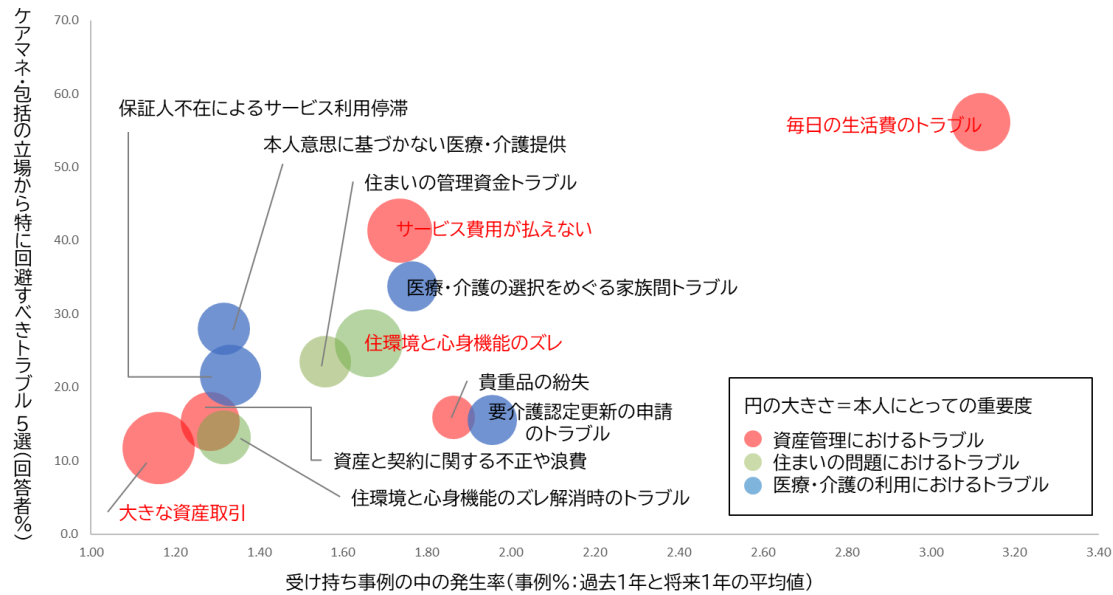
6) 高齢者ジャーニーマップで着目するトラブルの検討にむけた再集計

生前トラブル12種のうち、着目するトラブルを検討するために再集計を行った。具体的には、要支援・要介護者事例の生前トラブルの発生状況（図表IV-17）、本人の生活への影響の大きさに基づくトラブル回避の重要度（図表IV-18）、回答者が業務を遂行する上で特に避けるべきと考えるトラブル（図表IV-19）の3つの結果を統合するために、バブルチャートを作成した。作成したバブルチャートを図表IV-22に示す。各軸の値が大きく（右上に行くほど）、かつ相対的にバブルが大きいほど、着目する優先度が高いトラブルと言える。

本バブルチャートをもとに第6回調査研究委員会で議論した。前述の基準に加え、トラブルの種類（赤：資産管理におけるトラブル、緑：住まいの問題におけるトラブル、青：医療・介護の利用におけるトラブル）のうち、本調査研究の目的に応じて、資産管理・住まい

におけるトラブルを優先的に取り上げることとした。その結果、バブルチャート内に赤字で示したトラブル（毎日の生活費のトラブル、サービス費用が払えない、住環境と心身機能のズレ、大きな資産取引）に着目することとした。以後の高齢者ジャーニーマップの作成経過・結果については、第6章に記載する。

図表Ⅳ-22. 生前トラブル 12 種の着目優先度



第5章 ALPに関連する法・制度等の調査結果

1. 共同研究準備会・調査研究委員会における検討

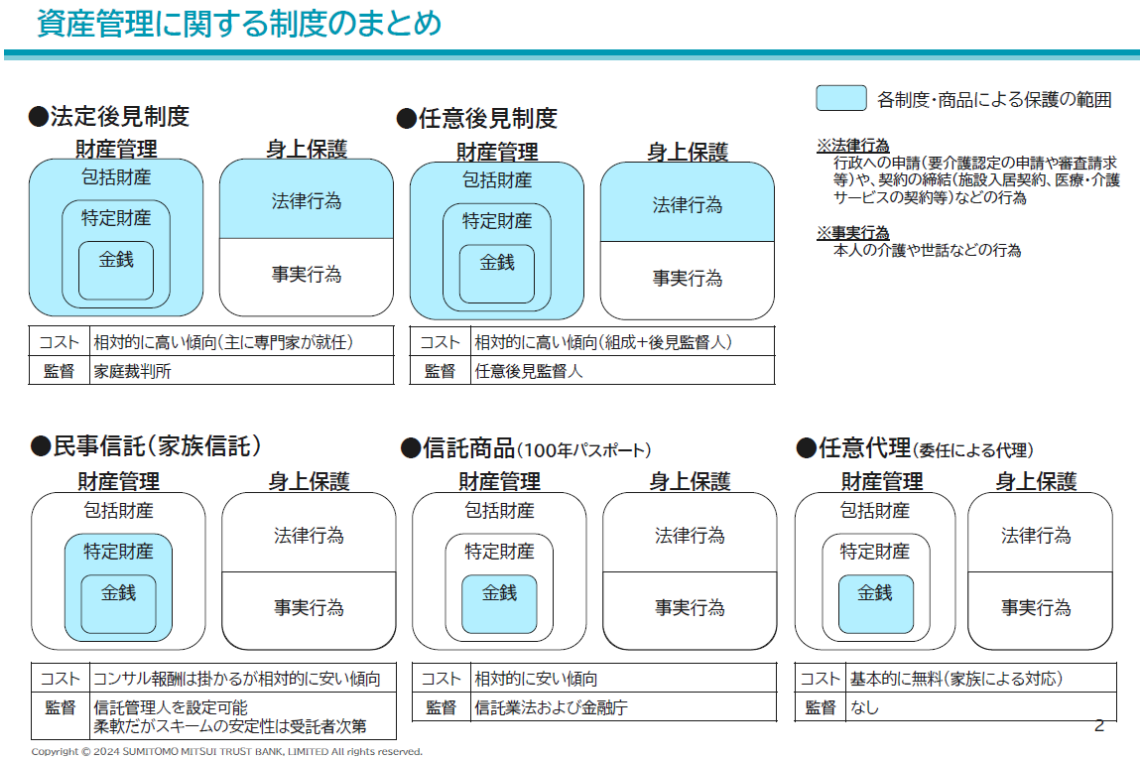
1)第2回共同研究準備会「資産管理に係る制度・サービスについて」

2024年6月14日に実施した第2回共同研究準備会において、三井住友信託銀行株式会社谷口佳充氏・久保貴史氏より、資産管理に係る制度・サービスの状況に関する報告が行われた。報告の内容を以下に記載する。

(1)資産管理に関する制度の全体像

高齢者等の財産管理を支援する制度には、法定後見制度、任意後見制度、民事信託・信託商品、任意代理があり、制度間で保護の範囲が異なる。また、利用に伴うコストや、後見人等や受託者、代理人等の保護を担う者を監督する仕組みの有無に関しても制度ごとに差異がある（図表V-1）。

図表V-1. 資産管理に関する制度の全体像



（出典）三井住友信託銀行株式会社提供資料

高齢者の身体機能が低下したケースを想定し、介護サービスや家事、外出への付き添いと
いった生活支援サービス等の「身上保護における事実行為」の備えが必要であるという認識
は広く浸透しているとみられる。実際には、身上保護における事実行為をサポートするサー

ビスに加えて高齢者の認知機能が低下したケースも想定し、介護保険の認定申請や医療に関する契約の締結、費用の支払い等の「身上保護における法律行為」に関する備えも必要となる。高齢者に、身上保護における法律行為を任せられる親族等が居ない場合は、身上保護における法律行為を提供する制度（法定後見制度や任意後見制度）を活用する必要性が高まる。

また、高齢者の認知機能の低下に伴い、「財産管理」のサポートも必要となる。この場合も、高齢者に財産管理を任せられる親族等が居ない場合は、管理を任せる財産の種類に応じて財産管理をサポートする制度を選択する必要がある。信託商品や任意代理は、一般的に金銭等の管理が比較的容易な資産に限定してサービスが提供されている。法定後見制度、任意後見制度、民事信託は、管理を任せる財産に不動産や金銭以外の金融商品等を含められる。

更に、本人の認知機能が低下すると、身上保護における法律行為や財産管理等の保護を担う人が適切に本人を支援しているかどうかを本人に成り代わって監督する役割の人が必要になる。保護を担う人と本人との関係性、管理を任せる財産の種類や価値に応じて、監督機能が備わった制度（法定後見制度、任意後見制度、民事信託、信託商品）の利用が望ましい場合がある。そのために、認知機能が低下した場合に「誰に」「何を」サポートして貰うかを事前に検討しておくことが非常に重要となる。

(2)信託の仕組み

信託は、信頼がおける人に財産を託す仕組みである。信託行為に基づき、委託者から財産を管理する受託者に、信託する財産の財産権が移転される。信託法に基づき、受託者には「信託事務遂行義務」「善管注意義務」「忠実義務」等の義務が課され、信託目的に基づく信託事務の遂行が義務付けられる。また、受託者を監督し、受益者の利益を保護するための信託法に規定された機関である「信託管理人」「信託監督人」「受益者代理人」を、必要に応じて信託契約で設定できる（図表V-2）。

信託は、金銭を中心とした財産管理の支援と、高齢者の保護を担う人を監督する機能を相対的に低いコストで提供する。信託を活用した財産管理の備えの普及が期待される。

図表V-2. 信託について

信託について

— 信託とは、信頼がおける人に財産を託す仕組み —

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して、金銭や不動産などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。

①わたしは	（委託者）
②〇〇さんに	（受託者）
③〇〇のために	（信託目的・受益者）
④財産を託します	（財産権の移転）

— 信託財産 —

信託法では「受託者に属する財産であつて、信託により管理または処分すべき一切の財産をいう。」と定義されています。一般に金銭に見積もれるもの出なければならず、積極財産でなければならないと言われています。したがって特許権などの知的財産権は含まれますが、人格権や債務は信託財産ではありません。

— 受託者の権限 —

信託法（26条）では、「受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。」ことが定められています。すなわち、信託行為に定めがなくても、信託目的の趣旨を勘案し、例えば、緊急に資金を調達する必要がある場合は、借入行為や信託財産を担保差入れすることも許容されます。

— 受託者の義務 —

- ✓ 信託事務遂行義務 信託法（29条1項）では、「受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。」と規定する。受託者は、信託行為の定めで形式的に従っているだけでは足りず、信託行為の背後にある委託者の合理的な意図、すなわち「信託の本旨」に適合するような信託事務処理が求められている。
- ✓ 善管注意義務 信託法（29条2項）では、「受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これを行わなければならない。」と規定する。受託者は委託者および受益者からの信託を受けており、信託事務を処理するためには、自己の財産に対するのと同一の注意では足りず、より高度な注意義務を負うことが必要とされている。
- ✓ 忠実義務 受託者は、もっぱら信託財産（受益者）の利益のためのみ行動すべきであるとする義務。

9

Copyright © 2024 SUMITOMO TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

信託について

— 受益者保護のための機関 —

	信託管理人	信託監督人	受益者代理人
権限と義務	受益者が現に存在しない場合に、自己の名で受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる（信託行為で制限可能）。	受益者が高齢者、未成年などである場合に、受益者に代わって受託者を監視・監督することができる（信託行為で制限可能）。	受益者が短期間に入れ替わったり、受益者が多数である場合には、受益者の権利行使が困難となるため、受益者保護を前提としつつ、信託事務の円滑な処理の観点から導入。受益者の権利に関する一切の裁判上、裁判外の行為をする権限を有する（信託行為で制限可能）。
選任方法	信託法においては、受益者が現に存しない場合に、原則として信託行為において信託管理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。信託行為に信託管理人に関する定めがないときや、その者が就任を承諾しないときは、裁判所が、利害関係者の申し立てにより、信託管理人を選任することができるものとされている。	信託法においては、受益者が現に存する場合に、原則として信託行為において信託監督人となるべき者を指定する定めを設けることができる。信託行為に信託監督人に関する定めがないときや、その者が就任を承諾しないときは、裁判所が、利害関係者の申し立てにより、信託管理監督人を選任することができるものとされている。	受益者が現に存する場合、信託行為の定めにより、その代理する受益者を定めて、受益者代理人となるべき者を指定する定めを設けることができる。受益者代理人が選任されると、代理される受益者は原則として信託に関する意思決定に係る権利を行使できないため、裁判所が選任することはできない。

10

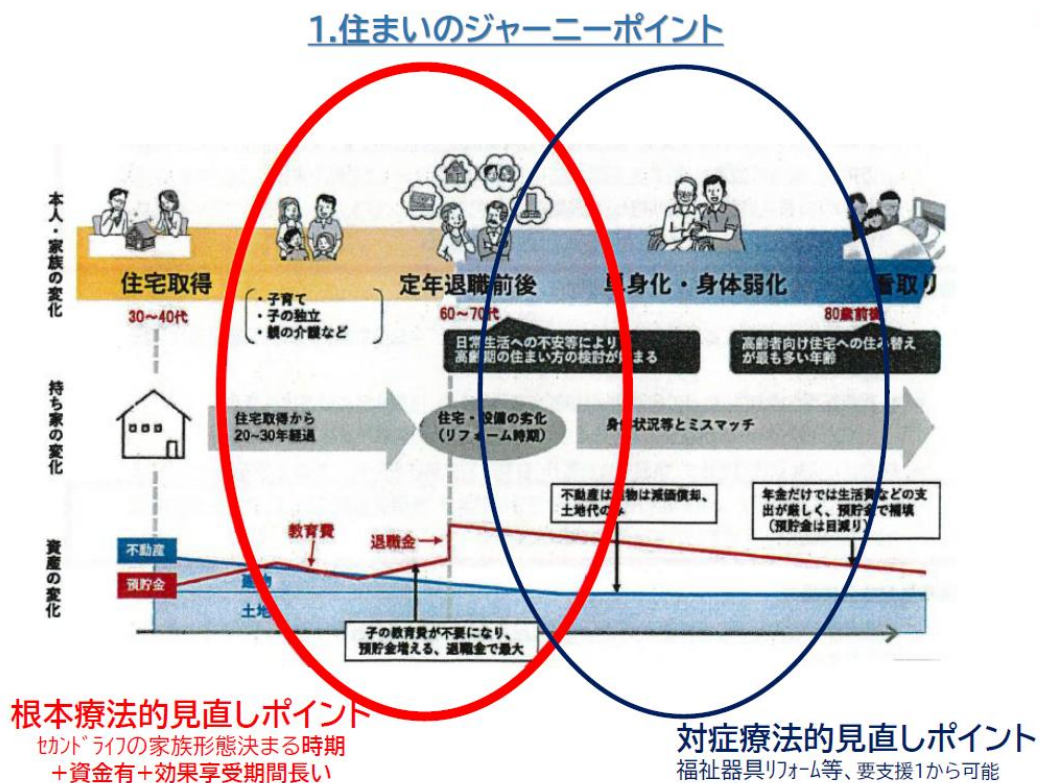
Copyright © 2024 SUMITOMO TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

（出典）三井住友信託銀行株式会社提供資料

(3)住まいの管理

高齢者の身体機能、認知機能の低下に従い、住まいと身体状況のミスマッチが生じる。手すりの増設や段差の解消等の対症療法的な見直しで対応するケースと、将来の在宅介護が可能となるような部屋の間取りの変更や、地域の医療・介護資源、歩きやすさ等を考慮した住み替えといった根本療法的見直しで対応するケースがある。根本療法的見直しは、早期に実行することで、効果を長期間享受できる（図表V-3）。

図表V-3. 住まいの見直し



高齢者住宅財団 成熟社会居住委員会 高齢者の住宅資産の循環活用資料

（出典）三井住友信託銀行株式会社提供資料（高齢者住宅財団「高齢者の住宅資産の循環活用に関する検討調査委員会」2024年3月第3回資料より抜粋）

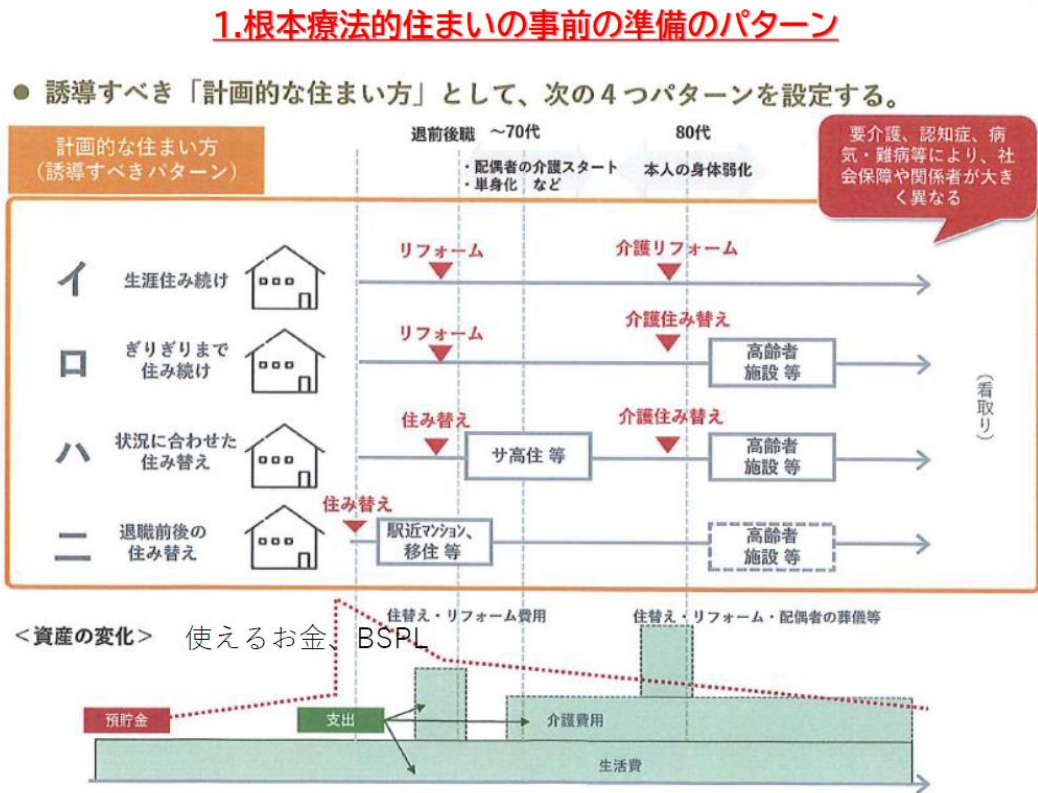
根本療法的見直しには、4つの「計画的な住まい方」のパターンが存在する（図表V-4）。

- ◆ 事前のリフォームと要介護期のリフォームを組み合わせた「生涯住み続け」型
- ◆ 事前のリフォームを行って住み続け、要介護になったら介護施設等を利用する「ぎりぎりまで住み続け」型
- ◆ 状況に応じて高齢者住宅や介護施設等を利用する「状況に合わせた住み替え」型
- ◆ 退職前後に医療・介護資源が豊富で利便性が高い立地に住み替える「退職前後の住み替え」型

住まいの管理に関しても、身体機能や認知機能が低下する前の事前の備えの普及が望まれている。

図表V-4. 計画的な住まい方のパターン

4



(出典) 三井住友信託銀行株式会社提供資料(高齢者住宅財団「高齢者の住宅資産の循環活用に関する検討調査委員会」2024年3月 第3回資料より抜粋)

2) 第1回調査研究委員会「家族ありきを前提としない老後とその先の迎え方」

2024年7月30日に実施した第1回調査研究委員会において、株式会社OAG ウェルビーR 黒澤史津乃氏より、身寄りのない高齢者の老後の備えに関する報告が行われた。報告の内容を以下に記載する。

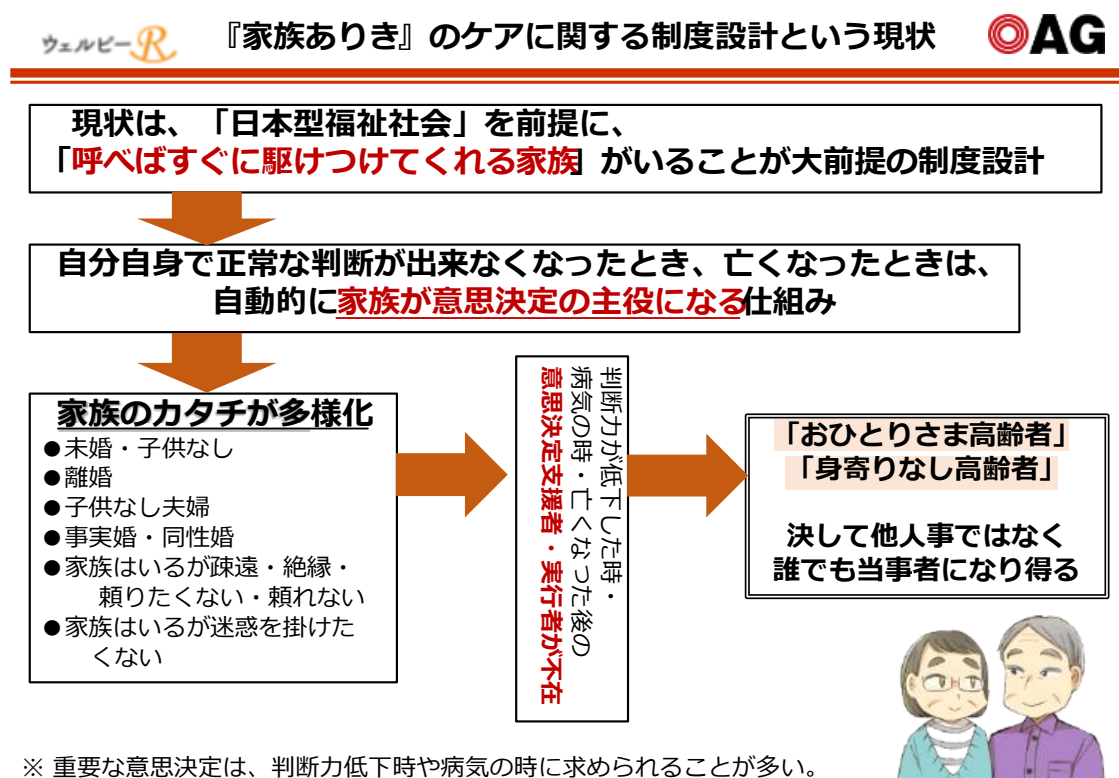
(1)「家族ありき」で制度設計された現状

現在の日本の医療、介護、福祉制度は、呼べば直ぐに駆けつけてくれる家族がいる、家族ありきの前提で制度設計されている。そのため、認知機能が低下した場合や、疾病等により心神喪失に陥った場合、亡くなった場合には、家族が本人に成り代わって意思決定を行っている。

一方で、少子高齢化が進み、未婚、離婚、子どもがいない、子どもはいるが頼れない、子

どもに迷惑を掛けたくない等、家族の在り方が多様化してきている。そうした中で、本人の認知機能が低下した場合に意思決定支援者・実行者がいない、「おひとりさま高齢者」「身寄りなし高齢者」等をサポートする仕組みが求められている。また、誰もがそのようなサポートを必要とする当事者となる可能性がある（図表V-5）。

図表V-5.「家族ありき」で制度設計された現状



Copyright(c) 2024 OAG Group. All Rights Reserved

3

（出典）株式会社 OAG ウェルビーR 提供資料

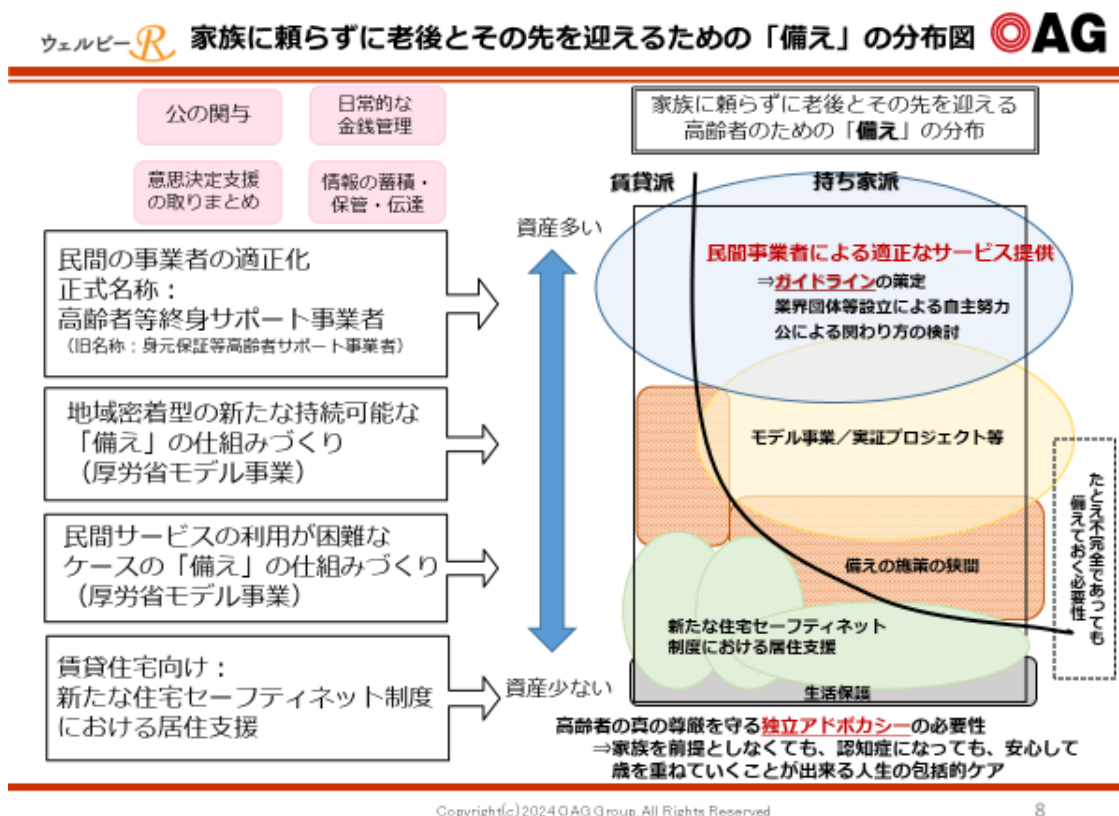
(2)家族に頼らずに老後とその先を迎えるための備えの現状

「おひとりさま高齢者」や「身寄りなし高齢者」等が家族に頼らずに老後を迎えるための備えの整備が進められている。従来から、資産が少ない方を対象とした生活保護制度や富裕層を対象にした銀行や土業による資産管理サービスが存在しており、中間層向けの支援が不足していた。そこで、近年増加している民間の「高齢者等終身サポート事業者」のガイドラインが定められ、事業の適正化が進められている⁹。また、高齢者等終身サポート事業者

⁹ 内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）、内閣府 孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、高齢者等終身サポート事業者ガイドライン、2024. https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhonbu/dai2/pdf/siryout2-2.pdf (2024 年 12 月 27 日アクセス可能)。

の利用料の負担が難しい層に対する行政による支援体制づくりが厚生労働省のモデル事業で検討されている¹⁰。また、賃貸住宅に入居している高齢者等向けの居住支援サービスの整備も進められている¹¹。従来の制度の狭間である、中間層向けの備えの整備が推進されている（図表 V-6）。

図表 V-6. 備えの分布図



（出典）株式会社 OAG ウェルビー R 提供資料

(3) 家族に頼らずに老後とその先を迎えるための備えが満たすべき要件

「おひとりさま高齢者」や「身寄りなし高齢者」等が家族に頼らずに老後を迎えるための備えには、満たすべき 4 つの要件がある（図表 V-7）。

- ◆本人の認知機能が低下した際の家族以外の意思決定支援者
- ◆本人の趣味・嗜好・意思等の家族であれば知っている情報の蓄積・保管・伝達

¹⁰ 厚生労働省. 持続可能な権利擁護支援モデル事業について. 2024.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001200050.pdf> （2024 年 12 月 27 日アクセス可能）.

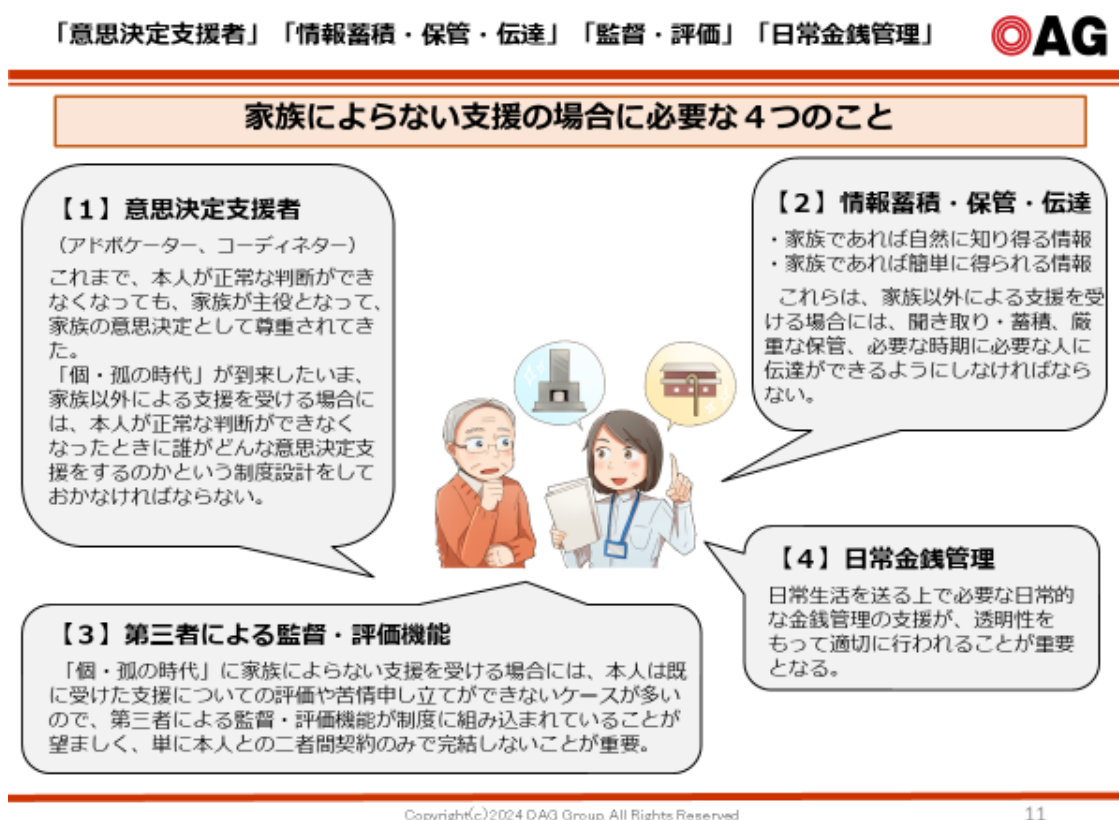
¹¹ 国土交通省. 住宅セーフティネット制度.

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html （2024 年 12 月 27 日アクセス可能）.

- ◆認知機能が低下した本人に成り代わって支援者を監督・評価する第三者
- ◆透明性を確保した日常金銭管理の支援

これらの要件を満たした支援が、資産・住まい等の高齢者の状況に応じて高齢者等終身サポート事業者や行政によって適切に提供されることが期待される。

図表V-7. 備えが満たすべき4つの要件



(出典) 株式会社 OAG ウェルビーR 提供資料

3)第1回調査研究委員会「高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを読む」

2024年7月30日に実施した第1回調査研究委員会において、樋口範雄座長より、2024年6月に内閣官房等の複数の省庁が連名で公表した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」¹²を踏まえて高齢者等終身サポート事業者の健全な発展に向けて留意すべき点に関する報告が行われた。報告の内容を以下に記載する。

(1)ガイドラインの内容と課題

¹² 前掲注9。

全体は次の4つの部分に分かれ、以下のように構成される。

第1 全般的な事項

第2 契約締結に当たって留意すべき事項

第3 契約の履行に当たって留意すべき事項

第4 事業者の体制に関する留意事項

参考「高齢者等終身サポート事業に関連する制度・事務に関する政府の取組について」

本ガイドラインは、近年増加している高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業（高齢者等終身サポート事業）に関する初のガイドラインであり、事業者の適正な事業運営の確保と事業の健全な発展、それにより利用者が安心して当該事業を利用できるようにする観点で画期的なものである。また、参考として「高齢者等終身サポート事業に関連する制度・事務に関する政府の取組について」と題する付記を追加し、今後差し迫って政府として対処すべき事項を明確化されている点も評価できる。

一方で、3つの大きな問題点が残されている。3つの大きな問題点とは、入院や施設入居の際の身元保証契約を前提にしていること、人生100歳時代の社会ではより早期のセカンド・ライフ・プランを必要としており、単身者に寄り添う専門事業者の役割が期待されること、そして、高齢者等終身サポート事業者はきわめて重要な役割を果たすだけに、利用者にとってその誠実なサービス提供に対する安心感が必須であるがその点に対する配慮が不十分であること、である。

これらの問題点は、このガイドラインが高齢者等終身サポート事業とそれに関わる法制度の現状を前提にしているために生じている。旧来の制度と状況という前提に縛られることはやむを得ない面もあるが、ガイドラインの性格を強く規定する要因となっており、新たな時代と社会に向けた指針としては課題を残している。

(2)第1の問題点—身元保証契約という前提

本ガイドラインは「高齢者等終身サポート事業者」を対象とし、事業を3つのサービスに区分する。「身元保証等サービス」、「死後事務サービス」および「日常生活支援サービス」である。このうち「身元保証等サービス」は、特に単身高齢者が医療施設や介護施設に入院・入所する際に問題となるサービスを提供する。この部分の最大の問題は、「身元保証人」を必要するこれまでの慣習を前提にしていることである。入院や施設入居に際して身元保証が必要とされ、それが得られない単身高齢者に、そこから事業者によるサービス提供が始まるという前提に立つように見える。

(3)第2の問題点—より長期の事前プランニングの欠如

事業者による支援は、身寄りがない単身高齢者の場合にこそ重要である。そうだとすれば、入院や施設入居を起点とせず、それよりも事前に単身高齢者（あるいは高齢に近い人たち）にサポートを広げていくような、より長期の事前プランニングの発想を加えたガイドライ

ンが望ましいのではないか。

また、本ガイドラインは「身元保証等サービス」「死後事務サービス」を実施する事業者を対象としている。「日常生活支援サービス」は当該サービスを行う事業者が既に相当数存在する等の理由で単独で実施する場合はガイドラインの対象事業者から除外されている。より長期の事前プランニングを実現するためには、「日常生活支援サービス」を組み込むことが重要となる。「高齢者等終身サポート事業者」の利用者の多くにとって、生前と死後のいずれも重要だとしても、どちらかといえば原則は生きている間の利用者の生活の質（quality of life, 以下 QOL）を高めるためのサービスに注力してもらうのが望ましい。そのためには、「日常生活支援サービス」を重視する必要がある。単身高齢者の増加を背景とするガイドラインが、単身高齢者の生活の困難やニーズに寄り添うような姿勢を示しているかといえば、必ずしもそうといえない。

(4)第3の問題点—健全な事業者と利用者の安心の仕組み

高齢者等終身サポート事業者が提供している日常生活支援サービスには、財産管理関係のサービスも含まれる。印鑑や通帳まで預かることが想定されており、手続代行と呼んで本人の意思決定と指示が前提とされていても、事業者が常に忠実にそれに従うかが、利用者の不安の原因となる。単身高齢者が認知症患者になる例も増加すると推測されている現代において、そのようなケースでも安心して事業者のサービスを受けられなければならない。本ガイドラインは日常生活支援サービスで通帳の管理等を行う場合は出納記録の作成や本人への報告、利用者から預かった金銭の事業者の運転資金等との区別等を留意事項として定めているが、果たしてこれで十分であろうか。同様に、死後事務サービスについては、本人が存在しない中で忠実かつ確実にサービス提供を行わなければならないはずだが、その確実な履行の仕組みも不十分に見える。

ガイドラインでは、信託契約にも言及されている。信託では、財産の分別管理（事業者の財産と、利用者から信託された財産を分別して管理すること）がなされ、倒産隔離機能があるので、信託された財産は事業者が倒産しても安全に利用者に返還される。このような仕組みが、初期設定で義務づけられるようなガイドラインが望ましい。

また、本ガイドラインでは、利用者の判断能力が低下した際には、高齢者等終身サポート事業者が適切な支援を行う場合であっても利用者の権利を保護する必要がある場合には、成年後見制度を活用することが必要とされている。しかし、認知症になった利用者には監督機能は望めない。事業者内部で、財産管理の濫用を防止する仕組みを作ることが義務づけられると同時に、第三者による監督も考えることで、成年後見制度を利用する必要性を減じることを検討すべきではないか。

なお、成年後見制度はいずれの国にもあるが、法定後見制度に頼らずに、裁判所に頼ることなく、私的自治の原則の下で、能力の衰えた人を保護する仕組みが主流とされる。民間事業者が適正にサービスを提供しているならそれで十分であり、むしろその発展を国も支援

すべきである。そもそも成年後見制度自体が他の仕組みがまったく機能しない場合に、やむを得ず利用するものだからである。

(5)事業者が本当に留意すべき点

今後、単身高齢者と認知症高齢者が増加することが予想され、高齢者等終身サポート事業者の需要も高まることが予想される。厚生労働省が何らかの公的制度を検討するのも望ましいし、自治体が何らかのサービスを考えるのもありがたい。だが、サービスのニーズの広がりを見ると、やはり民間事業者に頼らざるを得ないはずである。事業者が本当に留意し、健全な発展を遂げる鍵は何か。

第1に、高齢者と事業者の契約関係は、通常の対等な1対1の契約ではなく、頼らざるを得ない利用者とその信頼に応えるべき事業者との間の信託契約（信託に近い契約）だと宣言することが、利用者にとっての安心の基盤となる。信託的契約では、事業者はまず利用者の利益を優先する忠実義務が課され、善管注意義務と呼ばれる高い注意義務に服する。そのような種類の契約だとガイドラインで宣言する、あるいは個々の契約の冒頭で宣言することがあってよい。

第2に、契約の締結と履行についてチェックする項目を列挙するだけでなく、実際に事業者の従業員の誰かが、個別の利用者の担当になるはずである。最低でも2人1組のシステムを作ることや自治体、介護保険制度や地域包括ケアとの連携などによって、契約の履行が確実に行われるよう留意すべきである。

第3に、これら事業者の活動の中で、財産管理の場面がいつそう重要になる。信託契約の考えを取り入れるとともに、銀行などとの関係では代理法理を活用して、十分事業者が利用者のために働けるようにすること。同時に、財産管理は不祥事が起こりやすい場面であり、ここでも、事業者内に担当者以外に点検・チェックが行われる仕組みを作ること。更に、後見制度において家庭裁判所が通帳コピーの報告を後見人から形式的に受けるのではなく、より実質的で形式的なコストをかけない第三者機関のチェックの仕組みを合わせて構想すること。将来、これら事業者の認証制度ができれば、認証機関に定期的な報告をして、第三者の目も入る仕組みを作ること考えられる（実質的でコストの安いチェック・システムを構想すること）。

第4に、事業者の目的は、利用者に対する見守りとその生活のQOLの向上でなければならない。そのため利用者に積極的に助言する機能や見守り機能について、事業者以外の関係者とも連携する仕組みを作る積極的役割を担うことが考えられる。たとえば、健康増進サービスを組み込むとか、高齢者自身にこのような事業者へのアドバイザーとして社会的な役割も担ってもらおうというようなことである。そうすると、単に財産の管理と維持だけを考えるのではなく、利用者にとって人生を豊かにするような活用方法の提言もできるかもしれない。

最後に、高齢者等終身サポート事業者の健全な発展のためにも、その前提として、単身高

高齢者がそのサービスを信頼し利用したいと思わなければならない。事前に、単身高齢者が自らのニーズに気づいて事業者とつながる仕組みをどのように考えるかが難題である。1つの契機として、利用者が施設や病院に入る際に、従来のような身元保証人を要求するのではなく、ガイドラインが対象とするようなより広い事業範囲の事業者（かつ優良と認証された事業者）とつなぐことがあり得る。では、在宅での単身高齢者はどうすればよいか。介護保険制度の利用者には、ケアマネジャー等と連携してこのような事業者の存在を知らせて相談に乗ることが1つの道である。

だが、より大きな視野で見ると、100歳時代と呼ばれる今日、その半分である50代から60代において、すべての人がセカンド・ライフのプランニングをする機会が与えられ、専門家と一緒にALP（アドバンス・ライフ・プランニング）をすることを常識化・常態化させる必要がある。そのためには、すべての自治体が、一定の年齢の住民に（単身）高齢者になった場合どのようなニーズがあるかを尋ねる仕組みを作り、そのニーズに応じて本ガイドラインが対象とする事業者と連携するような制度化を図ることができれば、自治体を通すことによる信頼性と合わせて、利用者と事業者の連携が醸成される可能性がある。

4)第4回調査研究委員会「アメリカの代理権利用の工夫」

2024年10月4日に実施した第4回調査研究委員会において、樋口範雄座長より、アメリカの持続的代理権制度と日本の代理契約への示唆に関する報告が行われた。報告の内容を以下に記載する。

(1)持続的代理権の意義

アメリカの代理法では、何よりも本人が代理人を監督し指示をする（control）という要素が必須とされている。そもそも代理とは本人が代理人を使って、自分だけではできないことをする仕組みだからである。

ところが、20世紀後半以降、本人が判断能力を失った場合に備えて代理法を利用する動きが強まった。本人が代理人を監督し指示することができなくなっても、代理権の効力が持続するという意味で、このような代理権を持続的代理権(durable power of attorney, DPOA)という。アメリカでは成年後見制度ではなく持続的代理権で対処する方が高齢者にとって良い対処法だとされ、実際にも頻繁に利用されている。

アメリカにおける高齢者法の代表的学者の1人であるピッツバーグ大学のフロリック教授は、「あなたの依頼人とあなた自身のために、どうすれば後見制度を避けることができるか」という論文を公表した。後見制度を利用する状況に陥るのは、アメリカではライフ・プランニングの失敗を意味するという。

◆第1に、最も重要な点は、後見制度に入ることは自己決定権を失うことを意味する。

◆第2に、後見制度は裁判を経て開始されるので、すでに誰かの支援を必要とする場合に間に合わない。手続に一定の時間がかかる。

- ◆第3に、後見制度は費用も高いうえに、後見人にとっても負担が大きい。
- ◆第4に、アメリカでは後見に付すか否かの判断も公開の裁判手続になるので、さまざまな事情があからさまになる。それは当事者にとって好ましいことではない（日本では非公開の決定手続がとられる）。

(2)2006 年統一代理権法

アメリカで2006年に採択されたのが現在の統一代理権法(Uniform Power of Attorney Act)である（以下、2006年法と呼ぶ）。この法律は、従来の州法や持続的代理権法を改善し現代化したものとして制定された。代理権の付与は原則として持続的効力を有するものとしたので、durable（持続的）という言葉が削除された。すでに2017年時点で25州において採用されている。採用していない州は、それ以前の統一持続的代理権法を採用しているか、あるいは独自の法律を制定しているかであるが、いずれにせよ同じ目的を追求している法律を有しており、アメリカ全体として持続的代理権を活用する方向性に違いはない。

財産管理に関する持続的代理権について、2006年の統一代理権法が必要とされた背景は次のように説明されている（図表V-8）。

- ◆安価で柔軟かつ私的な手段としての持続的代理権の提供
- ◆本人、代理人、相手方を保護する仕組みの提供
- ◆代理権の授与等について簡単に作成できる法定の委任状書式の提供

図表V-8. 2006年法（統一代理権法）の必要性

2006年法（統一代理権法）

- 【持続的代理権法の必要性】
- 先に述べたように、すでに2006年時点でアメリカではすべての州で持続的代理権法が制定されていたが、それにもかかわらず2006年の統一代理権法が必要とされた理由は次のように説明されている
- ①財産管理について代理人による決定を可能にする安価で柔軟かつ私的な手段としての持続的代理権を提供すること（これはそもそも1960年代以来の最大の目的だった）。
- ②**本人、代理人、さらに代理人の代理権限を信頼する相手方を保護するための仕組みを、強行規定として提供すること。**
- ③代理人に与えられるさまざまな権限を現代の状況に合わせて広く認めるとともに、本人の財産を散逸させ、本人の相続計画(estate planning)を変更しかねないような一定の権限については、明示的な文言での代理権授与を要求すること。
- ④**この法律によって定められる法定書式を利用して、代理人の指名、後継代理人の指名、さらに代理権の授与について、1つずつ記入することで、法的な効力の保証される委任状作成が簡単にできるようにすること。**
- ⑤代理人に対し、これまでより明確な指針を提供すること。とりわけ、往々にして家族の一員がなることの多い代理人について以下の点が重要である。

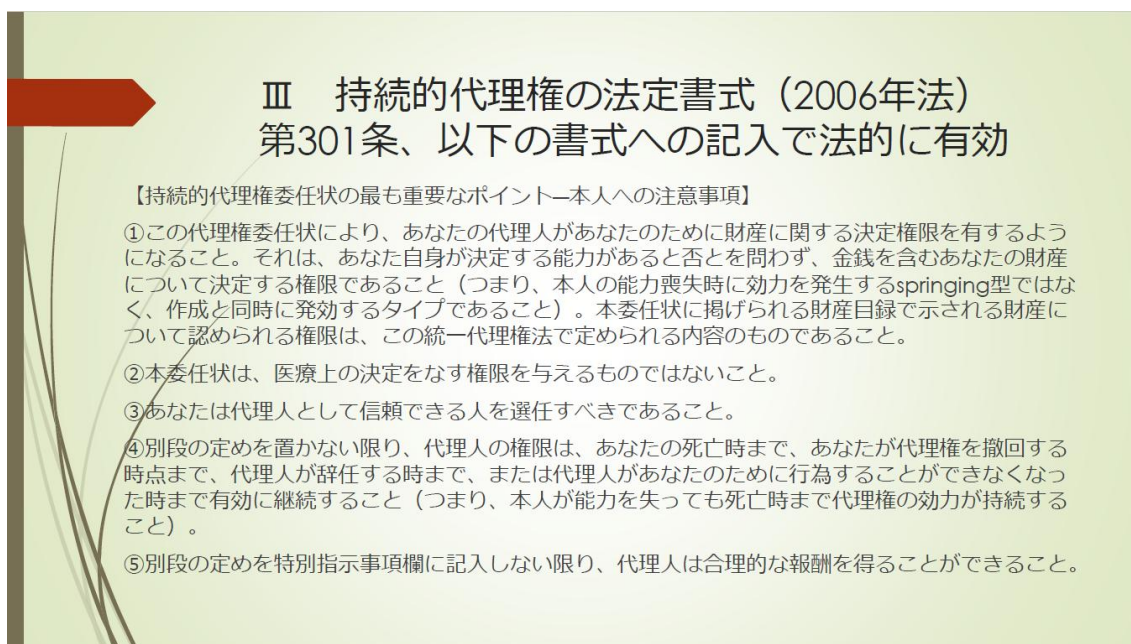
（出典）樋口範雄座長提供資料

(3) 持続的代理権を委任するための法定書式

次に、この 2006 年法で提供する持続的代理権を委任するための法定書式を概観してみよう。法定書式とは、2006 年法の中に持続的代理権付与の書式を定め（第 301 条）、それに記入するだけで、2006 年法の定める効力をもつ有効な委任状が簡単にできるという性格のものである。同時にその書式を利用すれば、代理人の相手方による信頼が保護されるとして、日本法でいう取引の安全を図っている（第 302 条）。それによって代理人の活動もしやすくなるわけである。

法定書式は三部構成になっており、最初に、本人への注意事項が記載されている。本人への注意事項として、この代理権委任状により、代理人が本人に決定する能力があると否とを問わず、金銭を含む本人の財産について決定する権限を有するようになることや、その権限が本人が判断能力を失っても継続し死亡時まで持続すること等が挙げられている（図表 V-9）。

図表 V-9. 持続的代理権の法定書式 本人への注意事項



Ⅲ 持続的代理権の法定書式（2006年法）
第301条、以下の書式への記入で法的に有効

【持続的代理権委任状の最も重要なポイントー本人への注意事項】

- ①この代理権委任状により、あなたの代理人があなたのために財産に関する決定権限を有するようになること。それは、あなた自身が決定する能力があると否とを問わず、金銭を含むあなたの財産について決定する権限であること（つまり、本人の能力喪失時に効力を発生するspringing型ではなく、作成と同時に発効するタイプであること）。本委任状に掲げられる財産目録で示される財産について認められる権限は、この統一代理権法で定められる内容のものであること。
- ②本委任状は、医療上の決定をなす権限を与えるものではないこと。
- ③あなたは代理人として信頼できる人を選任すべきであること。
- ④別段の定めを置かない限り、代理人の権限は、あなたの死亡時まで、あなたが代理権を撤回する時点まで、代理人が辞任する時まで、または代理人があなたのために行為することができなくなった時まで有効に継続すること（つまり、本人が能力を失っても死亡時まで代理権の効力が持続すること）。
- ⑤別段の定めを特別指示事項欄に記入しない限り、代理人は合理的な報酬を得ることができること。

（出典）樋口範雄座長提供資料

次に、法定書式の記入欄がある。代理人の名前、住所と電話番号の欄、第 1 後継代理人、第 2 後継代理人の名前、住所、電話番号を記入する欄もある。

それに続き、本委任状によって認められる一般的な代理権の内容が記されている。代理人によって管理される対象とする財産が 14 種類挙げられており、チェックをするとそれらについて包括的な一般的代理権が認められる。財産の種類は、①不動産、②有体動産、③株式および社債、④商品およびオプションの権利、⑤預金その他金融機関への預託金、⑥事業等

の運営、⑦保険及び年金、⑧遺産・信託およびその他の受益権、⑨請求権および訴訟に関する行為、⑩自らおよび家族の扶養、⑪政府による社会保障または公務員としての職務や軍務に由来する給付、⑫退職後のプランニング、⑬課税に関わる行為、⑭上記全ての財産権に関わる行為、である。通常は、最後の⑭にチェックがされて、これらすべての財産に関する行為について代理権が認められる。

法定書式では、これに続く部分が重要である。それは「特定の権限の授与」と題されており、生前信託・受益者・生残者権の設定や贈与、財産権の放棄等の行為については、法定書式の中で特別に明示的な権限授与がなされていない限り、代理人によって行うことが禁止されている。法定書式に記載された選択肢に自らチェックしない限り、これらの行為についての代理権限は認められない。

更に、代理人の権限について重要な限定があることが明記されている。それは、代理人が本人の家族でない場合には、財産を代理人の利益のために利用したり、代理人が何らかの扶養義務その他の義務を負う者のために利用したりすることを禁止するという内容である。ただし、例外として、特別指示事項欄にそのような権限を認めると記載する場合は別である。そこで次に、特別指示事項欄が置かれて、何らかの特別な指示があれば書き込めるようになっている。

この後、法定書式は、本委任状が特別指示事項欄に別段の定めを置かない限り即時に発効すると明記する。もし必要と思うのであれば後に成年後見手続が開始された場合に備えて、誰に財産管理後見人、身上後見人になってほしいか、その候補の名前、住所、電話番号を記入する欄が置かれている。

それに続くのは、委任状を信託した相手方（第三者、代理人自身を含む）の保護に関する記述である。代理人を含めて誰であれ、本代理権委任状またはそのコピーが有効なものと信じた者は、その信託が保護されると明記する。もちろん、その者が、委任状の効果が終了しているか、または無効であることを知っていた場合は別である。

法定書式の最後にあるのは、署名欄と公証人による認証欄である。まず本人の活字体による署名といわゆるサイン（署名）と日付、住所、電話番号記入欄がある。次に、公証人による同様の記入欄がある。

最後に、代理人がどのような義務を負うことになるかを説明する。代理人としてのいわば基本的心構えを説いている。

(4)日本の代理契約への示唆

アメリカの持続的代理権法および法定書式から、以下の示唆を得られる（図表V-10）。

- ◆日本においては、事業者中心の発想で代理制度のより広い活用を図るのが現実的と思われるが、本来は高齢者本人のための代理制度であり、本人中心のより利用しやすい代理制度を構想する必要がある。
- ◆契約書は、代理人となる場合の基本的義務、特に忠実義務を明記する。代理権限の範囲を

明確化する。家族代理人をそれ以外の代理人と分けて記入して保護する。事業者の免責条項も明記する。

- ◆代理契約により、本人の意図する財産管理運用と医療の決定を可能にする。日本ではアメリカ以上に容易にかつ死後にまで有効にできる可能性がある。それにより、成年後見制度（任意後見制度も含む）と相続制度を回避することが重要。

図表V-10. 日本の代理契約への示唆

大項目	日本	アメリカ	示唆
代理人の利用範囲	狭い	広い	—
医療同意	対象外	医療代理人を活用	キーパーソン・信頼できる人などの呼称
代理権の継続	死後事務委任も有効	認知機能喪失時まで 持続的代理権法により死亡時まで延長可能	日本では代理を容易に死後まで活用できる可能性 立法ではなく 契約を整備
委任状法定書式	なし	あり 代理権の適用範囲が類型化されている 代理人が相手方に提示する 「代理人であることの認証書式」も存在	代理権限の範囲を明確化 代理人の義務を明記、特に 忠実義務
相手方の保護	表見代理により保護	代理権委任状を善意で承認した第三者の保護を明記	
家族代理人の保護	善管注意義務	代理人が利益を得たことや、利益相反の関係にあったことだけでは賠償責任を負わない 代理人を免責することもできる	家族代理人をそれ以外の代理人よりも 保護 する 金融機関等の免責 も検討
虐待通報	高齢者虐待防止法 医療福祉関係者に努力義務	第三者が保護機関に通報できる	

（出典）樋口範雄座長提供資料を基に作成

5)第6回調査研究委員会「高齢者財産管理実務の現状～後見法改正を踏まえて～」、弁護士法人港大さん橋法律事務所 根本雄司氏)

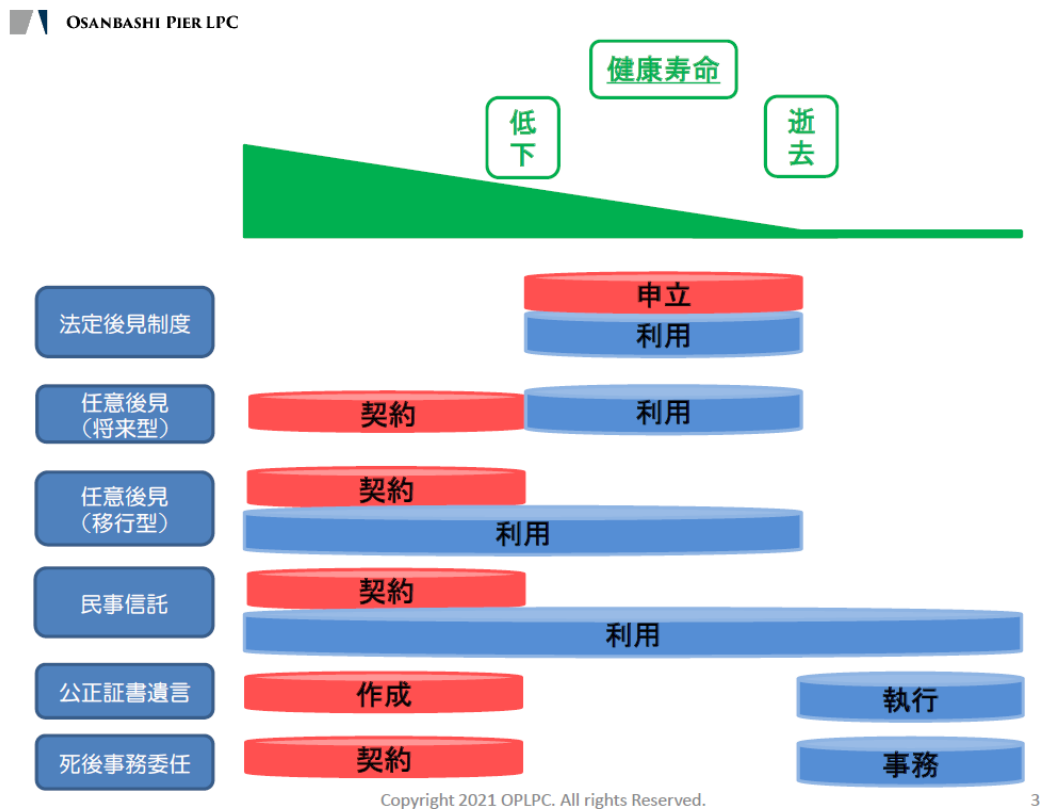
2024年12月12日に実施した第6回調査研究委員会において、成年後見制度の改正を検討している法制審議会－民法（成年後見等関係）部会に参加されている弁護士法人港大さん橋法律事務所根本雄司氏より、高齢者財産管理実務の現状と成年後見制度の改正を見据えた展望に関する報告が行われた。

(1)財産管理制度の概観

高齢者等の財産管理を支援する制度には、「法定後見制度」「任意後見制度」「民事信託」「公正証書遺言」「死後事務委任」等の様々なものがある。法定後見制度は認知機能が低下してから申立を行うが、その他の制度は認知機能が維持されている間に準備して契約する必要がある。それぞれの制度が発効するタイミングも様々で、任意後見制度（財産管理委任契約と組み合わせて契約し認知機能低下時に任意後見制度に移行するタイプ）や民事信託は認知機能が維持されている間から利用できるが、法定後見制度や任意後見制度（単独で契

約し認知機能低下時に発効するタイプ) は認知機能が低下した際に利用する。民事信託は認知機能が維持されている段階から死後を通じて利用される (図表 V-11)。

図表 V-11. 財産管理制度の概観



(出典) 根本氏提供資料

また、実際に高齢者の生活を成り立たせていくためには財産管理以外にも身上保護が必要となるケースも多い。身上保護の法律行為は成年後見制度 (法定後見制度および任意後見制度) が提供しており、高齢者ごとの身上保護の必要性に応じて利用する制度を選択する必要がある。

一方で、後見人等は医療行為に関する同意や債務保証等を行えないこととなっている。また、本人の緊急連絡先としての役割や、日常品の購入等の事実行為、死後の死亡届や火葬の手配等の事務を行うかどうかは後見人等の裁量に任されている。そのために後見人等の業務範囲が不明確となっており、制度の選択を難しくしている面がある (図表 V-12)。

なお、身上保護の機能を提供する制度として、成年後見制度の他に、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業が挙げられる。

図表V-12. 後見人の業務範囲

身上保護について具体的には・・・



【後見人の裁量】
・ 緊急連絡先
・ 入所先等の選定（契約は職務。選定は支援者？）
・ 日常品の購入等
・ 死後事務（火葬まで/但し葬儀は除く）
【後見人の職務】
・ 入院・入所契約
・ 支払
【できないこと】
・ 医療同意
・ 遺骨の引取り・埋葬
・ 債務保証（連帯保証）
・ 代理権外行為（保佐・補助）

（出典）根本氏提供資料

(2)財産管理制度の組み合わせ

高齢者の保有する資産や身上保護の必要性に応じて、それぞれの財産管理制度の特徴を活かしつつ組み合わせる必要があるが生じてくる。

信託は有力な選択肢であるが、身上保護には対応できない。また、信託銀行が提供する商事信託では自宅等の不動産の受託が難しく、受託金額に下限が設定されているケースがあるといった制約もある。

そこで、複数の財産管理制度を組み合わせた活用事例として、成年後見制度と日常生活自立支援事業等の地域福祉事業を組み合わせるケースが考えられる。身上保護を成年後見制度（家族や専門家が後見人等を受任）、日常金銭管理は福祉制度、大きな財産管理に信託を導入することで、各制度の機能を活かしつつ、コストを抑えながら支援体制を構築できる。また、身寄りのない方が遺産の国庫帰属を回避して本人の意思に沿って遺贈を行いたい場合等も、信託の組み合わせが考えられる（図表V-13）。

図表V-13. 信託と他の財産管理制度を組み合わせた利用例

OSANBASHI PIER LPC



(民法改正後の) 信託利用例

- 【1】 身上保護を担う存在を誰に託すか
→家族?親族? 【家族力】
→地域福祉制度の活用 【地域力】
- 【2】 身上保護の代理権
→改正後の後見制度の使い勝手

組み合わせ

- ① 身上保護＝後見
- ② 日常金銭管理＝福祉
- ③ 大きな財産管理
→信託の活用
- *財産管理のチーム支援

後継ぎ遺贈

- ① 国庫帰属を回避する
- ② ご本人が使いきれなかった財産を社会福祉法人等へ寄付する
- *信託でしかできない

Copyright 2021 OPLPC. All rights Reserved.

18

(出典) 根本氏提供資料

(3)成年後見制度および社会福祉法制の見直しに向けた検討

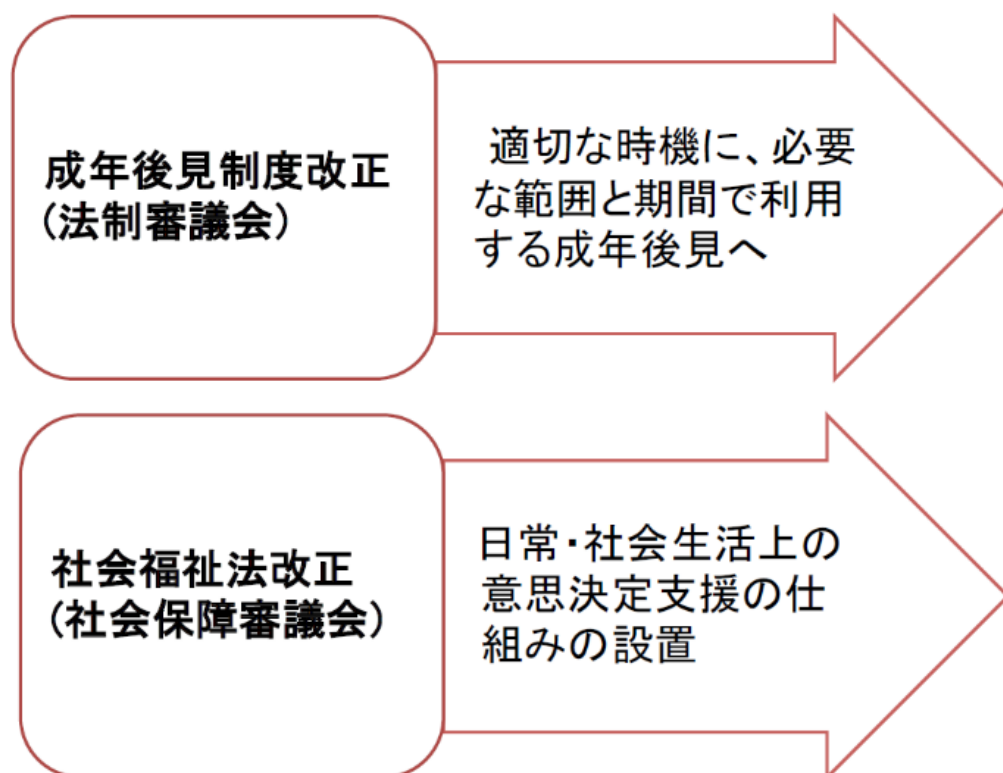
現在、2022年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度および社会福祉法制の見直しに向けた検討が行われている。成年後見制度に関する民法関連の見直しのほか、総合的な権利擁護支援策の充実に関する社会福祉法関連の見直しが一体で検討されている(図表V-14)。

このような一体的改革が検討される背景は次の通りである。

- ◆成年後見制度が地域共生社会という枠組みの中における「権利擁護の手段」と位置づけられるようになった
- ◆成年後見制度の福祉化(財産管理重視から身上保護重視、更に意思決定支援へ。チーム支援の推進。市民後見人の推進。)
- ◆成年後見制度の専門化(困難事案首長申立ての増加。高齢者等終身サポート事業との関係。他制度との相互関連性。)
- ◆成年後見制度のシームレス化(日常金銭管理手段の多様化。日常生活自立支援事業・モデル事業等。持続的代理。)

2026 年春の通常国会での法改正を目標に、法制審議会、社会保障審議会での検討が進められる予定となっている。

図表 V-14. 成年後見制度と社会福祉法制の一体的見直し



(出典) 根本氏提供資料

(4)成年後見制度の見直しの方向性

法制審議会では、法定後見を開始する際の必要性の判断基準や、現在の三類型（後見、保佐、補助）の見直し等が検討されている。それに加えて、以下 4 点についての見直しの必要性が強い（図表 V-15）。

- ◆法定後見制度利用の必要がなくなった場合の制度利用の終了に関する検討
- ◆2022 年 10 月に国連の障害者権利委員会が、障害者権利条約に関連し、障害者等の法的行為の制限を許容する現在の成年後見制度が永続することに懸念を示したことに対応した、取消権・代理権の考え方
- ◆本人の意思に沿わない後見人等の権利行使を抑制するための意思優先原則等の検討
- ◆制度利用ニーズの変化に応じた後見人等の交代

図表V-15. 成年後見制度の見直しの必要性が強い事項

成年後見制度見直しの必要性

前述の第二期基本計画の指摘、総括所見の勧告を踏まえて、以下の4点にまとめる。

- ① 制度利用の動機となった課題が解決し、本人やその家族において、家族による支援やその他の支援によって制度利用の必要がなくなったと考える場合でも、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続すること。
- ② 本人にとって必要な限度を超えて、本人の行為能力が制限される場合があること。本人の自己決定の尊重を更に重視する（下記第4ゴシック体1（補足説明）1(3)のとおり、自律の保障と捉えるべきとの指摘もある。）観点からすると、成年後見制度の取消権（その前提としての同意権）や代理権が広すぎることに。
- ③ 成年後見人等による代理権や財産管理権の行使が、本人の意思に反し、又は、本人の意思を無視して行われることで、本人の自律や自己決定に基づく権利行使が制約される場合があること。
- ④ 本人の制度利用のニーズの変化に応じた成年後見人等（特に専門職後見人）の交代が実現せず、本人のニーズに合った保護を十分に受けることができないこと。

（出典）根本氏提供資料

(5)成年後見制度の改正を見据えた展望

成年後見制度の改正により法定後見の終了や、後見人等の交代が可能になる。不動産や大きな資産を信託等で管理することで、成年後見制度を適時に開始・終了できるようになり、柔軟な併用が可能になる。一方で、小口現金等の日常金銭管理のニーズは多くの利用者に存在する。成年後見制度の利用に捉われずに預金取引ができる仕組みを整えていくことによっても、成年後見制度の柔軟な併用の幅が広がる。

一方で、成年後見制度と社会福祉制度の一体的な改正により、財産管理制度の組み合わせは益々多様化していく。適切な制度を組み合わせる選択することが難しくなるため、専門職によるコンサルティングの重要性が一層高まる。それとともに、利用者をコンサルティングに誘導し、事前の備えを促していくための入り口の機能が社会的に求められるようになっていくとみられる。

2. 関連制度に関するデスクトップ調査

1)代理機能を提供する既存制度

2024 年 9 月 19 日に実施した第 3 回調査研究委員会において、認知機能が低下した高齢者に代理機能を提供する制度と法的根拠を明確にする必要があるとの議論がなされた。そこで、事務局で代理機能を提供する既存制度と法的根拠を調査し、2024 年 10 月 4 日に実施した第 4 回調査研究委員会において報告を行った（図表 V-16）。

成年後見制度は、民法に規定された法定代理に該当する。また、高齢者等終身サポート事業者や、土業が代理契約に基づいて提供する代理行為、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、高齢者の親族や知人等が本人からの委任に基づいて行う代理行為は、民法の任意代理に該当する。また、高齢者の親族等が代理権を授權されていない状態で代理行為を行うことを認める無権代理も民法に規定されている。これは本人の預金を代理人でない親族が引き出す場合等が当てはまる。全国銀行協会は、本人の医療費等の支払い手続きを親族等が代わりにするといった本人の利益に適合することが明らかである場合に無権代理による取引に応じる、という考え方を示している¹³。

任意代理に基づいて、日常金銭管理や介護サービス利用、介護保険申請、医療サービス利用、金融取引等の代理行為が行われているが、実務的には様々な制約がある。医療同意は代理できない、金融取引や不動産取引は所定の委任状や個別取引ごとの委任状が求められる実務があり包括的な委任状では対応できないケースがある。また、代理行為を業として行う場合は土業の独占行為への抵触に留意する必要がある。

そうした中で、民法等の法律に拠らず、判例や行政の通達に基づいて、介護保険申請できない本人に代わって介護事業者が代行する実務や、医療同意を親族等が行う実務も存在する。また、信託法に基づいて提供される商事信託や民事信託も、受託者による代理機能を提供している。

¹³ 一般社団法人全国銀行協会. 金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）. 2021.

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n021801/>（2024 年 12 月 27 日アクセス可能）.

図表V-16. 代理機能を提供する既存制度

大項目	小項目	摘要
法定代理	・親権者 ・未成年後見人	
法律の規定に基づく代理権	・成年後見人 ・保佐人 ・補助人 ・不在者財産管理人 ・相続財産清算人	・後見人は取消権も保有 ・ 家庭裁判所が後見監督人を設置する
任意代理	・日常金銭管理	
委任状、委任契約書などに基づく代理権	・行政手続	・ 行政書士の独占業務
	・介護保険申請	・ 社会保険労務士の独占業務
	・医療行為	・本人のみ同意可能。親族による代行決定が行われている
	・金融取引 口座開設、解約などは対象外	・金融機関所定の委任状が必要 ・預金口座・保険契約など、代理人設定機能を持つサービスも存在
	・不動産取引	・ 登記の代理は司法書士の独占業務 ・委任状は取引ごとに作成、実印+印鑑証明を求める慣行
	・相続	・ 相続登記の代理は司法書士の独占業務
無権代理 代理権がない、逸脱・濫用した代理	・親族による預金の引き落とし、投信の解約等	・全銀協が親族による無権代理取引の考え方を公表済み 医療費等の支払いのための引き出しなど、本人の利益が明白な場合に限定して対応などの考え方を提示
代行(使者)	・介護事業者による介護申請代行 ・医療同意の代行決定	・法律上の定義はない。本人が意思能力を喪失した場合に代わりに行為するケースと、本人の意思を伝達するケースが代行とされる ・介護事業者の介護申請代行に関しては自治体判断で受け入れを可能としているケースがある ・本人に同意能力がないときに親族による医療同意の代行決定を認める判例がある
商事信託	・認知症サポート信託など ・原則金銭信託のみ	・信託法、信託業法、兼営法に基づく ・ 信託銀行、信託会社は金融庁が監督 商事信託で信託監督人を設置するケースも
民事信託	・福祉型民事信託	・信託法に基づく ・ 受託者を監督する信託監督人を設定できる

2)高齢者の財産管理をアドバイスする資格制度

2024年10月4日に実施した第4回調査研究委員会において、高齢者の財産管理をアドバイスする資格制度が既に多数存在するとの認識に基づき、資格制度の状況を明確にする必要があるとの議論がなされた。そこで、事務局で関連する資格制度を調査し、2024年11月14日に実施した第5回調査研究委員会において報告を行った(図表V-17)。表中には、各資格の対応領域に○を付した。対応領域の評価は、ウェブ上で公開されている各資格の説明文書を読み、対応することが明言されていることが確認できた場合のみ○としている。実際の運用とは異なる可能性が課題として残るが、全体俯瞰の目的であることを鑑み、本年度調査報告はここに留めた。

既に数多くの民間資格が存在し、資格名称には「ジェロントロジー」「終活」「相続」「不動産」等のキーワードが含まれているケースが多い。各資格が対象とする財産管理の領域を俯瞰したところ、権利擁護の視点を含むものや、幅広い領域を横断的にカバーする資格制度が比較的少ない様子が伺えた。

ALP アドバイザーが備えるべき専門領域に応じて、既存資格の推奨・連携も視野に専門

性の在り方を検討していく必要がある。

図表V-17. 高齢者の財産管理をアドバイスする資格制度

資格	公的／民間	運営	高齢期	金融	住まい	医療福祉	相続	権利擁護
SC相続手続カウンセラー	民間	相続手続カウンセラー協会					○	
銀行ジェロントロジスト	民間	金融財政事情研究会／日本意思決定支援推進機構	○	○				
金融ジェロントロジスト	民間	日本金融ジェロントロジー協会	○	○				
家族信託コーディネーター・家族信託専門士	民間	家族信託普及協会		○				
高齢社会エキスパート	民間	高齢社会検定協会	○					
ジェロントロジー・コンシェルジュ	民間	日本応用老年学会	○					
シニアライフカウンセラー	民間	シニアライフサポート協会	○					
終活アドバイザー	民間	ら・し・さ	○					
終活カウンセラー	民間	終活カウンセラー協会	○					
終活コーディネーター	民間	冠婚葬祭文化振興財団	○					
相続アドバイザー	民間	相続アドバイザー協議会					○	
相続アドバイザー2級・3級（銀行業務検定）	民間	経済法令研究会		○			○	
相続カウンセラー	民間	日本相続カウンセラー協会					○	
相続鑑定士	民間	全国相続鑑定協会					○	
相続検定	民間	日本金融人材育成協会					○	
相続士	民間	日本相続士協会					○	
相続支援コンサルタント	民間	日本賃貸住宅管理協会			○		○	
相続実務士	民間	相続実務協会					○	
相続診断士／上級相続診断士	民間	相続診断協会					○	
認定相続マイスター	民間	相続マイスター協会					○	
ファイナンシャル・プランニング技能士	国家資格	日本FP協会／金融財政事情研究会		○			○	
福祉住環境コーディネーター	公的資格	東京商工会議所	○		○	○		○
不動産後見アドバイザー	民間	全国住宅産業協会	○		○			○
不動産コンサルティングマスター	民間	不動産流通推進センター			○		○	
不動産終活士・アドバイザー資格	民間	不動産終活支援機構	○		○		○	
遺言執行士	民間	日本遺言執行士協会					○	
（参考）市民後見人養成講座	民間	地域後見推進センター	○					○

3)高齢者に代理機能を提供する事業者の認定制度等

2024年10月4日に実施した第4回調査研究委員会において、高齢者に代理機能を提供する事業者のサービス品質向上、利用者との利益相反防止等の観点で、それを評価・認証する制度の状況を明確にする必要があるとの議論がなされた。そこで、事務局で関連する認証制度等を調査し、2024年11月14日に実施した第5回調査研究委員会において報告を行った（図表V-18）。

近年、一部の自治体や民間企業が、高齢者の終活を支援する企業を評価・認証する事業を実施している。評価・認証の仕方は様々で、認証を謳うもの、事業者と協定を締結して市民等に紹介するもの、事業者からの申請に基づいて登録し市民等に紹介するものがある。また、自治体の事業として利用者に一定の所得制限を課すなどした上で事業者によるサービスの履行確認までも行うケースもある。

従来は、葬儀の生前契約等の終活サービスを対象とした制度が多かったが、最近では、2024年にガイドラインが策定された高齢者等終身サポート事業者を対象に高齢者の財産管理を幅広く評価・認証していこうとする動きがみられる。

図表V-18. 高齢者に代理機能を提供する事業者の認証制度等

大項目	名商	実施主体	制度開始	事業者(数)	摘要
認証	静岡市終活支援優良事業者認証事業	静岡市	2024年2月	高齢者等終身サポート(1)	認証要件に寄付禁止を盛り込んでいる
協定	終活応援事業	岡崎市	2024年4月	高齢者等終身サポート(5)	
	エンディングサポート事業	千葉市	2018年1月	葬儀(2) 保険(1)	
登録	終活サポート事業	春日井市	2020年10月	葬儀・相続・死後事務・住まい・金融等(35) 終身サポート(3)	
	終活サポート事業	坂出市	2024年4月	葬儀・相続・死後事務・住まい・金融等(23) 終身サポート(3)	
紹介	わたしの死後手続き	鎌倉新書	—	終身サポート(一)	民間企業が運営
(事業運営)	葬儀生前契約支援事業 エンディングプラン・サポート事業	綾瀬市 神戸市 など	2018年ごろ	葬儀	利用者の登録、事業者の履行確認まで実施 所得等の制限あり

第6章 調査研究のまとめ

1. ALP とは何か

1) ALP／ALP アドバイザーの定義

初期仮説（第2章参照）を踏まえた調査研究委員会内の討議を経て、2024年度の本調査研究委員会では、ALP／ALP アドバイス／ALP アドバイザーを次のように定義した。

- ・ALP とは「将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。ALP のプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む」。
- ・ALP アドバイスとは、「適切な ALP が実施されるよう支援すること。主に下記3つの支援である；①意思表出支援、②意思決定支援、③意思実現支援」。
- ・ALP アドバイザーとは「ALP アドバイスを行う専門家であり、今後検討する認証機関の認証を得た者」。

ALP を定義するにあたり、高齢者が今後の人生に向けて前向きに思考すること・高齢者本人の意思が尊重されること・事前の意思決定とそれに関連した取り組みであることを明確に示すために、「将来の人生を、本人が能動的に」、「備えと対応にかかる意思決定」という文言を記載した。また、全ての人が対象であることが誤解なく伝わるように、「認知機能の低下に備える」という用語は控えた。

また、ALP で備える領域として「資産・住まい管理」に限定せず、「介護に向けた」という文言を書き加えた。同様に、「加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ」という文言を追記した。ALP は元来「資産・住まい管理」に焦点をあてたものとして想定していたものの、実装を想定した場合、高齢者本人が、自身の資産・住まいに思いを馳せる過程で、介護の課題を切り離すことは難しいと考えたためである。ALP アドバイザーは、資産・住まい管理の意思決定に関わる場面において、介護を要する状態になった後の生活やその準備について説明したり、本人の将来の医療・ケアに対する希望や計画（別途行われているACP の内容等）を十分に踏まえたりした上で、サポートを提供する。なお、介護に向けた備え等に関して、ALP アドバイザーに期待する機能、教育方法、他領域との比較に基づく調査は未実施のため、次年度の調査研究事業で取り扱うこととする。本報告書の以後の項でも、介護に向けた備え等に関する調査結果は記載していない。

加えて、将来の加齢に伴う心身の虚弱化の過程を予測した上で前もって取り組むだけでなく、時間経過とともに変わりゆく状況に応じた意思決定がなされるよう、「事前に／継続的に、繰り返し行う」取り組みであることを明記した。

定義の根拠となった調査結果および調査研究委員会内での討議内容の要点を次項で説明する。

2) ALP／ALP アドバイザーによる備えの促進の必要性について

(1)事前の備えの必要性の再確認

- ・ ALP によって、能動的な自己決定に基づく備えを進めることは重要な課題
- ・ 身寄りのない者では、特に ALP による備えの必要性が高い
- ・ 身寄りがある者では、家族の意向にも留意した ALP による備えを行う必要がある

定性調査から、高齢期以後に起こるトラブルが 14 種想定された（参照：第 6 章 3.2）（1）高齢者を取り巻くトラブルを示す「トラブルリスト」）。高齢者の状況やその深刻度によっては、トラブル発生後では対処が難しいことがある。いざトラブルが起きる前に備えをしておかないと、対応できないまま放置されてしまったり、対応が遅れてしまったりして、高齢者本人の生活上の不便や健康障害が生じる（生活が滞りなく送れない時期が生じる／適切な時期に転居ができない等）。さらに、やむなくケア支援者等がトラブルに対応したとしても、不適切な支援者負担（業務外の行為や非違行為に応じることになる等）が生じてしまう。定性調査の回答者の経験によると、事前の備えによって回避できたり・スムーズに対応できたりするトラブル・ケースが多い。特に本人の意思能力が十分なうちに備えておくことは、能動的な自己決定に基づく備えの実現である。これはトラブル回避だけでなく、本人の主体的な生活を守る意味でも重要である。中でも、身寄りのない人は、早目の備えをしておかないと、住まいや生活資金などの基本的な生活環境が崩れてしまいやすい。ALP による備えは、すでに MCI や認知症の診断を受けた人が行うものではなく、今後高齢期を迎え、過ごしていく全ての人に必要なものであると言える。

定量調査によると、要支援・要介護者のうち、直近 1 年間にトラブルが発生した者は 1-4%であった。これはすでにケアマネ等の介入によって、生活上発生しうるトラブルの対応や予防策が講じられた集団の直近 1 年に関する結果であり、未介入集団ではより頻繁に発生している現状が推測される。また、要支援・要介護高齢者では代理行為がある程度生じており、そのほとんどは家族によるものであった。現状では、高齢者本人が将来に備えようとする場合に、日常生活の支援者・代理行為者になりやすい家族の意向は無視できないものだろう。ALP の過程でも、本人・家族の状況によっては、家族の意向にも留意した備えを考える必要がある場合もあると想定される。他方では、現状では家族のサポートによって要支援・要介護者の生活費用や契約に関するトラブルが起きずにいる者が多いものの、今後は身寄りのない高齢者が増加していくと予測されているため、代理行為者の在り方を積極的に見直していく必要がある。

(2) 高齢者が備えに取り組まない理由と解決策の方向性

- ・高齢期のトラブル・備えに関する情報、動機、手段の不足が備え不足の要因
- ・高齢者とその家族を対象に、動機付け・情報提供・備え手続き支援の対策が必要

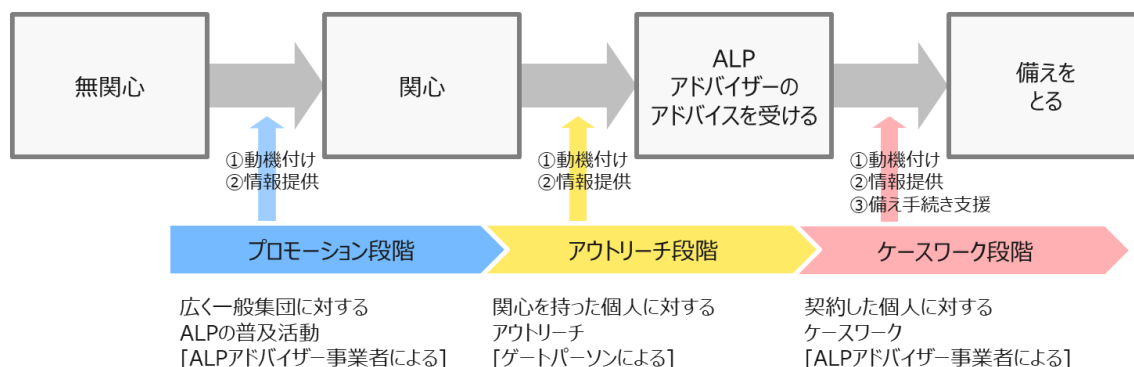
定性調査・講話により、高齢者が備えに取り組まない主たる理由として下記 3 つが挙げられた；①高齢期のトラブル・備えに関する情報の不足、②高齢期のトラブルを予測・想定する動機の不足（高齢者自身の拒否的な心情、費用負担の回避）、③備えるための相談先・手段・サービス資源の不足。

③備えるための相談先・手段・サービス資源の不足について、生活保護制度利用中の生活困窮者、または個別の弁護士契約ができるような資産家らでは、すでに専門家が一定以上の生活・資産管理対応をしている。このことから、中間層に対する相談機能が今後の課題となることが定性調査では再確認できた。しかしながら、そうした中間層高齢者の生活相談窓口機能を持つ地域包括支援センター・社会福祉協議会窓口等では、対応可能な職員のマンパワーや執行可能予算の制約が厳しい現状がある。彼らが自力で相談窓口機能を拡充することは難しく、民間事業所等が ALP アドバイザー事業を地域で展開していくことが、備え普及の解決策の 1 つとなりうると期待できる（参照：第 6 章 5.4)ALP 関連サービス普及の阻害要因と対応）。

備え普及策として、①動機付け、②情報提供、③備え手続き支援の 3 つが挙げられた。さらに、次の 3 段階に応じた普及策が適切に提供される必要がある。まず「プロモーション段階」では、一般集団に対して備える意義と備え方を周知することが主目的であり、多様な主体が広く①動機付けと②情報提供を行う。次に「アウトリーチ段階」では、備えに関心を持った高齢者・家族の各人に対し、彼らと日常生活で身近に関わり・信頼のおける機関や個人（ゲートステーションと呼ぶ）が ALP アドバイザーとのつなぎ役として①動機付けと②情報提供を行う。最後、「ケースワーク段階」では、つながった ALP アドバイザーが各人の状況に応じて適切な備えを実現するために、個別のアドバイスとして、①動機付け、②情報提供、③備え手続き支援、を行う。この 3 段階の戦略を実現するための地域体制を「ALP 機構」とし、それが地域包括ケアシステムの中に実効性をもって溶け込めるように環境を整えていく必要がある（参照：第 6 章 3.1）(1) ALP 機構とは）。

また、①動機付けと②情報提供の段階では、本人の知識と関心を高め、拒否反応が起きないように工夫する必要がある。そのためには、まず信頼できる個人・機関からの介入である必要がある。さらに、備えないことで生じる将来のリスクや困りごとの悲惨さ（ネガティブメッセージ）を伝えるだけでなく、備えることによって開ける明るい生活があること（ポジティブメッセージ）を同時に伝えることが、能動的な人生設計への動機付けにつながると想定される。

図表VI-1. 高齢者の備え普及のための3段階



(3) ALP 関連サービス事業者にとっての ALP 推進・高齢者が備えるメリット

- ・ ALP による備えの普及は、金融・住まい・医療・介護等の事業者が直面している課題の解決に貢献できると期待できる
- ・ 高齢者の消費行動の活性化による地域経済へのポジティブな効果も期待できる

定性調査・講話により、高齢者が備えに取り組まないことでトラブルが生じると、本人だけでなく直接取引や契約にあたる金融・住まい・医療・介護等の事業者がその対応に追われやすいことが語られた。例えば金融機関では、意思能力がないと判断する場合、後見人等を連れて来ないと取引が行き詰まるケースが頻繁にある。そこでは、適合性の原則に基づき、本人と家族同席・家族了解のもとで金融商品を販売するために、人的労力をかけている。また、そこまで丁寧に対応したとしても訴訟が起きてしまうケースもあり、頭の痛い問題である。もし ALP による備えが普及すれば、こうした対応に追われる諸コストの節約が期待される。また住まい領域では、経年的な不動産価値の崩落を防ぐことにより、不動産価値を落とさず住まいを世代間循環していきたいという機運がある。ALP による積極的・自律的な住まい計画の立案と住み替えや取引が実現することは、そこに貢献できる可能性がある。

また、ALP による備えの普及によって期待できるメリットは、前述の直接的な関係事業者だけに留まらない可能性がある。認知症高齢者の支援を行う介護事業所の専門職を対象とした定性調査の中で、「自分で自由に使える現金さえあれば、普段のちょっとした消費活動（例として、買い物、外食、小旅行等）をもっと楽しんでもらえる」という意見があった。将来不安に基づく出費控えや、認知症症状による買い物・外出制約を受けている高齢者にとって、ALP による備えの普及は、消費行動の活性化につながる可能性がある。これは地域経済へのポジティブな効果ももたらすと期待できる。

2. ALP アドバイザーによる ALP 推進の機構

1. 2)での聞き取りを基に、講話および調査研究委員会での討議を経て、ALP アドバイザーによる ALP 推進をはかる機構の全体像を描写した。

機構を構成する各種要素について、下記で説明する。

1) ALP アドバイザーの資格化・運用

(1) ALP アドバイザーに求めるコンピテンシー

- ・ ALP アドバイザーには高齢者の生活に関わる幅広い領域に関する知識が求められる
- ・ ALP アドバイザーには、高齢者・家族の本心を聞き出し意思表示を促すだけでなく、家族間の関係性に考慮した備え・対応を提案できるための技術と経験も求められる
- ・ ALP アドバイザーは、高齢者が資産状況を開示できるだけの信頼を得る必要がある

前述の通り、「ALP を支援する専門家であり、今後検討する認証機関の認証を得た者」が ALP アドバイザーである。ALP アドバイザーには幅広い領域に関する知識が求められる。具体的には、高齢期の心身機能の変化を予測できること、それを支えるための医療・介護・生活支援サービスの選択肢を説明できること、資産・住まい管理に関する諸制度および民間サービスの内容を説明・比較できること、様々な選択に関連して高齢者自身の権利と意思尊重にまつわる諸法律を踏まえられること、が挙げられた。特に住まい管理に関しては、住宅資産の活用や世代間循環について長期的な視点で助言できると望ましい。

加えて、高齢者本人の意思を聞き取り、実現に向けて支援していくためには、高齢者（および場合によっては家族）の本心を聞き出し、意思を言語として表出してもらうための対人支援技術が必要である。

幅広い知識と本人・家族の本心を聞き取り実現に向けてともに取り組む姿勢を持つことで、対応した高齢者個人だけでなく、地域の中で ALP アドバイザーに対する信頼を獲得していけるようになると良い。そうした周囲の信頼を集められる対人支援の態度と技術を備えた人物であることが望ましいという意見も多数聞かれた。

(2) ALP アドバイザーの資格要件

- ・ ALP アドバイザーは認証資格に基づく事業とする
- ・ ALP アドバイザーの認証判断に関わる条件項目としては、①既存資格・職務経験の有無、②指定カリキュラムの修了、③指定試験の合格の3つの案がある

ALP アドバイザーは認証資格に基づく事業とする。前述のコンピテンシーを備えた ALP アドバイザーを資格者として認証するための条件項目として、①既存の資格・職務経験を有すること、②指定の教育カリキュラムを修了する、③指定試験に合格すること、の3つの案があがった。新しい資格創出のためにさらに重ねるべき調査・検討事項（今後の課題）としては、コンピテンシーの詳細な定義づけと評価方法、コンピテンシー内容と数多く存在する既存資格との対応関係の整理、コンピテンシー教育のためのカリキュラム仕様・教材と教育評価の方法、がある。

定性調査およびそれに基づく議論の中では、資格や知識・技術があるに越したことはない一方で、過剰な要求を控えたいという意見もあった。高すぎる要求はALPアドバイザーおよび候補者数を抑制する可能性が高い。実現可能な運用に向け、幅広い知識を要する一方で高度な専門性は要求しない、個人ですべての領域をカバーせず複数人でカバーする運用を基盤とするという意見が出た。ALP 関連サービス事業者や連携相手となる辺縁専門機関との連携可能性を踏まえた検討が必要である。

(3) ALP アドバイザー協会の設立

- ・ 今後、ALP アドバイザーの資格認証と運用を行うための機関を創設する
- ・ 認証機関の ALP アドバイザー各人に対する裁量範囲については引き続き議論する

ALP の適切な実装・普及と実効性のある備えの促進に向けて、ALP アドバイザー認証機関を創設する必要性が提起された。認証機関（ALP アドバイザー協会（仮称））では、ALP アドバイザーの資格教育、認証手続き、ALP アドバイザーの適切な運用のための社会介入、および不適切な ALP アドバイザーに対する対応（指導、資格はく奪などの罰則適用）、および行政・自治体との連携による ALP の推進を行うことを想定する。

2) ALP アドバイザー事業について

(1) ALP アドバイザー事業所とは

- ・ ALP アドバイザー事業は、ALP アドバイザー事業所が行う
- ・ ALP アドバイザー事業所の運営主体は民間事業者を想定する

ALP アドバイザー事業の実施主体である事業者を「ALP アドバイザー事業者」と呼び、その運営主体は初期仮説の通り民間事業者を想定した。定性調査では、地域包括支援センターをはじめとした公的機関が ALP アドバイザー事業を行うことの可能性も尋ねた。しかし、予算確保が著しく難しいこと、公的機関の立場では備えのための ALP 関連サービス事業者＝民間事業者を個別に紹介することが難しいことを理由に、民間事業者に期待したいという意見が繰り返し語られた。

(2) ALP アドバイザー事業所の要件

- ・ ALP アドバイザー事業所は、複数名のアドバイザーから構成されたチーム組織とする
- ・ 厳重な個人情報管理体制を持ち、中立性・公平性を備え、さらに長期的に持続可能な事業機関であることが望ましい
- ・ 単独の事業者で要件を充足できない可能性も高く、業務形態の工夫の議論が必要

ALP アドバイザー事業所は、複数名のアドバイザーから構成されたチーム組織を基盤と

する。その目的は、複数の専門性を兼ね備えた ALP アドバイザー集団が対応することによる対応漏れ予防、ALP アドバイザー間の相互監視とけん制による情報漏洩防止と中立性・公平性・本人本位性の担保、ALP アドバイザーの進退に影響されない継続的な支援の実現、である。チーム体制として、主担当 1 名とサブ担当複数名体制がイメージ候補として挙げた。

また、ALP アドバイザー事業所は、今後長期的に持続可能な事業機関であることが望ましい。「ALP とは将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。」とある通り、ALP アドバイザーは、高齢者のライフイベントや状況の変化に応じて繰り返し支援する必要が出てくる。そのため、長期的に関わり続けられる事業機関でなければならない。

さらに、信頼の観点からも長期的に持続可能な事業機関であることが望ましい。ALP アドバイザーとは、高齢者が、自身の将来数十年の生活について、自身の心身機能や資産情報を開示してまで頼る相手と表すこともできる。短期間で閉業してしまう可能性がちらついて見えることは、高齢者視点では責任が果たられないリスクや共有した情報が流出してしまうリスクを想起させる。ALP アドバイザー事業所は、長期的に安定した経営が期待できる組織であることを、高齢者に PR できる必要がある。

(3) ALP アドバイザー事業所の業務形態・民間連携

ALP アドバイザー事業所が前述の要件を全てクリアしうる業態として、ALP 関連サービス（例：金融業、介護事業等）と ALP アドバイザー事業の兼業を想定した。定性調査と討議の中で、事業所要件のすべてを単独事業所が同時に充足することはほぼ不可能と考えられたためである。適切な専門性を備えた ALP アドバイザー人材を雇用・配置できるためには、十分な専門性と多様性を備えた ALP アドバイザー複数名を採用するための機会を作り、雇用し続けるだけの人件費を確保する手段が必要である。さらに、厳重な個人情報管理体制を構築するには、情報管理規則と罰則規定、体制整備のための人員体制と運用基盤を作りこむ必要がある。事業所としての中立性・公平性を維持し証明し続けるには、事業所外からの監査・評価機構も必要になる。

そこで、定性調査結果に基づき、利用者との接点、事業性、アドバイザー要件充足の観点で ALP アドバイザー事業モデル案を 7 つ作成し、調査研究委員会で比較検討した（図表 VI-2）。まず収益性の観点から、専業型ではなく兼業型もしくは公的機関派遣の優位性に着目した。次に、公的機関の昨今の予算制限傾向を鑑み、兼業型を主業態として想定することとした。さらに他要件の充足しやすさと各種事業者の設置数・規模を考慮したところ、金融・不動産・介護事業者が兼業するモデルが有望であろうという議論になった。

図表VI-2. ALP アドバイザー事業モデルの7案

		健常者 接点	認知機能 低下時の 接点	マネタイズ	アドバイスの 中立性	兼業事業者の 本業の信頼性
専業		△	△	×利用年会費、 事業者紹介料	○(紹介料に依存 する場合は△)	—
兼業	金融	○	△	△本業販促費	△商品販売時の 重要事項説明等の 規制がある	○強い業規制
	不動産	○	△			○宅建等の資格制度
	法律	△	△	○後見、財産管 理委任等収益	○(紹介料に依存 する場合は△)	○法律による守秘義務等
	介護	×	○	○本業販促費	×	○保険者の監査制度
	高齢者等 終身 サポート	×	○	○本業販促費	×	△ガイドラインのみ
公的機関派遣		△	○	○(予算確保 できれば)	○	○

3. ALP アドバイザーが機能するための環境づくり (ALP 機構)

1)ALP 機構

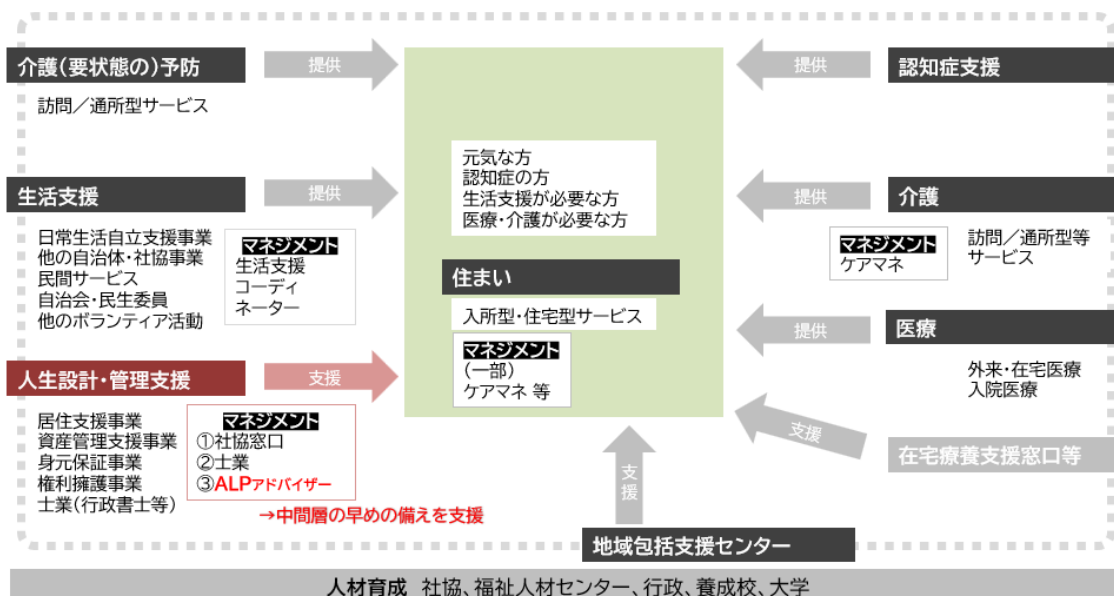
(1) ALP 機構とは

- ・高齢者を ALP アドバイザーにつなげるための、プロモーション・アウトリーチ活動を含む ALP 機構が必要である
- ・ALP 機構は地域包括ケアシステムの中で稼働することが望ましい

ALP 機構は、一般集団に対して備える意義と備え方を周知する「プロモーション」、備えに関心を持った高齢者・家族の各人に対し、彼らと ALP アドバイザーをゲートステーションがつなぐ「アウトリーチ」、ALP アドバイザーが個別対応を行う「ケースワーク」、の3段階の戦略を実現する（参照：図表VI-1. 高齢者の備え普及のための3段階）。

こうした戦略が機能するための体制として、ALP 機構は地域包括ケアシステムの一部として、辺縁事業者と互恵的な連携を行えるように整備される必要があると考えた（図表VI-3）。地域包括ケアシステムの中では、ALP アドバイザー事業者以外に、様々な事業者・関係者が高齢者の日常生活に関わっている。彼らには、ゲートステーションとして ALP アドバイザーを勧める役割、ならびに備え手続きの受け皿としての ALP 関連サービス事業者の役割の両方が期待される。

図表VI-3. ALP アドバイザーと地域包括ケアシステム



2)ALP アドバイザーが外部資源と連携するためのツール・仕組みの整備

ALP 普及の意義を伝え動機付けするための情報発信ツールを 4 種、試作した。「トラブルリスト」、「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」、「リソースマップ」、「高齢者ジャーニーマップ」である。

(1) 高齢者を取り巻くトラブルを示す「トラブルリスト」

第 4 章 1.2)(1)に記載のとおり定性調査結果から、事前の備えがないことによって生じるトラブルを、資産管理のトラブル(6 種)、住まいのトラブル(2 種)、医療・介護利用のトラブル(4 種)、本人の死後に起こるトラブル(2 種)の計 14 種に整理した。それぞれのトラブルの説明を以下に示す。

◆資産管理のトラブル(6 種)

①毎日の生活費のトラブル

認知症を含む心身機能の低下を理由として、銀行からお金を引き出せなくなったり、支払いに必要な現金を管理できなくなったりして、日常生活に必要なものが買えない・光熱費や家賃の支払いが滞るなどの不都合がある。

②サービス利用費用が支払えないことによるトラブル

認知症を含む心身機能の低下を理由として、医療もしくは介護サービスを利用した際の費用を本人が支払えず、その結果として最適なサービス利用に支障をきたす。

③住まいの管理資金に関するトラブル

住まいを維持するための修繕費・管理費を捻出できなかったり、自分で支払えなかった

りしたことにより、住まいの暮らしやすさや資産価値が下がってしまう。

④資産・住まいに関する貴重品の紛失トラブル

財布・現金・保険証・マイナンバーカード・鍵等を含む、毎日の生活費および大きな資産取引に必要な貴重品を頻繁に紛失してしまう。これは、生活費や医療・介護サービスの支払い停滞や光熱費の支払い停滞による住まい環境の不全にもつながる。

⑤資産と契約に関する不正や浪費

認知症を含む心身機能の低下が生じた際、家族・友人や事業者によって、詐欺や不当な契約、資産の浪費という被害が生じることがある。

⑥大きな資産取引のトラブル

認知症を含む心身機能の低下を理由として、住居の売却や資産の再編などの大きな取引ができなくなり、結果として生活や介護・医療費用の確保が困難になる。

◆住まいのトラブル(2種)

①住環境と心身機能のズレによるトラブル

心身機能の低下を見込んだ事前に住まいのリフォームや改修・住み替えを行っておらず、結果として心身機能に不都合な住環境がきっかけとなって身体損傷や体調悪化が起こる。

②住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

適切な住み替えやリフォームを試みたが、認知症を含む心身機能の低下を理由として、転居先が見つからなかった、転居手続きが進まなかった、もしくはリフォーム契約手続きが滞るなどの困難が生じる。

◆医療・介護利用のトラブル(4種)

①要介護認定更新の申請に関するトラブル

本人や家族が適切なタイミングで要介護認定更新の申請を行わなかったため、必要なタイミングで必要な介護サービスを受けることが難しくなる。

②保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル

本人の認知症を含む心身機能の低下を理由として、医療もしくは介護サービスを利用する際の契約を本人が行えず、その結果として最適なサービス利用に支障をきたす。

③本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル

本人の意思を推定するための根拠となる情報が十分ではないせいで、提供している医療・介護サービスの方針・内容が本人の意思に沿わなくなってしまう。

④医療・介護の選択肢をめぐる家族間のトラブル

本人の意思を推定するための根拠となる情報が十分でないせいで、家族間で医療・介護の選択方針が統一されず、一部の家族に介護や金銭の負担が偏重したり、家族関係が悪くなったりする。

◆本人の死後に起こるトラブル(2種)

①死後事務の手続きに関するトラブル

本人が生前に遺言書や死後事務委任契約を準備しておらず、本人がなくなった後、相続の手続きそのものや家の片づけ、葬儀の手配がスムーズに進まず、家族や周囲の関係者に余計に負担がかかる。

②遺産問題・相続にまつわるトラブル

遺言書や信託を準備しておらず、相続時に家族間で資産の分配について争いが生じる可能性がある。

(2)「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」および「リソースマップ」

- ・トラブルと備えの対応関係から、「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」を作成した
- ・ALP 関連サービスを提供しうる機関・事業者を「リソースマップ」として示した

①トラブルと ALP 関連サービスの対応表

定性調査において、上述のトラブル 14 種とそれに備えるための手段の対応関係を確認し、その結果を基にトラブルと ALP 関連サービスの対応表を作成した（図表VI-4）。

図表VI-4. トラブルと ALP 関連サービスの対応表

トラブル		ALP関連サービス								
		法定後見	任意後見(※)	商事信託	民事信託	日常生活自立支援事業	財産管理委任(※)	身元保証契約(※)	死後事務委任(※)	金融資産情報の整理・共有(※)
資産管理のトラブル	毎日の生活費のトラブル	○	○	△	○	○	○	×	×	△
	サービス利用費用が支払えないことによるトラブル	○	○	△	○	○	○	×	×	△
	住まいの管理資金に関するトラブル	○	○	△	○	△	○	×	×	△
	資産・住まいに関する貴重品の紛失トラブル	○	○	×	△	○	○	×	×	△
	資産と契約に関する不正や浪費	○	○	△	△	△	△	×	×	×
	大きな資産取引のトラブル	○	○	○	○	×	○	×	×	△
住まいのトラブル	住環境と心身機能のズレによるトラブル	○	○	×	△	△	×	×	×	×
	住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル	○	○	×	△	×	△	△	×	×
医療・介護利用のトラブル	要介護認定更新の申請に関するトラブル	○	○	×	×	△	×	×	×	×
	保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	△	△	×	×	△	×	×	×	×
	医療・介護の選択肢をめぐる家族間のトラブル	△	△	×	×	×	×	×	×	×
死後に関するトラブル	死後事務の手続きに関するトラブル	×	×	×	×	×	×	×	○	△
	遺産問題・相続にまつわるトラブル	×	×	○	○	×	×	×	×	△

(注) ○…対応可能、△…サービス、契約内容により対応可能、×…対応不可。なお、対応可否は個別のサービスの内容等に応じて異なる可能性がある。

(※)は高齢者等終身サポート事業者が主に提供するサービス（事業者により異なる）。

一般的に、任意後見制度、財産管理委任契約、死後事務委任契約をそれぞれ締結することで、認知機能が維持されているうちから認知機能低下後、さらには死亡した後まで、想定されるトラブルには概ね対応できると考えられる。なお、身寄りのない人は、保証人不在によるトラブルについては身元保証契約を締結することで回避できる。

②リソースマップ

定性調査結果等から、ALP 関連サービスを提供しうる機関・事業者のリストを「リソースマップ」と位置付けた(図表VI-5)。

図表VI-5. リソースマップ

領域	機関・事業者(代表的なもの)
資産管理のトラブル	社会福祉協議会、金融機関(信託銀行、都市銀行、地方銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社)、ファイナンシャルプランナー、士業(弁護士・司法書士・行政書士・税理士)、高齢者等終身サポート事業者
住まいのトラブル	不動産事業者、居住支援法人、士業(弁護士・司法書士・行政書士・税理士)
医療・介護利用のトラブル	地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療従事者、社会福祉協議会、高齢者等終身サポート事業者
死後に関するトラブル	信託銀行、士業(弁護士・司法書士・行政書士・税理士)、高齢者等終身サポート事業者

(注)対応可否は地域・事業者等により異なる可能性がある。

(3) 高齢者ジャーニーマップ

- ・5つのトラブルに着目し、典型的な高齢者の将来像を示す3シナリオを高齢者ジャーニーマップで示した
- ・備えなかった場合・上手に備えた場合のシナリオを同時に示す資料とした

ALP が普及していくためには、高齢者自身に対し、将来の生活を自律的に設計するような意図させるような動機付け介入が必要だという意見がでた。前述した高齢者自身による予測の困難さを踏まえた結果、まずは将来設計の必要性を自覚することが第一手順と考え、「典型的な高齢者の将来像」をわかり易く示し、かつ、将来設計とそれに基づく備えの価値が伝わるような情報素材があると良いという意見にたどり着いた。そこで、それを「高齢者ジャーニーマップ」と仮呼称した上で、その試作版を作成した。定量調査に基づく討議を経て、毎日の生活費のトラブル、サービス費用が払えない、住環境と心身機能のズレ、大きな資産取引に着目した高齢者ジャーニーマップを作成することとした。

作成は、次の手順で行った。まず、各種トラブルが起こった事例について語られたデータを定性調査の中から見出し、事例の属性（性別、身寄りの有無等）とトラブル前後の生活の変化を抽出した。次に、抽出したデータを参照しながら、現職のケアマネジャー2名と臨床経験のある事務局職員1名でグループ討議を行い、その中で着目するトラブルが必ず1回以上は登場するよう配慮しながら、典型的なシナリオ案を3つ作成した。

作成した高齢者ジャーニーマップの事例は次の3つである（付録添付）。「事例1：夫の死後、子どもたちに支えられながら、自宅で一人暮らしをする女性」、「事例2：夫の死後、頼れる身寄りなく、自宅で一人暮らしをする女性」、「事例3：計画的にヘルプ付き住宅に引っ越した独身男性」。あくまで高齢者の生活の一例を示すものであり、読者の共感と関心を惹起することを主目的としているため、トラブルの要因や備え方について網羅性はない点に注意が必要である。また本年度の成果物として作成した高齢者ジャーニーマップは、試作版であるため、実践現場での使用に向けた改編が必要である。そのため、関連情報はなるべく多く包含しておき今後の省略に期待している他、目的に応じたデザインの洗練、および動画などを含めた媒体展開の議論は今後の課題である。

(4)各ツールの関係性、ALP アドバイスにおける位置づけ

・「高齢者ジャーニーマップ」は高齢者のALPを促進するために、「トラブルリスト」と「トラブルとALP関連サービスの対応表」を統合したものである

高齢期には、身体機能が低下していく中で医療・介護サービスが必要となることは一般に広く認識されている。日本では、医療・介護サービスは健康保険・介護保険等の社会保障制度として原則全ての国民に提供されているため、医療・介護サービスの利用そのものに備える必要性は比較的低い。そのために、フレイル予防や認知症予防等の取り組みによる医療・介護サービスの利用の後ろ倒し、それによる健康寿命の延伸が積極的に推進されている。あるいは、健康保険・介護保険の利用に伴う自己負担の支払いや、これらの制度では対象とならない時には高額な医療・介護サービスを楽しむための老後資産形成の必要性も、政府や金融機関による広報等により周知されている。

そうした中で本調査研究では、事前の備えを行わないことによって生じる14種のトラブルを「トラブルリスト」として特定した。医療・介護分野では、健康保険・介護保険が整備されていてもなお、「要介護認定更新の申請に関するトラブル」「保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル」「本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル」「医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル」が生じている。例えば、本人が独居の場合等は、本人の心身機能が低下すると要介護認定更新の申請ができなくなることでトラブルが生じる。資産管理、住まい、死後の分野ではより広範なトラブルが生じている。例えば、本人の認知機能が低下すると金銭の紛失や計算能力の喪失等により「毎日の生活費のトラブル」が生じる。「トラブルリスト」により、ALPによって備えるべき医療・介護サービスや老後資

産形成以外のリスクを明確化できる。

また、これらのトラブルとそれに対応するための ALP 関連サービスの対応関係を「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」として試行的に整理した。この対応表は、14 種のトラブルと、「法定後見制度」「任意後見制度」「商事信託・民事信託」「日常生活自立支援事業」「財産管理委任契約」「身元保証契約」「死後事務委任契約」等の ALP 関連サービスの対応を示している。いずれのサービスも一長一短であり、全てのトラブルに一元的に備えられる ALP 関連サービスは存在していない。「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」により、ALP によって備えるべきリスクへの対応方法を示すことができる。

「高齢者ジャーニーマップ」は高齢者の ALP を促進するために、「トラブルリスト」と「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」を統合したものと位置づけられる。高齢者に生じるトラブルは高齢者の心身機能の状況、保有資産、家族構成等の環境によって異なり、必ずしも全てのトラブルが生じる訳ではない。高齢者の状況に応じて生じるトラブルや本人の意向に応じて、ALP 関連サービスの適用を設計・導入する。その代表的な事例と効果を例示したものが「高齢者ジャーニーマップ」である。「高齢者ジャーニーマップ」により、高齢者の属性や意向に応じた ALP による備え方とその効果を示し、高齢者の ALP を促進することができる。

5. ALP 関連サービスおよび親族の代理行為

1)ALP アドバイスと ALP 関連サービスの関係

- ・ ALP 関連サービスは、医療・介護サービスや老後資産があっても生じる資産・住まいの管理のトラブルに事前に備えて対処するもので、ALP アドバイスとの兼業も想定される
- ・ ALP アドバイスは身寄りのある方や認知機能が維持されている方への事前のアドバイスも含み、ALP 関連サービスよりも幅広い事業者が取り組むものと位置づけられる

ALP アドバイザーが ALP の取り組みを通じた高齢者の支援を実現するためには、「ALP アドバイスに沿って資産・住まいの管理を行う制度・サービス」である ALP 関連サービスの存在が欠かせない。

本調査研究では、ALP 関連サービスは、医療・介護サービスや老後資産形成を支援するサービスではなく、十分な医療・介護サービスや老後資産があっても生じる資産・住まい管理のトラブルに、事前に備えて対処するものと位置づけられた。そして、ALP アドバイザーは ALP 関連サービスによるトラブルへの備え方をアドバイスするものである。

ALP アドバイザーは、専業の ALP アドバイザー事業者が行う場合もあるが、金融・不動産・法律・介護・高齢者等終身サポート事業者のような ALP 関連サービス事業者が兼業で行う場合もあり、兼業の方が事業性の面で有望と考えられる。そのために、ALP アドバイザーと ALP 関連サービスは兼業の事業者が同時に提供するケースもあり、混同されやすい。

ALP アドバイザーは身寄りのある方や認知機能が維持されている方の事前の取り組みも含めたより幅広い人を対象とする包括的な概念である。また、専業あるいは金融・不動産・介護等のより幅広い事業者が取り組むべきものと位置づけられる。

2)ALP 関連サービスにおける代理機能、利益相反防止の必要性

- ・ ALP 関連サービスには認知機能の低下・喪失した高齢者を代理する機能が求められる
- ・ ALP 関連サービスが本人の意向との利益相反を生じないよう ALP 関連サービス事業者を監督する機能が求められる

事前の備えがないことによって生じる 14 種のトラブルの多くは、高齢期に生じる心身機能の低下のうち、認知機能の低下・喪失によって引き起こされる。資産管理のトラブル、医療・介護利用のトラブルは本人が生存している間の認知機能の低下・喪失により、高齢者の生活を支える人々に本人が意向を適切に形成・表明することができなくなるために生じる。死後のトラブルは本人の死亡に伴い本人の意向が判らなくなる、また尊重されなくなることに生じる。

そのために、これらのトラブルに対応するための ALP 関連サービスには、認知機能の低下・喪失した高齢者を代理する機能が求められる。「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」(参照：図表VI-4. トラブルと ALP 関連サービスの対応表)に記載された ALP 関連サービスも代理機能を内包している。例えば、成年後見制度は後見人等が、商事信託・民事信託は受託者がその役割を担う。

一方で、高齢者の認知機能が低下・喪失すると、代理機能を提供する ALP 関連サービス事業者を監督する能力も本人から失われてしまうため、本人の意向との利益相反が生じないよう ALP 関連サービス事業者を監督する機能が求められる。特に資産管理を任せる場合は、経済的搾取や横領等の不正行為が生じないようにチェックする必要性も生じる。

3)ALP 関連サービスにおける代理機能および親族の代理行為の状況

(1)ALP 関連サービスにおける代理機能

- ・ ALP 関連サービスの代理機能は、備えるタイミング、発効するタイミング、代理の範囲、監督機能の有無、コスト、本人意思の尊重等の面で様々なものがある
- ・ 法定後見制度以外の ALP 関連サービスは健常時に事前に手続きを行う必要がある

第 5 章で報告した ALP に関連する法・制度等の調査結果を基に、ALP 関連サービスにおける代理機能を整理した(図表VI-6)。

図表VI-6. ALP 関連サービスにおける代理機能

ALP関連サービス	備えのタイミング	発効するタイミング	財産管理			身上保護		監督	コスト
			包括財産	特定財産	金銭	法律行為	事実行為		
法定後見制度	認知機能低下後	認知機能低下後	○	○	○	○	後見人等の裁量あり	家庭裁判所	高い傾向
任意後見制度	健常時	健常時または認知機能低下後	○	○	○	○		任意後見監督人	高い傾向
商事信託					○			金融庁(信託業法)	低い傾向
民事信託				○	○			信託監督人を設定可能	コンサル報酬は掛かるが低い傾向
代理(家族)					○	家族として支援	家族として支援	なし	無料
代理(民間事業)					○	○	○	なし	事業者によって異なる
日常生活自立支援事業		認知機能低下後			○	○	○	社会福祉協議会	低い傾向
死後事務委任		死後						なし	事業者によって異なる
公正証書遺言		死後	○	○	○			公証役場	高い傾向

法定後見制度は認知機能低下後に事後的に申立を行うが、それ以外の ALP 関連サービスはいずれも健常時に事前に手続きを行う必要がある。なお、日常生活自立支援事業は、「判断力が低下しつつも、契約関係が理解できる状態でのみ発効する」もので、良いタイミングで活用するためには「健常時からいつでも使える準備をしておく」というヒアリング結果がある。それに基づき、表の通り整理した。

発効するタイミング、財産管理・身上保護におけるカバー範囲は ALP 関連サービスごとに様々なため、高齢者の保有する資産や家族構成等の環境に応じて ALP 関連サービスを選択する必要がある。

財産管理については、金銭管理は多くの ALP 関連サービスが対応しているが、金融資産、不動産等の特定資産の他、動産や権利等の資産も包括的に対象としたい場合は、法定後見制度・任意後見制度・民事信託を選択する必要がある。

身上保護は法律行為と事実行為に区分され、ALP 関連サービスごとにカバーする範囲が異なる。身上保護の事実行為には見守り、付き添い、送迎、買い物支援、身元引受保証、緊急連絡先等の様々なものが含まれる。法定後見制度は事実行為について後見人の裁量範囲があり、カバーする範囲が不明確になっている（参照：図表 V-12. 後見人の業務範囲）。また、民間事業として高齢者等終身サポート事業者が身上保護の事実行為も含めた事業展開を進めているが、このカバー範囲も契約ごとに様々であるため、個別にカバー範囲を確認して活用する必要がある。

また、高齢者が保有する資産の規模等に応じて、第三者による監督機能を求めるかどうか、どの程度のコスト負担を許容するかといった観点で、ALP 関連サービスを選択する必要がある。

ある。

更に、本人の趣味・嗜好・意思等を尊重した対応の可否も、ALP 関連サービスを選択する際の基準となりえる。本人の認知機能が低下してから申立を行う法定後見制度は、後見人等に第三者である専門職が選任された場合等に本人が健常時に有していた意向に沿った財産管理が行われない可能性が生じる。本人意思を蓄積・伝達する工夫や、任意後見制度や民事信託等の本人意思を反映しやすい ALP 関連サービスを選択することで対処する必要がある。

(2) ALP 関連サービスの代理機能と家族の代理行為、支援者の業務外行為の関係

- ・本人に家族が居ない場合に ALP 関連サービスの必要性が高まるが、家族が居る場合でも必要となるケースがある
- ・ALP 関連サービスがないことで支援者の業務外行為が生じるリスクが高まる

本人の認知能力が低下した場合に財産管理、身上保護を任せられる信頼できる家族が居る場合は、ALP 関連サービスの代理機能を活用する必要性は低くなる。その場合であっても、不動産の売却や金融資産の解約等で成年後見人による手続きを求められるケースがある。成年後見人の選任までの期間の資産凍結や第三者である専門職の後見人が選任される可能性を避けたい場合は、任意後見制度や民事信託等により事前に備える必要がある。

また、介護施設への入所により家族による身上保護の負担を減らすことができる。この場合でも、緊急連絡先としての役割や身元保証、身の回り品の用意等の事実行為は高齢者の家族の対応が求められる。

本人に財産管理、身上保護を任せられる家族が居ない場合や、本人が家族に迷惑を掛けたくないと考えている場合は、財産管理、身上保護について ALP 関連サービスを組み合わせる必要とある。介護施設を利用する場合も同様に、不動産の売却や金融資産の解約等の手続き、緊急連絡先、身元保証、身の回り品の用意等をカバーする ALP 関連サービスが必要となる。

ALP 関連サービスによる事前の備えなく本人の心身機能が低下し生活が立ち行かなくなり、速やかに施設入所できない、成年後見人が裁量業務とされる事実行為を提供できないといった状況が重なると、本人の周囲の支援者による業務外行為が生じるリスクが高まると考えられる。支援者の業務外行為を抑制する観点からも、ALP による事前の備えの促進が期待されている。

なお、高齢者に生じるトラブルと備え（ALP 関連サービス）の対応関係は前述の通りである（参照：図表VI-4. トラブルと ALP 関連サービスの対応表）。

(3) ALP 関連サービスの代理機能および家族の代理行為の利用状況

- ・代理機能を提供する ALP 関連サービスの普及率は低く、家族が代理行為で対処しているケースが多い

代理機能を提供する ALP 関連サービスの普及率は低迷している。全国の 60 歳以上を対象に判断能力低下時の準備の有無を調べた 2023 年の調査¹⁴では、任意後見制度の普及率が 1.4%、信託制度が 1.0%と非常に低い水準である。一方で、ノート等での意思表示が 13.0%、家族に自分の希望を伝えているが 34.4%と、家族の代理行為を想定した準備は一定程度進められている様子が伺える。

本調査研究では、居宅ケアマネや地域包括支援センター職員を対象に、受け持ち事例における代理行為の現状把握を行い、家族の代理行為が高齢者の日常的な取引を支えている状況を確認した。

要支援 1・2～要介護 1～5 の受け持ち事例（n=16,198）における、「法定後見人」の利用者は 3.6%（588 件）、「任意後見人」は 2.5%（399 件）であった。「預貯金の引き出し」「介護サービス契約」「介護サービス支払」といった日常的な取引の代理に関しては、「預貯金の引き出し」における代理行為が最も多く、要介護度が高いと代理行為の割合も高くなる傾向にあった。また、代理行為の殆どは家族が行っている状況であった。要介護 3～5 の受け持ち事例で「預貯金の引き出し」における代理行為は 39.3%（家族：36.3%、後見人：2.0%、他の代理人：1.0%）であった。

(4) ALP 関連サービスの代理機能および家族の代理行為の不足感

- ・代理行為によるサポートを受けられていないために 14 種のトラブルごとに年に 1-4% 程度の水準のトラブルが生じていると考えられる

認知症高齢者の増加や、家族の代理行為に頼れない身寄りのない高齢者が増加するなかで、高齢者が必要とする代理行為によるサポートのニーズは充足され、トラブルを回避できているのだろうか。本調査研究では、代理行為によるサポートのニーズが十分に満たされていない様子が浮き彫りになっている。

定性調査では、事前の備えがないことで資産管理・住まい・医療介護サービス利用・死後のトラブルが生じている状況が確認されている。また、個別のコメントからも、高齢者に身寄りがないケース等で支援者が業務外行為で対応している状況や、家族が居ても十分な会話がなされずに事前の備えに繋がっていない状況が伺える。

定量調査では、居宅ケアマネや地域包括支援センター職員の受け持ち事例において、「毎

¹⁴ 公益財団法人生命保険文化センター. 2023 年度ライフマネジメントに関する高年齢層の意識調査. 2023. <https://www.jili.or.jp/research/report/elderly.html> (2025 年 1 月 28 日アクセス可能).

日の生活費」等の14種のトラブルごとに過去1年間で1-4%程度の水準のトラブルが生じている状況が確認された。事前の備えによって代理行為によるサポートを受けられていないために一定程度のトラブルが生じていると考えられる。

また、施設入所や一定のコストを要するALP関連サービスの利用には至らない中間層の高齢者の代理行為によるサポートのニーズが満たされにくい様子も確認された。この状況は、黒澤氏の講話においても「備えの施策の狭間」として報告されている（参照：図表V-6. 備えの分布図）。

4)ALP 関連サービス普及の阻害要因と対応

ALP 関連サービスの代理機能や家族の代理行為によるサポートの不足感がある状況下でALP 関連サービスの普及が期待されている。本調査研究で挙げられたALP 関連サービス普及の阻害要因を取りまとめたうえで対策を検討する。

(1) ALP 関連サービス普及の阻害要因

- ・ALP 関連サービスごとに様々な阻害要因がある
- ・適切なALP 関連サービスを組み合わせて適用する必要がある、その難しさも阻害要因となっている

本調査研究ではALP 関連サービスの普及を阻害する要因として以下の事項が挙げられた（図表VI-7）。

図表VI-7. ALP 関連サービス普及の阻害要因

ALP関連サービス	共通の阻害要因	個別の阻害要因	備考
法定後見制度	—	制度の複雑さ、手続きの煩雑さ、費用負担、後見人等の確保、制度利用が不要となっても利用継続する、本人の自律や自己決定が制限されるケースがある、身上保護できないことや後見人等の裁量範囲がある、など	制度改正が検討されている
任意後見制度	自ら事前に備えることが難しい 相続トラブル	費用負担、財産管理委任と任意後見制度を組み合わせた場合で任意後見制度が発効されないケースがある	制度改正が検討されている
商事信託		信託財産が金銭のみ、最低金額の制限	
民事信託		受託者の確保	
代理(家族)		キーパーソンの確保、事業者中心の発想で個別の委任状を求められる(健常時の包括委任が通用しにくい)	
代理(民間事業)		事業者(高齢者等終身サポート事業者)を規制する法令がなく、契約締結・契約履行・預託金の管理等の体制に課題があるケースがある	高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが整備された
日常生活自立支援事業		運営主体である社協のキャパシティ	社会福祉法の改正が検討されている
死後事務委任		本人が履行を確認できない	
公正証書遺言		費用負担	

法定後見制度以外の ALP 関連サービスに共通する阻害要因として、高齢者が自ら事前に備えることの難しさと、ALP に関する本人の意思が表明されていない場合や遺言等の形で表明された場合でも相続トラブル等の中で親族の意向によって歪められてしまうケースがあることが挙げられる。

また、個別の ALP 関連サービスごとに様々な阻害要因が挙げられているが、法定後見制度、任意後見制度、日常生活自立支援事業は制度改正が検討されており、阻害要因の解消が期待される。民間事業者による代理における阻害要因に関しても、2024 年 6 月に公表された高齢者等終身サポート事業者ガイドラインによる解消が期待される。

更に、適切な ALP 関連サービスを組み合わせる選択することの難しさも、ALP 関連サービス普及の阻害要因になっていると考えられる。これらの ALP 関連サービスは、高齢者の属性や意向に応じて活用することで、高齢者の意思を尊重した資産管理・身上保護を実現できる。財産管理や身上保護に関する代理機能を提供してくれる家族がいる場合であっても、不動産や金融資産の売却等のために法定後見制度を事後的に利用するのではなく、任意後見制度や民事信託を活用することで本人の意向に沿った資産管理を実現できる可能性がある。また、身寄りがない場合や家族がいても頼ることができない高齢者が自宅での生活を希望する場合や介護施設入所による費用負担を避けたいといった希望がある場合には、日常生活自立支援事業や高齢者等終身サポート事業者等の民間事業者の代理機能を活用して自宅で生活する期間を延伸することができる。しかし、個々の ALP 関連サービスが複雑である上に、複数の ALP 関連サービスを組み合わせる適切なものを選択することはそれ以上に難しい。

(2) 「信託」「代理」への着目

・財産管理は民間の領域の課題であり、「信託」「代理」による民間活力を生かした解決が期待される
--

法定後見制度以外の ALP 関連サービスに共通する阻害要因である高齢者が自ら備えることの難しさや相続トラブルに関しては、ALP 機構による解消・抑制を目指していくため本節では取り扱わない。

個別の阻害要因に関して調査研究委員会では、「信託」および「代理」に着目して阻害要因への対応を検討するべきであるとの議論がなされた。その理由として、法定後見制度・任意後見制度・日常生活自立支援事業は制度改正が検討されているが、認知症高齢者や身寄りなし高齢者の増勢により増加する代理によるサポートのニーズを解消するまでのインパクトを期待しにくいこと、富裕層・中間層の財産管理は公ではなく民間の領域の課題であり民間活力による解決が期待されることが挙げられる。また、法定後見制度は信託や代理による備えが至らない場合に事後的に活用すべきであるという意見や、本人の QOL 向上の観点か

らは本人の死後を対象とする死後事務委任や遺言等の ALP 関連サービスよりも生前の ALP 関連サービスを優先して検討すべきであるとの意見があり、「信託」および「代理」の阻害要因への着目が支持された。

(3) 「信託」「代理」の阻害要因への対応

①「信託」「代理」と他の ALP 関連サービスの組み合わせによる活用

- ・信託および代理は、他の ALP 関連サービスと組み合わせることでその特徴を活かしたサポートが可能となる
- ・組み合わせが多様化・複雑化することで専門職によるコンサルティングの重要性が一層高まるとみられる

信託および代理は、そのみでは高齢者の代理によるサポートのニーズを充足できないケースがあり、他の ALP 関連サービスと組み合わせることでその特徴を活かしたサポートが可能となる。

商事信託は、金融庁の監督を受ける信託銀行が受託者となり、信託財産の財産権を移転して管理する。信託銀行の信頼性に加えて、必要に応じて信託監督人等の受益者保護の機関を設置することができ、相対的に低いコストで活用できる。しかし、信託財産は原則金銭に限られるほか、身上保護は提供されないため、高齢者が保有する資産や身上保護の必要性等に応じて他の ALP 関連サービスとの組み合わせが必要となる。(参照：図表 V-1. 資産管理に関する制度の全体像、V-2. 信託について)

根本氏は、信託と他の ALP 関連サービスを組み合わせた活用事例として、成年後見制度による身上保護、日常生活自立支援事業等の地域福祉事業による日常金銭管理と信託による大きな金銭資産の管理の組み合わせを例示している。大きな金銭資産を信託することで、相対的に低いコストで信頼性の高い形で管理できる。また、身寄りのない方が遺産の国庫帰属を回避して遺贈を行いたい希望がある場合には信託の組み合わせが必要になることを示している(参照：図表 V-13. 信託と他の財産管理制度を組み合わせた利用例)。

信頼できる家族が居る場合や高齢者等終身サポート事業者を利用できる場合は、金銭管理や身上保護に関する代理ニーズを充足できる。身元保証や死後事務等のニーズにも柔軟に幅広く対応できる。一方で、資産が高額な場合等には、法定後見制度、任意後見制度、信託等の第三者による監督が可能な ALP 関連サービスを組み合わせて導入することが望ましい。また、事業者からは事業者中心の発想で、代理人ではなく後見人等による取引を求められるケースや、個別の委任契約の締結が求められるケースがある。そのために、代理に関しても他の ALP 関連サービスとの組み合わせが必要となる。

なお、根本氏は成年後見制度の見直しにより法定後見の終了や、後見人等の交代が可能になることで利便性が向上すると同時に、組み合わせが多様化・複雑化することで専門職によるコンサルティングの重要性が一層高まるとの見通しを示している。高齢者をコンサルテ

ィングに誘導する ALP アドバイザーの役割への期待は一層高まると考えられる。一方で、ALP アドバイザーが提案する ALP 関連サービスの適切な組み合わせ方の検討は今後の課題である。

②代理機能を提供する民間事業者の育成

- ・家族に成り代わって代理機能を提供する民間事業者の育成が期待されている
- ・ALP を促進することで、高齢者等終身サポート事業者の利用者を増やし、事業を育成していく視点が示された
- ・ALP 関連サービス事業者の団体による認証事業を構想する必要があるとの意見もみられた

民間事業者の育成による代理機能提供の促進も期待される。

家族による代理は従来から幅広く行われているが、少子化が進展する中で、身寄りのない高齢者や独居の高齢者が増加し、家族による代理に頼れないケースが増えている。黒澤氏は、未婚、子どもがいない、離婚、家族と疎遠、家族に迷惑を掛けたくない等、家族のカタチが多様化し、認知能力が低下した際に意思決定支援者・実行者が居ない状況は誰にでも生じ得ると報告している（参照：図表V-5.「家族ありき」で制度設計された現状）。そのために、家族に成り代わって代理機能を提供する民間事業者の育成が期待されている。

一方で、代理機能を提供する ALP 関連サービスには、利用者との利益相反の防止も求められる。そのために代理機能を提供する民間事業者向けに高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが整備され、事業運営の適正化が図られている。

調査研究委員会では樋口範雄座長から、同ガイドラインを踏まえた上で、高齢者等終身サポート事業者の事業運営について以下の留意点が提示された（第5章 1.3）(5)）。

- ◆高齢者と事業者の契約関係は、頼らざるを得ない利用者とその信頼に応えるべき事業者との間の信認契約だと宣言することが、利用者にとっての安心の基盤となる。
- ◆契約の締結と履行についてチェックする項目を列挙するだけでなく、実際に事業者の従業員 2 人 1 組のシステムを作ることや自治体や介護保険制度や地域包括ケアとの連携などによって、契約の履行が確実に行われるよう留意すべきである。
- ◆銀行などとの関係では代理法理を活用して、十分事業者が利用者のために働けるようにすること。
- ◆財産管理は不祥事が起こりやすい場面であり、事業者内に担当者以外に点検・チェックが行われる仕組みを作ること。さらに、より実質的で形式的なコストをかけない第三者機関のチェックの仕組みを合わせて構想すること。
- ◆事前に、単身高齢者が自らのニーズに気づいて事業者とつながる仕組みをどのように考えるかが難題である。すべての人がセカンド・ライフのプランニングをする機会が与

えられ、専門家と一緒に ALP（アドバンス・ライフ・プランニング）をすることを常識化・常態化させることが必要である。

高齢者等終身サポート事業者における利用者との利益相反を防止するための点検・チェック体制の整備は、事業者のコスト負担を伴う。ALP を促進することで高齢者等終身サポート事業の利用者を増やし、事業を育成していく視点が示されている。

また、調査研究委員会では高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を担保するための認証制度の状況を確認した（参照：図表 V-18. 高齢者に代理機能を提供する事業者の認証制度等）。一部の自治体が認証制度を開始しており、事業者の適正な運営を確保する効果が期待される。高齢者等終身サポート事業者等の紹介事業を実施する民間事業者も現れてきており、紹介事業者による高齢者等終身サポート事業者の選別も期待される。調査研究委員会では、これらの取り組みに加えて、高齢者等終身サポート事業者等の ALP 関連サービス事業者の団体による認証事業を構想する必要があるとの意見も示された。

③代理契約の見直し

・アメリカの持続的代理権法等を参考に、代理契約を本人中心に活用できるように構想することが期待される

代理契約の見直しによる、家族や ALP 関連サービス事業者による代理の利便性向上も期待される。

樋口範雄座長からは、アメリカの持続的代理権法等を参考に、代理契約における代理人の基本的義務として忠実義務を明記することや、代理権限の範囲を選択方式等で明確化するアイデアが示された。また、家族代理人をそれ以外の代理人とは区分して保護することや事業者が代理人となる場合の免責条項を定めることで、代理人の担い手を増やすアイデアも示された。また、医療同意は一身専属性が強い行為であるため代理できないものとされているが、アメリカの医療同意人を参考に可能とする方向性も示された。

現在は代理行為の相手方となる事業者の意向に応じて事業者が定める様式の委任状を提示する必要があるなど事業者中心の発想で代理制度が活用されるケースが多いが、代理契約の書式を代理人の担い手にも配慮した形で整備しつつ、本人中心に活用できるように構想していくことが期待される。

なお、金融機関においては、金融庁から業界団体への論点提起¹⁵により「高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。」との申し入れがなされており、本人中心の代理契約

¹⁵ 金融庁. 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点〔令和 6 年 6 月 11 日開催 主要行等〕. 2023. <https://www.fsa.go.jp/common/ronten/202406/01.pdf> (2025 年 1 月 28 日アクセス可能).

の活用が進む可能性がある。

6. ALP に関連する用語類の再整理

本調査研究で作成した用語と関連用語について、改めて下表に整理した（図表VI - 8）。

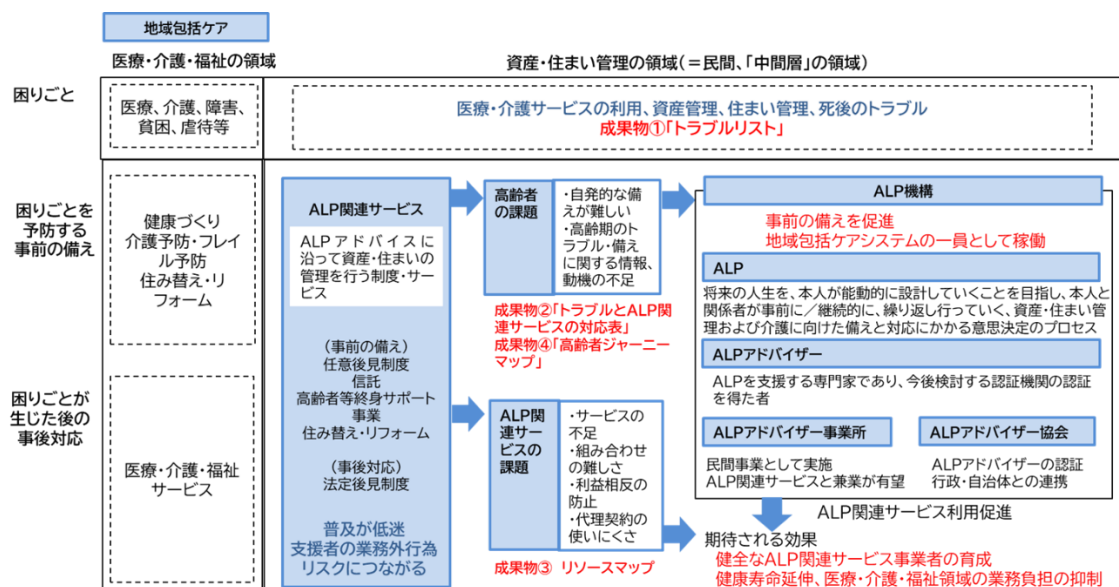
図表VI-8. ALP に関連する用語類の整理

ALP	将来の人生を、本人が能動的に設計していくことを目指し、本人と関係者が事前に／継続的に、繰り返し行っていく、資産・住まい管理および介護に向けた備えと対応にかかる意思決定のプロセス。ALP のプロセスの中では、本人の意思決定権が尊重され、加齢に伴う心身の虚弱化の過程と医療・ケアニーズ、加えて保有資産・住まい管理の実情が踏まえられ、意思決定に基づく計画の作成・マネジメントとそれに必要な手続きを含む。
ALP アドバイス	適切な ALP が実施されるよう支援すること。 主に下記 3 つの支援である。 ①意思表出支援：本人の課題を整理し意思を聞き出すこと。 ②意思決定支援：本人の意思を定める過程を支援すること。 ③意思実現支援：意思実現に向けた備えを支援すること。
ALP アドバイザー	ALP アドバイスを行う専門家であり、今後検討する認証機関の認証を得た者。
ALP 関連サービス	ALP アドバイスに沿って資産・住まいの管理を行う制度・サービス
ALP 機構	一般集団に対して備える意義と備え方を周知する「プロモーション」、備えに関心を持った高齢者・家族の各人に対し、彼らと ALP アドバイザーをゲートステーションがつなぐ「アウトリーチ」、ALP アドバイザーが個別対応を行う「ケースワーク」、の 3 段階の戦略が機能するための体制。
AD	ある患者あるいは健常人が、将来自らが判断能力を失った際に自分に行われる医療行為に対する意向を前もって意思表示すること
ACP	将来の変化に備え、 <u>将来の医療・ケアについて</u> 、本人を主体に、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセス

6. 認知症高齢者の資産・住まい管理に関する社会介入の仕組みの構築に向けて

本調査研究において実施した実態調査、ALP に関連する法・制度等の調査および調査研究委員会の議論を踏まえて、認知症高齢者の資産・住まい管理に関する持続可能かつ継続可能な社会介入の仕組みの構築に向けた方向性を下図に示す（図表VI - 9）。

図表VI-9. ALP 機構による持続可能かつ継続可能な社会介入の仕組み



本調査研究では、少子高齢化が進み家族によるサポートが期待しにくい独居・身寄りのない高齢者が増加している中で、従来の医療・介護・福祉サービスの領域ではなく、民間の領域、特に「中間層」の領域で資産・住まい管理に関するトラブルが生じている様子を確認した。認知機能の低下した高齢者を代理する機能を提供するALP関連サービスの利用が不足しており、その背景に高齢者が自発的に備えることの難しさや、ALP関連サービスを組み合わせる利用することの難しさが確認された。それらの課題に対応する社会介入の仕組みとして、ALP機構を提案した。

ALPアドバイザーの支援により本人が人生を自律的に設計するALPの取り組みを促進するために、ALPアドバイザー事業者を民間事業者として設置することを想定する。また、ALPアドバイザーのコンピテンシーや中立性の確立をサポートする団体組織(ALPアドバイザー協会(仮称))の設置を想定する。ALPアドバイザーへの信頼感を醸成し、高齢者をALPアドバイスに導く仕組みをALP機構として位置づけた。

ALPアドバイザーが取り組みを進めるためには、認知症高齢者に代理機能を提供してサポートするALP関連サービスの育成が前提となる。ALP機構が高齢者にALP関連サービスの適切な利用を提案することで、健全なALP関連サービスの育成にもつながる。それと併せて、代理契約の使い勝手の向上や、利用者との利益相反の防止を支援するための認証制度がALP関連サービスの領域でも必要となる。

本調査研究は、これらの検討に基づき、認知症高齢者の資産・住まい管理に関する社会介入の仕組みの構築に向けて以下6点の取り組みを提言する。

①ALPアドバイザーによる高齢期の資産・住まい管理および介護に向けた事前の備えが全

ての人に必要であることの周知

本調査研究では、高齢者の資産・住まい管理に関する備えの不足の要因の一つとして、高齢者の高齢期のトラブル・備えに関する動機の不足が挙げられた。ALP による備えは今後高齢期を迎え、過ごしていく全ての人に必要なものであり、高齢者への動機付けのために、一般集団に対して備える意義と備え方を周知すること必要であると考えた。

そのために、ALP アドバイザーによる高齢期の資産・住まい管理および介護に向けた事前の備えの必要性を周知することを第一に提言する。

②ALP アドバイザーによる事前の備えの促進を支援するツールの提案

高齢者への動機付けを進めるためには、高齢者への情報提供と備え手続きの支援も必要であると考えた。そのためのツールとして、高齢者の資産・住まい管理に関するトラブルを特定する「トラブルリスト」、トラブルに対応する備え手続きを示す「トラブルと ALP 関連サービスの対応表」および「リソースマップ」、高齢者の属性に応じた備えの適用例と効果を示す「高齢者ジャーニーマップ」を試作した。

ただし、成年後見制度等の改正動向や民間事業者のサービスの状況等も踏まえて備えの選択・組み合わせ方の検討を継続する必要がある。これらのツールを更新しながら、活用していくことを提言する。

③ALP アドバイザーによる高齢者本人の意思の尊重、家族間トラブルの抑制

本調査研究で明らかにした高齢者の資産・住まい管理に関するトラブルは、高齢者本人の認知機能低下とその高齢者を代理する機能の不足から引き起こされるものであった。ALP アドバイザーは、本人の認知能力が維持されている間の意思を尊重した形での代理が行われるように、本人の意思を言語化し、家族や ALP 関連サービス事業者に連携することで本人の意思が尊重されるように備えを設計することが重要である。また、本人の認知能力が低下した後に家族間でのトラブルが生じないよう、家族間の調整を図ったうえで備えを設計していくことが望ましい。

④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置

本調査研究では、ALP アドバイザーには高齢者の生活に関わる幅広い領域の知識が必要であることや、高齢者の意思表出を促すための対人支援技術、高齢者が資産状況を開示できるだけの信頼感といった高い質が求められることが明らかになった。その質を確保するための教育・認証を行う資格制度の必要性が提案された。また、ALP アドバイザー事業所には、ALP アドバイザー間の相互監視とけん制による情報漏洩防止、中立性・公平性・本人本位性の担保および ALP アドバイザーの進退に影響されない継続的な支援の実現といった要件を満たす事業運営が求められる。

これらの ALP アドバイザー資格の整備・認証、ALP アドバイザー事業所の認証を担うことで ALP 機構の実現性・持続性を高める ALP アドバイザー協会（仮称）の設置を提言する。

⑤「中間層」向けの支援を担う民間の ALP アドバイザー事業の育成

本調査研究において、ALP・ALP 機構の主たるターゲット層を「中間層」に、ALP アドバイザー事業の実施主体を「民間事業者」と想定して研究を開始した。

実態調査を通じて、介護施設入所や一定のコストを要する ALP 関連サービスの利用には至らない「中間層」の高齢者の代理行為によるサポートのニーズが満たされにくい様子が確認されており、「中間層」をターゲットとする仮説が支持された。

また、調査研究委員会の検討を通じて、ALP アドバイザー事業の実施主体として「民間事業者」、特に「信託」「代理」によるサポートへの期待が確認された。

なお、ALP アドバイザーは民間事業者でありながらも行政と連携し、地域包括ケアの一員として信頼感を得て機能発揮することが望ましい。民間事業者である ALP アドバイザーが個々に行政と連携することは難しいため、ALP アドバイザー協会（仮称）に行政との連携窓口としての機能も期待される。

⑥健全な ALP 関連サービス事業者の育成

高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの遵守に加えて、利用者との利益相反を防止するための点検・チェック体制の整備等が求められる。事業運営の適正化と同時に ALP を促進することで利用者を増やし、高齢者等終身サポート事業を育成していく必要がある。

また、自治体による認証制度の他、ALP アドバイザー等の ALP 関連サービス事業者の紹介事業を実施する民間事業者による適正な高齢者等終身サポート事業者の選別や、高齢者等終身サポート事業者等の事業者の団体による認証事業等の取り組みが期待される。

また、本人と高齢者等終身サポート事業者の間で締結する代理契約の適正化や、締結された代理契約を他の事業者との取引で利用できるような環境整備も健全な ALP 関連サービス事業者を育成する観点から期待される。

7. 今後の対応

本調査研究は、研究成果を広く世間に公開するとともに、2025 年度以降の東京大学 IOG における共同研究に活用することを目的として実施した。東京大学 IOG では、2025 年度の産学連携プロジェクトにおける共同研究の取り組みとして以下の方針での展開を検討している。

①ALP アドバイザーおよび ALP 機構の社会実装に関する実証事業

ALP アドバイザーおよび ALP 機構の社会実装に関する実証事業を検討する。ALP アド

バイスに類似する事業（既存事業や実証事業含む）と連携して、本調査研究で検討した ALP アドバイザー要件の妥当性や ALP アドバイザー事業の事業性、ALP アドバイスの効果等についての検証を進める。その際には、本人と関係者が事前に／継続的に ALP の取り組みを行っていくときに ALP アドバイザー事業の中で本人の認知機能の判定を行うべきかどうかに関しても丁寧に議論する。また、AI や高齢者の個人の健康データ (Personal Health Record) 等の技術の活用も構想していく。

この取り組みは、前節で示した以下の方向性に沿ったものである

- ③ALP アドバイザーによる高齢者本人の意思の尊重、親族間トラブルの抑制
- ④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置
- ⑤「中間層」向けの支援を担う民間の ALP アドバイザー事業の育成

②ALP アドバイザーによる事前の備えの促進を支援するツールの改善・効果検証

本調査事業で作成した、トラブルリスト、トラブルと ALP 関連サービスの対応表、リソースマップ、高齢者ジャーニーマップの高齢者に対する ALP 促進効果を検証し、ツールを改善する。

この取り組みは、前節で示した以下の方向性に沿ったものである

- ①ALP アドバイザーによる高齢期の資産・住まい管理および介護に向けた事前の備えが全ての人に必要であることの周知
- ②ALP アドバイザーによる事前の備えの促進を支援するツールの提案

③高齢者の属性に応じた ALP 関連サービスを組み合わせた備え方の検討

本調査研究で課題として残された、高齢者の属性に応じた望ましい ALP 関連サービスの組み合わせ方の検討を進める。成年後見制度および社会福祉制度の改正の方向性や、各 ALP 関連サービスの特徴と課題を精査して、高齢者の属性に応じた ALP 関連サービスの組み合わせ方のスタンダードを検討する。これにより、ALP アドバイスの効果向上を目指すとともに、リソースマップ、高齢者ジャーニーマップを改善する。

この取り組みは、前節で示した以下の方向性に沿ったものである

- ①ALP アドバイザーによる高齢期の資産・住まい管理および介護に向けた事前の備えが全ての人に必要であることの周知
- ②ALP アドバイザーによる事前の備えの促進を支援するツールの提案
- ④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置

④ALP アドバイザー資格の教育コンテンツの検討

ALP は高齢者の資産・住まい管理を直接の対象としているが、医療・介護・生活支援サ

ービス、高齢者自身の権利と意思尊重にまつわる諸法律、対人支援技術等の幅広い領域の知見を必要とする。既存の類似資格制度との連携も視野に、ALP アドバイザーが備えるべき知見と ALP アドバイザー資格が求める知見、その教育コンテンツを検討する。

この取り組みは、前節で示した以下の方向性に沿ったものである

④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置

⑤ALP アドバイザー協会（仮称）の運営に関する検討

ALP アドバイザー協会（仮称）を設置することによる、ALP アドバイザー事業者の認証、ALP アドバイザー資格の運営、行政との連携窓口としての機能の在り方を検討する。検討結果に応じて、ALP アドバイザーに関する定義を実態に応じた形に精緻化する。

検討を進めるとともに ALP アドバイスと ALP 関連サービスを行う事業者のメリットを明らかにして、ALP アドバイザー事業者や ALP アドバイザー事業を検討している企業の共同研究への参加を募る。

この取り組みは、前節で示した以下の方向性に沿ったものである

④ALP アドバイザー・ALP アドバイザー事業所の質確保、ALP アドバイザー協会（仮称）の設置

⑤「中間層」向けの支援を担う民間の ALP アドバイザー事業の育成

付録

付録 1-1. 定性調査インタビューガイド

高齢期の生活に備えた Advance life planning の必要性和課題に関する実態調査 定性調査 インタビューガイド

0.ALP／ALP アドバイザー／困りごとの説明（調査時最新版）

最新版のスライドを使って、概念、必要性、アドバイザー機能モデルについて説明。

1.困りごと・備えについて

最新版の困りごとリストを使って、資産・住まい管理に関連する困りごとと対応する備えの関係を説明。

1)資産・住まい管理に関連して起こる困りごとを整理した表について、他に思いつくものがあれば教えてください。

2)資産・住まい管理に関連して起こる困りごとが起きないために、事前に行っておける備えを整理した表について、他に思いつくものがあれば教えてください。

3)困りごとと備えの対応関係について、お気づきのことがあれば教えてください。

2.備え・備え手続きを阻害／促進する要因について

備え手続きを阻害／促進する要因は何かを語ってもらう。

1)高齢者が備えたり、備え手続きやその準備をしたりすることはあまり進んでいないという声が多いです。どのような要因が阻害していると思いますか。

2)どのような状況や環境にある人が、備えを行いやすいと思いますか。

3.備え・備え行動を促進するための社会／個人介入について

備え手続きを促すための介入は何かを語ってもらう。

個人（高齢者や一般住民等）への介入、社会（世論、企業、自治体など）への介入、を後で弁別できるように意識的に言葉で確認する。

1)誰に対してどのような介入をすれば、備えにつながりやすいと思いますか。

4.ALP アドバイザーの要件について

ALP アドバイザーの要件は何かを語ってもらう。

前述の 2、3 の問答の中ですでに ALP アドバイザーの要件らしいものが語られていた場合、その点をまず言葉にして確認する。

ALP アドバイザーの定義や立ち位置はその調査時点の最新スライドを参照する。

1)ALP アドバイザーは、どんな技術や素養を持っていると良いと思いますか。

それはなぜですか。

2)ALP アドバイザーにふさわしい資格・職務経験は、なんだと思いますか。

それはなぜですか。

3)アドバイザーの所属組織や立場は、どういうものが良いと思いますか。

それはなぜですか。

4)その他、アドバイザーの条件についてお考えがあれば教えてください。

5.ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

認知機能が低下した場合の資産・住まい管理の意思決定等で、対応者として困った場面に紐づけて、ALP アドバイザーや機構に期待すること ALP や関連課題に対する意見を広く尋ねる。1～4 に類する発言が出てきた場合は、その点を言葉で確認する。

1) ALP アドバイザーや機構に期待する役割・課題について教えてください。

2)その他、ALP や関連する課題についてのお考えがあれば教えてください。

以上

付録 1-2. 定性調査結果

1. 在宅／施設ケアマネジャー	p.109
2. 高齢者等終身サポート事業関連	p.112
3. 高齢者等終身サポート事業関連	p.116
4. 行政書士.....	p.119
5. 社会福祉協議会.....	p.122
6. 地域包括支援センター.....	p.125
7. 在宅／施設ケアマネジャー.....	p.128
8. 高齢者等終身サポート事業関連	p.131
9. 社会福祉協議会.....	p.134
10. 社会福祉協議会.....	p.137
11. 高齢者等終身サポート事業関連	p.139
12. 住まい、金融事業者.....	p.142
13. 高齢者等終身サポート事業関連	p.144
14. 在宅／施設ケアマネジャー.....	p.146
15. 社会福祉協議会.....	p.149
16. 社会福祉協議会.....	p.153
17. 住まい、金融事業者.....	p.157
18. 地域包括支援センター.....	p.160
19. 住まい、金融事業者.....	p.163
20. 住まい、金融事業者.....	p.165

1. 在宅／施設ケアマネジャー 実施日：2024/7/11（木）

1) 困りごとリストについて

(1) 困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 要支援1～2でも、困りごとは頻繁に起こっている。認知症の症状が強い／要介護度が重い、という像を前提にすると現場とずれがある。通所介護事業で関わる人の70%以上がなんらかのこうした困りごとを抱えている。

2) 備えリストについて

—

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：家族が本人の抱えている課題や備えの必要性に対して無理解であること

- 家族がいる方が多数だが、同居であっても安心ではなく、親の資産＝自分の資産という意識がある。そういう家族に限って、鍵の紛失などを施設のせいにしたりする。一人暮らし、家族が遠方の方は結構多い。そのあたりの形態を分けて提案するとよいのではないか。家族が遠方のケースは、親の認知症を認識していないケースが多い。
- 家族に備えることの大切さ、メリットを理解してもらうことが大事。提案に際しては、家族のメリット、本人のメリットの整理が必要。いまだ問題がおきていない家族に対して備えを提案すること自体、「あなたたちが問題を起こす可能性がありますよ」と言っていると受け取られてしまい、問題になることが心配で、やりにくい。
- 家族がいると、家族の同意も必要。天涯孤独な人の方が却って備えを促しやすい。親の資産は自分のものだと思っていて問題を起こす。身内だけに外からの介入が難しい。成年後見制度も家族が同意しないと難しい。

(2) 阻害：本人が備えることに消極的で、一部の家族に任せることで全部良しとしてしまう

- 家族が資産を枯渇させてしまう可能性を了承の上で、家族任せにしてしまう心情がある場合、外部からの介入で動かすことが難しい。

〔事例〕 高齢女性。同居の長男（60代）と、別居の長女（近居・長男にとって妹）がいる。長男は本人の貯蓄・年金を使い込んで生活している。問題を感じた長女が長男に自立するよう促したが、暴力を振るわれてしまった。長女は長男を自宅から追い出し、本人から引きはがしたい。長女の要請で、担当ケアマネが区職員・社協職員と長女を集めた会議をしたばかり。事前に、本人が自分の資産管理を第三者に委託していれば回避できた問題である。しかしながら、本人は「息子がかわいい、仕方がないし自分のお金なら使わせてやりたい」と言っていることを考えると、もし現状起きているような課題を前もって伝えていたとしても、外部に資金管理を委託することは

なかった可能性も高い。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)本人・家族ならびに介護事業所等が信頼できることが最重要

- アドバイザーは本人・家族から十分に信頼されることが必須になる。ケースワーカーで相談業務につきたい新卒者には、信頼関係が必要であるという。介護事業所の職員であれば、時間をかけて関わり続けることで信頼関係を得るようにしている。
- アドバイザー個人だけでなく、アドバイザーの所属組織も信頼を得る必要がある。誰もが知る大企業のような、金看板で信頼してもらうことができるのでは。
- 介護事業所から見ても信頼できるアドバイザーであることが重要。介護事業所などが傾合いを見てアドバイザーを紹介する仕組みを想定した場合、本人や家族は「その介護事業所の紹介だから」ということでアドバイザーを頼る。つまり、紹介した責任を介護事業所が負うことになる。

(2)法律・金融の知識を持っている人が信頼を得てアドバイザーにある方が良い

- ケアマネ等が法律・金融の知識を身に着けると、法律・金融の知識を持っている人が高齢者対応を身につけて信頼を得ていくのとでは、後者の方が適切だろう。
- 備えの段階で法律問題などが出てきた場合、ケアマネ等ではしっかり自信をもって対応できない。事前の備えをしていたとして、その事実そのものを含め、後になって本人から「そんなことは覚えていない、そんなつもりはなかった」と言われたり、遠方の家族から「そこまで考えて同意したつもりはない」というようなことを言われたりする可能性が思い浮かんだ。事前の備えへの誘導が間違っていた、と言われた時に、どう責任を取るのかを考えると、普段から法律や資産管理に詳しい人の方が対応しやすいのではないか。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)普段から法律や資産管理の相談機関になることでアドバイザーが普及する

- 介護現場では、日々、法律を参照したいような問題がでてきて対応を求められるが、わざわざ独自に法律の専門家に相談するのはハードルが高く困っている。最近、財産管理、自宅管理など多岐にわたる事案について、介護事業所が相談できる機関（リーガルパートナー）を利用することがあり、たびたび助かっている。ALP アドバイザー機関が、こういう相談機能をもつことで、介護現場などに周知され、介護事業所の信頼を獲得していく戦略をとっていても良いのでは。現場としてはとても助かる。
- 介護事業所に顧問弁護士がいたとしても、基本的に労働争議などの関わりでだけ出てくる。もっと日常的に相談できる窓口があるといい。

(2)介護事業所が ALP アドバイザーを独自に持つことは難しい

- 介護事業所が ALP アドバイス機能を持ち、追加料金を請求することは、やりにくい。たとえ民間企業であっても、介護保険事業所は「オフィシャルな立場」という意識がある。(何か追加することに対して、「ご商売で介護事業をやってらっしゃるんですね」と言われてしまいそう。)
- 特に社会福祉法人立の事業所等では、難しそう。

(3)ALP の必要性を社会に発信する必要がある

- こういった備えをしないと老後が安心でないことを PR してほしい。現場の各事業所・職員が努力して伝えるだけでは、本人や家族の反発、無理解、責任問題のあいまいさ等があって、向かい風ばかりである。問題の重要性を広く社会に発信して、追い風にしてもらえたら、現場でも「備えましょう」と言いやすい。

(4)ALP の意義

- 現場には困りごとの事例があふれており、ALP の取り組みは非常に重要だと考える。こういったシステムは絶対必要だと思う。
- 行政で管理することは難しいので民間が対応する。介護保険でも質のいいサービスは公的介護では難しい。その場合にかかる費用必要は気になる。比較的金がある人はお金（の使い道）にうるさい。生活保護の人の方がメロンをお中元で持ってくるなど、緩かったりする。

2. 高齢者等終身サポート事業関連 実施日：2024/7/17（水）

1) 困りごとリストについて

(1) 困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 入院中の小口現金の管理・ATMでの支払いをしてくれる人が居ない。入院後の携帯代の支払いなどでも困る。介護タクシーを呼んで支払いに行く。病院での金銭管理でも困る。
- 病院だと、入院時に現金をたくさん持ってきてしまう人がいるが、それをどこで預かるか問題が生じる。サポートできる人がついていないと、入所できない施設もある。
- 死後にお金を残すことも困りごとにつながる。
- お金がないという相談はある。お金の中身の相談は初期の頃はない。

2) 備えリストについて

(1) 備えていても問題は起こる

- 事前にしっかり備えていても、介護保険制度の変更等の外的要因によって、備えが機能しないこともある。

〔事例〕子供のいない共働き夫婦。妻が綿密に計画を立てて費用を準備した結果、2人とも希望する有料老人ホームに無事入居できた。しかし、制度変更に伴い、2人とも介護保険の自己負担が1割から3割に増加した。2名分の負担増により費用が足りなくなってしまった。

この事例では、アドボケーターが介在していた。妻の意思決定能力が維持されていたため、議論の末、任意後見人をたてた上で、夫には特養に入居してもらった。かねてより夫婦の価値観や将来の生活像をよく理解していたアドボケーターだからこそこの判断だった。備えをしていたとしても不測の事態は生じるが、その時に最善の意思決定を支援できる。妻には、アドボケーターの支援を受けられるという安心感も提供できた。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：備え手続きのハードルが高い

- 任意後見、公正証書はハードルが高い。作ってしまうと足かせになる印象もある。公正証書は証人を2人揃える必要があるなど大変。契約書作成のハードルはある程度許容できるので、それを変えられるようにしてほしい。備えのハードルを下げて欲しい。
- 弁護士に依頼すると数十万円かかり、気軽には内容を変えられない。簡単な方法がほしい。自身の気持ちも変化するなかで契約を変えようとお金がかかる。

(2) 阻害：備えを契約・頼んでしまうと変えられないのではないかと考えてしまう

- 一度登記したものを簡単に換えられる仕組みがあればいい。
- 今際の際の人が遺言を書けるのは、意思が変わる余地がないからではないか。

(3)阻害：今後の生活や必要な費用のイメージがつかない・何をしたらいいかわからない

- 備えをしない理由として、何をしたらいいのか分からないという面もあるのではないかな。一方で備え方のイメージを持ちたい。一括で相談できる窓口が欲しい。

(4)阻害：リスク回避の判断が優先するため、資産のことを他者に開示しにくい

- 詐欺事件の報道が多く、お金のあるなしに関わらず、狙われている不安感がある。ずっと付き合いがある金融機関なら別だが、新しい機関には相談しないのではないかな。高齢者は稼ぐ力がなくなっているから、今ある資産を大事にする。

(5)促進：切羽詰まった時には資産情報を聞き取りやすい・開示されやすい

- お金の中身の相談は初期のころはない。急に倒れたときに備えて、どの金融機関と取引があるかだけでも教えてもらうようにしている。身元保証契約締結時には連帯保証のために資産額なども教えてもらう。
- 病院では備えへの介入は難しい。口座をまとめた方がいいといった話をする立場ではない。踏み込んでくれるケアマネも少ない
- 訪問看護では利用できるサービスを計算するため、契約してすぐ年金額を聞かないといけない。命に係わるので後回しにできない。末期で財産をどうするかという相談を受けることもある。本当に切羽詰まった時。

(6)阻害：金融機関は投資商品を勧めてくるので相談しない

- 資産を増やしたいわけではなく、インフレでも減らないようにしたいだけ。誰かに残すわけではなくても、将来お金の心配をしなくて済むようにしたい。そのための備えを知りたい。
- 金融機関に相談しても投資商品を勧められて、自分のことを考えてくれない印象。

(7)促進：オンライン情報プラットフォームやクラウドの活用

- クラウド版エンディングノート。エンディングノートは書かない人が多い。意思が変わってしまうので自分で持っている意味がない。最近よく目にする健康管理のクラウドシステムは本人がおいてけぼり。横須賀市の紙ベースの行政への登録制度が話題になっている。クラウドで開示対象と開示範囲を指定できるといい。情報登録は家族がいても有用。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)アドバイザー本人・組織への信頼を強化・可視化する

- 個人としての信頼・組織としての信頼があるので、相談される。
- 代々使っている銀行であればそれで安心して話ができたりする。どのような人かわかっていると信頼しやすい。

(2)アドバイザーはチーム・組織を組むことが良い

- 専門性は、ナース、介護、金融OB、士業などがあり得る。病気になると看護師さんとも話したくなるだろう。主担当に相談して必要に応じて金融のサブが入るなどが望ましい。
- 個人と個人が紐づくことにはリスクがあるので、チーム制は大事。主担当+サブが良い。対個人ではその人頼りになってしまい、その人が居なくなった時に支えを失ってしまう不安がある。組織化した上で、組織内でこれまでに伝えた内容・ポリシーが共有されていて、継続して引き継がれてほしい。

(3)元気なうちから本人の意向を把握できる必要がある

- 紹介先の選択は公平性よりも本人の気持ちが必要。ケアマネは困ってからつくので公平性が重要になる。元気なうちから話すことで、本人の意向なども把握できる。
- 医療機関だと ACP は「取りに行く」という発想になってしまっている。関係性の積み重ねのなかで意向が判る。それを実現するときにお金がかかるが、医療系は踏み込めていない。訪問看護は踏み込めている。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)備えない危険性をあおるだけではなく備え方を伝える発信・報道が重要

- おひとり様問題は報道されるが受け皿がない。悪徳業者がはびこる可能性があり、不安だけあおられてもこまる。最低限の枠組みを早急に作って欲しい。NHK クローズアップ現代で、2－3年前に日本総研がレポート出したが進捗してないことを取り上げていた。治療法のない病気の告知と同じなので、備えの必要性和対処方法を同時に発信することが大事。

(2)備えの重さに応じた戦略

- アドバイザーの担い手を増やすことも必要。ライトな備えは清廉潔白（な事業者）でなくても案内できる、などの工夫が必要ではないか。また、ライトな備えに対してもチームでの対応が必要なのか。層別の対応を検討する余地があるかどうかとも要検討。

(3)福祉と事業の狭間にある課題であり、明確な運営方針と業界ガイドラインが大事

- アドバイザーのような取り組みは非常に重要だと考える一方、いろんな身元引受事業

者がいる。特定の事業者へ遺贈しない方が良い。遺贈がないと運営できないなら事業ではない。ある県の事例では、利益相反の問題もある。施設運営している社会福祉法人が認証を取っていて、そこが遺贈をうける。業界団体の議論でも課題を俯瞰できている人が少ない。

- お金のない人へのサービス提供を1社でやる必要があるのか。寄付文化ではなく、基金が遺贈の受け皿になるなどの方が自然ではないか。
- 公平性は本人意思の尊重で確保する。
- 事業者側の倫理観、職業としての確立も必要。終身サポート事業もようやくガイドラインが出てきたところ。

3. 高齢者等終身サポート事業関連 実施日：2024/7/18（木）

1) 困りごとリストについて

(1) 固定資産の相続問題

- 人が亡くなれば相続が発生する。その時にはできるだけ流動資産だけ残っていた方がいい。不動産を持っている人が亡くなると相続人からすると迷惑な話。国庫に帰属させる制度もできたが、無尽蔵にできるわけではない。

(2) 財産管理が難しくなる

- 法定後見の場合は認知能力が低下して財産管理ができない人が対象となる。親族がいても疎遠で財産管理を誰かに委ねないといけない。資産があれば報酬を払って成年後見制度を利用する。

(3) 施設の受け入れ過程での準備・選択が自分でできない

- 施設によっては後見人がついていないと受け入れないというところも多い。
- 基本的には自宅で生活できないから施設に入居するので、その後自宅に帰るケースというのはほぼない。自宅を残した場合はその管理にもお金が出ていくため好ましくない。空き家問題や治安の悪化にもつながる。

〔事例〕マンションでの一人暮らしが難しくなった女性。施設に入居せざるを得ないが一定額の費用が必要。その費用を用意できないので、まずマンションを売却しないといけない。しかし、認知機能が低下しているために後見人を付ける必要があった。申し立てから後見人が付くまでは一定の期間が必要（裁判所の選定には1か月から1か月半程度かかる）。その間、面倒をみるのは地域包括やケアマネ。

不動産を売却して一定額が入った後、どこの施設に入居するかは後見人が選定することになる。本人の希望を聞きながら決めていくが、本人のQOLのために本当にこの施設でよかったのかというのは悩むことは多い。親族が後見人になれば本人の意見は汲み取れるかもしれないが、一方で第三者だからこそ私情をはさまずに判断できるというメリットもあり、どちらがいいとは一概には言えない。一般に、不動産の売買が絡む場合は専門職が選任される。

2) 備えリストについて

(1) 高齢者等終身サポート事業者が乱立しており玉石混合である

- 高齢者等終身サポート事業者は乱立していると聞く。監督官庁がなく、社協ともそれが問題だと意見交換することも多い。ある社協からは、行政が出している広報誌に高齢者等終身サポート事業者の広告が載っており、それを利用した高齢者から「市の広報誌に載っているから安心だと思っていたのにだまされた」というクレームがあったという

話を聞いた。

(2)不動産売却が終わった後の後見制度見直し

- 現在、後見制度の見直しにおいて、不動産売却が終わった後は後見人を家族にバトンタッチするべきでは、ということが議論されている。

3)備えの阻害／促進要因について

(1)促進：任意後見等を依頼できるくらいに信頼できる知り合いが身近にいること

- 任意後見は判断能力がある中で検討するが、受任者をどう選択するかが重要。家族が受任者になるケースが多いが、親族には頼りたくないという人もいる。地域の誰かを頼るとなると、地域とのつながりが大事。地方であれば近所付き合いがあっても、都心部では難しい。

(2)促進：終活ノートをつけて状況を整理する

- 終活ノートを早めにつけることも考えられる。保険会社・銀行・郵便局なども配布している。終活ノートや任意後見を考えようと思い始めるのが大体 70 代半ばと聞いたことがあるが、少し遅いように感じる。

(3)促進：自分の死後を切実に考えさせられる機会としての自然災害

- 財産の多寡に関わらず、遺言（公正証書・自筆証書）を作る人は少しずつ増えてきているように感じている。自筆証書で法務局を活用するのも備えの方法。遺言を作る人が増えたのは、東日本大震災などの大災害の影響で、死後にどうしてほしいのか若い頃から考える人が増えてきているためではないか。
- 公正証書遺言の証人として公証役場に立ち合う機会があるが、40 代・50 代の人も多い印象。

(4)促進：ある程度資産があること

- 資産があるから、その処分で悩んで任意後見を検討する。資産がない人は、認知機能が衰えた後のことをどうしようという発想にならない。
- ALP の促進に任意後見の経験が役立つのではないかと考えているが、結局のところ任意後見契約を締結する方は、資産があってアンテナが高いようなイメージ

(5)阻害：どのような制度・サービスがあるかという情報をキャッチする機会がない

- 高齢者は自分がどうしたいか頭では考えていても、どのような制度・サービスがあるのか情報をキャッチする機会がない。成年後見制度を知らない高齢者も多い。
- どのような団体が実施するかということはあると思うが、高齢者にまず「自分の財産管

理や老後をどうするのか、誰に面倒を見てもらうのか」などの知識を持ってもらうことが大事。地域で相談会などを実施して参加してもらうのがいいのではないか。

- 「知らなかった」というのが一番損。相談内容を「成年後見制度」だけに的を絞ると参加者は限られるため、ある程度大枠で介護や成年後見制度などの相談の場があるといい。

4)ALP アドバイザーの要件について

—

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)後見人の要望にどこまで応じるかは曖昧なところ

- 委任契約では財産管理の支援も多い。身上監護として月1回訪問して相談に対応する。利用者から電話で怒鳴られることも多く、結局は利用者の性格に左右される。
- 監督人が付けば不動産の処分はできるが、委任行為では管理に留まる。不動産を売却したい意向があれば。改めてそのために契約する必要もある。

(2)相続放棄をめぐる課題

- 後見人をしている方の親族が亡くなり、その相続人が被後見人だけだったというケースがあった。不動産の情報は登記で分かるが、流動資産は把握できない。固定資産税の請求が来たので亡くなった事実は分かったが、それ以上は把握できない。相続放棄の方向に進まざるを得ないと思うが、積極財産かどうか分からないので悩ましい。

4. 行政書士 実施日：2024/7/23（火）

1) 困りごとリストについて

(1) 受けられるはずの医療・介護サービスが受けられない

- 医療・介護サービスを受けるための手続きができない人が多い。施設に入る前の段階で、受けられるべきサービスを受けられないケースがある。
- 家族がいれば対応できることでも、おひとりさまは行政が見るしかない。行政はメニューを用意していても、申請がなければ利用できないものが多く、アウトリーチの対応ができていない。

(2) 相続で揉めることは避けられない

- 相続時の紛争について、法定後見の場合、被後見人が亡くなればそこで終了してしまう。任意後見の場合、死後事務委任まで契約していれば亡くなった後も対応するが、相続で揉めるのは避けられない。
- 資産があり、身寄りがほぼいないケースには資産目当ての親族が近づいてくる。

〔事例〕資産はあるが身寄りがほぼいないケース。従兄弟レベルの親族が資産を狙って近寄ってくる。現在、保佐人として社会福祉士と弁護士を付けている。毎年 100 万円近い報酬が発生し、このままではお金が無くなってしまうと心配している。

- 家族による資産管理は、親のためだけではなく、自分たちのために使ってしまうケースもあるので、予防的にしっかり取り組むことが大事。
- おひとりさまは今後増えていくので、対策は必要である。兄弟関係が難しかったりする。

2) 備えリストについて

(1) 後見人がいれば解消する困りごとは多いが、医療同意は対応できない

- 後見人が付けば解消する困りごとが殆どである。
- 最も後見人を付ける必要があるのは財産管理。預貯金が管理できないのはもちろん、後見人がつかないとお金を引き出すこともできない。
- 施設入所後、自宅を売却するとなっても不動産業者からは後見人をつけないと仲介できないと言われてしまう。
- 後見人でも対応できないのは医療。入院手続きは後見人が行えるが、現在の法律では医療同意ができない。法改正の話は出ているが、現時点では未定。

(2) 任意後見の「見守り型」から「移行型」に移行するハードルは高い

- 任意後見にもいろいろなやり方がある。移行型で財産管理をしながら後見人が必要になったら後見に移行する。見守り型の場合、財産管理は後見が始まるまでは対応しない。本人はしっかりしているつもりでも、うまく自分の財産が管理できずに詐欺に合う事

例がある。

- 見守り型では月に1回程度連絡して認知症が進んでいないか、余計なものを買わされていないかチェックするが、本人が主体なので、深くは介入できない。認知機能に自信がある場合、かえってその自信があだになるケースもある。
- 資産を見せたがらない人も多く、見守り型から財産管理に移行するハードルは高い。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：地域包括や介護施設は備えには介入しない

- 資産がある人もいるが、余裕がなくギリギリで生活している人も多い。将来の心配をしないといけませんが、地域包括や介護施設の人はそこにはあまり関心を持たない。

(2) 阻害：現行の成年後見制度の仕組みが使いにくい

- 現行の成年後見制度の仕組みは圧倒的に使いにくい。一度後見人が付くと、不動産売却後も外すことはできない。2027年をめどに改正予定ではある。
- 任意後見を付けるハードルは高くても、公正証書を取り交わさないと後々のトラブルが予想される。緩和してしまうのも危険である
- 法定後見人を付けると自分の希望通りに財産が使えなくなるので、信託を活用するケースも出てくる。

(3) 促進：相続税対策としての備え

- 資産がある人からは、後見人がつく相続税対策などができなくなるので、意思決定能力があり法定後見になる前に何とかしたいという相談を受けることがある。その場合遺言などにつなげていきやすい。

4) ALP アドバイザーの要件について

(1) 財産管理と身上保護は別の人間が対応するとよい

- 意思決定支援は後見におけるキーワードとなる。現在学会では、後見・補佐・補助のうち後見は外して補佐と補助にしてはどうかという議論もされている。後見だと本人の意思が無視されてしまうが法律家は本人の意思を汲んだ対応が苦手。福祉系の社会福祉士などは時間をかけて本人の意思を引き出すという対応をしている。
- 財産管理と身上保護は別の人間がやった方がいい。行政書士はどちらにもマッチングする士業といわれているが、弁護士・司法書士は財産管理に特化し、税理士は監督人の役割。社会福祉士は身上保護に強い。
- 家庭裁判所の指導で弁護士と社会福祉士両方の後見人が付くことが推奨されており、お互いの苦手な部分を補い合っている。行政書士は両方できるように指導している。
- 財産はなかなか人に見せたくない部分。生活上の困り事というのは身上保護に強い社

会福祉士が向いている。

- 手続きができなくなったり、銀行でお金が下せなくなったりした時には財産管理のニーズが出てくる。

(2)福祉職と法律職との連携は欠かせない

- 行政書士は地域包括と密接に関わっている。地域包括は財産管理の知識はなく、成年後見制度そのものも分からないことが多い。県内のすべての地域包括に担当者を 2 人つけて、頻繁に訪問したり、セミナーを開催したりしている。そのような連携をすることで、成年後見制度の受任件数が増加した。

(3)利用者の信頼を得るためにはコミュニケーションが重要

- 成年後見事業では月に 1 回以上本人に会いに行くことにしている。本人とはもちろん、介護施設や他の関係者とコミュニケーションを取ることが重要だと考えている。
- 介護施設からも、行政書士は比較的好く来るということを聞く。施設の信頼を得ると、他の利用者を紹介してもらえたりする。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)決められた制度の中で実施されていることで安心感が得られる

- 行政書士は法的制度の中で動いているので、それが安心を得られると思う。個別の対応では資産を使い込まれる恐れがある。
- きちんとした制度の中で回っているというのが大事。制度がなければ支援者も動きにくい。

(2)高齢者等終身サポート事業者との関わりについて

- 現状、高齢者等終身サポート事業者との関わりはない。厚労省がガイドラインを作り日本総研も調査をしていると思うが、まだ質にバラつきがあり課題が多いと考えている。

5. 社会福祉協議会 実施日：2024/7/31（水）

1) 困りごとリストについて

(1) 現場での遭遇状況について

- ケアマネや支援者が社協に相談に来る。認知症や精神障害による周囲や家族の困りごとも含めた将来不安（死後の住まいの処理など）、いわゆる終活での相談、通帳関係（例：認知機能が低下して、電気が止まりエアコンや冷蔵庫が使えない、エアコンはあるけれど公共料金が払えない、等）の相談内容があるが、分類できない複雑に絡んだ相談も多いと感じている。
- コロナ禍の後に利用件数が増えている。頼る人がいなくなり相談が増えている印象。
- 本人や家族が相談に来る場合、話が漠然としている。家族がいない高齢者が支援者に頼りきれず相談に来たり、頼っていた親族が高齢で支援できなくなったりしたケースもある。
- 成年後見センターでの相談の大半は法定後見制度に関するもので、残りが任意後見や死後に関する相談。役所や病院から連携される相談は早急な支援が必要なケースが多い。

2) 備えリストについて

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：本人が情報に接する機会が少ないことによる支障

- 社協の職員が日常的な困りごと（例：介護保険申請、植木の手入れ、エアコン掃除等）の相談を受けているが、その中で重症なものを後見センターにつなぐ。テレビにも新聞にも接しない高齢者は町会の掲示板やチラシを頼りにする程度で、買い物ができなくなると民生委員に相談する。ボランティアが助ける仕組みもある。
- 認知症の方は自分でできないと言わないので、周りが促す。情報不足なのに、自分は大丈夫だと思っていたり、我が事にならないと相談に来ない。要介護の状態は想像できても、認知症は想像しにくいのだと思う。

(2) 阻害：女性よりも、男性のほうが自立に消極的でネガティブなイメージがある

- 相談に来た男性から「死んだらゴミで出してくれ」と言われたことがある。男性は、家族関係が破綻して行政に頼る、困ってから来る、自発的に相談しない。
- 男性の高齢者は新しいことに踏み出す勇気がなく、現状を崩したくない。妻が先に亡くなることを想像せず、備えないのではないかな。

(3)阻害：小額の支出には慎重でも、大きな金額には無関心

- 個別の支援サービス（月 2,000 円程度）を負担に感じると言われる。小額の支出を嫌がるのに 100 万円以上の大きな金額には現実感がない人も多い。

〔事例〕アルツハイマー型認知症の高齢者の事例。会社員時代から株や国債、投資信託などで約 2 億円の資産があり、3LDK のマンションに住んでいるのに、認知症でゴミ屋敷になり、ガスや電気が止まり、ケアマネが行ったときに十年前に賞味期限が切れたものを「食事しましょう、勿体ない」と言うケースがあった。株などの投資に関する通知書などを整理することができなくなり、積み重なってゴミになり、扉を塞ぐほどになっていた。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)高齢者とのコミュニケーションによる意思決定支援

- ALP アドバイザーには紹介先の知識が求められるが、最新情報を勉強し続けるのは無理があるので、広く浅い知識は現場の人に任せた方が良い。
- 「そんなことやっていたら大変なことになっちゃうよ」と踏み込んでアドバイスができることが重要。しかし、本当に拒否している人は対象外だと思う。
- 意思決定支援の難しさは、意思を表出することが難しい人の意思を尊重すること。自分で相談に来る人はある程度意思を表出できるので、高い知識は不要かもしれない。そもそも、反応できないほど認知機能の低下した人の意思決定を支援するということではない。

(2)ALP アドバイザーが個人として一対一で支援しない方が良い

- 相談内容が多岐に渡るため、チームで対応しないといけない。ケアマネが金融の話をするのは難しい。その逆も然り。
- 個人で対応すると、個人を信頼した高齢者が、その担当の異動後に退会するリスクがある。
- チームの中に相談内容を仕訳する人がいて、適切な専門家につなげることが重要。実際に専門家に紹介して解決したケースもあった。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)高齢者等終身サポート事業者はまだ評価できない

- 高齢者等終身サポート事業者の相談に来る人もいる。特定の会社を評価できないので「信頼できる会社は知らない」と答えるようにしている。将来的には、社協は複数の信頼できる連携先を開拓できると思う。行政が民間企業を紹介するのは難しいが、社協ならできると思う。

(2)複雑な制度をうまく活用したり、行政とタッグを組むことが必要

- 浪費や借金が認知機能の低下によるものであれば支援の対象になる。支援対象に当てはまらない相談は、他の適切な機関に紹介する。
- 東京都の助成金を活用して、各自治体で終活相談窓口を作る動きがある。

(3)ALP 関連の広報や PR 活動の際には具体的な現実問題の提示をしてほしい

- VR や重りを背負うなどの認知症体験があるが、現実的には、判断能力の低下を体験するのは難しいと思う。老化や白内障は体験できても、認知症は難しい。
- 例えば、支払が止まると電気が止まり、エアコンが使えなくなり夜暑くて倒れてしまうとか、家を追い出されたりするなどの事例を示すと効果があるかもしれない。

6. 地域包括支援センター 実施日：2024/8/2（金）

1) 困りごとリストについて

(1) 困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 現役の時には高収入だったのに、（今は）生活が苦しい高齢者が多い。不要な保険に加入しており、保険料が高すぎて日常生活に支障をきたすなど、解約すべきであっても見栄やプライドのために対応しない。世代間の価値観の差もある。

2) 備えリストについて

(1) 日常生活自立支援事業は権限が限られる

- 日常生活自立支援事業では権限が限られており、深いところまで入り込むのが難しい。社会福祉協議会が緊急事務管理を行い、成年後見の申し立てをすることもある。
- 金銭的に余裕のある人は三点セット（財産管理契約、死後事務委任契約、任意後見契約）で対応し、金銭的に余裕のない人には日常生活自立支援から始める。緊急事務管理が必要なら、社協が対応する。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 促進：判断力が落ちる前に本人との話し合いが重要

- ある程度の資産を持つ人が ALP アドバイザーに相談をしており、認知機能が低下した場合、低下する前の話し合いをもとに、必要時に地域包括支援センターと連携する事になると思う。個人情報共有のための整理が必要。

(2) 阻害：包括やケアマネは当座の金銭状況の把握よりも深く立ち入ることは難しい

- 地域包括支援センターやケアマネは当座の金銭状況の把握はしているが、専門性が必要な不動産等の資産情報までは立ち入れないことが多い
- 地域包括は経済的なところの専門性が不足しており平準化されていない。身体のようにアセスメントできない。ニーズはあるが相談対応できる専門性を養成する必要がある。
- 対象者がどのぐらいの経済状況で生活しているか、不動産は重要だが優先順位は高くない。当座の出納状況が大事。本人の生活を守っていくうえでは大事だが、そこにいたる専門性がない。情緒的な寄り添いで終わっている。

4) ALP アドバイザーの要件について

(1) 判断力が低下した人とは関係を築くことが特に大切

- 本人の意思を尊重するためにも、本人との関係性を築くコミュニケーション技法が重要。

- ALP アドバイザーが本人の状態をうまくほぐしてあげながら、言語化した困りごとと解決策を具体的に紐づけて提示することが必要。
- 保健師・看護師はもちろんだが、精神保健福祉士・社会福祉士などの資格があると良い。本人をコントロールするスキルに長けているという点で心理職よりも社会福祉士がALP アドバイザーに適している。カウンセリング技法やコミュニケーションスキルを活用しながらも、福祉制度の困りごとにタイムリーに助言できる立場にあることが大きい。
- FP が学んでいることを参照してコミュニケーションスキルを定義してはどうか。

(2)意思表出・意思決定に必要なスキル

- 意思決定支援する際には「入り込む」がキーワード。困っていることの言語化とそれを合意形成していくという段階を踏んだ関わりが必要。教育が大切。

(3)本人と家族の言い分が異なる場合は本人（親）を基準に考えれば答えは出る

- 本人と家族の言い分が異なるとき、時間をかけて検証しなければ本当のところは分からない。子どもに任せて揉めるケースもあるが、結局は、お金や財産の所有者は本人。本人（親）を基準に考えれば答えは出る。金銭的な問題は段階を踏んで対応する必要がある。
- 一人暮らしならスムーズ（天涯孤独なら支援も楽）でも、家族が絡むと難しくなる。合意形成能力が問われる。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)ALP アドバイザーを地域包括支援センターに設置する場合は、基幹型が望ましい

- ALP アドバイザーは社会福祉協議会などの公的機関に設置した方が良いと思うが、問題や課題を持った対象者の支援をする際には専門性を有して関わらないといけないので、基幹型の地域包括支援センターに設置するのが望ましいと思う。
- 民間機関にアドバイザーを置く場合、公的機関のように個人情報や守秘義務を守りながら連携できるか心配。情報共有と公開範囲については整理が必要だと思う。

(2)民間事業者としての ALP アドバイザーを考えた場合、倫理的な点が気になる

- 倫理的なものや守秘義務は、民間であっても明示が必要。他の組織につなげて行くときにどうすべきか要検討。
- 介護保険は契約行為。介護事業者＝民間事業者との情報共有の同意については、明示しておけば問題ない。契約がない場合は国家資格を持っている人の倫理綱領が考えられるが、外から判りにくいかもしれない。どういう倫理観をもって、どの範囲でどのような情報を共有することを許容するか、それを監督するか、整理が必要。

(3)通常は専門職同士で互いのエリアに入り込まないよう遠慮がちになることもある

- ALP アドバイザーとケアマネの二人の意見がくい違う（成年後見人や任意後見人とケアマネの考え方と相反した場合のイメージに近い）とき、専門職同士で互いのエリアに入り込まないよう遠慮がちになることもあるが、本人の普段の生活を代弁することがケアマネの専門性だと思う。
- 被後見人と後見人の関係がうまく築けていないケースなどでは、本人と話しながら進めることが重要。

(4) いろんな資格が乱立しているが資源としてはカウントしていない

- 自称「ナントカ士」という資格が乱立している。そういう人達に相談することはどうも胡散臭いと感じてしまい、包括として直に相談先として紹介したりすることは難しい。専門性がある国家資格を持つ人が応じる、というならばよい。そんな中で、現実的にだれに繋げるのがよいか、地域の資源を探りながらやっているのが現状。活用先として多いのは社協、司法書士など。

7. 在宅／施設ケアマネジャー 実施日：2024/8/5（月）

1) 困りごとリストについて

(1) 実際の介護現場では、認知機能が低下した際に地域包括支援センターに相談がある

- 本人が元気で意思決定ができそうなケースでは任意後見の相談は無い。
- 仮にケアが必要になった場合の生活希望を地域包括支援センターやケアマネに共有しても、関わる段階ではないので業務量が増えるだけになる。本人に困った事案が生じたり、家族が認知機能低下に気付いたりしてから地域包括支援センター等に相談する流れになる。
- 要支援・または MCI の人が地域包括支援センターに相談に来る。体操教室を案内したり、通院の利便性などを考慮して症状に合ったクリニックや医師の情報提供をしたりする。ALP アドバイザーがいれば、同時につないでいくことができると思う。
- 全国的に、地域包括支援センターは次から次へと相談に対応する。認知機能が落ちた、手足の機能やその他の心身機能が落ちてきた、あとは難病などへの対応。熟練のスタッフがいないとかなりきつい。

(2) 困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 本人はギリギリまで自分の通帳や様々な管理をしたい。だから、手遅れの状態で発覚する。配偶者や家族が事前に準備をしていれば、何とかなったりする。
- 医療や介護サービスの契約手続ができないケースでは、本来ダメだと知りながら後見人に同意を求める。例えば、最期の酸素導入の場面で後見人に訪ねると、グレーゾーンと自覚がありながら「どうぞお願いします」と言ってくれる。誰も決められないのが現状。
- 預金額や年金受給額を聞いて介護費や生活費の計画をアドバイスしている。過去に、身寄りが無い・家族関係に問題がある方で、収入が聞けないことはあったが、職歴などで推測できる。遠慮して年金受給額を聞けないと言うケアマネもいる。
- 「不必要・不当なリフォーム契約をしてしまう」について、貴重品は失くしても再発行すればいいが、リフォームなどの莫大な金額はきつい。

2) 備えリストについて

(1) 備えの選択肢は後見人一択となっている現状

- ケアマネが後見人に「〇〇の費用をお願いします」と言えば対応してもらえるが、第三者が信用されすぎる・権限がありすぎるのもいかなものかと思う。
- 不当な契約に対する備えは後見人を用意しておくこと一択になっている。これは備えの選択肢が少ないという課題である。
- 実際の介護現場では、要介護申請と入院の手続きは後見人なら出来るが、後見人がいな

かったらかなり厳しい。

〔事例〕 床下リフォーム業者と睨みあった経験。「本人は契約したいと言っているのになぜあなたが止めてくるのか」と言われた。ケアマネは後見人的な役割を果たさな
いといけない、と説明したが業者は聞かない。このような不当なリフォーム契約を水
際で阻止できる肩書きの存在はすごく大切だと思った。リフォームの解約は後見人
なら可能だが、ケアマネには権限がない。本人を説得して本人の口から解約しますと
言わせるしかない。しかし、リフォーム契約は、悪質な事業者や詐欺業者はローラー
作戦で侵入が早く、巧みに侵入して一気に契約させる。間髪入れずに契約書や申込書
を書かせるので、契約時または契約前に、後見人やケアマネを呼ぶことはまずない。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害： 認知機能低下前に後見人を付けようとする人はほぼいない

- ALP アドバイザーの相談業務が想定する相談者の状態像は、認知機能が落ちる前だと思
う。わざわざ公証役場まで行って任意後見を付けようとする人はほぼいない。

4) ALP アドバイザーの要件について

(1) アドバイザーというからには専門家でないといけない

- 相談者は ALP アドバイザーに専門性を求めてくると思う。例えば、家の売買には高い
専門性、信頼、そして深い知識が求められる。相談者は ALP アドバイザーの知識のレ
ベルが分からない。
- 専門外の相談であった場合、別の専門家につなげるなど、丁寧で深い専門性に連携でき
ることが ALP アドバイザーの要件の一つだと考えられる。現在の地域包括支援センタ
ーには総合相談というチャンネルがあるが、相談件数が多いので限界がある。社会福祉
士もいるが金銭の絡む支援は業務外。経済活動のサポートはすごく貴重な仕事だが、そ
れは民間レベルの有料ボランティアのレベルでできる仕事ではない。この点は特に強
調しておきたい。

(2) 不正をしない信頼できる中立的な ALP アドバイザーが必要

- 士業が着服することは本当にあるので、ALP アドバイザーであっても百パーセント信
じられない。本人が ALP アドバイザーに依存しないように、チーム制で相互監査を行
うべき。
- ALP アドバイザーの担う役割の一つは【不当な契約を断れる人を準備すること】かも
しれない。現在、本人の意思以外で断れる人は後見人ぐらいになっているのが現実問題
である。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)ケアマネのシャドウワーク軽減のための ALP アドバイザーの可能性

- シャドウワークに代わる別サービスに相談者が繋がる事を、ALP アドバイザーが事前の備えとして、本人が元気なうちにアシストしていればケアマネは助かる。連携すれば、例えば「そろそろ金銭管理や普段の買い物が厳しそうだ」というやり取りができて助かる。
- ケアマネのシャドウワークは厚労省も議論を始めており ALP アドバイザーはケアマネのシャドウワーク軽減の次善策の一つでコンサルでもある、という発想でまとめる方向付けが必要になる。後見人制度を真似るイメージ。
- 本人の財産情報（生活費用のインアウト、口座の管理方法、家の売買契約、現金がなくて電気代が止まる可能性など）への対応によるケアマネ業務の忙しさがある。ALP アドバイザーがいることで事前に備えられていたら現場のケアマネはだいぶ楽になる。ケアマネはお金を扱いたくない。資産とか年金は把握するが、お金のやり取りは業務外だからこそ、第三者機関等で担ってくれる人がいるとありがたい。
- ALP アドバイザーとケアマネの二者がお世話する、ダブルスタンダードの心配がある状況は想定しないが、経済面のアドバイザーがいるとケアマネは助かると思う。ケアマネは経済活動まで世話をするのはエネルギーを要する。介護サービスの調整に集中できる。

(2)社会福祉協議会のような公益性の高いところに ALP アドバイザーが居ると安心感がある

- （ALP アドバイザーと似た役割として）社会福祉協議会には、生活困りごと相談員がいる。しかし、生活困窮者への貸付制度を利用しようとする、（本人の判断能力低下のため）「この人とは契約を結べないから貸せません」と言われる。
- 市では、生活支援員が1～2週間に一回、定額の現金を訪問して届ける制度がある。
- ケアマネや地域包括支援センターは、困った時には法テラスや公証人役場で法的なサポートを受けましようとして紹介する。しかし法テラスでは、お金持ちでも困窮者でもない、真ん中の人たちが通り抜けてしまう。

(3)ALP アドバイザーへのアクセスの良さが社会浸透する必要がある

- ALP アドバイザーが身近にいて何でも相談出来る（取消権を執行できる人に繋がることできる）という状況が社会に浸透すれば、不当契約は防止できる。
- ケアマネ業界ではよく社会資源と言うが、社会資源の一環として ALP アドバイザーがいればいい。地域には生活コーディネーターがいるが、街作りのポジション。

8. 高齢者等終身サポート事業関連 実施日：2024/8/15（木）

1) 困りごとリストについて

(1) 困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 持ち家の人は「リフォーム・住み替えの必要性を理解できない」ということが多い。自宅の管理ができず、リフォーム・住み替え・庭の剪定など近隣の人にかなり迷惑をかけている状況が多いと思う。

2) 備えリストについて

(1) 成年後見制度の利用の現状

- 成年後見制度の開始当初の 25 年前は、資産が多い人の認知症対策や親族間の相続争いでの利用が多かったが、最近は資産が少ない人が利用している。頼れる親族や支援者がいない場合に成年後見制度の利用が進んでいることがその理由で、最高裁の発表した情報では、申し立て時の平均預貯金額は 100～200 万円程度。報酬が見込めないケースが増えており担い手への補償が必要。
- 任意後見契約はそもそも利用が少なく、資産が多い人の利用も進んでいない問題がある。総務省の調査では、監督人の報酬がもったいない等の理由で申し立てが行われないケースがあると報告されている。

(2) 本人が「どんな状況でも自宅に住み続けたい希望がある」と明確にすれば、法定後見や任意後見で備えなくても良い

- 将来的に、「社会的な信頼があって何らかの認定制度を受けた ALP アドバイザーが本人の意思をしっかりと聞いて後見人に引き継ぐ」ならば、それは「本人の強い意思が確認できる状況と見なせる」として、多額の費用をかけてリフォームや住み替えができる（それが ALP アドバイザーの強みになる）。逆に言うと、そうでなければ、後見人や親族が独断で行うことを裁判所が判断（許可）できない。ただ、法定後見と任意後見で違う。
- 任意後見は、契約で必要な代理権を全て決める。途中変更はできず（契約時に代理権として付けてなければ）新たに契約が必要。
- 法定後見は、重度の認知症で本人が意見を表明できない状況では、「代行決定に移る」と（業界では）よく言われるが、本人の意思が推定できるならば、推定したうえで代理権を行使しましょう、というガイドラインがある。信頼の高い機関が本人の意思を受け取っていたことが、裁判所の考慮要素の一つになる。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：将来を本当に心配する人は少なく、任意後見契約をする人はよほどの心配症

- 問題が起きたら何とかすればいい、自分に関係ない、と、当事者意識がない人がほとんどで、遺言も日本は少ない。周りが心配して制度につなげることが多く、その場合本人は心の底から望んでない。
- 本人に何かあったら周りが困る、周りが面倒を被るから備えるが、本人にとっては、ありがた迷惑なのかなと思う時がある。

(2)阻害：本人に資産が無くプランの立てようがない

- 資産があることが前提のケースが多く、いくら本人が将来こうしたいと言っても先立つものがないとプランを立てようがない。

(3)促進：備えに対する積極性の違い

- 家族や配偶者を亡くしたのか、もともと一人なのかで備えの積極性が異なる。前者なら人から備えを勧められたり、考えたりするきっかけがあると思う。後者は、自分は何とかなるかと考えているので、メッセージを発しても、なかなかうまくいかない。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)ALP アドバイザー財産管理よりも、チームで本人の生活を支援することがポイント

- 成年後見制度は財産管理がメインだが、実際は本人の生活を支えることに軸足が置かれている。あらゆる分野の関係者がチームで、全てのこと（特に医療や介護、行政サービスの仕組み）に精通して、適材適所で支援することがポイントだと言われている。

(2)ALP アドバイザーの牽制機能のあるべきかたちについて

- 成年後見人に監督人が付くのと同様に ALP アドバイザーに必要な牽制機能は、その立場によってだいぶ変わる気がする。会社の社員なら利益誘導が考えられる。
- 士業であっても横領する人間はいる。人の財産を管理するなら管理監督する仕組みは必要だと思う。
- 現在、高齢者等終身サポート事業者に対しても管理監督が必要ではないかと議論されている。

(3)ALP アドバイザーの評価について

- 仮に会社の社員が ALP アドバイザーとして携わる、または社内にそういう部署を設置した場合、その成果はどう評価するのか。売上や何かのサービスにつなげた実績などで評価するのであれば、監督的な仕組みはより強く求められる。
- 利用者本人の満足度で評価するにしても、（本人の意思が分からない状況で）どこまで信用できるのかという問題もある。専門のアドバイザーはすごく難しいと思う。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)金融機関の顧客サービスとして機能しても、一般化は集客面を考えても難しい

- 現在、ALP アドバイザーと似た役割を担っている人々は、士業や行政関係者、地域の支援者などの、有資格者や公的機関。
- 幾つかの自治体ではサポート事業者に認証制度を設けて、市民に安心感を提供する取り組みがあるはず。
- 高齢者終身サポート事業では ALP アドバイザーの仕組みが必要。高齢者等終身サポート事業に監督官庁が存在しない課題がクリアされたうえで、ALP アドバイザーが信頼感を得たり、適切なサービスにつながるなら、非常に良いことだと思う。

9. 社会福祉協議会 実施日：2024/8/19（月）

1) 困りごとリストについて

(1)困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 自立相談支援事業を実施しており、身寄りがない人の入居保証や死亡後の財産分与をしている。死亡後に部屋の中にあるものは残置物として処理できても、車などの大きな財産は手が出せない、または、手続きが大変で対応できない。
- 困窮者は異なる困りごとがあり、厳しい状況に追い込まれている。孤独死で、死後何日も経ってから見つかるケースがある。
- 日常生活自立支援事業の利用件数は4～5年前がピークで今は少し落ちてきている。本人死亡や、本人が自分で管理できると言って解約するなど、契約より解約件数が多い。

2)備えリストについて

(1)金銭管理の支援のみを希望する人が増えている

- 日常生活自立支援事業は福祉サービスの利用援助が大原則。その上での金銭管理だが、最近をよく金銭管理のみを行ってもらいたいという問い合わせがある。
- お金をあるだけ使ってしまうケースでの金銭管理の要求が多くなっている。今はスマホを使えば通帳なしでお金をおろせたり、様々なサービスを契約したりできてしまうので、浪費を予防できないことが悩ましい。

(2)マイナンバーカードを預かることへの懸念

- 「資産管理に関連する貴重品を紛失してしまう」について、日常生活自立支援事業では印鑑と同じくマイナンバーカードを預かることが今後想定されるが、いろんな契約や法的資料と全部つながってしまうので非常にリスクがあると懸念している。

3)備えの阻害／促進要因について

(1)阻害：本人の意思が一番だという考え方

- 破産を選択するのも本人の自由。周りが何かを押さえつけると権利侵害になり、適切な介入ができない。本人の意思決定を支援する流れに変わってきているが、浪費を是としている人たちの意思が自立と言えるのか、非常に難しい。

(2)阻害：周りが心配していても本人は困っていない

- お金を使うことで周りからちやほやされ、人が寄って来るのでお金を使ってしまう、それを周りが抑制しているけれども、本人は実質困ってない。
- ライフラインが止まっても毛布をかければ大丈夫と言ったり、隔月に入る年金を一月で使い切ってしまう、各所での食料支援を頼ったりするなど、資産管理以前の問題も多

い。

- コロナ禍で緊急的に始めた食料支援が、だんだんと依存に変わる。食料支援があるのでお金を違うところに使う。現在、県の公費で一部食料支援をしているが、いつまで続くかは分からない。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)求められる知識やスキルの範囲について

- 金銭管理について、制限したり、資産運用も含めた助言をしたり、お金を増やしながら生活を安定させてほしいとか、今あるお金を切り崩しながら何とか生活したいとか、色々な要望を扱える金融関連の知識がある人がいい。
- ALP アドバイザーがつなぎ役なら、市民後見人のように国や都道府県の養成過程を経て世に出ることが考えられる。本人の代わりにあらゆる契約手続き等をするための知識と権利擁護の理念は必要ない。
- 資格要件としては社会福祉士であれば、あらゆる世代や所得層を対象にできると思う。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)どこまで福祉的な権利擁護の視点を持ったアドバイザーにしていくのか

- 高齢期の何を守るのか明確にしておかないと、単なる民間の事業所に配置されるアドバイザーや、金融機関に配置している相談系の延長になってしまう。

(2)制度と制度の狭間に落ちないシームレスな支援ができるのか

- 小金持ちを対象とした場合、ALP アドバイザーを活用できない低所得者や困窮者に対しては、同等のサービスなり支援が受けられる助成が必要になってくるのか。ある程度の収入があるなら（ALP アドバイザーに相談せず）顧問弁護士を雇える気がする。
- 「認知機能が低下したら終わり」ではなく、他の制度へと重なる部分があれば利用者は助かるのではないか。

(3)アウトリーチ型の事業をやっている包括はまだ少ない

- ある自治体では社会福祉協議会におひとりさま支援のセクションを立ち上げたり、全国的には終活サポートの看板を掲げながら相談を受けたりしている。
- 孤立を防ぐ意味でも ALP アドバイザーは大事だが、現実的なつながり方が難しい。ALP アドバイザーの役割のイメージしやすさが大切。
- 生命保険会社がエンディングノートを自治体向けに提供して普及拡大を図ることもある。しかし、ノートにしたためられたことを、具体的にどう実行・実現していくのが問われる。

(4)ALP アドバイザーが既存の相談窓口等と被らないように区分するためには

- 独立型の社会福祉士が成年後見の相談を受けている。
- 信託銀行には財産管理を実行する商品があり、営業職が個別のお客さんに提案する仕組みもある。

(5)悪質な高齢者等終身サポート事業者の二の舞にならないように

- 「公正証書や遺言に残しましょう」とか、「これくらいのお金で死後事務委任契約を弁護士や司法書士と結びましょう」とか、「任意後見契約を今のうちに結んでおきましょう」というように資産状況と本人の意思を受け止めるなら、ALP アドバイザーが悪質な終身サービス事業者の二の舞にならないように重々認識しないといけない。

10. 社会福祉協議会 実施日：2024/8/21（水）

1) 困りごとリストについて

(1)「おひとりさま」向け相談窓口について

- 身寄りがない方や兄弟が高齢の方が相談対象。継続支援も含めると相談は月に 100 件程度ある。
- 地域包括支援センター、病院、民生委員、親族からの相談があるが、周りが困っていても、本人は困ってないことが多い。

(2)困りごとリストにある相談内容

- 「収入・現金・預貯金を自分で管理できない」は、固定資産税や市県民税の支払いに行けないといった相談がある。
- 認知症本人が相談に来る場合はよっぽどのケースなので、成年後見センターにつながりながら対応している。

(3)既存の制度につなげられない人が社協に相談に来る

- 医療ソーシャルワーカーは全部の病院に配置されていないので、入院や入所についても窓口で相談が来る。
- 非課税や療養費の手続きをしておらず（減額前の）入院費などに困るケースがある。それまで年金生活で不自由なかった人は自分の財産状況を知らなかったりする。

2)備えリストについて

(1)社協では対応できない備え

- 家族がいればやってもらえても、身寄りがないおひとり様は社協に相談に来る。
- ネットバンキング、スマホ決済、電子マネーなど、本人が把握していない場合もある。認知症になった場合はさらに確認できなくなる。備えておくといっても難しい。

3)備えの阻害／促進要因について

—

4)ALP アドバイザーの要件について

—

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)社会福祉協議会が対応している ALP 的な業務について

- 銀行からの引落としについて、本人の委任状があれば銀行も対応可能だし代理人がつ

けば対応できるが、そこまで至らなくて生活費の支払いを滞納する高齢者がいる。委任状が書けないケースもある。

- （生前・死後の現金引き出しを代理で行うケースは）本人の意思確認にすごく時間がかかるので使えないケースがたくさんあるし、相続人がいないなら現金を出しておかないと滞納が発生するのは、どんな事業者でも同じこと（社協だけではない）。
- 通帳や印鑑や生命保険などの書類の保管場所やネットバンキング等のアカウントやパスワードなどの情報を誰に伝えて不正なく備えるのか、仕組みの検討が必要。

(2)本人ができることは本人に任せ、できないことは地域包括支援センターにつなぐ

- 書類での手続きができないけれど金銭管理は出来る場合もあるので、ゆるく本人とながりながら、地域包括支援センターにもつなげていくことが必要。

11. 高齢者等終身サポート事業関連 実施日：2024/8/27（火）

1) 困りごとリストについて

(1)身元保証業務の中で遭遇する困りごとリストの具体的な内容

- 「資産管理に関連する貴重品を紛失してしまう」に関連して、どれが銀行印でどれが実印かを忘れてしまうケースがある。契約書に実印以外を押していたり、年会費の引落口座の銀行印が違っていたりして後で発覚する事例などがあった。
- 「不動産が凍結されてしまい取引が滞る」は、例えば、自宅の建物が認知症の母親名義で売却できない場合などに発生する。成年後見制度は使い勝手が悪くて批判が多い。司法書士の報酬として月額3～5万円が発生するため、都内の一等地以外は亡くなるまで置いておいた方が得なケースも多い。
- 「不適切な運用により資産を枯渇させてしまう」について、毎月分配型の投資信託を大量購入した人がある。本人曰く「投資信託の手数料の説明は受けたが把握はしていない」とのことであった。

2)備えリストについて

(1)「騙された系への対応」と「代理行為」は弁護士を中心に扱っている

- 「適切なリフォーム・住み替えができない」について、在宅が難しくなった人への入所先施設の検討、助言、手続きは日常的だが、基本的には弁護士しかできない代理行為。
- 身元保証契約をしているからといって、「収入・現金・預貯金を自分で管理できない」とか「日常の生活資金の支払いが滞る」には対応できない。別途、金銭管理契約をする必要がある。
- 契約者に対して毎月電話するなど見守り的な介入はしているが、実際に100%取り返すことは難しい。
- 事業者によっては「死後事務を他者に委託しておく」ために身元保証契約だけを勧めるが、それでは死後事務が滞る。
- 身元保証・死後事務・任意後見がそれぞれ契約されていれば、備えとしては身寄りのない人の財産管理以外は殆どカバーできると思う。

3)備えの阻害／促進要因について

(1)阻害：本人が信じ込んで不適切な投資に踏み切ってしまう

- 日ごろ付き合いのある人を通じて、怪しい投資案件に多額の資産をつぎ込んだケースがあった。滅多にそういう人はいないが、こちらからは（事前に）何もできない。

(2)促進：意識が高い人が備えるタイミングは早い

- 未婚、離婚、死別で相続人が存在しない人などは備えが早い。

- 40代後半～50代でも家族構成によっては備えに関する意識が高いので、そこをターゲットにPRしている。
- とことん準備する人は60代～70代で全部やる。墓じまいも永代供養も契約して、遺骨を持って行くだけに整える。一方、80歳を過ぎてもお墓をほったらかして、あとは野となれ山となれという人もいる。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)総合的に広く浅く知識を持った人が良い

- 社会福祉士、介護福祉士やケアマネ、宅建士、FP、行政書士など、資格はあるに越したことはない。市民後見人の養成講座もあるので、総合的に広く浅く知識を持っている人が良いのではないかな。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)備えを促す適当なタイミングについて

- (保証人が必要という点で言えば)施設入居の後にがんになって、おひとり様で元気だったのに急に入退院を繰り返しそうになるから身元保証サービスに入っておこう、となる。介護認定を受ける時もありかもしれない。
- 事前相談よりも、むしろ問題が起こった時に包括と連携しながら解決する動きがメインになるイメージ。ケアマネがやむを得ず対応するケースに周知すれば利用は広がるのではないかな。

(2)ALP アドバイザーは説明だけではピンと来ないのでは

- 説明を受けても「備えた方が良いのかもね」くらいの感想で終わるのではないかな。
- 注意喚起を促す映像がないと本人はリアルに感じない。「これをやらないとこうなってしまうからやっという方がいいよね」という生々しい商材や資材があればいい。

(3)ビジネスモデルについて

- 民間事業者がやるという想定であれば、単独型は無理だろう。
- 今は国で厳しくケアマネを管理しているので、それに倣ってサービスを提供し、どこにつながるかを見定めれば利益誘導は防げるのではないかな。比率を決めてしまうなど。

(4)情報漏えい対策と業務円滑のバランス、マイナンバーカード一本化への懸念

- 情報管理はやればやるほど手がかかる。例えば救急搬送時などの迅速さが求められる時には、業務の円滑さと漏えい防止とのバランスが非常に難しいと思う。
- (費用の支払は)口座振替が基本スタイルで、口座の暗証番号を職員が管理をすることはない。

- 今後は保険証も身分証として使えなくなり、マイナンバーカードに一本化される。マイナカードの管理が大きな課題の一つ。

12. 住まい、金融事業者 実施日：2024/9/2（月）

1) 困りごとリストについて

(1)困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 当社に相談に来る人はほぼ 100%不動産を所有する 60～90 代。住み替えか、リフォームかで迷う相談が多い。
- 「今すぐではない」人から「今の家では暮らし続けるのは難しいと必要に迫られた」人まで幅広い。
- 困りごとがリフォームで解決できない場合は住み替え先の物件を提案したり、知っている業者を紹介したりする。

(2)備えが遅くて悲劇になるケースは少ないが、不動産売却は認知症だと制限が大きい

- 自宅を売却して住み替えや老後の資金にしたいくても、認知症だと本人だけの意向では売却できないので後見人を付ける流れになる。法定後見制度を使えば売れないことはないが、時間とお金がかかる問題が発生する。
- 本人の認知機能に問題がないかは司法書士に面談し確認してもらう。30～40 代で明らかに大丈夫そうな人にはそこまではしないが、トラブル防止のために司法書士を挟むのが一般的。
- 子ども（＝相続人）からの相談は、持ち家を売却して住み替える前提の相談が多い。

2)備えリストについて

(1)日ごろの業務を振り返り、現状、備えについて思うこと

- 自分の希望を（住み続けたいのか、無理な時は住み替えを容認するのか、地域、予算などの条件を）整理してイメージをしておけば、いざという時に決断できると思う。
- 相談にくる約半数は、好奇心や興味のほか勉強しておきたいと思っている人。ギリギリの困りごとを抱えて相談に来る人はあまりいない。

3)備えの阻害／促進要因について

(1)阻害：ALP アドバイザーが FP ほどに社会普及しても備えの知識を得たい人は多くない

- 我々のところに相談に来る人は、1～2 回話せば問題はほぼ解決するので、継続的に携わることを欲している人は（我々の感覚では）少ないと感じている。もちろん、物件を探したい人は見つかるまでお付き合いするが、勉強したい人は一回相談してほぼ終了する。
- 顧客は、少なくとも不動産を持ち売却を考えている、中～上程度の資産を持っている人が多いので住み替え相談に来れば備えのアドバイスなく解決するケースが殆どである。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)ALP アドバイザーにはある程度の広い知識と、横の連携が必要

- 介護などの相談が絡む場合、介護に詳しい内部担当あるいは外部の提携企業に連携するケースがある。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)独立型は感覚的には非常に難しい

- 独立型はビジネスとして成立する見込みが非常に難しいと感じた。

(2)提携事業者への連携について

- 高齢者等終身サポート事業者とも提携しているが、紹介するケースはそんなに多くはなく、紹介料ももらっていない。
- 専門は不動産売買なので、ALP アドバイザーから売買情報が共有されるなら嬉しい話。それに対してフィーを出すのも可能性としては十分あると思う。
- 個人情報については、本人から頼まれれば連絡先と名前を事業者に伝える程度。

13. 高齢者等終身サポート事業関連 実施日：2024/9/3（火）

1) 困りごとリストについて

(1)困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 「リフォームや住み替え必要性を理解できない」については、権限の範囲が広い「後見」の類型でも、後見人の判断で勝手に行うことはできない。「判断能力がなくても本人が望むことを叶える」「足りない部分を補う」ための意思決定支援が一般的。

2)備えリストについて

(1)後見制度のカバー範囲

- 判断力低下後に効力が発効するのが任意後見契約なので、維持期から低下期をセットにした契約が一般的。
- 法定後見も任意後見も支援できる範囲は同じ。後見制度は大きく分けて財産管理（印鑑の管理や通帳の管理）と身上保護（病院への入院・施設への入所手続）の2カテゴリからなるので、契約手続きなどは後見人がカバーできる。しかし、医療同意は財産管理でも身上保護でもないので、後見人には法律上の権限はない。

(2)資産凍結について後見人が関わるケース

- 「凍結」が「本人の他に相続人がいて、勝手に（被相続人の）口座を解約できないとか、勝手に不動産を売買できない」を想定しているなら、任意後見が備えとなる。
- 例えば、配偶者や親が亡くなって本人が相続人になる場合、本人に代わって後見人が遺産分割協議に参加したり、凍結された金融機関の口座をもう一回開くために関与したりする。

(3)「死後の事務・相続」について後見人が関与できる範囲

- 契約内容によっては死後事務にタッチできる。具体的には3～4契約を結ぶことが必要。
 - 判断能力がある間からなくなるまでを補う契約（財産管理委任契約・見守り）
 - 判断能力がなくなってから亡くなるまでの契約（任意後見契約）
 - 亡くなった後をフォローする契約
 - 遺言の執行者の契約
- 法定後見は、判断能力が無い段階で審判をもらうので、死後事務や遺言執行には直接的に関与できない。
- 任意後見契約を結ぶということは、何かあったら後見人になるということ。認知機能の低下を見落とすわけにはいけないので、月に一回程度は、お金の出入りに問題がないか、困っていることがないか本人と面会することが契約に含まれるのが一般的。

(4)「資産運用・収益不動産管理に行き詰まる」で後見人が関与できる範囲

- 損をしないようにかなり複雑なポートフォリオを組んでいる資産には（色々なヘッジが効いているので）解約の判断はできない。家庭裁判所にも「触りません」と言う。基本的には普通預金か定期預金の現金に限定して管理を行う。
- 不動産経営を行っている場合も、定期的な修繕や支出があることは織り込み済みで色々な資産計画をしているはずなので、基本的には触らない。
- 任意後見契約は「こういうことが起きたらこのように処分をしてください」と、あらかじめ定めることができる。

3)備えの阻害／促進要因について

(1)阻害：ほとんどの人が「まだだな」と思っている

- いろいろ支援しているが、ほとんどの方は「まだだな」と考えている。行政書士は成年後見制度の前に遺言を準備しませんか、というセミナーを地域の公民館などでやっているが、そういう不吉なことはまだやりません、という人は少なくない。
- 近年、異なるアプローチで「エンディングノート」という法的な効力がないツールがあるが、そこに参加する人は少しずつ増えてきている印象。若干の後押しにはなっているのではないか。

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)知識よりも「人が好きな人」で、本人の立場で想像力を働かせて寄り添える人が良い。

- 専門領域や知識の部分だけに偏らず、「この人の言うことだったらそうかも」「より詳しいことは、この人が紹介してくれる人の話を聞けばいいんだ」と思わせてくれるような、コミュニケーション能力が非常に高い人や、お喋り好きな人が適していると思う。

(2)連携先との調整能力が求められる

- 後見人も単独ではできない。地域包括支援センターや、ケアマネ、ヘルパー、病院の院長、看護師など、そこを調整する能力で頑張っている。ALP アドバイザーも連携のとれる調整能力が必要。
- 判断材料も具体的に分からないことが多く、その時は日常的に接する時間が長いヘルパーに聞くのが一番だと思って調整することもある。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)ゲートステーションになりうる職種

- ゲートステーションになりうるのは、属性や職業ではないと思う。独居で一人暮らしの不安を把握している民生委員、医療的な面では看護師かもしれない。職種ごとにジャーニーマップを用意できれば、マッチングしやすく、備えを促進しやすいと思う。

(2)ALP アドバイザーに必要な組織の在り方について

- チーム制のように組織化された活動ができて収益が間に合うなら、強力な（監査ではなく）管理部門が必要。
- 直営か、委託か、独立か、いずれにしても儲からない仕事なので、人員確保ができるのか想像できないが、四半期に一度程度しっかり管理するセクションを置いたほうが良い。

(3)成年後見制度の利用促進のためにも、ALP アドバイザーは後押しになる。

- 本来、後見制度を利用してもらいたい人数に対して、まだまだそこに至ってない。
- 専門職団体として地道に広報活動をしているが追いつかない。新しい制度が入ってくれば非常に立体的になる。
- 元気で判断能力があるうちに、こういう準備が必要という呼びかけを引っ張ってくれる制度が動き出してくれることに、期待している。

14. 在宅／施設ケアマネジャー 実施日：2024/9/9（月）

1) 困りごとリストについて

(1) 困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 自分だけではどうしようもない、助けてくれとなってから、地域福祉権利擁護事業や介護保険サービスを使い始める。金遣いが荒い人や、宵越しの金を持たない生活をしてきた人たちが医療費を管理されることで、やっとリハに通い続けられている。
- 鍵や財布、保険証などの貴重品を頻繁に紛失するというケースは多い。
- 「日常の生活資金の支払いが滞る」は、そんなにない。介護サービスを使う人たちは介護保険の未払いや使った分の滞納で引がかかるのと、介護サービスに払うお金がある人たちしか来ないことが理由。認知機能が落ちたらお金や貴重品を管理してくれる地域福祉権利擁護事業の担当者が代理してくれる。

2) 備えリストについて

(1) グレーゾーンで対応するケースは多い

- いわゆるグレーゾーン（業務範囲外、本当は相談員の仕事ではない困りごと）で対応することは多い。職員の立場で、サービスの利用上必要というお墨付きをもらえているので、会社から何を言われることもなく自由にできる部分もあると思う。
- 本人に備えを勧めたり、指摘したりするが、現役のケアマネや相談員には（そこまでやらなくていいでしょという意味も含めて）対応できないと言われる。
- 介護保険施設なので、基本的にはその人に幸せになってもらいたい、不利益がないようにというイメージでいる。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 促進：本人の職業柄と知性などが備えにプラスの影響があると思う

- 仕事で手続き的なところに目を光らせてきた人や、株などの資産管理をしてきた人などはアンテナの立て方、リスクに対する感度が高い。一方、性格もあるかもしれないが、例えばトラック運転手でずっとやってきた人は備えへの興味が薄い印象。

(2) 阻害：信頼関係がないと、備えを勧めても信じてもらえない

- パンフレットを見せて「相談に行ってみたら？」などと勧めるにしても、信頼関係がないと提案ができない。相手も信じてくれず、動いてくれないことがある。

(3) 阻害：本人が希望しても配偶者や家族は良いと思わない

〔事例〕 本人が延命治療を希望しないと宣言していたとしても、「もっと長く生きてもらいたい」という子どもの思いがある。救急搬送時に説明しても「いや、延命治療

してください」となるのはよくあること。本人の意思が一番尊重されるべきだと個人的には思うが、家族のためだったりもするので、そのあたりの難しさやジレンマは感じる。

4)ALP アドバイザーの要件について

—

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)ALP アドバイザーは民間よりも公共性があるほうが勧めやすい

- FP の無料相談を促す程度のことはあっても、お金がかかるなら紹介しにくい。地域包括支援センターに相談した方がいいよとなる。
- 行政からの通達や制度はあった方が間違いなく良いと思う。

(2)ALP アドバイザーが引き継ぐ資料について

- 法的根拠がなくても、文章化や言語化されることで（エンディングノートのように）本人の考えを表出する、家族と話し合う機会になるので、間違いなく良いと思う。
- （現場では面談する時間的余裕が少ないので）面談よりも書面で引き継ぐことになると思う。

15. 社会福祉協議会 実施日：2024/9/24（火）

1) 困りごとリストについて

(1)資産管理におけるトラブルについて

- 「資産管理に関する貴重品紛失」と「毎日の生活費のトラブル」で、通帳管理ができずライフラインが止まり、税金の支払いができずに弁護士事務所から通達が来たり、市役所から差し押さえ通知が来たりしている人が多い。

〔事例〕生活費と年金用の銀行通帳・キャッシュカードを何回も紛失・再発行を繰り返し、次の再発行が最後、と銀行から最後通告を受けていた一人暮らしの高齢女性がいた。彼女を心配した銀行職員が担当ケアマネに情報提供して社協につながり、日常生活自立支援事業で金銭管理をした。自宅訪問で生活状況等を確認した際、年金が入ると一括でおろして各種支払いを行っていた形跡があったが、水道光熱費も滞納がかさみ、請求書がたくさん届き、通販も内容を理解しないまま手当たり次第に注文して督促状が溜まっていた。今は日常生活自立支援事業で契約して通帳と印鑑の管理をして生活費を届けている。滞納を解消しながら、生活は大分落ち着いている状況。

- 「遺産にまつわるトラブル」は、親族の死後に遺産分割協議が必要な人が結構いる。認知症等で理解力が伴わないと分割協議ができないまま放置されてしまう。少ない金額の相続で不利益になったり、相続放棄の書類にいつの間にかハンコを押させられていたりするケースも見受けられた。
- オーストラリアドルの積立保険など、本人が理解できない複雑な契約や、身寄りがないのに多額の死亡保険に加入させられていることもある。一番ひどかったのは、10種類以上の保険に加入させられて、毎月40万円を超える保険料が口座から引き落とされていたケース。

(2)「判断力が低下した後」の日常生活自立支援事業

- 日常生活自立支援事業は、あくまでも本人との契約に基づくことが大前提。本人と何度も面談を重ねて契約能力や理解力を確認し、場合によっては主治医に契約能力の有無の確認を取る。社協の職員が繰り返し複数名で意思確認をして同意をもらい、署名捺印をすれば支援ができる。
- ほとんどの利用者はゆるやかに認知症が進行して日常生活自立支援事業が理解できなくなる。制度に合わない状況かつ法的に金銭管理の必要があれば、法定後見制度を案内する。

(3)住まいのトラブルもある

- 一人暮らしで、アパートでも持ち家でも住み慣れた場所で最後まで生活したい希望が

あっても、身体機能の低下や認知症の進行で、在宅（で生活できる）レベルではなくなった人が多い。

- 本人の強い拒否やこだわりで在宅生活を継続せざるを得ない状況では、適切なサービスが提供されないままゴミ屋敷になっていたり、地域から孤立して引きこもり生活になっていたりなど、トラブルを早期発見できない状況も多く見受けられる。
- お金があって、一人暮らしで、判断力が低下した人に多いのが、不必要なリフォームや修繕をする悪徳業者が次々と入ってきて、本人も内容を理解しないまま契約をして、高額なリフォーム代を請求されるトラブル。対応としては、本人の許可を得て消費生活センターに相談、地域包括支援センターやケアマネの担当者と連携。行政が担当しているケースは生活保護ワーカーや障がい福祉課の相談員と連携したこともあった。場合によっては法的な相談につなぐ。

(4)医療・介護の利用におけるトラブルについて

- 本人の介護拒否ではなく、親族がサービスを使わせないトラブルも最近が多い。「8050問題」のように、仕事がなかったり引きこもりの子や親族が、高齢者のお金の管理をして年金を当てにしている場合、本来必要な介護や医療のサービスを断ったり抑えたりして、子や親族の生活費を増やす意図で、本人の権利が侵害されているケースがある。
- 一人暮らしで入院して退院後にサービスを契約する時に、認知機能の低下により契約能力がない場合、次の受入先やサービスの利用につなげられないケースも多くある。
- 利用費用が口座引落ではなく、手集金や払込票の場合、支払えずに滞納がかさんでサービスを打ち切られたり、お金を管理する人がおらず入院費を数か月間も滞納したりということある。中には精神科に長期間入院して 400～500 万円ぐらいを滞納したケースもある。このようなケースは、ケアマネがいても介護・医療サービスともに調整に苦慮している。
- 生活保護であれば医療費も介護利用費もかからないので、介護保険の限度額いっぱい調整されているパターンもある。それはそれで課題だと感じている。
- 身寄りがない人や親族が世話をしている人は、本人が元気なうちは延命治療を望まず、社協も支援者も本人の希望に沿って意思疎通していたのに、いざ亡くなりそうだという時に親族が急に出てきて延命治療してほしいと言われる。本人が意思表示できない状況で、本人の意思と違うことを親族が望んで実行される事例があると感じている。

(5)死後事務に関するトラブルの課題は非常に強く感じている

- 日常生活自立支援事業も法定後見制度も、大原則は亡くなった時点で契約が終了し親族に引き継ぐが、身寄りがない、もしくは、身寄りがないに関わり拒否という場合がほとんど。
- 法律上はできないにも関わらず、やらざるを得ない死後事務が非常に多くある。直前ま

で使っていた各種介護サービスや医療サービスの利用費や公共料金の支払と解約、賃貸契約の解約、火葬・埋葬の手続きと調整など、誰かがやらなきゃいけない非常にグレーな対応を迫られている現状。

- 法整備の曖昧さを、最後まで関わっていたというボランティア精神で補うことで成り立っている部分だと思う。

2) 備えリストについて

(1) 医療・介護の利用におけるトラブルの、社協での対応状況

- 日常生活地域支援事業では法的な介入が難しいので、行政も含めた関係機関との情報共有にとどめるが、社協で法人後見を受任している場合は、適切なサービスが提供されているかどうかの監督責任もあるので、しっかりと病院や施設と話し合いや調整をする。
- 介護保険のオーバーユーズについては、(介護保険課が事業所単位でチェックしているので限度額いっぱいを使う利用者は目立つものの) 一応ケアマネが付いてプランを作っているのであれば、違法なのかグレーなのかの判断は難しい。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：死後事務委任契約の問題点

- 日常生活自立支援事業で、死後事務委任契約を結ぶかという点、そこまではいいない。ある程度資産があれば報酬なども明記しながら対応できるが、生活保護に準ずるような人は現状難しい。
- 死後事務委任契約をしても、契約先が適切に履行するのか確認のしようがないので、本当に信頼できる人と契約を結ばなければ、逆に損になってしまう可能性がある。

(2) 阻害：任意後見、高齢者等終身サポート事業者への懸念

- 認知症で判断能力が落ちているのに、本人が金銭管理をずっとできてしまう課題もある。死後事務委任契約と同じく、任意後見人が適切に契約に則って対応してくれるかどうか非常に大きな差が出てくる。任意後見の発効後は監督人が付くが、発効前は誰も監督しない怖さがある。
- 最近、高齢者等終身サポート事業者が増えてきている。都会に比べるとまだ少ないもののちらほらと民間の事業者が出てきて、身元保証ができるとうたっている。中身を見ると高額な料金設定になっていたりする。契約したものの、発効した時にうまく機能しなかったり、お金だけ持っていかれて事業所がなくなったりというトラブルも聞いたことがあり、懸念している。

4) ALP アドバイザーの要件について

(1)ALP アドバイザーは福祉的な視点がある人が望ましい

- 社協で関わるケースでは、福祉的な視点で行う金銭管理の業務が大きいと思う。
- 住まいの大きな課題は稀で、そういった人は不動産関連の事業者などとの連携で成り立っているので、福祉的な視点がある人が望ましいと思う。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)社協に ALP アドバイザーを設置するイメージについて

- 社協では、どういう相談が来てもワンストップで対応ができる体制で、私たちの部署もまると相談窓口という看板を掲げているので、今まで対応が難しい部分に関しても、社協に来れば、ALP アドバイザーが対応できる体制を整えば理想的だと思う。
- 現在、市役所にハローワークの相談窓口が出向しており、そこで生活困窮の相談ができるように、既存の相談窓口の一角のような形で ALP アドバイザーの部門があるのは、あり得る話だと思う。

(2)ALP アドバイザーが民間で実現する際に感じる不安など

- 民間事業の場合、公平性や公共性に関して不安がある。介護事業には民間が参入できるので、競争原理が働いてたくさんサービスが出てきた反面、福祉よりも利益追求になっていたりする。自分の利益の囲い込みにならないかは心配な点。
- 予算化されて、ある程度の税金が投入されるなら、既存機能の拡充や、困窮者層だけではなく今ある仕組みの中で中間層に対応できることを考えた方が、コスパが良いと思う。

(3)任意後見と死後事務委任はほとんど周知されていない

- 国は、任意後見契約と死後事務委任契約のセットで契約することをどんどん進めていきたい意向だと思うのだが、ほとんど周知されていない。大きな課題だと思う。

16. 社会福祉協議会 実施日：2024/9/25（水）

1) 困りごとリストについて

(1)資産管理におけるトラブルについて

- 「資産管理に関する貴重品紛失」と「毎日の生活費のトラブル」が一番多いと思う。書類や現金を紛失したり、病気や性格的な問題で、家賃・借地代・公共料金・医療や介護サービス費用が残高不足で滞納したり、などが権利擁護支援に関する相談では多い。
- 認知症でなくても 80・90 代となると、それまで出来ていたことが一人ではできなくなる。加齢による能力低下がどうしても出てくる。
- 金銭管理ができない人に使えるのは日常生活自立支援事業と法定後見。資産が少ない人や生活保護受給中の人もいる。資産と言えば、長く暮らした自宅と、貯金があっても多くて数百万円から一千万円台と、あとは年金収入。たまに何千万円とか億レベルの人もいて、正式な代理人がいないとできない手続きのために法定後見を使う。
- 日常生活自立支援事業では、社協の常勤職員が毎回支援をせず、地域の人にパート職員になってもらい、月に 1～2 回、利用者を訪問して支援する。複雑な財産管理はできない。日常生活に必要な預貯金の引き出し、支払い、福祉や行政サービスの利用を支援する。

(2)住まいの問題におけるトラブルについて

- 「住環境と心身機能のズレによるトラブル」は、居住階の問題で、特にエレベーターのない集合住宅で二階や三階に住む人が、足腰が弱って外出できず、これまでできていたことができなくなる。デイサービスを使いたいと思っても迎える職員一人では一緒に下まで降りられないなどもあり、その場合は訪問入浴などで対応する。
- 持ち家の修繕費用などは、資産の有無に関わらず気にかけなくなる。医療や介護、その他の必要事項が優先される。例えば、自宅の水回りの修繕を後回しにする、隣人からの指摘で初めて庭木の管理を考える、隣人から言われて壁の一部が劣化により壊れ落ちているのに気づく、など。

(3)医療・介護の利用におけるトラブルについて

- 「要介護認定の申請に関するトラブル」は、ケアマネが相当気をつけているのであまり聞かない。介護認定されたが使っていないで期限切れになることはあるかもしれない。
- 「サービス利用契約ができないことによるトラブル」も、ケアマネが苦勞する。認知症が相当進んでも、説明して一定の了解を得た上でサービスを入れる。難しいケースであれば地域包括支援センターもケアマネと一緒に本人の了解を得て利用してもらう。
- 「サービス利用費用が払えないことによるトラブル」は、社協の事業で契約があれば間違いなく支払いができるように支援する。事業者側で滞納に目をつぶってサービス継

続しているケースもある。

- 「本人の意思に基づかない医療・介護サービスの提供によるトラブル」は、本人の希望と必要量がずれるケースがある。本人がそんなにいないと言ったり、お金が心配で、節約したくていないと言ったりして、危うい少ないサービス量の人が多い。家族の説得で介護サービスを増やすケースもあれば、命に関わるので受け入れられるまで説得を続けるケースもある。
- 「医療・介護の選択肢をめぐる家族間のトラブル」は、相談窓口を持ち込まれることは少ない。医療や介護の選択肢以外に、財産管理も含めた意見の食い違いがある場合は、家族が引き受けるのではなく後見人を付けた方が良いかという相談がある。

4) 死後事務に関するトラブルについて

- 亡くなった場所の自治体や警察が対応するしかない。社協への相談は少ない。そうなるかもしれない人について、入院先または在宅医療のソーシャルワーカーから相談がある。
- がん末期で、長年付き合いのなかった親族に連絡したら出てきてくれたケースもあれば、本人が家族や親族に連絡を取りたくないのに諦めざるを得ないケースもあった。
- いろいろな支援や専門家との契約について、本人がどれぐらい意思表示できるかと、費用を負担できるかという問題に加え、病状によって急いで進めても間に合わないこともある。判断能力はあっても全く身寄りがなく、転院先が見つからず、支援サービスを使えるほどの資産はないが生活保護にもならない場合が難しい。

2) 備えリストについて

(1) 終活相談窓口の現状について

- 当社協では、権利擁護だけでなく終活の相談窓口も設置し、早めに考えて準備した方がよいと案内している。相談に来た時点で、例えばがんの末期の状態だと準備が間に合わないこともある。遺言の下書き（希望する内容を鉛筆で書いたもの）では、遺言書として法的な有効性を持たず、本人の思いを実現できないこともあった。
- 家族や親族などが本人の代わりに来るのではなく、本人が来るのが圧倒的に多い。すでに終活に取り組んでいて、ピンポイントでここを相談したい人や、終活という言葉は知っているが、具体的に何から始めていいのかわからない人など、深刻度はそれぞれだが、自主性が高いのが終活相談窓口の特徴だと思う。

(2) おひとりさま支援事業について

- 身寄りのない方単身高齢者向けの支援事業も実施している。契約までに公正証書遺言を作ってもらうのが条件。契約に至るまで大体3～6か月かかるため、基本的には「今は特に困ってないけれど先のことが心配な人」が、もしもの時に備えることを想定した

事業。

- 緊急時に、介入的に使ってもらうことが、今の時点では難しい。始めたばかりでノウハウが積み上がってないこともある。
- 判断能力も契約能力も十分にある人を対象にしたいので、日常生活自立支援事業や法定後見を必要とするレベルの人の利用は厳しい。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：今困っているわけではないので、漠然とした相談になる。

- 将来自分が行く施設にはどういう選択肢があるのだろう、とか、自分が使わなくなった空家になりそうだがどうしていくのがいいのか、など、先々の選択肢や考え方の相談が、終活相談窓口では多いと思う。
- 今の生活状況をできるだけ維持したい、住み慣れた家で生活したい、しかし、いずれ体も弱って、能力も落ちるだろうから、いつか施設や病院に行かなければいけないという、漠然とした思いを感じる。

(2) 促進：終活相談窓口とオリジナルのエンディングノートの広報活動について

- チラシやパンフレット、ホームページを作成している。無料と案内すると、多くの人が取りに来る状況。ただ、受け取った人が実際に作成まで至っているかは限られると思っている。エンディングノートの活用や書き上げるための公開講座を実施している。

4) ALP アドバイザーの要件について

(1) ALP アドバイザーの役割は、本人の悩みをアセスメントして、必要なサービスを紹介して、コーディネートしてあげること

- ケアマネに近いイメージだと思う。
- 公的・法的機関の相談窓口で ALP アドバイザーがつなぐこと自体は特に問題がなく、できる資質を備えた人がやれば良いと思う。
- 連携先を選ぶ基準がバラバラだと、相談者が不安に感じたり、事業者ごとにサービスの差が生じたりする。質の担保は必要だと感じた。

5) ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1) 介護サービスを拒否または必要量を節約しようとする人の対応について

- 本人の命に関わる場合は、セルフネグレクトと考えて、介護サービスチームだけではなく地域包括支援センターや区の高齢者担当で、いわゆる虐待対応としての介入を検討して、自治体としてやむを得ない事由による措置として、支援の導入をするのではないかな。一時的に、ショートステイに入ってもらう形での保護もあり得る話だと思うが、実際には難しい。本人の意思をどこまで尊重すべきなのかは、悩ましい部分。

(2)本人の意思を尊重した支援

- あくまで本人を中心にやらなければいけない。本人の了解を得たうえで、支援に必要な範囲で、家族と情報共有したり、状況を報告したりすることはある。
- 日常生活自立支援事業では、通帳を社協が預かることもあるので、亡くなった場合の受取人を家族や親族のどなたかに指定し、引受人になってもらうこともある。

(3)行政の中での ALP アドバイザーなのか、介護保険外の ALP アドバイザーなのか

- これまで家族が支えてきた部分を、家族以外の誰かがやらなければいけないことが間違いなく多くなる。ケアマネのシャドウワークなどをどう減らすかという視点でも、お金をかけてでも誰かにやってもらわないと成り立たなくなると思う。
- ALP アドバイザーは国が提唱する新しいモデル事業の、終活相談窓口のコーディネーター役のイメージに近い。
- 行政の中で、本人と一緒に介護サービス事業者を複数提示してくれる人がいれば非常に助かる。ただ、そのコストを誰が負担すべきなのかも難しい問題。
- 行政機関の中に相談窓口を設けて担うと、いろんなことに気を使わなきゃいけない。
- すでに多くの民間事業者がコールセンター機能を持って紹介サービスをしており、行政と民間の両方が必要になると思う。

(4)ALP アドバイザーは、使い方を間違えると個人の責任論になってしまう

- 「備えることが当然」「備えなければこうなっても仕方がない」というようになってはいけない。一方で、備えなければいけない、というメッセージを控えすぎると、備えなくても何とかなる（ケアマネや銀行職員などのシャドウワークといったグレーな代理行為で成り立っている）という考え方になってしまう。

17. 住まい、金融事業者 実施日：2024/9/30（月）

1) 困りごとリストについて

—

2) 備えリストについて

(1) 自社で残置物の整理（の手配）を扱っている

- 高齢者等終身サポート事業と居住支援事業は被る部分も多い。2025 年 10 月施行の改正住宅セーフティネット法にある、賃借契約の解除や残置物の整理などの死後事務委任契約等を具体的な事業として検討している。死後事務委任契約の受任以外は、直接エンドユーザーと積極的に契約を結ばない「B to B to C」だが、一般の賃貸住宅にも対象を広げていく可能性があると思う。
- 自社事業では 24 時間 365 日、コールセンターにて対応し、ヘルスケア関連でも連携しているため様々な備えに対応することが可能。日常生活資金の管理なども対応できる。

3) 備えの阻害／促進要因について

—

4) ALP アドバイザーの要件について

(1) 地域支援事業の活用

- 介護分野の健常者接点としては地域支援事業がある。それを活用しないとアドバイザーの成り手が足りなくなるのではないか。

5) ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1) 普及のためにはマネタイズにつなげる必要がある

- ALP 事業はスタートダッシュが大事。市民後見人の育成もそれほど普及しているとは感じられない。良いものでもマネタイズとバランスの取れた費用負担でないと普及しない。
- 利益相反の懸念はあるが、兼業型しか成り立たないだろう。
- 利用者に負担してもらふ発想もあるのではないか。費用感は葬儀互助会の月 2～3 千円がメルクマール。土業の月 5 万前後は高すぎる。弁護士でも不正が起きるため、監督機能は必要。
- 3 人のチーム制で行う場合、コストも 3 倍かかる。協会が監査機能を持つなどやっていると成り立たないのではないか。

2) 不動産業界の歴史を踏まえると、独り占めせず連携することが重要

- 介護保険制度の開始（2000 年）前から、緊急通報サービス等の高齢者向け在宅サービスを提供していた。当時、大手企業の破綻や事業撤退があった。大手の落下傘経営は否定しないが、採算が取れなければすぐに撤退してしまう。私たちのような地域の事業者や地域と連携して行う企業が下流で受けとめている。介護保険の基本理念「高齢者の尊厳」を保つためにも、事業領域を広げて、地域密着で連携して、独り占めせずに収益を上げることが必要。

3) 不動産マーケット全体の推移から、高齢者等終身サポート事業への展開の可能性

- 国内には 13 万以上の宅建事業者があるが、セーフティネット住宅のマーケットは全体の数%。しかし人口構造や世帯構造が変化しているので、お金があっても世帯にあった賃貸住宅に入れない人や、止む無く分不相応の高級施設を選ぶ人が出てくる。
- 8050 問題に対して、二世帯バリアフリー住宅等に取り組んだ企業もあるが、今は少子高齢化が進み 9060 問題になった。このようなマーケットの推移を見越し、当社では家賃保証に定期巡回サービスを付ける等の工夫をし、介護保険制度の活用を考えている。高齢者等終身サポート事業者が行う日常生活資金や病院にかかる費用の管理なども、定期巡回サービスの事業がマッチングすると考えている。

4) ルールの隙間を狙う事業者のせいで規制が増える

- 定期巡回サービスは、老人保健健康増進等事業で、厚労省と連携をとっている。しかし、ルールの隙間を狙う事業者もいる。例えば小規模多機能型居宅介護では（30 日ルールを逆手にとり）29 泊 30 日をやってしまう。だからそこにまた規制が入る。
- 今回の介護保険改正では見送られたが、新しい複合型サービスは、宿泊を抜きにした訪問と通所のミックスで、在宅サービスの包括型サービスだと言える。終身サポート事業との親和性が高いので厚労省と連携をとってやらなければいけない。

5) 認知機能が低下した身寄りのない高齢者は、サブリースで支援できる

- 不動産事業者や介護事業者、身元保証事業者等がサブリースをすることによって、オーナーの抱える残置物の処理や家賃保証のリスクを軽減できる。物件に入る福祉サービス提供者は、従来家族が担っていたことを支援する環境が整う。住宅セーフティネット法上では居住サポート住宅と称し、10 年間で 10 万戸供給されることが閣議決定されている。

6) 金融機関が ALP に取り組むメリット

- 借金には融資が紐づいているため、金融機関が取り組むことは不良債権対策になる。家主に対してサブリースをやればマーケットの需要はあるのではないか。
- 富裕層と小金持ち層に向けて、地域の信用金庫が終活を勧めるメリットは大きい。

- サブリース事業者が高齢者住宅等の運営管理を担うことができれば、家主のリスクを軽減させられる。国が経済対策としてこれに補助金を出したりすることも考えられる。
- 少子高齢化に伴い、従来は子どもが担っていた役割を担うのが ALP アドバイザーである。

18. 地域包括支援センター 実施日：2024/10/8（火）

1) 困りごとリストについて

(1)資産管理におけるトラブルについて

- 「資産管理に関する貴重品紛失」は、ものを失くすけど、どこからかいつの間にか出てきたりする。それが頻繁に起こった時は、日常生活自立支援事業を使って早めの支援をする。
- 「毎日の生活費のトラブル」は、ATM で右往左往をしていると銀行から連絡が来てやっと把握したことがあった。悪くなる前に把握して対応することが多いと思う。餓死寸前で困るといった相談はあまり受けたことがない。
- 「大きな資産取引のトラブル」「遺産にまつわるトラブル」は、地域包括支援センターの保健師として踏み込んだ介入はなかったという印象。
- たまたま訪問していた時に浄水器の押し売りが来た。家族のふりをして、不必要だと言ったが、話しが巧妙でセールススキルが高く、これは騙される人は多いと思った。
- ガス警報器を、2 個も 3 個も家につけている人がいたので、家族に言って解約してもらったことがある。私たちが関わっているのはごく一部で、実際にはいろんな被害に遭っている人が多いと想像する。

(2) 住まいの問題におけるトラブルについて

- エアコンや洗濯機などの家電製品が壊れたままになっている人がいる。壊れても買うことができない。熱中症や凍死にもつながりかねない。

〔事例〕 男性と、内縁関係だと思われる女性の二人暮らしの家について、近所から「公道にはみ出るほどゴミがすごい。何とかならないか」と再三相談があり、地域包括支援センターが対応した。ゴミに関しては直接介入ができないので、健康調査という形で入り、月 1 回の電話相談に乗っていた。この夏、警察と一緒に入ったところ、おそらく熱中症により男性が急死していた。家の名義人は男性で、女性は入院中だった。弁護士を立てながら、遺産整理と、ゴミ屋敷の整理を進めている。入院中の女性はその家に帰ることを希望している。遺産、介護サービス、住まい、など多岐にわたるトラブルということで、強く印象に残っている。

〔事例〕 駅直結のタワーマンションを買った方がいる。セキュリティ万全で、家の周りに商店・飲食店・スーパーもある。しかし、駅の近くで生活することは認知症が始まった人にはリスクが多い。交通量も人混みも多く、外に出たら見つけにくい。セキュリティがしっかりしているマンションはややこしい作りになっているので、ぐるぐる回って家に帰れなくなる。

(3) 狭間の人たちほどトラブルに巻き込まれやすい

- 施設に入るほどのお金はないが生活保護でもない、介護保険でサービスを組み立てようと思うと生活費のやりくりが難しい、そういう狭間の人たちほどトラブルに巻き込まれやすい印象がある。

2) 備えリストについて

(1) ケアマネを対象にした「お一人さま支援についての研修」はニーズがある

- 法律事務所に所属の講師を呼んで、後見につなぐ一歩手前の人をどう支援するか、という企画を開催したところ、40名定員のうち20名が一日で埋まったことがあった。ケアマネが手出ししにくい、踏み込みにくい分野なので、関心が高いのだと感じた。

3) 備えの阻害／促進要因について

(1) 阻害：元気な老後をイメージしている人が多く、早期に備えないので選択肢が狭まる

- ACPもそうだが、意思決定支援するのはできるだけ早い時期が良い。
- ALPはもっと早くからの方が良い。病気になってからでは保険に入れない。小金持ちであるからこそ、高額医療もさほど免除にならず、医療費が思いのほかかかる。
- 一時金が出るような保険に入っていたら、いろんな介護の選択肢から選ぶことができる。早期から備えることによって選択肢が広がると思う。
- 資産状況に関係なく、元気なうちは、後見人に払うお金がもったいない、と備えない。本当にお金がない人は生活保護につながられるので逆に問題がない。市町村によっては生活保護の一歩手前ぐらいの人が一番困ると思う。

(2) 阻害：認知症になっても、本人の抵抗感や認めたくない思いがある

- 「私は大丈夫」と強く言われてしまうと支援ができなくなる。元気な時にちゃんと備えるべきだと思っている。
- 若い家族が、両親のことを相談できる場所が明確にあるのが大事。
- 老人会や地域の人たちに、エンディングノートの普及やACPについて働きかけたところ、「余計なお世話だ」「死ぬようなことを今から地域包括支援センターにやってもらう必要はない」といった反発やお叱りを受けたこともあった。

4) ALP アドバイザーの要件について

(1) 地域包括支援センターにALPアドバイザーがいることは非常に有益である

- 意識が高い人が備えを相談する際、社会福祉士もしくは、弁護士は数居が高いので司法書士になると思う。
- 地域包括支援センターでは社会福祉士が権利擁護を主に担当しているが、いかんせん成年後見制度の専門職ではなく権利擁護に手間取っている現状があるので、ALPアド

バイザーの存在は大きい。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)地域包括支援センターとの連携

- ALP アドバイザーが地域包括支援センターとタッグを組むなら、介護予防として把握できるし、介入もできて一緒に支援できる。包括としては予防的に介入したいので、介護保険を利用するまでの期間を伸ばす意味で一緒に動くメリットがある。
- しかし、地域包括の財政は厳しい状況。お金を払ってまで ALP アドバイザーを使わない可能性がある。自治体にとってメリットになる介護予防をうたいながら、ALP アドバイザーによって将来的に介護にかかる市の負担が軽減できたり、違うところに重点的に予算をかけられることがしっかり数値で見えれば、補助金が出ることは十分あり得ると思う。

(2)利用者の希望予算だけ伝えて対応してくれるなら紹介しやすい

- 「これだけのお金しか出せないけど」と言われ、(予算内で) 病院や事業者を紹介したりする。(同じように ALP アドバイザーが) 対応してくれるなら、地域包括支援センターから、身近で信用できることを前提として、紹介しやすい。

(3)有料の相談につなげるのはハードルが高い

- 弁護士に相談することは少ない。法テラスに相談しても当たり外れがあるので、もともとパイプがあって気軽に聞けそうな司法書士や、民間の社会福祉士で困りごとに特化した経験がある方にボランティアで相談に乗ってもらっている現状がある。

19. 住まい、金融事業者 実施日：2024/10/23（水）

1) 困りごとリストについて

(1)困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 相談で多いのは相続関係。手続き中・手続き後の揉めごとなど。年々件数が増えてきており、大きなトラブルに至らなくても手続きに余計に時間がかかってしまうことがある。
- 他には「オレオレ詐欺」。店頭で防止できているものも含め、多数報告がある。
- 損失が出たときに「こんなはずじゃなかった」といった問い合わせは高齢者に多いが、認知機能の低下とは別問題だと思う。

(2) 親子で来行して、一緒に手続きしている姿は通常にある

- 本人と家族を紐づけるようなことは会社全体としてやっているわけではない。高齢者との取引時には、子に確認したりすることはある。

2)備えリストについて

(1)備えに必要なコミュニケーションについて

- トラブル予防のためにも、親子の関係性と会話が大事。本人と相続やお金の話をするのは、なかなか心理的に難しい。エンディングノートなどの対話のツールがあれば、備えに進むのではないかと思う。
- （高齢者本人に対して認知症について会話に出すのはハードルが高いのでは？）→郵送物の文言には気を付けている。クレームなどの報告はない。

3)備えの阻害／促進要因について

—

4)ALP アドバイザーの要件について

(1)ALP アドバイザーに求められる素養と期待について

- 社会的信用とその裏付け（弁護士や公的機関等の信用の高い組織の後ろ盾）、個人の幅広い知識が求められそう。いろんな相談に応じないといけない。
- シニアの相談に応じる専門社員を行内に数十人配置しているが、専門職につなぐだけ。ALP アドバイザーと親和性があると思うが、専門資格を取得させないと難しいのではないかと。素養のある人が、チームでツールを使って相談業務を行うイメージ。

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)ALP アドバイザーのニーズは増えていくと思うので銀行側にメリットはある

- 非常に範囲が広いので銀行業としてどこまで管理できるのか、どこまでやりきれるかという課題があるが、顧客との関係や継続的なサービス提供につながっていく可能性はある。
- 相続に関しては、資産や資金の継承がスムーズになるメリットがある。

(2)社会的な意義はあっても直接的な収益化は難しい

- 情報管理や利益相反などの社内内部の管理体制を整備するハードルが高い。
- ALP アドバイザーの助言を受けた顧客の全体的な資産を、当グループに寄せてもらうことがあると思うが、サービスの本旨からするとそこまで求められていない。利益相反も微妙な問題で、不動産会社などに紹介をしてもフィーは多くない。

20. 住まい、金融事業者 実施日：2024/11/12（火）

1) 困りごとリストについて

(1)困りごとリストの内容・現場での遭遇状況について

- 自社が提供している終活紹介サービスでは、家族の相続に関する相談が多い。相談のきっかけは備えではなく、家族の死による目の前の相続問題。そこから自分ごととして将来への備えの相談につながることもある。
- 認知機能が低下して預貯金を引き出せない等の相談について、現オペレーションでは対応に苦慮することがある。
- 窓口業務では、認知機能の低下による困りごとの予兆を感じる事が日常的にある。

2)備えリストについて

—

3)備えの阻害／促進要因について

(1)阻害：備えの促進は人次第で、会社全体での取り組みはないのが現状

- 「みまもりサービス」では、外回りの社員ではなく管理者が訪問する。健康面や生活面など様々な会話を行うものの、おせっかいを焼きながら顧客にある終活にまつわる潜在ニーズを気づかせるステップには踏み込まないことが多い。
- 色々な気づきはあると思うが、他の業務に追われてどこまでおせっかいを焼けるかは人それぞれ。会社としてルール化まではしていない。
- 備えを促進できるだけのマンパワー、収益化の問題がある。外回りの社員は新聞が溜まっているかくらいは見ても、認知機能の低下までは目を配らない。

4)ALP アドバイザーの要件について

—

5)ALP アドバイザーに期待する役割とアドバイザーへの連携の仕方

(1)地域の資源としての役割

- 特定の金融機関という立場では地域との連携を強化しにくい、終活セミナーの講師依頼などがあるので、地域の中で頼りにされている気風がある。
- 厚生労働省には、管理者を地域資源として活用したいという目論見がある模様なので、ALP アドバイザーのモデル事業には意味があるのではないかと。

(2)民事信託事業者との提携

- 顧客からの相談に応じて民事信託事業者へ取次のみ行っている。

- コールセンターに半年で数千件程度の相談がくる。認知機能の低下に関して、成年後見制度と民事信託の違いなど、関連する問い合わせは月に数十件程度。実際に民事信託事業者へ取り次いだケースもあった。

(3)ALP アドバイザーと問題意識は近い

- 全国の相続相談対応社員の数がまだ少なく、スケールの課題がある。また、コールセンターだけでなく対面で相談できたほうがいいのか、事前の備えを提案できたほうがいいのか、という課題がある。
- 終活紹介サービスを事業として育てたほうがいいのか、と意見もあれば、顧客のロイヤリティ強化のために推進すべき、という意見もある。まだ探索中だと感じている。
- 当社に ALP アドバイザーが配置されることは理想的だが、現時点では体制が追い付かないだろう。全国をカバーしている金融代理店でもあるので、ALP への親和性はある。
- 収益が出ないことが大きな課題なので、「お金にならなくてもメリットがある」方向をさぐっていく。

付録 2-1. 定量調査・調査票

(実調査時は、回答しやすいよう PC 画面／スマートフォン画面にそれぞれ適正化して表示された)

介護に関するアンケート

高齢者は、亡くなるまでの間に、資金・住まい管理や生活スタイルの維持・選択に関連する様々なトラブルに遭遇すると言われています。本人が望むような生活を実現するために、介護領域と他領域が協力して、事前の備えとトラブルへの早期対応を実現していくことが望まれます。そこで本調査では、要支援・要介護高齢者の生活をよく知る居宅ケアマネ・包括職員の皆様を対象に、トラブルの発生状況や、その対応策・備えの1つである後見制度に関する実態をお伺いいたします。

※本調査中では、介護支援専門員のことを「ケアマネ」、地域包括支援センターのことを「包括」と記載しています。

Q1. あなたが現在お勤めの所属機関(居宅介護支援事業所もしくは地域包括)が所在する都道府県名を教えてください。※複数ある場合、あなたが現在主に通勤している所についてお答えください。

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 1. 北海道 | ☐ 17. 石川県 | ☐ 33. 岡山県 |
| ☐ 2. 青森県 | ☐ 18. 福井県 | ☐ 34. 広島県 |
| ☐ 3. 岩手県 | ☐ 19. 山梨県 | ☐ 35. 山口県 |
| ☐ 4. 宮城県 | ☐ 20. 長野県 | ☐ 36. 徳島県 |
| ☐ 5. 秋田県 | ☐ 21. 岐阜県 | ☐ 37. 香川県 |
| ☐ 6. 山形県 | ☐ 22. 静岡県 | ☐ 38. 愛媛県 |
| ☐ 7. 福島県 | ☐ 23. 愛知県 | ☐ 39. 高知県 |
| ☐ 8. 茨城県 | ☐ 24. 三重県 | ☐ 40. 福岡県 |
| ☐ 9. 栃木県 | ☐ 25. 滋賀県 | ☐ 41. 佐賀県 |
| ☐ 10. 群馬県 | ☐ 26. 京都府 | ☐ 42. 長崎県 |
| ☐ 11. 埼玉県 | ☐ 27. 大阪府 | ☐ 43. 熊本県 |
| ☐ 12. 千葉県 | ☐ 28. 兵庫県 | ☐ 44. 大分県 |
| ☐ 13. 東京都 | ☐ 29. 奈良県 | ☐ 45. 宮崎県 |
| ☐ 14. 神奈川県 | ☐ 30. 和歌山県 | ☐ 46. 鹿児島県 |
| ☐ 15. 新潟県 | ☐ 31. 鳥取県 | ☐ 47. 沖縄県 |
| ☐ 16. 富山県 | ☐ 32. 島根県 | |

Q2. 所属機関(居宅介護支援事業所もしくは地域包括)が所在する市区町村の人口を教えてください。
※複数ある場合、あなたが現在主に通勤している所についてお答えください。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ 1. 1万人未満 | ☐ 4. 10万人以上 20万人未満 |
| ☐ 2. 1万人以上 5万人未満 | ☐ 5. 20万人以上 50万人未満 |
| ☐ 3. 5万人以上 10万人未満 | ☐ 6. 50万人以上 |

Q3. 所属機関(居宅介護支援事業所もしくは地域包括)の運営法人種別を教えてください。

- ☐ 1. 市町村
 ☐ 5. 社会福祉協議会
- ☐ 2. 都道府県・広域連合・一部事務組合
 ☐ 6. 医療法人
- ☐ 3. 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)
 ☐ 7. 特定非営利法人(NPO 法人)
- ☐ 4. 営利法人(株式・有限・合同・合資・合名会社)
 ☐ 8. その他の法人

あなたの把握している範囲で、あなたのお仕事もしくは担当事例の状況について教えてください。

Q4. 現時点で、あなたが(予防的)ケアマネジメントを担当している要支援・要介護高齢者は何名ですか。要介護度別に記載してください。(0名の場合は0名と記載ください)

要支援1・2	(整数)	名
要介護1・2	(整数)	名
要介護3～5	(整数)	名

Q5. 担当する要支援・要介護高齢者の内訳をおたずねします。それぞれ、住居・身寄りの有無について、下記表を埋める形で教えてください。「身寄りがない」とは、親族等がいない、もしくは親族はいるようだが全く連絡がとれない方のことです。(0名の場合は0名と記載ください)

【要支援1・2】

【身寄りなし】自宅(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りなし】借家(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りなし】有料施設・サ高住	(整数)	名
【身寄りなし】その他	(整数)	名
【身寄りあり】自宅(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りあり】借家(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りあり】有料施設・サ高住	(整数)	名
【身寄りあり】その他	(整数)	名

【要介護1・2】

【身寄りなし】自宅(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りなし】借家(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りなし】有料施設・サ高住	(整数)	名
【身寄りなし】その他	(整数)	名
【身寄りあり】自宅(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りあり】借家(戸建て・集合住宅)	(整数)	名
【身寄りあり】有料施設・サ高住	(整数)	名

【身寄りあり】その他

 名

【要介護3～5】

【身寄りなし】自宅(戸建て・集合住宅)

 名

【身寄りなし】借家(戸建て・集合住宅)

 名

【身寄りなし】有料施設・サ高住

 名

【身寄りなし】その他

 名

【身寄りあり】自宅(戸建て・集合住宅)

 名

【身寄りあり】借家(戸建て・集合住宅)

 名

【身寄りあり】有料施設・サ高住

 名

【身寄りあり】その他

 名

Q6. 担当する要支援・要介護高齢者のうち、成年後見制度等に基づく後見人(法定後見人／任意後見人)がついている人は何名ですか。要介護度別に記載してください。(0名の場合は0名と記載ください。)

【要支援1・2】	【法定後見人】	<table border="1" style="display: inline-table;">(整数)</table>	名
	【任意後見人】	<table border="1" style="display: inline-table;">(整数)</table>	名
【要介護1・2】	【法定後見人】	<table border="1" style="display: inline-table;">(整数)</table>	名
	【任意後見人】	<table border="1" style="display: inline-table;">(整数)</table>	名
【要介護3～5】	【法定後見人】	<table border="1" style="display: inline-table;">(整数)</table>	名
	【任意後見人】	<table border="1" style="display: inline-table;">(整数)</table>	名

Q7. 後見人(法定後見人／任意後見人)制度の普及状況について、どう思いますか。

- ☐ 1. 十分普及している
- ☐ 2. ある程度普及しているが十分とは言えない
- ☐ 3. ほとんど普及していない

Q8. 後見人(法定後見人／任意後見人)制度の普及・適切な活用について、問題や課題を感じることがあれば具体的に教えて下さい。

(自由回答)

Q9. 担当する要支援高齢者(要支援1・2)のうち、下記手続き(同意・契約・署名)が生じた場合、本人以外の方が代理で行っている人はいますか。主な代理人の内訳を教えてください。(0名の場合は0名と記載ください)

【50万円未満/回の預貯金の引き出し】

家族

 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

【介護予防サービス利用開始・変更時の契約】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

【介護予防サービス利用費用の支払い（集金／振り込みを行う人・振替手続きを行う人が本人でない場合。支払いの支出元は問わない。）】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

Q10. 担当する要介護高齢者(要介護1・2)のうち、下記手続き(同意・契約・署名)が生じた場合、本人以外の人が代理で行っている人はいますか。主な代理人の内訳を教えてください。(0名の場合は0名と記載ください)

【50万円未満/回の預貯金の引き出し】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

【介護サービス利用開始・変更時の契約】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

【介護サービス利用費用の支払い（集金／振り込みを行う人・振替手続きを行う人が本人でない場合。支払いの支出元は問わない。）】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

Q11. 担当する要介護高齢者(要介護3～5)のうち、下記手続き(同意・契約・署名)が生じた場合、本人以外の人が代理で行っている人はいますか。主な代理人の内訳を教えてください。(0名の場合は0名と記載ください)

【50万円未満/回の預貯金の引き出し】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

【介護サービス利用開始・変更時の契約】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

【介護サービス利用費用の支払い（集金／振り込みを行う人・振替手続きを行う人が本人でない場合。支払いの支出元は問わない。）】

家族

(整数) 名

法定後見人・成年後見人

(整数) 名

その他

(整数) 名

Q12. 担当する要支援・要介護高齢者のうち、突然、ご本人が亡くなられた場合、相続および死後事務の手続きに関するトラブル（相続手続きや葬儀の手配がスムーズに進まず、家族や周囲の関係者に余計な負担がかかってしまうこと）が生じる可能性が高い人はいますか。要介護度別に記載してください。（0名の場合は0名と記載ください）

要支援1・2

(整数) 名

要介護1・2

(整数) 名

要介護3～5

(整数) 名

Q13. 要支援・介護高齢者の資産・住まい管理に関する備えやトラブル、および成年後見人制度等に関して誰かに相談したいとき、あなたが相談できる窓口や担当者はありますか。（いくつでも）

- ☐ 1. 上司・同僚
- ☐ 2. 司法書士
- ☐ 3. 行政書士
- ☐ 4. 弁護士
- ☐ 5. 税理士
- ☐ 6. 地域包括支援センター
(あなたが地域包括の職員の場合は、所属以外の包括に相談する場合にこれを選択)
- ☐ 7. 行政の介護保険担当課
- ☐ 8. ファイナンシャルプランナー
- ☐ 9. 金融業の事業者または従事経験がある人
- ☐ 10. 不動産業の事業者または従事経験がある人
- ☐ 11. 終身サポート事業の事業者または従事経験がある人
- ☐ 12. 成年後見センターまたは従事経験がある人
- ☐ 13. 権利擁護支援センターまたは従事経験がある人

- ☐ 14. その他
- ☐ 15. 相談できる窓口や担当者はいない

要支援・介護高齢者が生活の中で遭遇する、資金・住まい管理や生活スタイルの維持・選択に関連する様々なトラブルについて、お伺いします。

Q14. 下記のトラブルそれぞれについて伺います。あなたが担当する要支援・要介護高齢者のうち、過去 1 年間にそれが生じた人、および今後 1 年間にそれが生じる可能性が高いと見込まれる人の人数を、それぞれ要介護度別に記載してください。(0 名の場合は 0 名と記載ください)

※本人の機能が低下し、さらに家族・支援者の介入が適切に行えなかった結果、生じてしまった問題等を「トラブル」と呼びます。

※今後の発生見込については、本調査をきっかけに何か特別な対応を行ったりせず、普段通りの対応を続けた場合を想定してください。

※どうしても想像がつかず、わからない場合は、無理に回答せずで問題ございません。

※画像をご覧ください回答ください。

日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面
1) 毎日の生活費のトラブル 預貯金を引き出せなくなったり、支払いに必要な現金を管理できなくなったりして、日常生活用品が買えない・光熱費や家賃の支払いが滞るなどの不都合が生じてしまうこと
2) サービス利用費用が払えないことによるトラブル 医療もしくは介護サービスを利用した際の費用を支払えず、結果としてサービスを適切に利用できないこと、もしくは周囲に余計な金銭的な負担がかかること
3) 住まいの管理資金に関するトラブル 自宅住まいを維持するための修繕費・管理費を捻出できなかったり、支払えなかったりしたことにより、住まいの暮らしやすさや資産価値が下がってしまうこと
4) 資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル 財布・現金・保険証・マイナンバーカード・鍵等の貴重品を頻繁に紛失してしまうこと
5) 資産と契約に関する不正や浪費 自身の判断力の低下や家族・友人や事業者の意思によって、資産の浪費、ならびに詐欺や不当な契約の被害が生じてしまうこと

日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面

- 毎日の生活費のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2
- 毎日の生活費のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2
- 毎日の生活費のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5
- 毎日の生活費のトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2
- 毎日の生活費のトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2

(整数)	人
(整数)	人
(整数)	人
(整数)	人
(整数)	人

毎日の生活費のトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5		
サービス利用費用が払えないことによるトラブル	(整数)	人
【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2		
サービス利用費用が払えないことによるトラブル	(整数)	人
【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2		
サービス利用費用が払えないことによるトラブル	(整数)	人
【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5		
サービス利用費用が払えないことによるトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2		
サービス利用費用が払えないことによるトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2		
サービス利用費用が払えないことによるトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5		
住まいの管理資金に関するトラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
住まいの管理資金に関するトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
住まいの管理資金に関するトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
住まいの管理資金に関するトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
住まいの管理資金に関するトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
住まいの管理資金に関するトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人
資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2		
資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2		
資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5		
資産と契約に関する不正や浪費【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
資産と契約に関する不正や浪費【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
資産と契約に関する不正や浪費【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
資産と契約に関する不正や浪費【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
資産と契約に関する不正や浪費【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
資産と契約に関する不正や浪費【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人

Q15. 引き続きお伺いします。

下記のトラブルそれぞれについて伺います。あなたが担当する要支援・要介護高齢者のうち、過去 1 年間にそれが生じた人、および今後1年間にそれが生じる可能性が高いと見込まれる人の人数を、それぞれ要介護度別に記載してください。(0名の場合は0名と記載ください)

※本人の機能が低下し、さらに家族・支援者の介入が適切に行えなかった結果、生じてしまった問題等を「トラブル」と呼びます。

※どうしても想像がつかず、わからない場合は、無理に回答せずで問題ございません。

※画像をご覧くださいお答えください。

大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面
6)大きな資産取引のトラブル 住居の売却や資産の再編などの大きな取引ができなくなり、結果として適切な生活環境の整備や生活・介護・医療費用の確保が困難になること
住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面
7)住環境と心身機能のズレによるトラブル 事前にリフォーム・住み替えを行っていなかったために、介護保険による住宅改修では間に合わないような住環境の不都合に起因する生活上の困難や身体損傷・体調悪化が起ってしまうこと
8)住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル 介護保険による住宅改修を除き、適切な住み替えやリフォームを試みても、心身機能や判断力が低下したことを理由に契約や手続きがうまくいかないこと。

大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面

大きな資産取引のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
大きな資産取引のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
大きな資産取引のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
大きな資産取引のトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
大きな資産取引のトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
大きな資産取引のトラブル【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人

住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面

住環境と心身機能のズレによるトラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
住環境と心身機能のズレによるトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
住環境と心身機能のズレによるトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
住環境と心身機能のズレによるトラブル 【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
住環境と心身機能のズレによるトラブル 【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
住環境と心身機能のズレによるトラブル 【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2

(整数)

人

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2

(整数)

人

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5

(整数)

人

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2

(整数)

人

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2

(整数)

人

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5

(整数)

人

Q16. 引き続きお伺いします。

下記のトラブルそれぞれについて伺います。あなたが担当する要支援・要介護高齢者のうち、過去 1 年間にそれが生じた人、および今後1年間にそれが生じる可能性が高いと見込まれる人の人数を、それぞれ要介護度別に記載してください。(0名の場合は0名と記載ください)

※本人の機能が低下し、さらに家族・支援者の介入が適切に行えなかった結果、生じてしまった問題等を「トラブル」と呼びます。

※どうしても想像がつかず、わからない場合は、無理に回答せずで問題ございません。

※画像をご覧くださいお答えください。

医療・介護サービスの利用や選択の場面
9)要介護認定更新の申請に関するトラブル 適切なタイミングで要支援・介護認定の更新申請を行えず、ケアマネジメントや関連手続きに支障が生じること。
10)保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル 医療もしくは介護サービスを利用する際、身元保証人やキーパーソンが不在で契約を適切なタイミングで行えず、サービスを適切に利用できないこと、もしくは身元保証人やキーパーソンを探したり、不在でも契約できる方法を行政と調整したりするための余計な手間が支援者にかかってしまうこと。
11)本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル 提供している医療・介護サービスの方針・内容が本人の意思に沿っていない可能性をケアマネとして強く感じてしまうこと
12)医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル 家族間で医療・介護サービスの選択方針が統一しにくく、一部の家族に介護・金銭の負担が偏重したり家族関係が悪化したりしてしまうこと

医療・介護サービスの利用や選択の場面

要介護認定更新の申請に関するトラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
要介護認定更新の申請に関するトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
要介護認定更新の申請に関するトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
要介護認定更新の申請に関するトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
要介護認定更新の申請に関するトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
要介護認定更新の申請に関するトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人
保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人
本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	(整数)	人
【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	(整数)	人
【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	(整数)	人
【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人
本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2	(整数)	人
本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5	(整数)	人
医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要支援1・2	(整数)	人
医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護1・2	(整数)	人
医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル【過去 1 年間に生じた人】要介護3～5	(整数)	人
医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル	(整数)	人
【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要支援1・2	(整数)	人

医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル

【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護1・2

医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル

【今後 1 年間に生じる可能性が高い人】要介護3～5

(整数)

人

(整数)

人

Q17. 現在、あなたが担当する要支援・要介護高齢者の過去1年を振り返り、前問で尋ねた項目以外で、資金・住まい管理や生活スタイルの維持・選択に関連する生前のトラブルを発見した経験がありましたら、教えてください。それがどのようなトラブルであったか、前問の記述を参考に、自由に記載ください。

(自由回答)

Q18. 前問でお伺いした 12 種類のトラブルについて、もしそれが頻繁に発生してしまうと、要支援・要介護高齢者本人が望む生活がどの程度送りにくくなると思いますか。あなたの経験と主観に基づき、本人の気持ちや立場を想像しながらお答えください。それぞれのトラブルについて、10～1、もしくは 0(わからない)から回答してください。

項目リスト

日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面

- 1 毎日の生活費のトラブル
- 2 サービス利用費用が払えないことによるトラブル
- 3 住まいの管理資金に関するトラブル
- 4 資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル
- 5 資産と契約に関する不正や浪費

大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面

- 6 大きな資産取引のトラブル

住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面

- 7 住環境と心身機能のズレによるトラブル
- 8 住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

医療・介護サービスの利用や選択の場面

- 9 要介護認定更新の申請に関するトラブル
- 10 保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル
- 11 本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル
- 12 医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル

選択肢リスト

- ☐ 1. 10 かなり難しくなる(絶対予防しなければならない)
- ☐ 2. 9

- ☐ 3. 8
- ☐ 4. 7
- ☐ 5. 6
- ☐ 6. 5
- ☐ 7. 4
- ☐ 8. 3
- ☐ 9. 2
- ☐ 10. 1 全く変わらない(予防できえるならした方がいい)
- ☐ 11. 0 わからない

Q19. 前問の 12 個のトラブルのうち、あなたから見て、特に予防・回避するべきだと考えるものを 1 つ以上最大 5 つまで、選択してください。

※当てはまるものがない場合も、できるだけお気持ちに近いものをお選びください。

日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面

- ☐ 1. 毎日の生活費のトラブル
- ☐ 2. サービス利用費用が払えないことによるトラブル
- ☐ 3. 住まいの管理資金に関するトラブル
- ☐ 4. 資産・住まいに関連する貴重品の紛失トラブル
- ☐ 5. 資産と契約に関する不正や浪費

大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面

- ☐ 6. 大きな資産取引のトラブル

住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面

- ☐ 7. 住環境と心身機能のズレによるトラブル
- ☐ 8. 住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

医療・介護サービスの利用や選択の場面

- ☐ 9. 要介護認定更新の申請に関するトラブル
- ☐ 10. 保証人不在によるサービス利用の停滞トラブル
- ☐ 11. 本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル
- ☐ 12. 医療・介護の選択をめぐる家族間のトラブル

Q20. あなたがこれまで担当した事例の中に、遺産にまつわる家族間トラブル(遺言書や信託を準備しておらず、相続時に家族間で資産の分配について争いが生じてしまうこと)が生じた事例に遭遇したことはありますか。

- ☐ 1. 0 回(今まで一度もなかった)
- ☐ 2. 1 回

- ☐ 3. 2回
- ☐ 4. 3回
- ☐ 5. 4回
- ☐ 6. 5回
- ☐ 7. 6回
- ☐ 8. 7回
- ☐ 9. 8回
- ☐ 10. 9回
- ☐ 11. 10回以上

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。送信ボタンを押してください。

付録 2-2. 定量調査果

調査期間：2024 年 11 月 11 日～18 日 回答数：554 件

基本情報

回答者の基本情報

		全体		居宅ケアマネ		包括職員	
		N=554		N=348		N=206	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
年代別	20-39 歳	88	(15.9)	32	(9.2)	56	(27.2)
	40-49 歳	223	(40.3)	141	(40.5)	82	(39.8)
	50-59 歳	196	(35.4)	143	(41.1)	53	(25.7)
	60-75 歳	47	(8.5)	32	(9.2)	15	(7.3)
経験年数	3 年未満	95	(17.1)	52	(14.9)	43	(20.9)
	3 年以上 5 年未満	64	(11.6)	34	(9.8)	30	(14.6)
	5 年以上 10 年未満	116	(20.9)	78	(22.4)	38	(18.4)
	10 年以上	279	(50.4)	184	(52.9)	95	(46.1)
職種	ケアマネ	431	(77.8)	348	(100.0)	83	(40.3)
	介護士	15	(2.7)	0	(0.0)	15	(7.3)
	社会福祉士	63	(11.4)	0	(0.0)	63	(30.6)
	看護・保健師	45	(8.1)	0	(0.0)	45	(21.8)
要支援 1・2 担当人数	0 人	72	(13.0)	65	(18.7)	7	(3.4)
	1～5 人	182	(32.9)	133	(38.2)	49	(23.8)
	6～10 人	139	(25.1)	92	(26.4)	47	(22.8)
	11～15 人	43	(7.8)	33	(9.5)	10	(4.9)
	16～20 人	39	(7.0)	16	(4.6)	23	(11.2)
	21 人以上	57	(10.3)	9	(2.6)	48	(23.3)
要介護 1・2 担当人数	0 人	123	(22.2)	4	(1.1)	119	(57.8)
	1～5 人	65	(11.7)	25	(7.2)	40	(19.4)
	6～10 人	63	(11.4)	42	(12.1)	21	(10.2)
	11～15 人	67	(12.1)	59	(17.0)	8	(3.9)
	16～20 人	105	(19.0)	100	(28.7)	5	(2.4)
	21 人以上	122	(22.0)	115	(33.0)	7	(3.4)
要介護 3～5 担当人数	0 人	135	(24.4)	8	(2.3)	127	(61.7)
	1～5 人	125	(22.6)	87	(25.0)	38	(18.4)
	6～10 人	140	(25.3)	117	(33.6)	23	(11.2)
	11～15 人	82	(14.8)	77	(22.1)	5	(2.4)

雇用形態別	16～20 人	39	(7.0)	35	(10.1)	4	(1.9)
	21 人以上	27	(4.9)	20	(5.7)	7	(3.4)
	施設長・副施設長	99	(17.9)	65	(18.7)	34	(16.5)
	課長・主任	114	(20.6)	72	(20.7)	42	(20.4)
	一般正社員・職員・その他	292	(52.7)	184	(52.9)	108	(52.4)
	非正規社員	49	(8.8)	27	(7.8)	22	(10.7)

基本情報

回答者の所属先の基本情報

		全体		居宅ケアマネ		包括職員	
		N=554		N=348		N=206	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
運営法人種別	市区町村、広域連合、一部事務組合	74	(13.4)	22	(6.3)	52	(25.2)
	都道府県	11	(2.0)	2	(0.6)	9	(4.4)
	社会福祉法人	170	(30.7)	80	(23.0)	90	(43.7)
	営利法人	142	(25.6)	137	(39.4)	5	(2.4)
	社会福祉協議会	28	(5.1)	13	(3.7)	15	(7.3)
	医療法人	107	(19.3)	74	(21.3)	33	(16.0)
	特定非営利法人	8	(1.4)	7	(2.0)	1	(0.5)
	その他	14	(2.5)	13	(3.7)	1	(0.5)
併設機関	介護保険事業所（施設）	217	(39.2)	117	(33.6)	100	(48.5)
	介護保険事業所（通所）	226	(40.8)	142	(40.8)	84	(40.8)
	介護保険事業所（在宅）	243	(43.9)	168	(48.3)	75	(36.4)
	介護保険事業所（その他）	67	(12.1)	40	(11.5)	27	(13.1)
	病院	88	(15.9)	45	(12.9)	43	(20.9)
	診療所	48	(8.7)	26	(7.5)	22	(10.7)
	在宅療養支援診療所	22	(4.0)	9	(2.6)	13	(6.3)
	サービス付高齢者向け住宅	53	(9.6)	37	(10.6)	16	(7.8)
	その他	28	(5.1)	18	(5.2)	10	(4.9)
	特になし	77	(13.9)	45	(12.9)	32	(15.5)
所属機関 所在地人口	1 万人未満	68	(12.3)	33	(9.5)	35	(17.0)
	1 万人以上 5 万人未満	84	(15.2)	46	(13.2)	38	(18.4)
	5 万人以上 10 万人未満	98	(17.7)	63	(18.1)	35	(17.0)
	10 万人以上 20 万人未満	81	(14.6)	48	(13.8)	33	(16.0)
	20 万人以上 50 万人未満	128	(23.1)	92	(26.4)	36	(17.5)

	50 万人以上	95	(17.1)	66	(19.0)	29	(14.1)
所属所在地	北海道	25	(4.5)	18	(5.2)	7	(3.4)
	東北	28	(5.1)	19	(5.5)	9	(4.4)
	関東	169	(30.5)	101	(29.0)	68	(33.0)
	中部	110	(19.9)	66	(19.0)	44	(21.4)
	近畿	104	(18.8)	69	(19.8)	35	(17.0)
	中国	35	(6.3)	24	(6.9)	11	(5.3)
	四国	18	(3.2)	9	(2.6)	9	(4.4)
	九州	65	(11.7)	42	(12.1)	23	(11.2)

基本情報

受け持ち事例の基本情報

		全体		要支援		要介護 1/2		要介護 3-5	
		N=18,385		N=6,230		N=7,514		N=4,641	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
身寄り なし	自宅(戸建て・集合住宅)	1,940	(10.6)	798	(12.8)	720	(9.6)	422	(9.1)
	借家(戸建て・集合住宅)	1,083	(5.9)	481	(7.7)	388	(5.2)	214	(4.6)
	有料施設・サ高住	726	(3.9)	139	(2.2)	239	(3.2)	348	(7.5)
	その他	248	(1.3)	85	(1.4)	73	(1.0)	90	(1.9)
身寄り あり	自宅(戸建て・集合住宅)	7,304	(39.7)	2,761	(44.3)	3,050	(40.6)	1,493	(32.2)
	借家(戸建て・集合住宅)	1,671	(9.1)	769	(12.3)	597	(7.9)	305	(6.6)
	有料施設・サ高住	1,250	(6.8)	245	(3.9)	463	(6.2)	542	(11.7)
	その他	562	(3.1)	189	(3.0)	210	(2.8)	163	(3.5)
無回答		3,601	(19.6)	763	(9.3)	1,774	(23.6)	1,064	(14.2)

代理の実態

代理行為の実態

成年後見制度の利用

		全体		要支援		要介護 1/2		要介護 3-5	
		N=18,385		N=6,230		N=7,514		N=4,641	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
成年後見制度 利用あり	法定後見人	779	(4.2)	317	(5.1)	224	(3.0)	238	(5.1)
	任意後見人	484	(2.6)	163	(2.6)	131	(1.7)	190	(4.1)

手続きの代理行為の有無と代理人種別

		全体		要支援		要介護 1/2		要介護 3-5	
		N=18,385		N=6,230		N=7,514		N=4,641	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
50万円未満/回 の預貯金の 引き出し	代理なし	12,717	(69.2)	4,810	(77.2)	5,075	(67.5)	2,842	(61.2)
	代理あり	5,668	(30.8)	1,420	(22.8)	2,449	(32.6)	1,799	(38.8)
	家族	5,104	(27.8)	1,230	(19.7)	2,240	(29.8)	1,634	(35.2)
	後見人	304	(1.7)	110	(1.8)	92	(1.2)	102	(2.2)
	その他	260	(1.4)	80	(1.3)	117	(1.6)	63	(1.4)
介護（予防） サービス利用 開始・変更時の	代理なし	14,480	(78.8)	4,824	(77.4)	6,034	(80.3)	3,632	(78.3)
	代理あり	3,905	(21.2)	1,406	(22.6)	1,490	(19.8)	1,009	(21.7)
	家族	3,389	(18.4)	1,148	(18.4)	1,358	(18.1)	883	(19.0)

契約	後見人	262	(1.4)	96	(1.5)	92	(1.2)	74	(1.6)
	その他	254	(1.4)	162	(2.6)	40	(0.5)	52	(1.1)
介護（予防） サービス利用 費用の 支払い	代理なし	15,087	(82.1)	5,104	(81.9)	6,220	(82.8)	3,773	(81.3)
	代理あり	3,298	(17.9)	1,126	(18.1)	1,304	(17.4)	868	(18.7)
	家族	2,824	(15.4)	927	(14.9)	1,149	(15.3)	748	(16.1)
	後見人	238	(1.3)	88	(1.4)	67	(0.9)	83	(1.8)
	その他	236	(1.3)	111	(1.8)	88	(1.2)	37	(0.8)

代理の実態 後見制度等に対する評価

後見制度は普及しているか

		全体		居宅ケアマネ		包括職員	
		N=554		N=348		N=206	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
十分普及 しているか	十分普及している	42	(7.6)	17	(4.9)	25	(12.1)
	普及しているが十分とは言えない	349	(63.0)	224	(64.4)	125	(60.7)
	ほとんど普及していない	163	(29.4)	107	(30.7)	56	(27.2)

資産・住まい管理に関する備えやトラブルに関する相談先

		全体		居宅ケアマネ		包括職員	
		N=554		N=348		N=206	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
相談先 の有無	いない	57	(10.3)	47	(13.5)	10	(4.9)
	いる	497	(89.7)	301	(86.5)	196	(95.1)
	相談先内訳（複数回答）						
	上司・同僚	167	(30.1)	101	(29.0)	66	(32.0)
	司法書士	87	(15.7)	38	(10.9)	49	(23.8)
	行政書士	53	(9.6)	24	(6.9)	29	(14.1)
	弁護士	76	(13.7)	39	(11.2)	37	(18.0)
	税理士	15	(2.7)	5	(1.4)	10	(4.9)
	地域包括支援センター*	294	(53.1)	216	(62.1)	78	(37.9)
	行政の介護保険担当課	179	(32.3)	112	(32.2)	67	(32.5)
	ファイナンシャルプランナー	18	(3.2)	5	(1.4)	13	(6.3)
	金融業の事業者／経験者	11	(2.0)	2	(0.6)	9	(4.4)
	不動産業の事業者／経験者	17	(3.1)	6	(1.7)	11	(5.3)
	高齢者等終身サポート事業者／経験者	55	(9.9)	27	(7.8)	28	(13.6)

	成年後見センター／経験者	112	(20.2)	59	(17.0)	53	(25.7)
	権利擁護支援センター／経験者	99	(17.9)	50	(14.4)	49	(23.8)
	その他	11	(2.0)	6	(1.7)	5	(2.4)

後見制度に対する意見（自由記述）

※ コメントの内容に応じて 10 テーマに分類した、類似のコメントは統合・省略した

1. 制度の複雑さと手続きの煩雑さ

- ✓ 制度が複雑、申し立てが手間、本人の理解が得られない、認知機能低下状態では特にトラブルになりやすい。
- ✓ 後見制度について、まず手続きが複雑すぎて個人では申請が難しく、弁護士や司法書士、行政書士などの力を借りる必要がある。費用的なこともあり、なかなか依頼しづらい部分がある。
- ✓ 手続きが大変。金銭的な負担が大きい。時間かかる。
- ✓ 手続きが煩雑すぎて、本人・家族だけでは困難。裁判所の決定が遅く、登記を待つまでに亡くなるケースもある。
- ✓ 申請が複雑。費用がかかるので家族が積極的ではない。後見人をつけたことでのデメリットがある。

2. 時間のかかる手続きと対応の遅れ

- ✓ 後見人が選ばれるまでに時間がかかりすぎる。後見人への支払いが多額。
- ✓ 診断書が高い。
- ✓ 後見人申請手続きの費用負担が大きい。選定までに時間がかかりすぎて、必要な支援が間に合わないケースが多い。
- ✓ 首長申し立てが、とても時間がかかる。社協とのスピード感が合わない。
- ✓ 必要な方なのに、自分で管理出来ると思い込み、サービスが介入出来ないことがあった。
- ✓ 後見人制度を頼みたくても、市役所の担当課が全く動いてくれない。高齢者の身寄りのない人をないがしろにしている様子がある。

3. 費用負担の高さ

- ✓ 後見人の報酬が高額で、低所得者層にはハードルが高い。必要な人ほど利用しにくい仕組みになっている。
- ✓ 利用前の事務手続きにお金がかかりすぎる。本人が提出することが難しい場合が多い。
- ✓ 費用が高い。申請が複雑。相続する家族がいると費用をかけてまで利用しようとしないうちにある場合がある。
- ✓ 貧困な家庭は利用料がかかると嫌がる。本人や家族が費用負担に納得せず導入が進まないケースが多い。
- ✓ 後見人制度の利用に際して費用がかかりすぎる点を見直すべきだと思う。

4. 後見人の質や信頼性への不満

- ✓ 弁護士や司法書士等が後見人をしてきているが、あまり頼り甲斐がないのに費用ばかり掛かっている。
- ✓ 任意後見人の財産管理が不透明。後見人の対応に不満を抱いている利用者が多い。
- ✓ 後見人が許可なく一方的に責任を放棄してしまう場合が稀に見受けられる。
- ✓ 後見人が必要な人に対して後見人が財産を管理していることを不安視する意見がある。
- ✓ 後見人の質にバラツキがあり、本人のためというよりも形式的な活動に終始している印象を受ける。

5. 周知不足と認知の低さ

- ✓ 制度が浸透しておらず、どこに誰に相談するのか等不明な事もあり、気軽に相談できる環境を希望します。
- ✓ 制度の主旨を被介護者本人や家族に正確に理解してもらえていないと感じます。
- ✓ 成年後見制度と身元引受人を混同していて理解していないケアマネさんが多い。
- ✓ 制度自体の認知度が低く、後見人がつくまでのプロセスがわかりづらいという声が多い。
- ✓ 制度利用に至る窓口が知られていない。

6. 制度利用を妨げる本人や家族の抵抗

- ✓ 本人が必要を感じていないことが多く、家族が費用や手続きの負担を理由に後見人をつけることを拒むケースがある。
- ✓ 本人が制度の必要性について認識していない。説明しても同意が得られず、決定が下りるまでの期間が長すぎて進まない。
- ✓ 家族が後見人の利用に対して財産管理を不安視し、導入を拒むケースが多い。
- ✓ 被後見人本人や家族に制度の説明をしても、理解が得られないことが多く、制度利用が進まない。
- ✓ 本人に制度利用を進めるタイミングが遅れ、認知機能が進行してからでは手続きがより困難になる場合がある。

7. ケアマネジャーや支援者の負担

- ✓ ケアマネジャーが後見人業務をほとんど請け負う形になっており、負担が大きい。
- ✓ 介護職員が情報提供を行っても、お金目当てと思われて信頼関係が棄損される場合がある。
- ✓ 役所や社協が動かず、ケアマネジャーが窓口としての役割を担い、業務量が増えている。

る。

- ✓ 制度利用に向けた準備の負担が重く、手続きや費用の負担がケアマネジャーに集中している。
- ✓ ケアマネジャー自身が後見人制度について詳しくない場合、制度利用が進まないケースがある。

8. 後見人の不足となり手の問題

- ✓ 成年後見人のなり手が不足しており、業務の多忙さが原因とされる。
- ✓ 後見人に対する報酬が低く、役割の割に割に合わないと感じる声が多い。
- ✓ 地域で市民後見人の養成が行われているが、需要に対して供給が追いついていない。
- ✓ 後見人が決定するまでの手続きが長引き、緊急性の高い支援に間に合わないケースがある。
- ✓ 制度利用者に必要な後見人がつかないことで、支援者の負担が増加している。

9. 首長申し立ての機能不全

- ✓ 首長申し立てに時間がかかりすぎるため、制度が十分に機能していない。
- ✓ 役場や行政が予算や人員不足を理由に対応を進めないことが多い。
- ✓ 身寄りのない高齢者に対する首長申し立てが消極的で、ケアマネジャーが対応を押し付けられることがある。
- ✓ 首長申し立てを進める手順が複雑で、現場では敬遠されがちである。
- ✓ 地方自治体が成年後見制度に対して積極的に関与しない姿勢が問題とされている。

10. 社会的サポートと相談窓口の不足

- ✓ 相談できる窓口がわからないという声が多く、気軽に相談できる場の整備が求められる。
- ✓ 包括的に成年後見制度をサポートするセンターの設置を望む意見が多い。
- ✓ 相談窓口が少なく、利用に至るまでの過程で情報が不足していることが課題。
- ✓ 制度についての正確な情報を得る機会が少なく、支援体制の充実が求められる。
- ✓ 制度利用に関して、役場や行政が責任を持って対応してくれる仕組みがほしいという声が多い。

トラブル評価 生前トラブルの発生状況

各トラブルが発生した件数：担当する要支援・要介護高齢者のうち、過去１年間にそれが生じた人の人数。

	全体		要支援		要介護 1/2		要介護 3-5	
	N=18,385		N=6,230		N=7,514		N=4,641	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面								
毎日の生活費のトラブル	577	(3.1)	269	(4.3)	175	(2.3)	133	(2.9)
サービス費用が 払えないトラブル	319	(1.7)	132	(2.1)	106	(1.4)	81	(1.7)
住まいの管理資金トラブル	276	(1.5)	114	(1.8)	89	(1.2)	73	(1.6)
貴重品の紛失トラブル	365	(2.0)	165	(2.6)	123	(1.6)	77	(1.7)
資産と契約に関する不正や浪費	226	(1.2)	88	(1.4)	79	(1.1)	59	(1.3)
大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面								
大きな資産取引のトラブル	222	(1.2)	97	(1.6)	59	(0.8)	66	(1.4)
住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面								
住環境と心身機能の ズレによるトラブル	300	(1.6)	125	(2.0)	90	(1.2)	85	(1.8)
住環境と心身機能の ズレ解消時のトラブル	226	(1.2)	82	(1.3)	70	(0.9)	74	(1.6)
医療・介護サービスの利用や選択の場面								
要介護認定更新の 申請に関するトラブル	395	(2.1)	178	(2.9)	110	(1.5)	107	(2.3)
保証人不在による サービス利用停滞	240	(1.3)	96	(1.5)	70	(0.9)	74	(1.6)
本人意思に基づかない 医療・介護提供	234	(1.3)	88	(1.4)	76	(1.0)	70	(1.5)
医療・介護の選択を めぐる家族間トラブル	297	(1.6)	103	(1.7)	99	(1.3)	95	(2.0)

各トラブルの発生が予想される件数：担当する要支援・要介護高齢者のうち、今後１年間にそれが生じる可能性が高いと見込まれる人の人数

	全体		要支援		要介護 1/2		要介護 3-5	
	N=18,385		N=6,230		N=7,514		N=4,641	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面								
毎日の生活費のトラブル	618	(3.4)	248	(4.0)	200	(2.7)	170	(3.7)
サービス費用が 払えないトラブル	319	(1.7)	126	(2.0)	97	(1.3)	96	(2.1)
住まいの管理資金トラブル	297	(1.6)	122	(2.0)	88	(1.2)	87	(1.9)
貴重品の紛失トラブル	320	(1.7)	118	(1.9)	108	(1.4)	94	(2.0)
資産と契約に関する不正や浪費	246	(1.3)	104	(1.7)	81	(1.1)	61	(1.3)
大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面								
大きな資産取引のトラブル	205	(1.1)	80	(1.3)	54	(0.7)	71	(1.5)
住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面								
住環境と心身機能の ズレによるトラブル	311	(1.7)	116	(1.9)	95	(1.3)	100	(2.2)
住環境と心身機能の ズレ解消時のトラブル	258	(1.4)	94	(1.5)	87	(1.2)	77	(1.7)
医療・介護サービスの利用や選択の場面								
要介護認定更新の 申請に関するトラブル	324	(1.8)	109	(1.7)	112	(1.5)	103	(2.2)
保証人不在による サービス利用停滞	250	(1.4)	106	(1.7)	76	(1.0)	68	(1.5)
本人意思に基づかない 医療・介護提供	250	(1.4)	93	(1.5)	77	(1.0)	80	(1.7)
医療・介護の選択を めぐる家族間トラブル	352	(1.9)	151	(2.4)	107	(1.4)	94	(2.0)

トラブル評価	生前トラブルの評価
--------	-----------

トラブルの評価：各トラブルについて、もしそれが頻繁に発生した場合に、本人が望む生活がどの程度送りにくくなると想定されるか（0～10：数字が大きいほど難しい）。[10=かなり難しくなる（絶対予防しなければならない）、1=全く変わらない（予防できるならした方がいい）]

n (%)	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	わからない
日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面											
毎日の生活費の トラブル	101 (18.2)	46 (8.3)	102 (18.4)	89 (16.1)	75 (13.5)	65 (11.7)	14 (2.5)	15 (2.7)	8 (1.4)	13 (2.3)	26 (4.7)
サービス費用が 払えないトラブル	112 (20.2)	50 (9.0)	94 (17.0)	84 (15.2)	69 (12.5)	58 (10.5)	24 (4.3)	13 (2.3)	8 (1.4)	21 (3.8)	21 (3.8)
住まいの管理 資金トラブル	82 (14.8)	47 (8.5)	95 (17.1)	96 (17.3)	81 (14.6)	68 (12.3)	17 (3.1)	17 (3.1)	7 (1.3)	17 (3.1)	27 (4.9)
貴重品の 紛失トラブル	67 (12.1)	41 (7.4)	104 (18.8)	95 (17.1)	86 (15.5)	69 (12.5)	21 (3.8)	15 (2.7)	10 (1.8)	17 (3.1)	29 (5.2)
資産と契約に 関する不正や浪費	77 (13.9)	70 (12.6)	91 (16.4)	84 (15.2)	90 (16.2)	55 (9.9)	17 (3.1)	13 (2.3)	13 (2.3)	16 (2.9)	28 (5.1)
大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面											
大きな資産 取引のトラブル	102 (18.4)	78 (14.1)	91 (16.4)	78 (14.1)	59 (10.6)	54 (9.7)	13 (2.3)	10 (1.8)	7 (1.3)	30 (5.4)	32 (5.8)
住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面											
住環境と心身機能の ズレによるトラブル	89 (16.1)	81 (14.6)	117 (21.1)	88 (15.9)	46 (8.3)	53 (9.6)	19 (3.4)	10 (1.8)	5 (0.9)	18 (3.2)	28 (5.1)
住環境と心身機能の ズレ解消時のトラブル	71 (12.8)	64 (11.6)	97 (17.5)	104 (18.8)	78 (14.1)	59 (10.6)	20 (3.6)	8 (1.4)	8 (1.4)	15 (2.7)	30 (5.4)
医療・介護サービスの利用や選択の場面											
要介護認定更新の申請 に関するトラブル	68 (12.3)	57 (10.3)	94 (17.0)	98 (17.7)	64 (11.6)	65 (11.7)	22 (4.0)	21 (3.8)	10 (1.8)	26 (4.7)	29 (5.2)
保証人不在による サービス利用停滞	83 (15.0)	70 (12.6)	87 (15.7)	94 (17.0)	54 (9.7)	69 (12.5)	25 (4.5)	15 (2.7)	7 (1.3)	20 (3.6)	30 (5.4)
本人意思に基づかない	68	62	105	80	79	69	22	18	7	16	28

医療・介護提供	(12.3)	(11.2)	(19.0)	(14.4)	(14.3)	(12.5)	(4.0)	(3.2)	(1.3)	(2.9)	(5.1)
医療・介護の選択を めぐる家族間トラブル	68 (12.3)	59 (10.6)	108 (19.5)	91 (16.4)	70 (12.6)	65 (11.7)	20 (3.6)	22 (4.0)	7 (1.3)	18 (3.2)	26 (4.7)

特に避けるべきトラブル（複数回答・5つまで）

	全体		居宅ケアマネ		包括職員	
	N=554		N=348		N=206	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
日ごろの生活にかかる支払いや現金の管理の場面						
毎日の生活費のトラブル	311	(56.1)	189	(54.3)	122	(59.2)
サービス費用が払えないトラブル	229	(41.3)	148	(42.5)	81	(39.3)
住まいの管理資金トラブル	130	(23.5)	69	(19.8)	61	(29.6)
貴重品の紛失トラブル	88	(15.9)	45	(12.9)	43	(20.9)
資産と契約に関する不正や浪費	85	(15.3)	53	(15.2)	32	(15.5)
大きな資産や自宅不動産の管理・処分等に関するトラブル場面						
大きな資産取引のトラブル	65	(11.7)	34	(9.8)	31	(15.0)
住まいの管理や選び方、住み替えに関するトラブル場面						
住環境と心身機能のズレによるトラブル	144	(26.0)	94	(27.0)	50	(24.3)
住環境と心身機能のズレ解消時のトラブル	73	(13.2)	46	(13.2)	27	(13.1)
医療・介護サービスの利用や選択の場面						
要介護認定更新の申請に関するトラブル	86	(15.5)	59	(17.0)	27	(13.1)
保証人不在によるサービス利用停滞	120	(21.7)	78	(22.4)	42	(20.4)
本人意思に基づかない医療・介護提供	155	(28.0)	102	(29.3)	53	(25.7)
医療・介護の選択をめぐる家族間トラブル	187	(33.8)	134	(38.5)	53	(25.7)

トラブル評価 死後のトラブル

これまでの職務経験の中で死後トラブルに遭遇した経験

		全体		居宅ケアマネ		包括職員	
		N=554		N=348		N=206	
		n	(%)	n	(%)	n	(%)
トラブル 遭遇経験	遭遇経験なし	329	(59.4)	233	(67.0)	96	(46.6)
	遭遇経験あり	225	(40.6)	115	(33.0)	110	(53.4)
	遭遇回数（再掲）						
	1 回	77	(13.9)	54	(15.5)	23	(11.2)
	2 回	59	(10.6)	29	(8.3)	30	(14.6)
	3 回	27	(4.9)	8	(2.3)	19	(9.2)
	4 回	28	(5.1)	10	(2.9)	18	(8.7)
	5 回	22	(4.0)	12	(3.4)	10	(4.9)
	6 回	7	(1.3)	2	(0.6)	5	(2.4)
	7 回	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	8 回	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	9 回	1	(0.2)	0	(0.0)	1	(0.5)
	10 回以上	4	(0.7)	0	(0.0)	4	(1.9)

急に死亡した場合の相続・死後事務に関するトラブル見込み

	全体		要支援		要介護 1/2		要介護 3-5	
	N=18,385		N=6,230		N=7,514		N=4,641	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
トラブル見込み	1,469	(8.0)	500	(8.0)	539	(7.2)	430	(9.3)

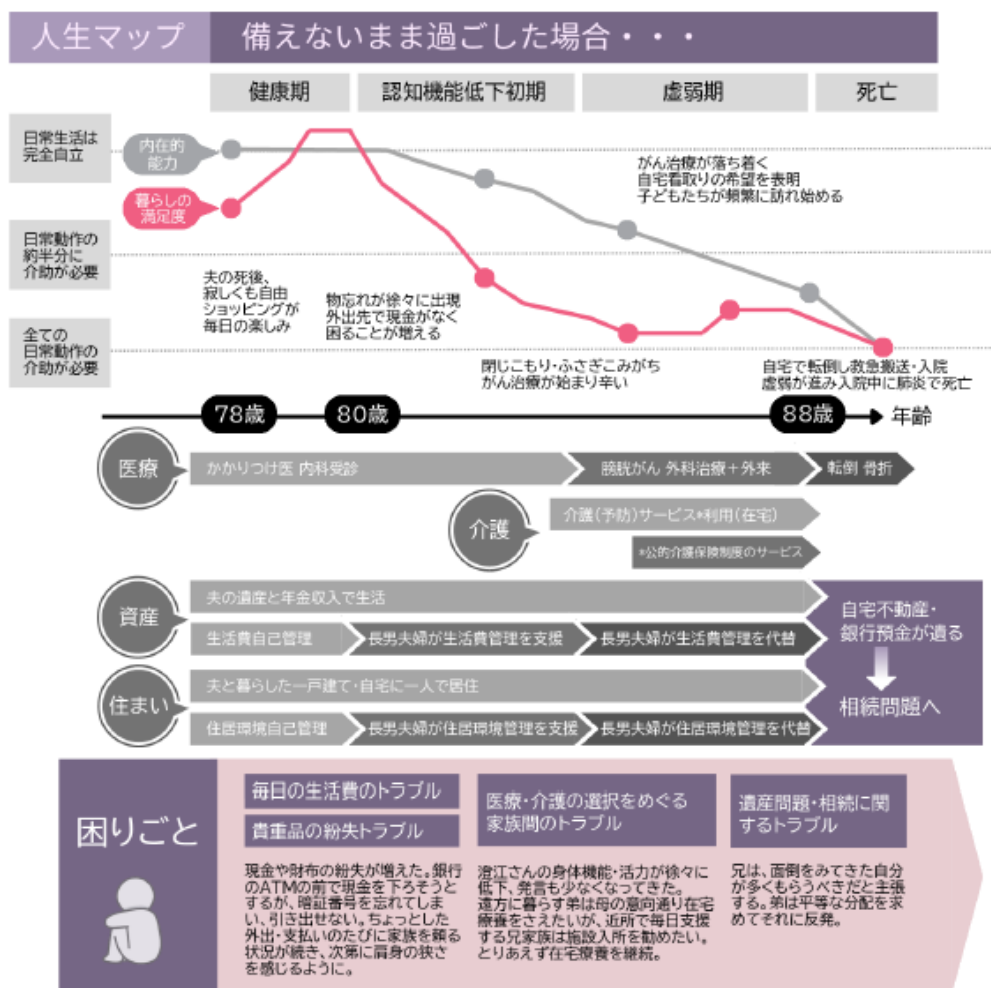
付録3. 高齢者ジャーニーマップ（初版）



CASE01.

(澄江さん)のお話

夫の死後、子どもたちに支えら



◆ ALP関連サービス/備えのススメ（澄江さんの場合）

◆ 民間の小口現金管理支援サービス/社会福祉協議会の日常生活自立支援事業:日常生活の現金管理を支援する仕組み
現金を下ろそうとするが暗証番号を忘れてしまい引き出せない様子が見えた時点で、日常生活の現金管理を支援する仕組みを検討・利用開始すると良い。そうすることで、支払いのために家族を頼る状況が軽減され、自身の狭さを感じるようになり、好きなものを自由に買えないことで外出の楽しみが減ってしまったりせず、澄江さんにとって、日常生活の現金管理を支援する備えが整っていれば、本人にとっては望ましい生活をより長く続けられた可能性がある。

◆ 遺言書作成:遺言書を作成しておくこと

本格的な介護が始まり、澄江さんが子どもたちに引け目を感じたり、兄弟間で自身の世話に関連した不平等感等が生じてしまうまでに、遺言書作成に着手しておくこと。遺言書を作成しておくことで、残された自宅と銀行預金の相続をめぐる、兄弟間で問題を引き起こすことは回避できた可能性がある。

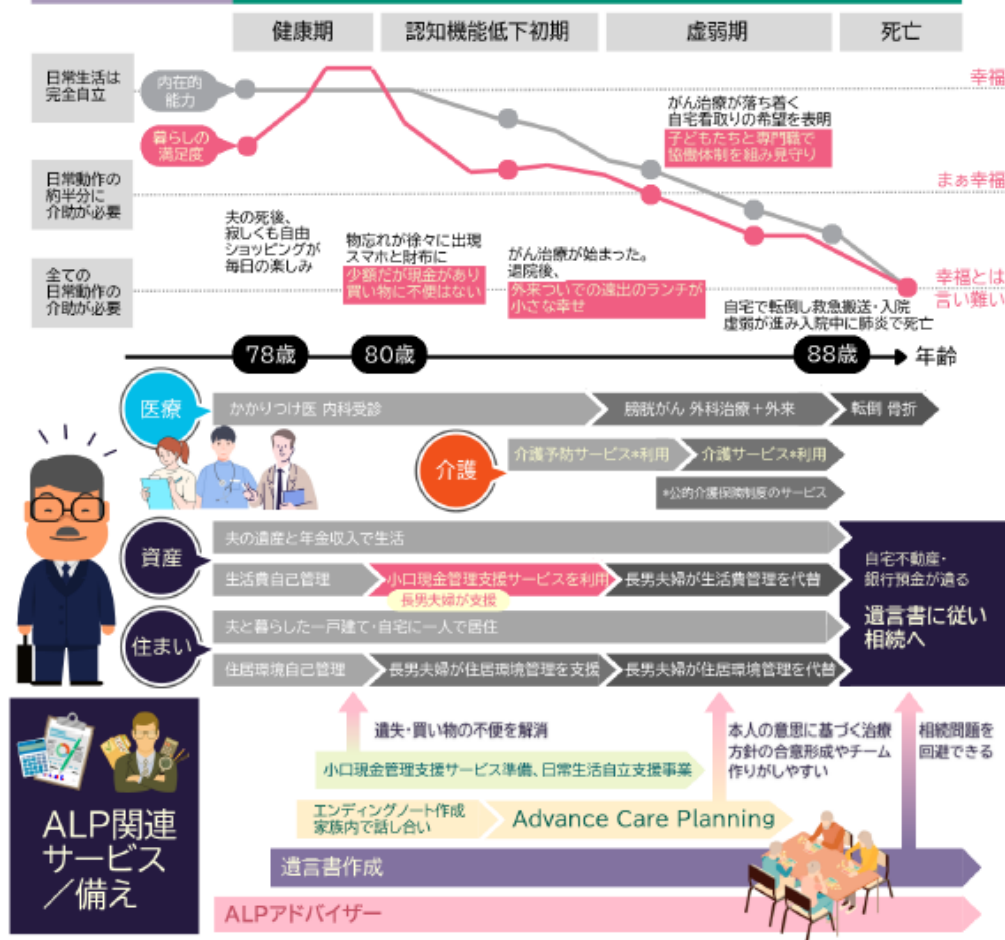
れながら、自宅で一人暮らしをする女性

独居

身寄りあり

- **基本データ** ● ● ● 長年暮らしてきた軒家に独居、年金生活、息子が2人(どちらも既婚、長男家族は自動車で30分の距離に近居)
- **従来の考え** ● ● ● 長男の手を借りて、最後は自宅で看取られたい。長男には多めにしつつ、相続は兄弟にうまく配分したい。兄弟でずっと仲良く過ごしてほしい。

人生マップ 上手に備えて過ごした場合



◆ **Advance care planning (ACP):** 療養方針を本人・家族・関係者がともに考え確認を繰り返すこと
 膀胱がん検出後、母の最期をどのように支えるべきかで兄弟間の意見が割れてしまった。不幸なことに本人の意向を十分確認できないまま、不慮の転倒をきっかけに亡くなってしまったことで、弟は自宅療養を勧めたことを悔やみ結果になった。本人は当初、自宅で最後まで暮らすことを希望していたが、心身機能・活力が低下していく中で意見が変わった可能性もあった。早いうちから本人・家族は、ケア関係者とACPに取り組んでおくこと。そうしておくことで「なるべく本人の選択に寄り添えた」経験を兄弟が共有できた可能性がある。

◆ **エンディングノート作成、家族内で話し合い**
 まず家族で話し合いながらエンディングノートを書いてみると、ACPを開始するための心の準備や考え、情報整理がやりやすくなる。
 エンディングノートには、行政機関や介護・福祉機関が配布しているものもあれば、金融機関が配布するもの、書店で販売しているもの等、様々な種類がある。

注意:あくまで仮のイメージであって、現制度等に照合した正確なガイドではありません。

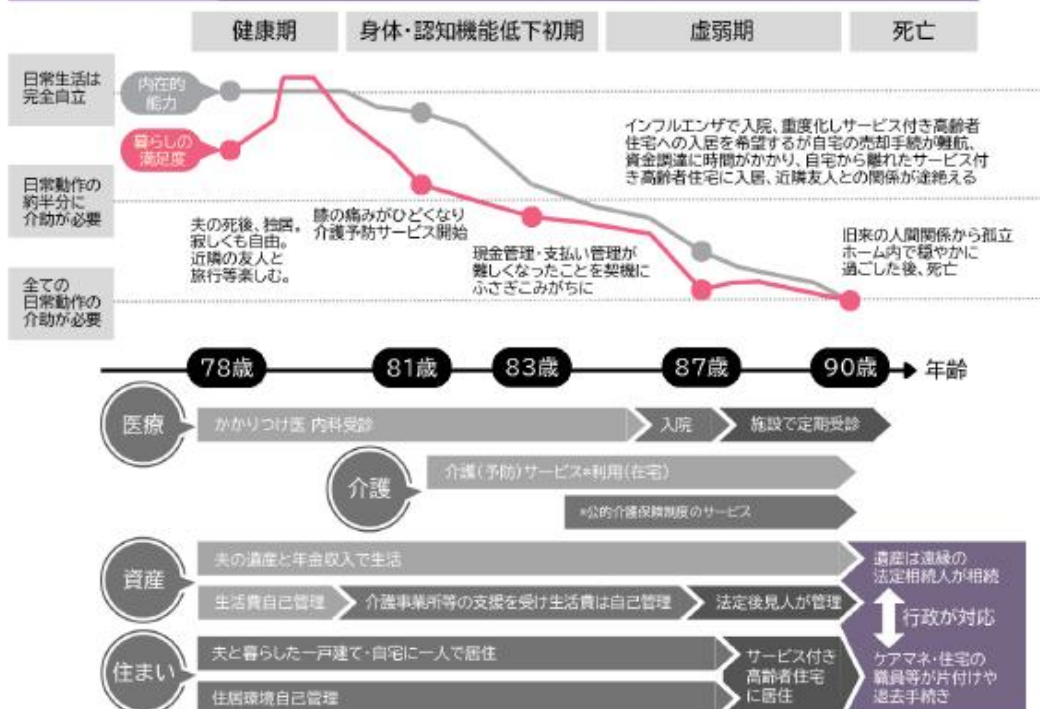


CASE02.

夫の死後、頼れる身寄りが

(ハナさん)のお話

人生マップ 備えないまま過ごした場合・・・



困りごと



貴重品の紛失トラブル

サービス利用費用が払えない

現金や財布の紛失が増えた。誰かの支援があれば行えるが、自発的に必要に応じた手続きができない。手続きミスにより、通っていたデイサービスで未払いが発生、自身の欲求を感じて、通いながらデイサービスをやめてしまった。

大きな資産取引のトラブル

本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル

自宅売買等の手続きがすぐに行えず、希望通りのサービス付き高齢者住宅に入る機会を逃してしまった。ようやく手続きが完了した後、本人の、本来の希望とは異なる場所にあるホームへの入居が決まった。手続きは人任せにしかできない中、自分の希望を強く主張する気にもなれず、結果的に友人らとの縁が遠ざかってしまった。

◆ ALP関連サービス／備えのススメ (ハナさんの場合)

◆ 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業：日常生活の現金管理を支援する仕組み

現金の管理に支障が見え始めた時点で、社会福祉協議会が提供する日常生活の現金管理を支援する仕組みを検討・利用開始すると良い。ハナさんは、手違いでの介護サービスの未払いが、自身の欲求やサービス利用控えにつながってしまった。支援を受けていれば、通いながらデイサービスを使い続けられたかもしれない。

◆ 任意後見制度

自身の意思を説明できるうちに、任意後見制度の利用準備をしておく、いざとなった際、スムーズに利用できるようになる。ハナさんの場合、転居手続きに際してあわただしく法定後見制度を開始せずとも、落ち着いて自身の意思を伝えたと上で後見人を選択できていれば、より良い形で住まい選択できた可能性もある。

◆ 遺言書作成：遺言書を作成しておくこと

自身の意思をきちんと説明できるうちに、遺言書作成に着手しておく、と良い。ハナさんの場合、特に遺産相続でトラブルはなかったものの、ハナさん自身が遺産の使い道を指定したかった可能性もあった。遺言書を作成しておくことで、自身の遺産を満足な形で選んでいくことができる。



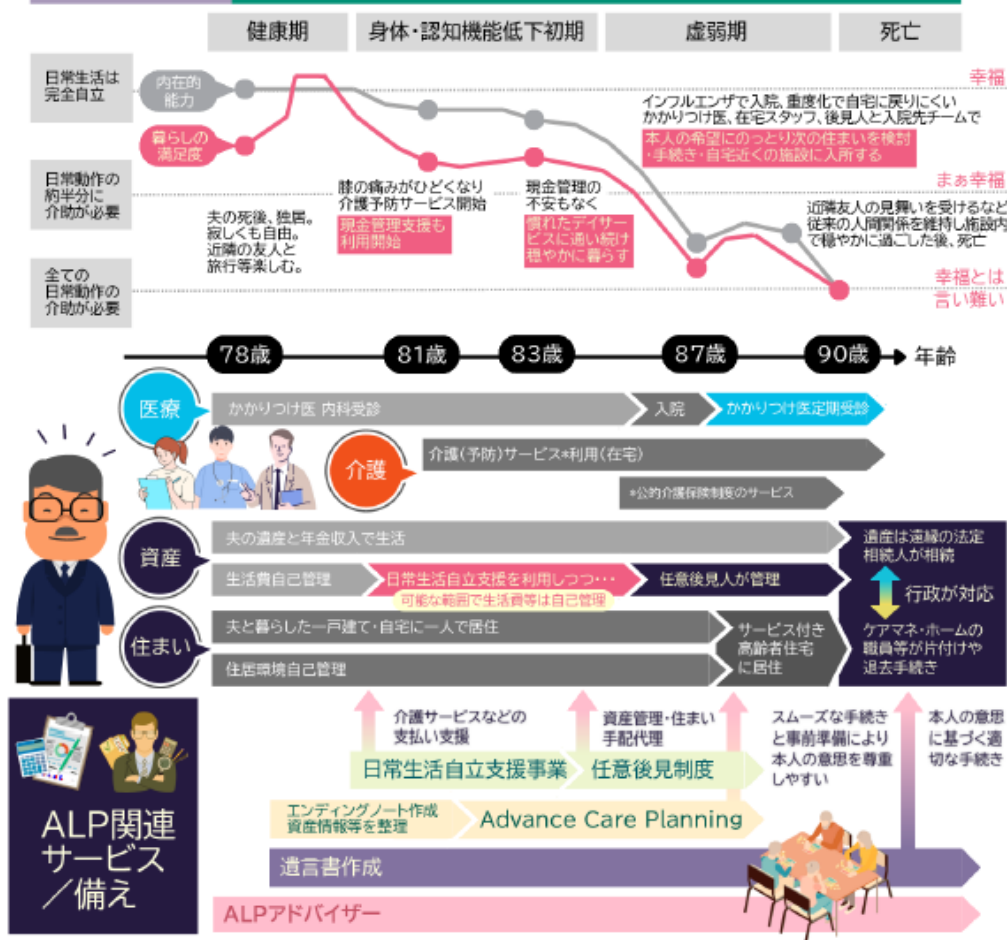
なく、自宅で一人暮らしをする女性

独居

身寄りなし

- **基本データ** . . . 長年暮らしてきた一軒家に独居、年金生活。頼れる身寄りなし。
- **従来の考え** . . . しばらく1人でゆっくり暮らして、家事ができなくなったら自宅を処分して施設で不安なく暮らしたい。看取りのことはまったく想像がつかない。

人生マップ 上手に備えて過ごした場合



◆ **Advance care planning (ACP):** 療養方針を本人・家族・関係者がともに考え確認を繰り返すこと
近隣の住民らとの関係性を大事にしたかったハズさんだったが、手続きがうまく進まず縁が切れてしまった。早くから、いざというときの対応やその時の治療・介護に関する方針を関係者としっかり共有できていれば、近隣のサービス付き高齢者住宅に入居できた可能性がある。

◆ **エンディングノート作成、資産情報などを整理**
エンディングノートを作成し、資産情報等を整理しておくことは、ACPを通じて作成した計画をよりスムーズに実行することに貢献できる。いざというときに備えて、自分が知らない情報をまとめておく、他の人の力を借りやすい。

注意:あくまで仮のイメージであって、現制度等に照合した正確なガイドではありません



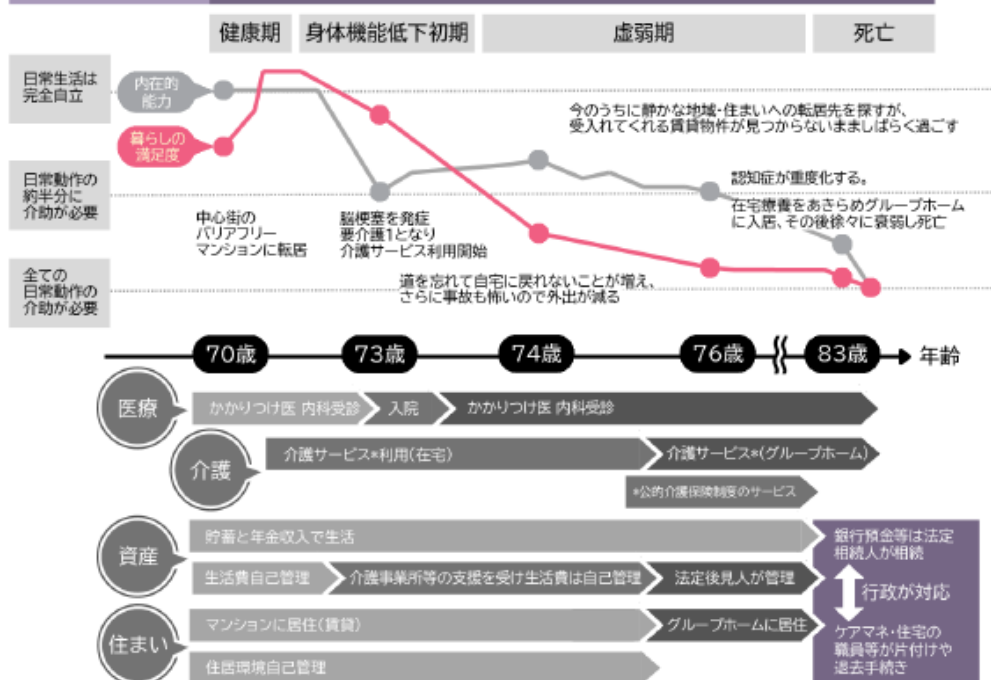
CASE03.

計画的に中心街のバリアフリー

(幸三さん)のお話

人生マップ

備えないまま過ごした場合・・・



困りごと



住環境と心身機能のズレによるトラブル

古くからのなじみの知人や店舗が少なく、交通量の多い地域に不慣れで外出頻度が急速に減少してしまっ。日常生活は問題なく行えているが、思い通りに生活と異なり不活発に。

住環境と心身機能のズレ解消に伴う契約・手続きのトラブル

本人意思に基づかない医療・介護サービス提供によるトラブル

成年後見制度も利用し、資金もある。自身の意思を表示できるうちに適いやすい地域に転居したいと希望するが、要介護・独居高齢者を受け入れる賃貸物件がない。そうこうしているうちに認知症が重度化。「現住居にいたくない」という希望だけが残ってしまい、応じた結果としてグループホームに入居。もともとは在宅療養を希望していた。

◆ ALP関連サービス／備えのススメ (幸三さんの場合)

◆ 民間の小口現金管理支援サービス／社会福祉協議会の日常生活自立支援事業：日常生活の現金管理を支援する仕組み
現金を下ろそうとするが暗証番号を忘れてしまい引き出せない様子が何回も続いた時点で、日常生活の現金管理を支援する仕組みを検討・利用開始すると良い。家族を頼る状況が続いて自身が狭く感じたり、自由に買い物ができず外出の楽しみが減ったりした。支援があれば、望ましい生活をより長く続けられた可能性がある。

◆ 任意後見制度

自身の意思を説明できるうちに、任意後見制度の利用準備をしておく、いざとなった際、スムーズに利用できることになる。幸三さんの場合、認知機能低下後にあわただしく法定後見制度を開始せずとも、落ち着いて自身の意思を伝えたと後見人を選択できていれば、より良い形で住まい選択できた可能性もある。

◆ 遺言書作成：遺言書を作成しておくこと

自身の意思をきちんと説明できるように、遺言書作成に着手しておく。幸三さんの場合、特に遺産相続でトラブルはなかったものの、幸三さん自身が遺産の使い道を指定したかった可能性もあった。遺言書を作成しておくことで、自身の遺産を満足な形で遺していくことができる。

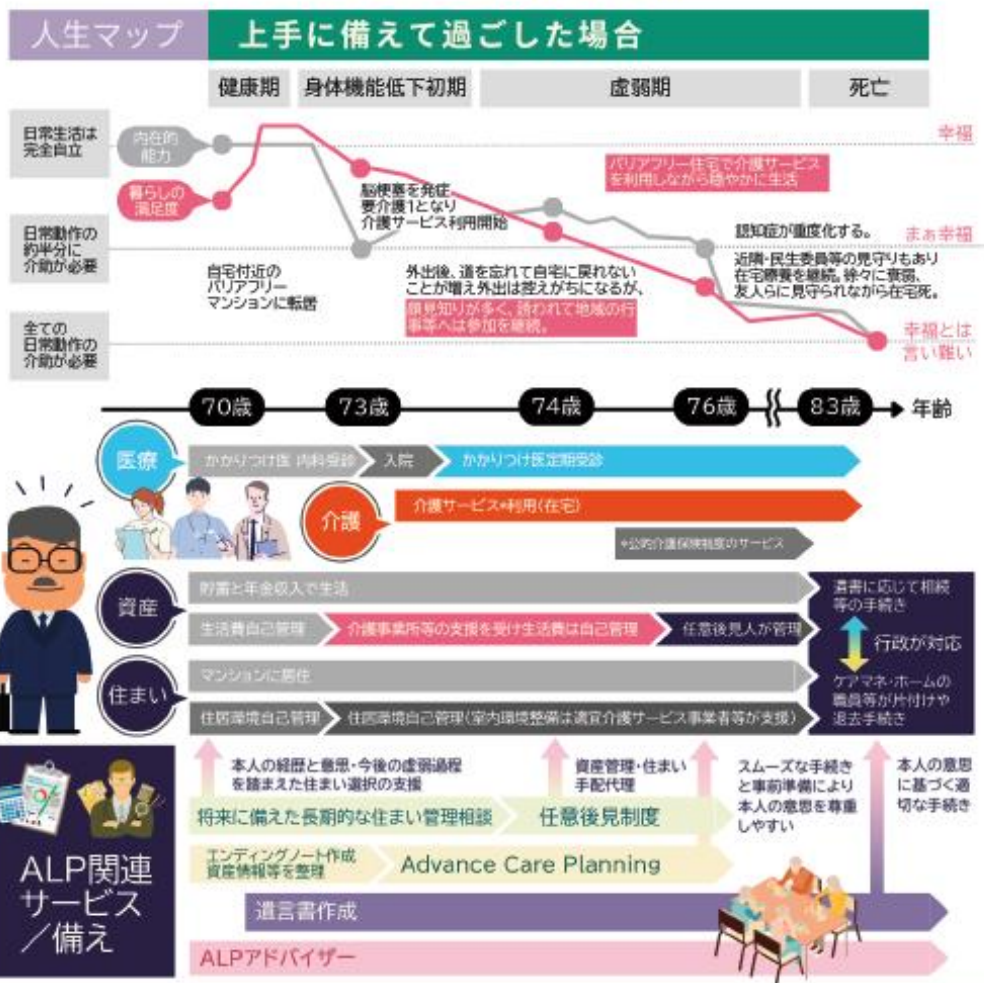


マンション(緊急コール付き)に引っ越した独身男性

独居

身寄りなし

- **基本データ** ● ● ● 長年暮らしてきたマンションに独居、年金生活。頼れる身寄りなし。
- **従来の考え** ● ● ● 在宅サービスなどを使いながら最後まで自宅で、1人で過ごしたい。息を引き取る前数日間程度は入院・入所先で過ごす形でもよいが、ギリギリまでプライバシーのある自宅で療養し続けたい。



◆ 将来に備えた長期的な住まい管理相談

住み慣れた「自宅」を最後の療養場所として希望し、そのためにパラフリーマンションに転居したにもかかわらず、最終的にはグループホームに入居した。グループホームでの生活に不満はなかったようだが、住み替え先を上手に進んでいれば、ギリギリまで自宅で過ごせた可能性がある。

◆ Advance care planning (ACP):療養方針を本人・家族・関係者がともに考え確認を繰り返すこと

自宅で療養を続けたかった幸三さんは、自分なりにきちんと調べて考え、状況に応じて自分の意思を周囲に常に伝えていたが、結果的にうまく運ばなかった。関係者と共に確認すると、自分だけでは予測できなかった問題について考え、備えることができるため、よりよい転居先を選択したり、早期に軌道修正できた可能性がある。

◆ エンディングノート作成、資産情報などを整理

エンディングノートを作成し、資産情報等を整理しておくことは、ACPを通じて作成した計画をよりスムーズに実行することに貢献できる。いざというときに備えて、自分しか知らない情報をまとめておく、他の人の力を借りやすい。

注意:あくまで仮のイメージであって、実際直等に相談した正確なガイドではありません。